図・本館

2003年度 博士論文

移民と国家

—極東ロシアにおける中国人、朝鮮人、日本人移民の比較研究（1860-1917）—

サヴェリエフ・イゴリ

名古屋大学図書
11472902

博士論文

移民と国家

—極東ロシアにおける中国人、朝鮮人、日本人移民の比較研究（1860-1917）—*

サヴェリエフ・イゴリ†

名古屋大学大学院

国際開発研究科

審査委員会

中　條　直　樹（委員長）　伊條直樹

桜　井　龍　彦　櫻井龍彦

高　橋　公　明　高橋公明

研究科委員会合格決定

2003年7月16日

---

* Migration and Nation: A Comparative Study of the Chinese, Korean and Japanese Diaspora in the Russian Far East, 1860-1917

† Igor R. Saveliev, the Russian Federation

凡例

1．帝政期の「極東ロシア」は、欧米の文献でシベリアと通称される地域の一部であり、「沿海州」、「沿アムール地方」、「カムチャツカ半島」、「サハリン島」を含む。また、沿海州南部に対しては「南ウスリー地方」という帝政期の通称も用いる。

2．旧地名については現行の表記を使用したが、外交文書などを引用する際には旧地名をそのまま使用した。例えば、ウラジオストクは現行表記であるが、本論文に引用する場合には、「浦潮」、「浦塩」、「浦潮斯徳」という表記も使用している。

3. 本論文で用いた民族学の専用語"push factor", "pull factor"は、カタカナを用いて「プッシュ要因」と「プル要因」とした。

4．本論文では、極東ロシアへの移住に影響を与えた諸要因またはその時期の移住の特徴を、ハワイなどの地域への日本人移民のそれと比較している。本論文ではハワイの日本人移民についての史料は比較分析の例証としてのみ使用しており、ハワイへの移住の全面的分析を対象としていないことを最初にお断りしておく。

5．本論文で使用する「エスニシティ」及び「エスニック・アイデンティティ」という概念は、民族学の専門語であり、ある民族への所属性に対する主観的感覚を表わす。

6．本論文では、基本的に西暦を使用するが、西暦と和暦を使用する際には、和暦を括弧書きにした。

7．朝鮮王朝は、1897年から1910年まで、大韓帝国と改称したが、本論文では「朝鮮」で統一した。さらに、この国の出身者に対して、「韓人」、「高麗人」などの通称が使われているが、本論文では、「朝鮮人」で統一する。

8．本論文では、1911年の辛亥革命以前の中国に対して、国号を「清国」、その臣民を「清国人」とし、1911年以降の時期に対して、国号を「中国」、その出身者を「中国人」とする。

目次

序章……1

0-1　本研究の特色と目的……1

0-2　極東ロシアにおける東アジア系移民に関する史料と行先研究……2

0-3　論文の構成……18

第一章　移民と移民送出国：東アジア諸国からの移民と極東ロシア……20

1-1　東アジア地域の労働市場における移民：その前提条件……21

1-2　大陸間移民：西欧列強との条約における海外出稼ぎ……25

1-3　ロシア帝国東方国境画定政策の国際展開……38

1-4　ロシア帝国の東方国境確定と東アジア系移民の法的地位……45

1-5　第一章の結論：大陸間移民と大陸内移民：その共通点と相違点……55

第二章　国際関係の中の移民：東アジアの国際関係における極東ロシアへの中国人、朝鮮人、日本人移民……56

2-1　ケース1　義和団の乱とロシア残留の清国人……56

2-2　ケース2　日露戦争とロシア在留日本人……60

2-3　ケース3　朝鮮併合とロシアの朝鮮人移民、1905~1910年……65

2-4　第二章の結論……89

第三章　移民と移民受入政策　：沿アムール総督管区における東アジア系移民政策……91

3-1　自由移民期（1860-1883年）……91

3-2　移民政策成立期（1884-1893年）……103

3-3　移民帰化奨励期（1893-1905年）……115

3-4　移民制限期（1906-1914年）……125

3-5　契約移民期（1914-1917年）……145

3-6　第三章の結論……155

第四章　移民と移民受入国　：極東ロシアにおける東アジア系移民社会の生成と発展……157
4-1　沿アムール総督管区の労働力不足問題における移民……157
4-2　極東ロシアにおける中国人社会の生成と発展……162
4-3　極東ロシアにおける朝鮮人社会の生成と発展……188
4-4　極東ロシアにおける日本人社会の生成と発展……203
4-5　同化と民族帰属性保持：母語教育を中心に……220
4-6　中国人、朝鮮人、日本人の極東ロシアへの移民の共通点・相違点……233
第五章　結章……240
資料……248
史料・参考文献……277

序章

0-1　本研究の特色と目的

本論文で使用する「出稼ぎ」ないし「出稼ぎ者」、「移住」ないし「移住者」、「移民」という用語は民族学と国際移動論の専門用語で欧米の文献または日本の文献では様々に定義されている。本論文では、「移住者」（migrant）は一つの地域から他の地域に移る者で、時代を特定せずに使用する。また「移住者」と同じ意味で「移民」を使用する。「移民」は、英語の“emigrant”と同様に、「定住する意志をもって母国を出国し海外へ移住する者」として考え、同時に受け入れ国にとっては、「移民」が「新入国者」（immigrant）を意味する。「出稼ぎ者」（sojourner）は、就労が目的であり定住の意志がなく、短期で国外へ移動する者である。

本論文は、移民（＝海外渡航者）と国家との関係を様々な視点から概観し、これまで余り研究の対象にされなかった東アジア系移民の極東ロシア地域への移住に関する諸問題について、1858～1860 年のアムール州、沿海州のロシアへの併合から 1917 年のロシア革命に至るまでの歴史を可能な限り網羅的かつ多面的に分析することを目的としている。

人の国際移動は、複雑な過程であり、個人のレベルや社会のレベルで様々な要因の影響を受け、様々なプロセスに影響を与える。まず、移住者自身には、移住の原因や背景、移住先の模索、移住先国までの旅行、受入国での異文化との接触、同化、帰化などの性格の異なる複雑な行動や、自覚の変容がある。しかも、移民を送り出す国家（以下、移民送出国）と移民を受け入れる国家（以下、移民受入国）の対策は、移民（＝新入国者）の移入出の管理、組織化を行うことであり、入国を奨励するか制限するかによってそれは左右される。本論文では、以下の側面に焦点を絞り、極東ロシアへの東アジア系移民の具体的な事例を検討することによって、可能な限り多面的に、人の国際移動の過程を分析する。

まず、第一章では、東アジア諸国が、移民送出国として、海外渡航者の移出をいかに管理していたかを検討する。とくに、ロシア以外の西欧列強と結ばれた条約において海外渡航者がいかに取り扱かわれていたか、本論文の主要な研究の対象の極東ロシア地域への移住が、他の西欧列強と比べていかなる特徴をもって、いかに条約に定められていたかを明らかにする。

第二章では、東北アジア地域の国際関係、とくに日清戦争、義和団戦争、日露戦争、朝鮮の植民地化が、極東ロシアにおける東アジア系移民にいかなる影響を与えたか、同時に、ロシア在留東アジア系移民が中露・日露関係にいかなる影響を与えたかを分析する。

第三章では、1860年から1917年までの期間を、自由移民期（1860-1883年）、移民政策成立期（1884-1893年）、移民帰化奨励期（1893-1905年）、移民制限期（1906-1914年）、契約移民期（1914-1917年）の五つの時期にわけた上で、各時期のロシア政府の東アジア系移民に対する移入規制政策を概観する。

第四章では、中国人、朝鮮人、日本人という三つのエスニック・グループの極東ロシアへの移住過程の経緯やその特徴の共通点・相違点を明らかにしつつ、中国人社会、朝鮮人社会、日本人社会の生成と発展の軌跡を辿る。さらに、ロシア帝国の新領土であり、また未開拓地であった極東ロシアの地域的特色を考慮し、東アジア系移民がこの地域の経済的・社会的発展にどのような貢献をしたかを明らかにする。さらに、母語による教育を中心に、同化過程と民族属性保持過程や、移民受入国と移民の民族組織との関係を分析する。

最後に、上記の焦点の分析を踏まえて、中国人、朝鮮人、日本人の極東ロシアへの移住過程をモデル化し、移民研究の新しい側面に光をあてたい。

0-2　極東ロシアにおける東アジア系移民に関する史料と先行研究

本研究では、以下に示すロシア、日本、アメリカ合衆国において出版或いは公刊された史料、またロシア語、日本語の未公刊史料、日本語、ロシア語、中国語、朝鮮語の公刊史料と文献を用いた。そのうち、東アジア系移民の受入国であるロシアの史料及び関連研究を、最も大量に使用した。

この史料の収集は、1993年から2002年に至る9年間にわたり、日本、ロシア連邦、アメリカ合衆国、中華人民共和国において行った。日本では日本外交資料館、国立国会図書館憲政資料室、北海道大学スラブ研究センター、大阪大学附属図書館、名古屋大学中央図書館など、ロシア連邦では極東地域国立ロシア歴史公文書館（Ｒｏｓｓｉｊｓｋｉｊ ｇｏ－ｓｕｄａｒｓｔｖｅｎｎｙｊ ｉｓｔｏｒｉｃｈｅｓｋｉｊ ａｒｈｉｖ Ｄａｌｊｎｅｇｏ Ｖｏｓｔｏｋａ）、サンクト・ペテルブルグの国立ロシア歴史資料館（Ｒｏｓｓｉｊｓｋｉｊ

государственный исторический архив = РГИА, Санкт-Петербург),Архив востоковедов,Санкт-Петербургское отделение Российской Академии Наук(東洋学者史料館、ロシア科学アカデミーサンクト・ペテルブルグ支部付属東洋学者公文書館)、Российский государственный архив Военно-Морского Флота =РГА ВМФ（ロシア海軍公文書館）など、アメリカ合衆国では、スタンフォード大学フーヴァー戦争研究所（Hoover Institution of War)、全米日系人博物館（ロサンゼレス市)、カリフォルニア州立大学ロサンゼレス校ヨーング研究図書館日系アメリカ人研究プロジェクト・コレクション（UCLA, Young Research Library, JARP Collection)、中華人民共和国では遼寧省档案館を利用した。利用した史料、文献についてここで考察しておく。

1860 年から 1917 年にかけて、すなわちロシア帝政期（дореволюционный период）の一時期の極東ロシア地域への中国、朝鮮、日本からの移民に関するロシアの未公刊史料は、主として、東シベリア総督管区事務所の公文書、沿アムール総督管区事務所の公文書、ロシア外務省の外交文書、外交官の書簡である。東シベリア総督の公文書は、主として、アムール州・沿海州が併合された 1860 年から沿アムール総督管区が創設された 1884 年までの公文書であり、東シベリア総督管区の主要都市であったイルクーツク市のイルクーツク州国立公文書館（Государственный архив Иркутской области）に保管されている。一方、沿アムール総督管区の史料は、1884 年以降の公文書からなっており、1941 年まで沿アムール総督管区の主要都市であったハバロフスク市及び沿海州軍務知事が勤務していたウラジオストク市に保管されていたが、第二次世界大戦期に、トムスク市へ移管され、その際、多くの公文書が損失した。1990 年、沿アムール総督管区の公文書は、ウラジオストク市に返還され、極東地域国立ロシア歴史公文書館（Российский государственный исторический архив Дальнего Востока）に所蔵されるようになった。

帝政ロシアの外交文書は、モスクワのロシア帝国外交史料館（Архив внешней политики Российской империи）に保管されており、極

東ロシア地域の東アジア系移民に関するロシア人外交官の報告書、日本と中国政府宛ての書簡などの公文書も含まれている[1]。

さらに、ロシア海軍公文書館のアレクセーエフ提督文庫（ф о н д）には、極東ロシア地域における移民問題に関する重要な一次史料が保管されており、とくに、1868 年 5 月 4 日（旧暦 4 月 19 日）にウラジオストク周辺のアスコリド島（現ルッスキー島）で起きた「満人動乱」[2]（м а н з о в с к а я в о й н а）と呼ばれる清国人金採掘者によるロシア人水兵殺害事件に関するロシア海軍将校の報告書などは、本研究の重要な史料になった。

極東ロシア地域における東アジア系移民に関する日本政府の公文書は、主として、東京の日本外交資料館に所蔵されており、そのうち、駐ウラジオストク貿易事務官（1906 年以降領事）の報告書の多くは、その数も多く日本政府側の視角からみた東アジア系移民問題の重要な史料である。

さらに、アメリカ合衆国のスタンフォード大学フーヴァー戦争研究所（Hoover Institution of War）の一次史料の中には、極東地域のすべての主要な事件の目撃者となった A.ボーグダノフ（А.Б о г д а н о в）文庫や、沿アムール総督の外交担当であった N.V.ボゴヤヴレーンスキー（Н.В.Б о г о я в л е н с к и й）文庫があり[3]、本論文の作成に利用した。

極東ロシアにおける東アジア系移民問題に関する研究は、その大部分がロシア人研究者によって行われてきたと言ってもよく、以下の 4 つのグループに分けることができよう。つまり、①19 世後半～20 世紀初頭に東アジア系移民の実態を調査したロシア人探検家、大学教授、さらに移民取締高官、②ソヴィエト政権樹立後の 1920 年代の研究者、③スターリン批判以降のソ連諸民族の歴史を修正した 1950 年代末～1960 年代の研究者、④ロシア社会の民主化によって異民族間関係を研究対象とすることに対するタブーがなくなり、民族学

---

[1] ロシア帝国外交資料館における日本関連公文書目録は、1993 年に日本で出版された。А р х и в в н е ш н е й п о л и т и к и Р о с с и й с к о й и м п е р и и : п у т е в о д и т е л ь. П о д . р е д . И.В. Б у д н и к а , Minneapolis: East View Publications, 1995 （I.V.ブードニク編『ロシア帝国外交資料館—案内書—』Minneapolis: East View Publications, 1995）.

[2] ロシア人は、沿海州に居住していた満州人、漢人を「м а н з ы＝マンズィ」（満人）という総合的な通称で呼んでいた.

[3] Hoover Institution of War, Stanford University, A. Bogdanov Collection; N.V.Bogoiavlenski Collection.

的諸問題が自由に取り扱われるようになった1990年代の研究者、である。

第一のグループの研究者は、東アジア系移民の実証的調査を行い、その調査の成果を著書、学術論文等として発表した。彼らの研究は、主として個別的に行われていたが、ロシア政府及び地方当局の依頼を受けたウラジーミル・ヴィースレネフ（Владимир Висленев）七等文官は、1878年から1879年にかけて、すでに定住していた清国人及び朝鮮人、そしてシベリア先住民(調査報告書ではинородцы＝異民族人)の名簿作成までの厳密な調査を行った[4]。

さらに、帝政ロシア地理学協会（Императорское Русское Географическое Общество）の会員I.P.ナダーロフ(И. П. Надаров)ロシア参謀本部中佐、Iu.A.ナザーロフ（Ю.А.Назаров）中佐も、極東ロシア地域の自然、先住民、移民に関する貴重なデータの収集を行い、当該地域の東アジア系移民研究の先駆者となった。

さらに、1884年、ウラジオストクの研究者たちは、F.F.ブッセ（Ф.Ф.Буссэ）移住局長により、アムール地方研究会（Общество изучения Амурского края）に組織化され、1894年になり、沿アムール総督管区の本部が置かれていたハバロフスクには、帝政ロシア地理学協会沿アムール支部も設立され、初会合が開かれた。翌1895年には会員A.V.キリーロフ（А.В.Кириллов）[5]が、アムール州の唯一の朝鮮人村を訪れ、その村の朝鮮人の慣習、生活様式などについての記事を地方新聞『沿アムール報知』に掲載した。

上述のアムール地方研究会と帝政ロシア地理学協会沿アムール支部は、博物館と図書館

---

[4] この調査で作成された名簿は、イルクーツク州国立公文書館（24－10－333/K2118）に保管されており、『東シベリア統治に関する主要な公文書総覧』にも掲載された。Сборник главнейших официальных документов по управлению Восточной Сибирью. Т.4. Вып.2. Иркутск, 1884. С. 152-176.（『東シベリア統治に関する主要公文書総覧』第4巻第2号、イルクーツク、1884年、152-176頁）.

[5] Кириллов А.В.Корейцы села Благословенного.Приамурские ведомости. Хабаровск, 1895. №. 58.（A.V.キリーロフ「ブラゴスラヴェンノエ村の朝鮮人」『沿アムール報知』1895年、第58号.

を併せもち、収集した文献、資料には、東アジア系移民に関する多くの資料も保持していた。

1899 年は、極東ロシア地域の東洋学、とくに東アジア系移民社会の研究に新しい段階を迎えた年であった。すでに 1890 年代半ばごろから、中国、朝鮮及び日本との貿易の拡大を要望していた極東ロシア地域の政府機関、或いは民間企業は、東洋語・東洋文化の知識を有している専門家の養成を要望していたこともあり、1899 年、ロシア皇帝アレクサンドル三世の勅命によりウラジオストク市に東洋学院が設立された[6]。東洋学院の規約によれば、その主要な目的は極東ロシアの役所、或いは企業のために専門家を育成することであった。

東洋学院では、東洋学の中心サクト・ペテルブルグ大学から赴任した東洋学者たちが後継者の養成を行うとともに、極東ロシア地域に隣接する日本、中国、朝鮮の文化、歴史、民族に関する研究を遂行し、さらに、極東ロシアに在住する東アジア系移民を含む諸民族の状況調査の必要性を提言していた。例えば、東洋学院日本語講座長 E.G.スパルヴィン（Е.Г.Спальвин）は、東洋学院長 A.M. ポズネーエフに（A.M. Позднеев）「極東ロシアの実証的調査のために、現実的に東洋学を利用すべきである」[7] と主張し、その調査内容としては、極東ロシアの東アジア系居留民の実態、慣習、職業などに焦点を絞るように提案した。

この提案に対して、日露関係の緊張を背景に、まず日本人居留民に関する調査計画が策定され、ハバロフスク官庁課長に就任した東洋学院の卒業生 P. Iu.ワスケーヴィチ（П. Ю. Васкевич）[8]がその調査の依頼を受け、彼はロシア人研究者としてはじめて日本人居

---

[6] Известия Восточного института、1994、№1（『東洋学院紀要』1994 年第 1 号.）

[7] Спальвин Е. Г. Японские общества во Владивостоке, 1909, Архив востоковедов, Санкт-Петербургское отделение Российской Академии Наук. Ф 1, оп. 4, д. 27. (E.G.スパルイン,「ウラジオストク日本人居留民会」、1909：東洋学者史料館、ロシア科学アカデミーサンクト・ペテルブルグ支部付属東洋学者公文書館、1-4-27).

[8] P.Iu.ワスケヴィチについては、Подалко П. Э. П. Ю. Васкевич. Он всегда был полон идей. П. Ю. Васкевич — эмигрант-романтик. Из—вестия Восточного института、1999、N. 5、75—96 (P.E.ポダールコ「彼

留民社会の調査を行い、貴重なデーターを収集した。その調査成果は、日本人のロシアへの移住の特徴、慣習、組織化に関する収集したデータを総括し、学術論文として、1904 年 1 月に「東洋学院紀要」に掲載された[9]。とくに、P. Iu.ワスケーヴィチをはじめとするロシア人研究者の注目を集めたのは、ウラジオストク在住の日本人により創設された「浦潮居留民会」という組織であった。

E.G.スパルイン、V.V.グラーヴェ（В.В.Граве）外務省全権[10]、外務省在勤者 L.A.ボゴスロフスキー（Л.А.Богословский）は、ウラジオストクの居留民会を研究の対象とし、L.A.ボゴスロフスキーは、日露戦争後に改正された浦潮居留民会規約を対象にした論文「浦潮日本人居留民会規約」[11]を発表した。彼らがとくに綿密に調査したのは、浦潮居留民会、或いはロシアの各都市にあった日本人居留民会が地域社会にいかなる影響を与えていたか、またロシア社会にとって有益であったかどうかということであった。

1910 年には、E．G．スパルインが、ロシアの日本人社会に関する先行研究を批判的に検討しつつ、さらに『日本帝国統計年鑑』、在浦潮総領事館の『報告書集』などの資料を用いて、論文「在浦潮日本人会」を取りまとめたが、未出版である[12]。その中には、資料収

はいつも新しい提案を一杯持っていた—夢想家・亡命者としての P.Iu.ワスケーヴィチ」『東洋学院紀要』1999 年第 5 号、75－96 頁）が詳しい.

[9] Васкевич П. Ю Очерк быта японцев в Приамурском крае. Известия Восточного института, 1906. Т. 5., вып. 1. Влд. (P.Iu.ワスケヴィチ「沿アムール地方の日本人の生活風習」『東洋大学紀要』1906、Vol.5, Part 1. ウラジオストク）.

[10] E.G.スパルイン、前掲書、59－61 頁；Граве В. В. Китайцы, корейцы и японцы в Приамурье Труды командированной по высочайшемуповелению Амурской экспедиции. Выпуск 11. Санкт-Петербург, 1912. (V.V.グラーヴェ「『沿アムール地方』における中国人、朝鮮人及び日本人」『勅令により派遣されたアムール調査隊の報告書』 第 11 巻, サンクト・ペテルブルグ, 1912 年）.

[11] БогословскийЛ.А. Устав общества японцев, проживающих во Владивостоке, Вестник Азии, 1911, №. 9, Харбин. С. 70－75. (L.A.ボゴスロフスキー「ウラジオストク日本人居留民会の規約」『アジア通報』、1911 年 9 号ハルビン、70－75 頁).

[12] E.G.スパルイン、前掲書.

集の困難さについて、「日本人居留民の組織については、刊行物が存在していないために綿密な調査を行うことは不可能である。［日本人との］偶然な話し合い、店舗の日本語の看板を眺めることだけから情報を集めた。その後、この情報のほとんどが正確であると1902年に東京で刊行された『浦潮案内』[13]によって、確認できた」[14]と語った。

実際には、E.G.スパルインは、東京を訪れた際、この『浦潮案内』などの資料を購入したが、上述した通り、これ以外のほとんどの資料は非売品であったために、その収集は困難であった。さらに、彼は、ロシア大使館に勤務していた東洋学院の卒業生からロシア国内では入手不可能な『黒龍』、『朝鮮協会会報』、『東方協会会報』、『東亜同文会』等の雑誌、書籍などを入手した。

V.V.グラーヴェ外務省全権も、資料収集の困難さに関して、「全ロシアの国勢調査のデータ収集の際には、自ら[日本人の]企業所有者を訪れ、聞き取りによって、データを集めており、[日本人総数に関して]発表された数字は極めて注意深く取り扱うべきであろう」[15]と述べ、国勢調査のデータが確実ではないと主張した。

日露戦争後、ロシア軍参謀本部も東アジア諸国の政治、経済、軍隊に関して注意を向け、ハバロフスク軍管区本部（Штаб Хабаровского военного округа）も1910から1917年にかけて、東アジア諸国の新聞、雑誌の記事を翻訳し、転載した雑誌『中国と日本』[16] を刊行していた。この雑誌には、東北アジア地域の政治、経済、軍隊に関する中国、日本、朝鮮、イギリス、アメリカ合衆国の新聞、雑誌の記事の概説が掲載されているばかりか、ロシアだけではなく、ハワイ、アメリカ合衆国、カナダ、ブラジル、ペルー、メキシコ、朝鮮、マレーシア半島における日本人移民に関する記事も掲載されていた。

---

[13] 角田他十『浦潮案内』1902年.

[14] E.G.スパルイン、前掲書、5頁.

[15] Граве В. В.（V.V.グラーヴェ）、前掲書、33頁.

[16] Китай и Япония, Хабаровск, 1910-1916 （『中国と日本』ハバロフスク- №№ 3 (1910), 18, 20, 26, 37, 48 (1911), 86, 100, 109 (1912), 122, 124, 137, 140, 156-157, 159 (1913), 183, 185, 188, 204 (1914), 233 (1915), 237, 239, 242, 247 (1916).

1914年には、ロシア人東洋学者N.V.キューネル（Н. В.Кюнер）[17]は、当時の新聞、雑誌或いはL．オーベル(Louise Aubert)の著書[18]、E．グリューンフェルド(E. Grunfeld)の著書[19]などの研究に基づいて、論文『Японская эмиграция』（「日本人移民」）を発表し、そのなかで、日本人移民の統計、経緯のみならず、その目的、性格、特徴も分析し、「日本人移民の問題は、広い意味で日本国民の利害を超えて、日本人の意欲と国外の日本臣民の政治的経済的役割を現す日本政治の目に見えない主因のために、ロシア人を含めたヨーロッパ人にも疑いなく意義を帯びてくる」[20]と指摘している。これをみれば、N.V.キューネルも、欧米の学者と同様に、東アジアがヨーロッパに災禍をもたらすであろうという「黄禍論」[21]に影響され、客観的にその課題を分析することができなかったことは明らかである。

第三章で考察するように、1910～1911年には、アムール調査団（Амурская экспедиция）が、皇帝ニコライ二世の勅令により極東ロシア地域に派遣され、当該地域の全面的調査の枠組みの中で、東アジア系移民の調査も行い、貴重な業績を残した。とくに、東アジア系移民の実態調査を指導したV.V.グラーヴェロシア外務省全権は、1912年にサンクト・ペテルブルグで刊行された調査団の報告書[22]において、中国人、朝鮮人、日本人の軌跡を辿った。

V. V.グラーヴェ以外の研究者は、中国人移民問題、朝鮮人移民問題、日本人移民問題を個々の研究領域として扱っていた。例えば、アムール調査団員の一員であったV.D.ペソーツキー（В.Д.Песоцкий）陸軍中尉は、朝鮮人移民を研究の中心に捉え、精細な調査[23]や

---

[17] Кюнер Н. В. Японская эмиграция. СПб, 1914 (N.V.キューネル『日本人移民』サンクト・ペテルブルグ，1914年）.

[18] Aubert L. Americains e Japonais. Paris, 1908.

[19] Grunfeld E. Die japanische Auswanderung. Tokyo, 1913.

[20] Кюнер Н. В. (N.V.キューネル），前掲書、1頁.

[21] 黄禍論というのは、黄色人種がやがて欧米世界を覆すであろう，というヨーロッパで起こった説であり，英語のyellow perilの訳語である。

[22] Граве В. В. (V.V.グラーヴェ）、前掲書.

[23] ПесоцкийВ. Д. Корейский вопрос в Приамурье. Труды Амурской экспедиции. Выпуск 11а. Хабаровск, 1913. (V.D.ペソー

明確な分析を行い、その経緯を考察した上、極東ロシア地域における朝鮮人の役割を明らかにした。彼は発表した著書の終章「調査の成果と問題の解決」において、「朝鮮人の海外移住の主要な原因が日本の大陸への膨張である」という結論に達した[24]。

中国人出稼ぎ民に関して、極東ロシア地域の著名な探検家V.K.アルセーニエフ（В.К. Арсеньев）中佐が精細な調査を行った。彼は、1910年代に沿海州とアムール州の地理学的・人類学的調査を行い、1912年に出版した著書『ウスリー地方の軍事・地理学的および軍事・統計学的概論』で調査の成果を総括し、引き続き、沿海州在住中国人を研究の対象に、1914年に著書『ウスリー地方における中国人』[25]を発表した。

1888～1897年には沿海州軍務知事として、また1906～1910年には沿アムール総督として勤務したP.F.ウンテルベルゲル（П.Ф.Унтенбергер）中将も、極東ロシアにおける東アジア系移民の急増を懸念し、『沿海州、1855～1900年』と『沿アムール地域、1906～1910年』[26]という二冊の著書において、朝鮮人、中国人移民問題を精細に取り上げた上で、「朝鮮人による開発地よりロシア人の所有になる荒地の方がましだ」と述べており、朝鮮人、中国人の入国を制限する多様な動きを検討しながら、その制限を実施するための具体的な措置を提案した。ロシア社会への新来者であった朝鮮人や中国人を差別的に扱ったその提案は、その以降の研究者、とくに1990年代の朝鮮系ロシア人研究者によって強く批判され、例えば、S.G.ナム（С.Г.Нам）は、P.F.ウンテルベルゲルを「ナチストの先駆者」と呼んだ[27]。しかし、P.F.ウンテルベルゲル総督が朝鮮人・中国人移民制限対策を取ったこ

ツキー『沿アムール地方における朝鮮人問題:アムール探検隊の論文集』1913年).

[24] 上掲書、105頁.

[25] Арсеньев В.К. Китайцы в Уссурийском крае. Хабаровск, 1914.（V.K.アルセーニエフ『ウスリー地方の中国人』ハバロフスク、1914年.）

[26] Унтербергер П.Ф. Приморская область. СПб., 1900（P.F.ウンテルベルゲル『沿海州、1855～1900年』サンクト・ペテルブルグ、1900年）；Унтербергер П.Ф. Приамурский край. СПб., 1910（P.F.ウンテルベルゲル『沿アムール地域、1906～1910年』サンクト・ペテルブルグ、1910年）.

[27] Нам С.Г. Российские корейцы:история и культура. Москва, 1998. С.61.（S.G.ナム『ロシアの朝鮮人：歴史と文化、1860～1925年』モスクワ、ロシア科学アカデミー東洋学研究所、1998年、61頁）.

とは事実であるが、本論文の第三章で分析するように、日本による朝鮮併合など国際環境の変化、或いは1905年の第一次ロシア革命などの要因によって左右された極東ロシア地域の複雑な状況下におかれたP.F.ウンテルベルゲル総督は、極めて限られた範囲で移民問題を解決さえざるを得なかった。彼の移民対策は1990年代の研究者によって強く批判されたが、その論拠は彼の政策の綿密な分析に基づいておらず、根拠薄弱であると筆者は考える。

こうして、帝政期には、中国人、朝鮮人、日本人に関する問題は頻繁に取り上げられてはいたが、V.V.グラーヴェ外務省全権の著書『沿アムール地域における中国人、朝鮮人、日本人』を除き総括的検討は行われていなかった。

ロシア革命後の国内戦争の勃発のため、ソヴィエト時代初期には、極東ロシア地域の東洋学の中心であった東洋学院、ヨーロッパ・ロシアの東洋学の中核であったサンクト・ペテルブルグ大学もその研究活動を一時的に停止したが、1920年4月の極東総合大学の創立に伴い、東洋学院はその一学部となった。1922年にソヴィエト政権が完全に勝利を収めると、東洋学者を含む多くの研究者は、フランス、アメリカ合衆国、中華共和国などに亡命したが、しかし、ロシア国内に残り、ソ連邦内の諸大学で研究・教育活動に取り組んだ研究者もおり、スターリンによる粛清が始まる1930年代以前に、東アジア系移民社会の構築を実証的に調査し、極東ロシア地域に居住していた朝鮮人、中国人についての研究に携わった研究者もあり、例えば、S.D.アノーソフ（С.Д.Аносов）は、朝鮮人のロシアへの移住史を概観し、朝鮮人の経済活動を集中的に分析し[28]、とくに稲作に関する技術は、朝鮮人の経済活動を研究していたソ連邦の研究者の注目を集めていた[29]。

さらに、1920年代には、ソヴィエト政権の民族政策の視点から移民問題を取り上げたナム・マンチュン、N.F.ブガイは（Н.Ф.Бугай）の記事も学術雑誌に発表され[30]、また、ハ

---

[28] Аносов С. Д. Корейцы в Уссурийском крае. Хабаровск-Влд., 1928. (S.D.アノーソフ『ウスリー地方の朝鮮人』ハバロフスク・ウラジオストク、1928年）.

[29] Володин В. И. Доходность рисосеющих хозяйств корейцев. Труды опытных учреждений Дальнего Востока. Вып. 2. 1931. С. 89. （V.I.ヴォローディン「朝鮮人農家の米作の収益性」『極東地域の実験施設紀要』ウラジオストク、第2号、1931年、89-130頁）.

[30] Нам Манчун. Корейский приток, как часть националь-

バロフスク地方博物館館長 V.K.アルセーニエフは、1928 年に極東地域の開発に関する報告書において、「朝鮮人、中国人の入国を制限すべきである」と指摘している。この報告書は、1928 年に全ソ連共産党極東地域委員会に提出されたが[31]、しかし当該委員会で審議されたのは、その 4 年後、1932 年 1 月 4 日であった。結果的には、極東地域の優れた研究者であった V.K.アルセーニエフの報告書が、皮肉にも、1937 年の朝鮮人、中国人の強制移住の主要な要因の一つとなった[32]。

1930 年代のソヴィエト政権が緊急に必要としたのは、東洋学者より軍事通訳であり、そのため、東洋学者を育成していた全ての大学の学部は解散になり、研究活動も停止した。スターリンは東洋学者の多くを逮捕し、投獄した。1930～1940 年代には、ロシアからの亡命は認められず、国外の移住問題もほとんど取り上げられなくなった。

1950年代末から1960年代初頭までのフルシチョフ時代には、再び、ソ連邦の朝鮮人、中国人移民に関する研究が可能になった。この時代には、1917年の十月革命後に勃発した国内戦争の際、極東地域のソヴィエト政権の成立に際しての朝鮮人、中国人の義勇兵部隊がどのような役割を果たしたかが集中的に分析された。

ロシア人の国外離散（ディアスポラ）が忘却に付された時代が続いたために、東アジア系移民の歴史も、1980年代までほとんど歴史研究の対象とはならなかった。例えば、1980 年代の初めに刊行されたL.N.クタコーフ（Л. Н.Кутаков）の『ロシアと日本』[33]では、

ной проблемы на советском Дальвостоке. Наш путь. №. 11. 1923. С. 15-16（ナム・マンチュン「ソヴィエト極東地域の民族問題の一つとしての朝鮮人の流入」『我が道』1923 年第 11 号）; Бугай Н. Ф. Корейцы в СССР: из истории вопроса о национальной государственности. Восток. №. 2. 1923. С. 155.（N.F.ブガイ「ソ連の朝鮮人—国民国家起源の問題に関して—」『東』1923 年第 2 号）.

[31] Арсеньев В. К.Доклад Дальневосточному краевому комитету Всесоюзной Коммунистической партии, Желтая опасность, 1996. С. 96-117.（V.K.アルセーニエフ「全ソ連共産党極東地域委員会への報告書」『黄禍論』ウラジオストク、1996 年、96－117 頁）.

[32] Khisamutdinov, Amir, *The Russian Far East. Historical Essays.* Honolulu, 1993, pp.119-121.

[33] Кутаков Л. Н. Россия и Япония. М., 1982.（L.N.クタコーフ『ロシアと日本』モスクワ、1982）.

日本人移民が19世紀後半に極東ロシアに進出したことだけが述べられているにすぎず、この地域全体の発展、特にウラジオストクの経済活動における日本人企業家、手工業者が果たした役割、ロシアが日本海沿岸諸都市の主要な取引国であったことなどについては等閑視されている。それゆえ、1990年代初めに刊行された、極東ロシアにおける日本人企業家[34]や日本人コミュニティ全体[35]に関するその活動を概説する諸論考（上記参照）は貴重な研究と言い得る。

1993 年には、極東総合大学東洋学部が東洋学院に改組されており、長い歴史のある極東ロシア地域の東洋学の伝統が復活したと言っても支えない。東洋学院の再興とともに、1900 年から 1916 年にわたって刊行されていた『Известия Восточного института』（東洋学院紀要）も 1994 年に再刊された。その再刊第 1 号には、ロシア東洋学史に関する論文、東洋学院講師を勤めた前田清嗣に関する論文も掲載された[36]。また 1992 年に新たに創刊された学術雑誌『Россия и АТР』（ロシアとアジア・太平洋地域）には、ロシア在留の日本人の歴史を考察する学術論文も掲載されており、それは明治時代の日本語の書籍または日本語新聞『浦潮日報』を資料にして、最初の移民から 1920 年代の日本人組織の消滅までの概要を示すものである。

さらに、1990 年代初頭に至り、ロシアにおいて、朝鮮人移民に関する研究が爆発的に急増した。その主な理由は、140 年間の歴史を持つ朝鮮人が自己のエスニック・バックグラウンドに対する関心を高めたためであろう。1990 年代に入り、ロシアでは、数冊の著書が出版されることになった[37]が、その中心はこれまでタブーであった 1937 年の朝鮮人強制移住

---

[34] Галлямова Л. И. Японские предприниматели во Владивостоке (1900-1913 гг.) Россия и АТР №. 2, 1993. (L.I.ガリャーモワ「ウラジオストクの日本人実業家、1900～1913 年」『ロシアとアジア・太平洋地域』第 2 号 1993 年）.

[35] Моргун З. Ф. Владивосток и японцы. Россия и АТР №. 2, 1993. (Z.F.モルグン「ウラジオストクと日本人」『ロシアとアジア・太平洋地域』第 2 号 1993 年）.

[36] 『東洋学院紀要』1994 年第 1 号.

[37] Бок Зи Коу. Корейцы на Сахалине. Южно-Сахалинск, 1993（朴寿鎬『サハリンの朝鮮人』ユジュノ・サハリンスク、1993 年）；Кузин А. Дальневосточные корейцы：жизнь и трагедия судьбы. Дальневосточное книжное издательство, Сахалинское от-

に関するものであり、ロシア帝政期の朝鮮人社会の歴史に関する研究は未だない。

しかし依然として、ロシアの公文書館所蔵の一次史料へのアクセスがまだ完全に自由化されていないために、未公刊文書を利用した研究者は極めて少なく、そのうちB.D.パク（Б.Д.Пак）イルクーツク教育大学教授とA.I.ペートロフ（А.И.Петров）ロシア科学アカデミー極東支部歴史、考古学、民族学研究所上席研究員の研究が、もっとも厳密な研究であると筆者には思われる。例えば、A.I.ペートロフは、膨大なロシアの史資料の調査・分

деление, 1993 （A.クージン『極東ロシアの朝鮮人—その人生の悲劇—』極東書籍出版社サハリン支部、1993 年）；Нам С. Г. Российские корейцы: история и культура. Москва, 1998. С. 22-27 (S.G.ナム『ロシアの朝鮮人：歴史と文化、1860～1925年』モスクワ：ロシア科学アカデミー東洋学研究所、1998年、22-27頁）が詳しい. Ким, Г.Н. Социально-культурное развитие корейцев Казахстана. Алма-Ата, 1989 (G.N.キム『カザフスタンの朝鮮人の社会的・文化的発展』アルマ・アタ、1989年）；Ким Б. Ветры наших судеб: Советские корейцы. История и современность. Ташкент, 1991 (B.キム『ソ連の朝鮮人—歴史と現状—』タシケント、1991年）;Ким П. Г. Корейцы Республики Узбекистан (история и современность). Ташкент, 1993 (P.G.キム『ウズベキスタン共和国の朝鮮人—歴史と現状—』タシケント, 1991 年）；Кан Г.В.Корейцы Казахстана.Алматы, 1994 (G.V.カン『カザフスタンの朝鮮人』アルマティ、1994年）；Его же. История корейцев Казахстана. Алматы, 1995 (G.V.カン『カザフスタン朝鮮人の歴史』アルマティ、1995 年）；Ким Г. Н. Мен Д. В. История и культура корейцев Казахстана. Алматы, 1995 （G.N.キム『カザフスタンの朝鮮人の歴史と文化』アルマティ、1995年）；Ли У Хе., Ким Е. У. Белая книга о депортации корейского населения России в 30-40 годах. Книга первая. М., 1992 (リ・ウ・ヘ、E.U.キム『1930～1940年代のロシアの朝鮮人の強制移住の白書』第1巻、モスクワ、1992 年）；Лыкова Е.А.,Проскурина, Людмила И. Третья волна иммиграции. Корейский вопрос в Приморской деревне в 20-е - 30-е годы XX в. Россия и АТР. №. 2. 1996. С. 82-87 (E.A.ルイコーワ L.Iu.プロースクリナ「移住の第三の波—1920～1930年代の沿海州の農村における朝鮮人問題—」『ロシアとアジア太平洋地域』第 2 号、ウラジオストク、1996、82-87 頁）；Загорулько А. И. Корейцы на российском Дальнем Востоке (1863-1938 гг.) Народы Сибири. Книга 3. Сибирский этнографический сборник. М., 1997. С. 57-117 (A.I.ザゴルリコ「極東ロシアの朝鮮人（1863-1938年）」『シベリアの諸民族』第3巻モスクワ、1997年）.

析に基づき、1860～1890年代の朝鮮人移民の歴史を考察の対象としている[38]。

B.D.パクは、はじめて1860年代前半の未公刊の一次史料を用いロシア在留朝鮮人の反日民族独立運動の歴史的展開を辿り、民衆がその独立運動において指導的役割を演じたことを指摘し、「封建主義的地主の上流階級がその運動を裏切った」[39]と述べているが、これは、1989年までのソ連の唯一のイデオロギーであったマルクス主義的な民族問題の解釈に基づいているのは明らかであり、言うまでもなく資本主義国である韓国、アメリカ合衆国における研究に対する強い批判もそこにあるのは、当然であり、B.D.パクは極めて有効なマルクス主義的理論構築を行っていたことになる。しかし、共産党のイデオロギーがすでに挫折した1990年代初頭に出版されたB.D.パクの新書は不思議にもソヴィエト時代の解釈を繰り返しており[40]、こうした固定的な解釈に対してはより客観的で多様な視点から再検討する必要があると思われる。

極東ロシアにおける中国人移民史問題についても、1980年代後半までは取り挙げられることはなく、その歴史を概観した研究者は、F.V.ソロヴィヨーフ（Ф.В.Соловьёв）やA.G.ラリーン（А.Г.Ларин）に限られている[41]。F.V.ソロヴィヨーフは、20世紀初頭のV.V.グラーヴェの研究、V.K.アルセーニエフの研究及び『沿アムール地方の労働力市場』

---

[38] Петров А. И. Корейская диаспора на Дальнем Востоке России. 60-е - 90-е годы 19 в. Владивосток, 2000. (A.I.ペートロフ『極東ロシアにおける朝鮮人移民、1860年代～1890年代』、ウラジオストク、2000年）；Петров А. И. Корейская диаспора в России, 1897-1917 гг. Владивосток, 2001. (A.I.ペートロフ『ロシアにおける朝鮮人移民、1897～1917年』、ウラジオストク、2001年）.

[39] Пак Б. Д. Освободительная борьба корейского народа накануне первой мировой войны. М., 1967. С. 8－9. (B.D.パク『第一次世界大戦直前の朝鮮国民の解放運動』モスクワ、1967年, 8-9頁）.

[40] Пак Б.Д. Корейцы в Российской империи. М., 1993 (B.D.パク『ロシア帝国における朝鮮人』モスクワ、1993年）.

[41] Соловьёв Ф. В. Китайское отходничество на Дальнем Востоке России в эпоху капитализма (1861-1917 гг.). М., 1989. (F.V.ソロヴィヨーフ『資本主義時代の極東ロシアの中国人出稼ぎ(1861-1917年)』モスクワ、1989年）；Ларин А. Г. Китайцы в России. Москва, 2000. (A.G. ラーリン『ロシアの中国人』モスクワ、2000年）.

の再検討に基づき、中国人が極東ロシア地域の開拓に貢献しても、彼らはロシアの天然資源を「盗み取り」、アヘンを普及させ、「反ロシア人扇動」を行い、ロシアの国益に損害を与えたという結論に達した。筆者は、新しい史料の検討を踏まえ、F.V.ソロヴィヨーフの分析の再検討を行ない、極東ロシア地域における中国人の役割について、本論文においてより細かい分析を行う。

さらに、以下に考察するように、中国人移民史の様々な問題を取り扱う論文も最近発表され、引き続き、1990 年代末にはようやく現ロシア政府の中国人移民対策を対象とする研究が現れた。E.N.ネーステロワ[42]は、ロシアの公文書館の史料を幅広く用いて、1860 年の沿海州の併合から 1914 年の第一次世界大戦の勃発までの中国人移民対策を概観し、F.V.ソロヴィヨーフやA.G.ラーリンの研究を前進させたと言えよう。しかし、E.N.ネーステロワは、中国、日本の史料を使用せず、また移民問題を取り扱ったアメリカ、日本、ロシアでの研究を利用しなかったために、理論的にかなり弱点が多い。

また、中国人商人が 20 世紀初頭に極東ロシア地域で行っていた取引を中心にロシア在留中国人の実態を報告した『農商広報』が中国政府によって刊行されていた。初めて上述の『農商広報』を資料として扱い学術論文を発表したのは徐万民であった[43]。

韓国の研究者は、沿海州へ亡命した朝鮮人義兵の独立運動を中心に、朝鮮人移民の研究を行っていた。例えば、李尚根は、著書『韓人露領移住史研究』において、ロシアの公文書館の史料に依拠して、朝鮮人移住の経緯、経済活動、教育問題、移住民政策に関して考察している。特徴的なのは、韓国の研究者が朝鮮人の独立運動或いはその指導者を集中的

---

[42] Нестерова Е. И. Система управления иммигрантами на Дальнем Востоке (1860-1884), Россия и АТР, №. 2, 2000. С. 58-67. (E.N.ネーステロワ「極東地域の移民対策（1860-1884）」『ロシアとアジア・太平洋地域』第 2 号、2000 年、58-67 頁). Нестерова Е. И.Управление китайским населением в Приамурском генерал-губернаторстве (1884-1897 гг.) Вестник Дальневосточного отделения Российской Академии Наук. №. 2, 2000. С. 40-50. (E.N.ネーステロワ「沿アムール総督管区の清国人移民対策（1884－1897 年）」『ロシア科学アカデミー極東支部紀要』第 2 号、2000 年、40－50 頁).

[43] 徐万民「ロシア極東における中国山東商人」『環日本海研究年報』6 号 1999 年 3 月新潟大学大学院現代社会文化研究科、53－64 頁.

に研究し、伊藤博文を暗殺したことによって世界的に知られた安重根（アン・ジュン・グン）などに関する研究著書、学術論文が多いことである[44]。

極東ロシアの東アジア系移民に関する日本人研究者の手になる著作は、以下に示すように決して多くはない。19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて、極東ロシア地域が商業界の注目を集めたこともあって、当地域の案内書の中には、日本人、中国人、朝鮮人に関する情報も、駐ウラジオストク日本総領事の報告書に基づく『浦潮案内』、『浦潮斯徳』[45]、『浦潮斯徳事情』[46]などに簡単に掲載されている。

シベリア、満州における日本人女性の歴史を重視した倉橋正直の著書『北のからゆきさん』、『からゆきさんの唄』、ウラジオストク市で長年活躍した教育者、ジャーナリストの和泉良之助に関する、檜山邦助の著書『和泉良之助「浦潮日報」の創立者』[47]、また藤本和貴夫の論文「日本人とウラジオストク」[48]、ウラジオストクやロシア領時代のハルピンにおける日本人商店街の様子を描いた杉山公子の著書『ハルピン物語』、『ウラジオストクへの旅行』、ウラジオストク居留民の子孫である堀江満智の著書『遥かなる浦潮—明治時代の日本人居留民の足跡を追って—』、ウラジオストクの西本願寺の布教師夫人戸泉米子の著書『リラの花と戦争』[49]を挙げることができる。さらに、極東ロシア史の諸問題を扱っている原暉之は、著書『シベリア出兵』、『ウラジオストク物語』において、当該地域の東アジア系移民の移住経緯、定住パターンについて触れている[50]。

欧米諸国においては、極東ロシア地域の東アジア系移民の諸問題はほとんど研究されて

---

44 韓碩青著、金容権訳『安重根』、第 2 部、作品社、1995 年.

45 松浦充美『浦潮斯徳』、1897 年.

46 済軒学人『浦潮斯徳事情』、1916 年.

47 檜山邦祐『和泉良之助：浦潮日報創立者』サンケイ新聞生活情報センター，1981 年；倉橋正直『北のからゆきさん』共栄書房、1989 年；倉橋正直『からゆきさんの唄』共栄書房、1990 年.

48 藤本和貴夫『ヴェールを脱いた国際都市ウラジオストック』タクトグラフィック社，1992 年.

49 杉山公子『ハルピン物語』原書房，1985 年; 杉山公子『ウラジオストックの旅行—海のむこうにあった日本人町』原書房，1989 年；堀江満智『遥かなる浦潮—明治時代の日本人居留民の足跡を追って—』新風書房、2002 年；戸泉米子『リラの花と戦争』、1998 年.

50 原暉之『シベリア出兵－革命と干渉、1917－1922』筑摩書房, 1989; 原暉之『ウラジオストク物語』三省堂、1998 年.

おらず、東シベリア・極東ロシア通史の一部として、当該地域の民族構成に関わる部分の中で、東アジア系移民についても簡単に触れているにすぎない[51]。このような状況にあってウォールター・コーラルツ（Walter Kolarz）の著書"The Peoples of the Soviet Far East"[52]が極東ロシアの朝鮮人と中国人について簡単に言及している。また、ジョンJ．ステーファン（John J. Stephan）ハワイ大学教授は、その著書『極東ロシア：その歴史』において、在ロシアの中国人、朝鮮人、日本人という三つのエスニック・グループについて述べており[53]、さらに、「ソ連における朝鮮人」というテーマのもとに、ハワイ大学朝鮮研究センターを中心として、学会が開催され、その要旨が論文集として出版された[54]。

本論文の目的は、上記の重要な研究を踏まえつつ、日本外交史料館所蔵の未公刊外交文書の分析を加味し、極東ロシア地域の中国人、朝鮮人、日本人について、それぞれのロシアへの移住のルート、組織化、ロシア人社会への同化過程、民族帰属性保持という共通の枠組みで統一的に捉えることにある。また、そうした枠組みの中でこの三つのエスニック・グループを比較考察することにあり、これまでの極東ロシアにおける東アジア系移民史に関する新たな論点を見出し得ると思われる。

0-3 論文の構成

本論文の構成は次の通りである。

第一章では、主に移民送出国家の政策を対象とし、19 世紀後半の東アジア地域の移民史上に、極東ロシアへの中国人、朝鮮人、日本人の出稼ぎ者をどのように位置付けるべきかを考察する。第二章では、東アジア諸国は、移民送出国家として、西欧列強と締結した条約において海外渡航者をいかに取り扱っていたか、また本論文の主要な研究の対象になった極東ロシア地域への移住が、西欧列強の植民地と比べていかなる特徴をもって、いかに条約に定められていたかを明らかにする。第三章では、1860 年から 1917 年までの期間を自

---

51 例えば、Forthis, James, *A History of the Peoples of Siberia : Russia's North Asian Colony, 1581-1990*, Cambridge University Press, 1994.

52 Walter Kolarz,*The People of the Soviet Far East* (New York, 1954).

53 John J. Stephan, *The Russian Far East : A History* (Stanford University Press, 1994), 71-80.

54 Suh Dae-sook, ed. *Koreans in the Soviet Union.* Honolulu : Center for Korean Studies, 1987.

由移民期（1860-1883 年）、移民政策成立期（1884-1893 年）、外国人移民奨励時期（1893-1905 年）、外国人移民制限期（1906-1914 年）、契約移民期（1914-1917 年）の五つの時期に分け、それぞれの時期のロシア政府の東アジア系移民に対する移入規制政策を概観する。第四章では、中国人、朝鮮人、日本人の極東ロシアへの移住過程の経緯と特徴を考察し、母語教育を含めて、それぞれの同化過程と民族属性保持過程を分析する。最後に、終章では、各章の結論を総括し、中国人、朝鮮人、日本人の極東ロシアへの移住過程をモデル化する。

第一章 移民と移民送出国

－東アジア諸国からの移民と極東ロシア－

本章では、東アジア諸国政府が移民送出国として移出をいかに管理していたかを多面的に分析するために、ロシア及び他の西欧列強が強要した海外出稼ぎ認可の条約や規則を分析の対象にする。本論文は極東ロシア地域における東アジア系移民を研究の主要な対象にしているが、本章では、まず、19 世紀半ばになり、ロシアと同時に東アジアへの勢力拡大を強めたイギリス、アメリカ、フランスが清国や日本に押し付けた条約において、海外渡航の問題がいかに捉えられていたかをも分析する。これらの条約は、以下に考察するように、ロシアと朝鮮が結んだ朝露通商条約の雛型にもなり、ロシアの東アジア政策、とりわけ東アジア系移民政策にも影響を与えたと考えられる。さらに、ロシア政府の東アジア系移民対策と他の西欧列強の東アジア系移民対策のそれぞれの性格が異なっていたために、明確な比較分析は困難であるが、清国、朝鮮、日本との条約上の海外渡航の条件のみの分析により、極東ロシアへの移住の特色がより明確になり得ると筆者は考える。

1850 年代から 1917 年に至るまでの東アジア諸国からの移住を移住先により、① 大陸間移民(intercontinental emigration) ② 大陸内移民(continental emigration) [1]として分別することを前提とし、極東ロシアへの移住を大陸内移民、西欧列強のその植民地への移住を大陸間移民とする。

本章の第 1 節では、清国人、日本人、朝鮮人の海外渡航の前提条件を明らかにする。次いで、第 2 節では、東アジア諸国が移民送出国として、海外渡航者をいかに取り扱っていたかを明らかにし、とくに、極東ロシアへの移住がはじまった 1850～1860 年代に、西南中国へ侵攻した西欧列強との条約では、大陸間移民として北南米などの地域へ渡航し

---

[1] 19 世紀以前に始まった東南アジアへの移民はここでは分析の対象にしない。移民を大陸間移民(intercontinental)と大陸内移民(continental)とする区分は、ウォールター・ウィルコックス (Walter F. Willcox) によって、はじめて提示された。International Migrations. Ed. by Walter F. Willcox. Vol. 7. Gordon & Breach Science Publ., 1969.

ようとした清国人或いは日本人の欧米人による雇用がいかに定められていたか、いかなる特徴があったかを究明する。続いて、第3節では、ロシアとの条約が、他の西欧列強のそれと比べていかなる特徴をもち、東アジア系移民の法的地位がいかに定められていたかを分析する。最後に、条約上での大陸間移民と大陸内移民との間にある共通点と相違を結論として明らかにする。

1-1　東アジア地域の労働市場における移民：その前提条件

本節では東アジア諸国の海外移住の開始にはどのような要因があったかを考察する。

19 世紀後半、清国、朝鮮、日本では人口が爆発的に増加するとともに、それ以上に耕作地の拡大が不可能になるという事態を迎え、これが、これらの三国において海外への出稼ぎを促す主な要因となった。

清国では、1779 年から 1850 年までの 70 年間に、人口が 56%増加し、1850 年には 4 億 3000 万人を数えた[2]。しかし、当時、清国は、安南（現ベトナム）、ラオス、ビルマ、インドとの国境を画定し、140 万平方キロメートル以上の領土を 1858 年の愛琿条約及び 1860 年の北京条約によってロシア帝国に譲渡した。従って、爆発的人口増加があったにもかかわらず、領土拡大は困難になっていた。

日本では、明治時代には、耕地面積はほとんど増加しなかったにもかかわらず、人口は 1873 年の 3500 万人から 1918 年の 5500 万人へ、年間平均で 5～7%、累計で 35%以上増加し[3]、しかも日本の人口は、農業に適した本州と九州に集中していた。北日本、特に北海道には、未開発地があり、明治維新前後から大量に北海道に開拓農民が流入し、農地を拡大していたが、厳しい自然条件のために、1890～1909 年には北海道に移住した 1,047,400 人のうち 17%が本州へ戻っている[4]。

朝鮮については、19 世紀後半における人口増加の正確な統計はない。1880-1890 年代の資

---

[2] *The Cambridge History of China*, vol. 10, part 1, Cambridge University Press, 1978, pp.108-109.

[3] Ibid., p.45.

[4] 定住した 866,590 人の 90%以上が貧困な東北地方の出身者であった。Ibid., p.174.

料は、総人口に関して、500 万人から 1200 万人までという資料により大きく異なる数字を挙げている[5]。全国の平均的人口増加に関しても統計は正確ではないと考えられるが、朝鮮北部、とりわけ咸鏡北道では、人口密度が高く、出生率も高く、朝鮮の他の地域では、一世帯が平均 3 人に対し、咸鏡北道では 4～6 人であり[6]、さらに、咸鏡北道は山岳地帯で、未開墾地はほとんどなく、住民は他の朝鮮の地域より税金の負担は重かった[7]。

さらに、1905 年以後、日本による朝鮮半島の殖民地化が積極的に進められた時期には、朝鮮統監府[8]は、日本軍の配備、鉄道工事、日本人居留民の流入などのために、朝鮮人の土地を収奪し始めた。土地収奪を行う主要な企業として、1908 年 8 月 26 日、東洋拓殖株式会社が創設され、1910 年までに、以下の土地が収奪された（表 1-1 参照）。

表 1-1　朝鮮において収奪された土地面積（単位：坪）[9]

土地を使用する省・企業名	土地面積	土地を使用する省・企業名	土地面積
陸相	10,000,000	林学学校	37,500
鉄道駅工事	973,540	東洋拓殖株式会社	34,148,275
鉄道路線工事	12,585,929	海軍省	4,391,304
		合計	62,106,548

出典：ПесоцкийВ．Д．Корейский вопрос в Приамурье．Труды Амурской экспедиции．Выпуск 11а．Хабаровск，1913．С．17-19．（V.D.ペソーツキー『沿アムール地方における朝鮮人問題：アムール探検隊の論文集』1913 年、17-19 頁）．

表 1-1 にみられるように、20,536 平方キロメートル（62,106,548 坪）が収奪されたために、総面積 223,523 平方キロメートルの朝鮮の農民にとっては、農地が著しく減少したことは明らかである。

従って、農業が主要な経済分野であった清国、日本、朝鮮では、国内に耕作地の拡大が

---

5 Описание Кореи．1900．Москва，1960．С．331-334．（『朝鮮の現況』1900 年、モスクワ、1960 年，復刻版、331-334 頁．）

6 上掲書、334 頁．

7 Ching Young Choe, *The Rule of the Taewongun, 1864-1873, Restoration in Yi Korea*, Harvard University Press, 1972, p.86.

8 朝鮮「併合」と同時に日本は、統監府（1906 年 2 月設置）に変わって朝鮮総督府を設置した。

9 1 坪は、3.305 平方メートルである．

困難になったために、耕地を求めていた農民が海外へ出ることとなったと著者は考える。

東アジアにおいて労働力が過剰になる一方、労働力不足に苦慮する国もあった。特に北南米諸国は広大な国土を有しているにもかかわらず恒常的に労働力が不足していた。例えば、18 世紀にクック船長により発見されたハワイ諸島では、1779 年には約 40 万人の原住民が、流行病によって 1832 年には 130,313 人、1850 年には 84,165 人[10]、1860 年には 69,800 人、1890 年に 34,000 人[11]と減少した。およそ 100 年間で 10 分の 1 に減少したのである。

東アジアには労働力過剰、北南米諸国には労働力不足があったことは、自然に国際労働力移動の前提となるはずであったが、19 世紀半ばまでは、清国、朝鮮、日本では国民の出国が禁止されており、さらに航海技術の未発達もあり、労働力過剰で悩んでいたこれらの国から人口が希薄である北米、中南米の国々へ労働力が移動することはなかった。東アジアから北中南米への労働力の移動を促したのは、強力な海軍と商船隊をもって「新世界」の植民地化を実現した西欧列国政府と企業であった。17-18 世紀に盛んに行われた黒人奴隷貿易は、植民地宗主国と北南米の新興国においては、1833～1870 年[12]の間に禁止された。さらに原住民の人口の著しい減少によって、ブラジルのポルトガル人所有の農園、ペルー、キューバなどのスペイン人所有の農園と鉱山、海峡植民地（現マレーシア）のイギリス人所有の農園、アメリカが 1848 年に獲得したカリフォルニア州の企業など、各所で労働力の補充の必要に迫られていた。そのため、植民地における農園、企業の所有者は、奴隷に変わる新しい労働者を求めて、地球上でもっとも人口が密であるアジア地域にその目を転じた。

東アジアから西欧列国の植民地への中国人、日本人、朝鮮人の移住過程をモデル化の上、

---

10 Coman, Katherine, The History of Contract Labor in the Hawaiian Islands. N. Y. : Arno Press, 1978, p. 7.

11 Roger Daniels, *The Politics of Prejudice: The Anti-Japanese Movement in California and the Struggle for Japanese Exclusion* (Berkeley and Los Angeles : University of California Press, 1962), p.5; Hilary Conroy, The Japanese Frontier in Hawaii, 1868-1898 (Berkeley & Los Angeles, 1953), p.8.

12 並木頼寿と井上裕正が指摘している通り、主要な殖民地領有国や「新世界」諸国は 1833 年にイギリス、1848 年にフランス、1855 年にペルー、1858 年にポルトガル、1863 年にオランダ、1865 年にアメリカ合衆国、1870 年にスペイン、と次々に奴隷売買を廃止した。並木頼寿、井上裕正『世界の歴史・中華帝国の危機』第 19 巻、中央公論社、1997 年、268 頁.

移住論の主要な理論であるプッシュ・プル要因(push – pull factors)[13]で表現するならば、上に述べた中国、日本、朝鮮の著しい人口増加がプッシュ要因であり、アメリカ大陸などの西欧列国の海外植民地における労働力不足がプル要因である。

さらに、労働力不足地域の特徴として、植民地の政府高官の一部が同時に地主を兼ねていたこともあり、労働力の導入に関しては、両者の利害が一致していたことを指摘しておきたい。従って、政府は、労働力を流入させるための有効な手段を探り、契約労働者というパターンで労働者を海外で募集する役割を果たす機関を創設している。例えば、上述した労働力不足が深刻化していたハワイの例を取り上げると、サトウキビ農園の地主によって 1850 年に設立された王立ハワイ農業協会 (Royal Hawaiian Agricultural Society) [14]は、1850 年、契約労働者の募集を行うために、「テーシス」（Thetis）号を清国へ派遣するという方策を講じた。ハワイ政府はこのハワイ農業協会の役割について、«The introduction of coolie[15] labor from China to supply the places of the rapidly decreasing native population is a question that is already agitated among us, and should such a step become necessary, the aid of such an association in accomplishing this great object would become of great benefit»[16]（著しく減少していく原住民の代わりをするために中国からの苦力の導入は、我々の間ではすでに論じられた問題で、特別措置が必要となり、このような協会の援助がこの巨大な計画を実現することに、大きな利益を与えるはずだ）と述べている。1850 年、「テーシス」号のカッス船長は清国の条約港、とくにマカオと香港では、ひそかに 195 人の農園労働者、20 人の家事労働者を募集し、ホノルル港へ輸送してきた。また、1852 年には、100 人、1852～1864 年には 704 人の清国人が同様にハワイに送り出された[17]。こうして、農園の所有者は、労働者を求めて組織化され、海外へエジェーントを派遣し、労働者の募集を行った。さらに、ハワイ政府は、

---

13 International Encyclopedia of Government and Politics, ed. by Frank N. Magill, vol. 1. London, Chicago, 1996, 598-602.

14 Coman, Katherine, op. cit., p. 11.

15 苦力（coolie）とは、タミル語で「雇う」という意味で、19 世紀半ばから、インド人と中国人の契約労働者に対する呼称である.

16 Ta Chen A. M., op. cit., p. 112.より引用.

17 Ibid.

労働者の補充や移民を取り締まるために、1864年12月には、移民局（Bureau of Immigration）も創設した[18]。

ハワイでは、広大なサトウキビ農園の地主であり、外相でもあったR.C.ワイリー（Wyllie）[19]は、在日ハワイ領事ユージンM. ワン・リード（Eugene M. Van Reed）の宛ての書簡の中でのように述べている。«We are much in want of them [laborers]. I myself could take 500 for my own estates. Could any good agricultural laborers be obtained from Japan or its dependencies?»（我々は、彼ら[労働者]を非常に必要としている。私自身は、自分の耕作地のために500人を取りたい。日本やその属領から農業労働者を得られるだろうか。）[20] R.C.ワイリーは、地主としては労働者を求め、政府高官としては海外で労働者を募集した。R.C.ワイリーからハワイ王国外相のポストを受け継いだチャールズ・デ・ヴェライニ（Charles de Varigny）は外国人労働者の定期的な募集に取り組んだ。

このような移民奨励政策は1887年のハワイ王国の憲法にも記されており[21]、ハワイ王国の対外政策の重要な一面であった。

また、広大な農園地、鉱山などの植民地的経済の企業を有するペルー共和国[22]などは、ハワイと同様に、政府が海外での労働者募集、すなわち移民奨励を国家の主要な政策とした。

次節では、西欧列国による清国人、日本人の雇用の経緯、また諸条約において、彼らの海外渡航の取り扱いについて明らかにする。

1-2 大陸間移民：西欧列強との条約における海外出稼ぎ

西欧列国の圧力によって1840年代には中国、1850年代には日本、1880年代には朝鮮が強

---

18 Ralph S. Kuykendal, The Earliest Japanese Labor Immigration to Hawaii, Occasional Papers of University of Hawaii Press, no. 25. Honolulu, 1935. p. 12.

19 『ハワイ日本人移民史』布哇日本人連合会、1964年、52頁.

20 R. C. Wyllie to Eugene M. Van Reed, March 10, 1865. Hilary Conroy, The Japanese Frontier in Hawaii, 1868-1898, p.8 から引用.

21 Papers Relating to the Foreign Relations of U. S. 1893. Wash., 1894, p. 524.

22 Papers… 1887. Wash., 1888, pp. 574-579.

制的に開国、開港され、新しい国際環境が築かれたことによって、この三国[23]の社会も変容しはじめ、禁止されていた海外渡航もはじまった。

1-2-1 清国人の契約労働者の海外出稼ぎ開始

1842 年の英清条約の第 2 条[24]に基づく厦門（アモイ）港の開港により、清国政府が制限していたヨーロッパ人の商館を経由しての取引が活性化した。その活動の一つは、英領海峡植民地、アメリカ合衆国、ペルー共和国[25]などの地域における農園地の所有者の苦力（coolie）と呼ばれる清国人の非熟練労働者の募集の開始であった。労働者募集を行ったのは、外国商館が雇用した清国人の周旋人であったが、この周旋人は労働者の数を揃えるためにあらゆる不法な手段を使っていた。その募集の性格に関しては、阪田安雄が「奴隷と同様いかなる悪条件と最低賃金にも甘んじて働く労働者の移入が熱望されるようになっていた」と指摘している[26]。

こうして、1840 年代後半に最盛期を迎えたいわゆる「苦力貿易」（Coolie Trade）は、「奴隷売買」（Slave Trade）の性格を有していたと言っても過言ではない。さらに、「苦力貿易」は清国政府の許可を得ないまま行われ、1727 年の出国禁制に違反し、不法な性格を有していたにも関わらず、清国政府はこの出国禁制を解除する意図はなかった。

英国とアメリカ合衆国は、最初は「苦力貿易」の非人道的性格を無視していたが、清国

---

[23] 朝鮮の場合は、中国と日本より開国は遅く、朝鮮政府が20世紀初頭から日本政治の強い影響を受けたために、朝鮮からの移民も1890年代により遅く開始し、中国と日本より遅かった。ハワイサトウキビ農園における朝鮮人労働者の雇用の問題は、ようやく1896年のハワイ移民局の会議で取り上げられたが、1901年に最初の朝鮮人移民ピーター・劉（リュー）が日本籍船でホノルルに到着するまで朝鮮人の入国はなかった。一方、中国、日本からの移民は、中国、日本が移住先の諸国と移民条約を締結する以前に太平洋を渡っている.

[24] Treaty between Her Majesty and the Emperor of China, signed at Nanking, August 29, 1842. Boulger, Demetrius Ch. The History of China. London : W.H.Allen and Co., 1884, pp. 762-765.

[25] International Migrations, op. cit., p. 150.

[26] 阪田安雄「不平等条約とアメリカ出稼ぎ」『北米日本人キリスト教運動史』同志社大学人文科学研究所編、PMC 出版株式会社、1991 年、637 頁.

官憲による周旋人の逮捕とともに、イギリス人の兵士と水夫が清国人に襲われるという事件が起きたために、英国政府は、1855 年に「苦力貿易」を制限する「中国人乗船客令」（Chinese Passenger Act）を制定し[27]、それにより、苦力貿易の中心は、厦門港からポルトガル領の澳門（マカオ）へ移った。

しかし、英国をはじめとする西欧列国の懸案事項は、植民地の農園への労働者の補充であり、清国政府に清国人の雇用を公認させようとしていた。雍正帝の勅令によって出国が禁止された 1727 年から、はじめて、1858 年、英清天津条約の第 13 条により、清国人に「大英帝国臣民」の企業で従事する権利が与えられた。しかし、清朝政府は、清国人の海外出稼ぎを公認せず、澳門などでの契約労働者の募集を無視し、その管理を地方行政に委ねた[28]。

さらに、1859 年、広東省知事はイギリスとフランスの圧力に屈し、海外植民地の農園地のために、両国の移民会社が中国人を募集することを初めて許可した[29]。そして、1860 年の英清北京条約では、これに関して、次のように述べられていた。"As soon as the ratification of the Treaty of 1858 shall have been exchanged, His Imperial Majesty the Emperor of China, will, by decree, command the high authorities of every province to proclaim throughout their jurisdictions, that Chinese, in choosing to take service in British Colonies or other parts beyond sea, are at perfect liberty to enter into engagement with British subjects for that purpose, and to ship themselves and their families on board any British vessels at the open ports of China; also that the high authorities aforesaid shall in concert with Her Britannic Majesty's Representative in China, frame such regulations for the protection of Chinese emigrating as above as the circumstances of the different open ports may demand"[30]（1858 年の条約が批准され次第、清国の皇帝は、法令によって、各省の政府に、英領にある清国人が自由意志により単身、或いは家族とともに条約港からイギリス船でイギリス領各地や諸外国に渡航し、イギリス人と雇用関係に入り得ると宣告す

---

27 上掲書、637－638 頁に詳しい.

28 Yen Ching-hwang, *Coolies and Mandarins: China's Protection of Overseas Chinese during the Late Ch'ing Period (1851-1911)*. Singapore University Press, 1985, p. 72.

29 Ta Chen, op. cit., p. 17.

30 Boulger, Demetrius Ch., op. cit., p. 773-802 により引用.

る。清国政府は、英国皇后の駐中公使と提携の上、清国人移民を保護するために、条約港が要求している条件によって、規則を制定する。）こうして、西欧列国の圧力により、清国は地方や国家レベルで海外出稼ぎを認めざるを得なかった。

1866 年 3 月 5 日、北京において清国は華北においてイギリス及びフランス両国と清国人の海外出稼ぎの条件を規定する「イギリス人とフランス人による中国人の雇用を規定する協約」（Convention to Regulate the Engagement of Chinese Emigrants by British and French subjects）（以下北京協約）に調印した。この条約は、中国人の契約労働者の職場、労働時間、賃金、出稼ぎ先までの無料運搬、補給、医療、家族への送金の方法を規定している[31]。この条約の施行細目第 2 条は、«all attempts to bring Chinese under engagement to emigrate, otherwise than as the present regulations provide, are formally forbidden, and will be prosecuted with the extreme rigor of the law»（本規則が規定したのと異なる方法で中国人を出国させる行為は正式に禁止されており、法律によって厳罰に処させられる。）と厳しく労働者の密募集を禁止している。さらに、第 3 条では、«a law of the Empire punishes by death those who, by fraud or by force, may kidnap Chinese subjects for the purpose of sending them abroad against their will»[32].（帝国の法律は、海外へ送り出すために、意志に反して欺瞞ないし暴力で、中国臣民を拉致する者を死刑に処する）と記している。さらに、第 7 条では、清朝政府が契約労働者の送り先の国へ役員を派遣し、労働条件、生活の状況を監視するとされた。こうして、清国政府は、初めて、在外清国人の保護を懸念し、保護制度の整備を試みた[33]。

Yen Ching-Hwang によれば、清国政府は、アメリカ、ベルギー、ドイツ、ロシアに「北京協約」を従うように求め、その四カ国の協調を獲得した[34]。

しかし、イギリスとフランスは、「死刑に処する」という条件に対して不満を示し、この条約の批准を拒否し、1867 年にそれに変わる「国際移住規則案」（Projet de Reglement

---

31 Ta Chen., op. cit., p.165.

32 Convention to regulate the engagement of Chinese emigrants by British and French subjects, March 5, 1866. Cited by Ta Chen., op. cit., pp. 165-167.

33 Yen Ching-hwang., op. cit., p.107.

34 Ibid., p.110.

International d'Emigration）を提案した。しかし、清国政府は、イギリスやフランスの対案を拒否し、勝手に上述の協定を公布した。従って、この協定は、密募集を処罰する項目は別として、海外渡航の公認をした1860年の天津条約に続いて、出稼ぎを目的に海外へ渡ることを許可している。

「イギリス人とフランス人による中国人の雇用を規定する協約」に関する交渉が行われた1866年4月には、駐北京英国公使ラザフォード・オールコック（Rutherford Alcock）[35]が、駐北京ロシア公使 A.E.ヴラーンガリ（A.E.Влангали）に、ロシアが清国の従属国朝鮮からの移民を受け入れたことによって、清国政府に不満を抱かせなかったかを尋ねた。A.E.ヴラーンガリ公使は、その質問に対して、ロシアは清国との条約に基づき、朝鮮人移住者を受け入れており、清国政府が不満を抱く理由はないと回答した[36]。ロシアへの朝鮮人の移住がいかに条約に規定されたかを以下に考察するが、ラザフォード・オールコック公使が朝鮮人移民をめぐる露清関係に関心を示した理由は、おそらく、英国が清国人の雇用に関する条約を整備中であったために、他の列強が清国人ないし清国の従属国であった朝鮮人をいかに取り扱ったかについての情報を集めていたことを反映していると考えられる。

この8年後、1874年10～11月、清国との修和条約締結や清国人の契約労働者の募集を目的として来清したガルシア・イ・ガルシア・ペルー特使は、李鴻章北洋大臣との折衝において、ペルーに渡った清国人の法的地位に関して議論を展開したが、李鴻章北洋大臣は、清国人がペルーに長期に滞在することを認めず、その早急な帰還を求めた[37]。実際は、清国政府は、1874年に「苦力貿易」を禁止し[38]、おそらく、清国人の自由な海外渡航や国外での長期滞在をまだ認めなかったからであろう。さらに、この6年後の

---

35 ラザフォード・オールコック（Rutherford Alcock）（1809～1897年）は、1844年から清国各地の領事を勤め、上海領事在任中に外国人税務司制度の創設や租界の発展に深く関与した。日本駐在総領事、駐日公使を勤めた後、1865～1871年には中華公使であった.

36 Пак Б. Д. Россия и Корея. М., 1979. （B.D.パク『ロシアと朝鮮』モスクワ、1979年），37頁.

37 Yen Ching-hwang. Op. cit., p.130-133; Stewart, Wart, *Chinese Bondage in Peru : a History of the Chinese Coolie in Peru, 1849-1874*, Westport, Connecticut : Greenwood Press Publishers, 1970, pp. 181-185.

38 Yen Ching-hwang, op. cit., pp.77, 114-140.

1880 年、清国政府は、在米清国人の実態を調査し、その法的地位について交渉を行うために特命公使をアメリカへ派遣し、同年、清国とアメリカ合衆国との間に、在米清国人の法的地位を定める移民条約（ Emigration Treaty）が締結された。従って、これは、清国政府がこの条約によって、清国人が出稼ぎを目的として母国を去って海外に長期的に滞在することをはじめて認めたことが反映されていると考えられる。その 1880 年からは、清国政府は、北米と東南アジアにおいて、在外清国人の保護を果たす領事館を開設した[39]。

さらに、1893年になって、清国は、ようやく、1727年に公布された出国禁制が廃止され、翌1894年、清国とアメリカ合衆国との間に締結された新しい移民条約（Emigration Treaty）によって、アメリカ合衆国在住の清国人の日常生活と労働条件を明確にした[40]。

清国は、アメリカ合衆国との間の移民条約に続いて、多くの国々と清国人の海外渡航に関する条約を結んだ。例えば、1904年、清国はイギリスの政府との間にイギリスとその植民地で従事していた清国人労働者の募集、運搬などの条件を厳密に規定した協定を締結した[41]。引き続き、清国政府は、フィリピン、フランス、南アフリカ共和国政府とも移民に関する契約を同様に締結し、20世紀初頭には、移民問題を取り扱う移民局（Emigration Bureau）[42]を創設した。

こうして、清国政府の海外出稼ぎ政策は、1840年代後半から1890年代半ばに至るまでの半世紀の間に、苦力の密募集の停止という政策から海外渡航者の条約による権利保護まで大きく変容したが、その変容は、清国人の雇用を望んだ西欧列強の圧力によって左右された。こうして、西欧列国との条約においては、列国にとって非常に重要であった開港問題、外国人の商取引問題とともに、清国人の外国人による雇用ないし海外渡航の自由化が重視

---

[39] Duara, Prasenjit, Nationalists Among Transnationals: Overseas Chinese and the Idea of China, 1900-1911, Aihwa Ong and Donald Nonini, *Ungrounded Empires: the Cultural Politics of Modern Chinese Transnationalism*, Routledge, New York, London, 1997, p.43.

[40] Ta Chen, op. cit., pp. 171-174.

[41] Convention between His Britanic Majesty and His Majesty the Emperor of China, May 13, 1904. Cited by Ta Chen, op. cit., pp. 168-171.

[42] Ta Chen, op. cit., p. 142.

されているのに対し、清国政府は、在外清国人の人権を保護する法律や機関の整備に失敗した。

それと比べて、移民送出国家となった隣国の日本政府は、海外への渡航を対外政策の重要な側面として扱い、その開始から労働者の契約を明確に整備するように努力していた。これに関しては、次節において検討する。

1-2-2 日本人の海外渡航問題

清国より 11 年遅れて開国した日本でも、1853 年の開国から 1884 年の契約労働者の海外出稼ぎが開始されるまでに、約 30 年間を要し、その交渉の歴史は、まさに「紆余曲折」の歴史であった。

阪田安雄によると、イギリスのエルジン（Lord Elgin）特使は、清国に押し付けた条件を日本との条約へも反映させ[43]、日本人の外国人による雇用を日本政府に認めさせようとした。しかし、日本政府は、清国人の契約労働者の差別待遇についての情報をもち、日本人も、同じ様に差別されることを念頭に置き、外国人による雇用や海外出稼ぎを認めようとしなかった。しかし、結局、日本政府は、以下に述べるように、海外渡航者をめぐる事件が発生したことによって、日本人や清国人の海外出稼ぎの問題と係わることになった。この事件がいかに解決されたか、日本政府の移民政策にいかなる影響をあたえたかを分析した上で、日本政府のロシアを含む世界各地への海外出稼ぎに対する態度の変容を明かにする。

日本人労働者のハワイのサトウキビ農園への渡航は、明治政府樹立直後に始まった。ハワイ王国外相R.C.ワイリーは、日本人労働者を募集するために、1865 年 4 月 7 日にオランダ系アメリカ人ユージン M.ヴァン・リード（Eugene M. Van Reed）[44]を駐神奈川ハワイ領事

---

43 阪田安雄「不平等条約とアメリカ出稼ぎ」、前掲書、632-635 頁.

44 ユージンM. ヴァン・リード（Eugene M. Van Reed）は、1835 年にリーディング市（Reading, Pennsylvania 州）に生まれ、16 歳の時にサン・フランシスコで日本人漂流民ジョージェフ・ヒコと知り合った。ユージンM. ヴァ・リードは、1859 年に来日して、駐神奈川アメリカ領事館で秘書として勤務した後、1864 年から観光や研修に日本人をアメリカに送っていた"Augustin Head & Co"会社で働いていた。

に任命した[45]。彼は、1866 年 9 月に駐日アメリカ大使ヴァン・ワールケンブルグ（Van Valkenburg）の協力を得て、日本人労働者の募集のさきがけになった日布通商条約の交渉を始めた[46]。

「日本・ハワイ臨時親善協定」の締結に成功したヴァン・リードが 1868 年 3 月に契約労働者の募集を始め、幕府から 300 人分の旅券の下付を受け、英国籍船「サイオト」（Scioto）号を賃借した。しかし労働者募集中に、明治維新を迎え、明治新政府はワン・リードが受けた旅券を無効としたが、それは三年間の契約が長すぎたことと、ハワイ王国との通商条約がなかったことがその理由であった。こうして旅券の返却を求められ、すでに募集された 300 人の労働者には出国許可が与えられなかった。しかし、ヴァン・リードは、すでに「サイオト」号の船賃を支払っていたこともあり、許可を得ないまま 1868 年 5 月に 148 人の労働者をのせた「サイオト」号をハワイに向けて出港させた[47]。

明治政府の太政官は、日本人が許可を得ずに渡船したことは日本の威信に関わる問題であるとして、ヴァン・リードを罰する方策をとり、同時に、すでにハワイに渡っていた日本人を帰国させる準備を進めた[48]。さらに、1868年、太政官は、渡船した日本人からハワイの日本人の困難な状態についての手紙を受け取っていた。通訳としてサン・フランシスコへ渡った宇和島藩士城山静一は、アメリカの新聞から知ったハワイの日本人出稼ぎ者の困

---

[45] Wyllie to Van Reed, 10.03.1865. Conroy H., Miyakawa S. *East Across Pacific: Historical and sociological studies of Japanese immigration & assimilation*. New York, 1972, p.8.を参照.

[46] De Long to Sawa Jusanmi, Terashima Jushii, 14.05.1870. 『大日本外交文書』第 3 巻、263 頁.

[47] これについては、『ハワイ日本人移民史』、前掲書、41 頁に詳しい.

[48] 『 ハワイ日本人移民史』、上掲書、53 頁. ワン・リードは、在日外国人として安政条約によって治外法権を持っていたために、太政官がワン・リードに対して日本人と同じように裁判にかけることができず、ヴァン・ヴァルケンブルグ公使を通じて、国家間のレベルでこの問題を解決する必要があった。ヴァン・ヴァルケンブルグ公使は、ヴァン・リードの罪はアメリカ合衆国の領事裁判によって審理されるべきで、有罪が確定するまでヴァン・リードを処罰してはいけないと論じた。結局、太政官とヴァン・ヴァルケンブルグ公使との交渉の結果で、ヴァン・リードは処罰を受けないことになった。Hizen Jijin to R.V.Valkenburg, 27.05.1868. Papers... 1868. Wash., 1869, p. 747; Van Valkenburg to His Excellency Higashikuze Chiujiro (no. 158), 16. 09. 1868. 『大日本外交文書』第一巻 第 1 冊 1869 年、650－652 頁.

難な状況について、上申書[49]を太政官に提出した。さらに、移民の元締牧野富三郎も明治政府に救出嘆願書[50]を送り、ハワイで働いていた日本人労働者の困難な状況について述べ、彼らの帰国を請願した。一方、日本では、外務省が1869年8月に新設されたばかりであり、外交の経験がほとんどなく、日本人の帰国問題を解決するために在日各国公使と相談を行い、太政官がアメリカ合衆国、フランス、イギリス、オランダなどの西洋諸国の駐日公使を招いて特別会議を開き、公使達の意見を考慮した上で、ハワイ政府との交渉を行う目的で、特命全権公使上野景範が率いる「移民召還使節」を派遣することを決断した[51]。1870年12月、「移民召還使節」は、ハワイに到着し、日本人出稼ぎの状況を視察した後、ハワイ国王カメハメハ五世と会見し、日本への送還に関する交渉を行っている。多くの日本人はハワイへ渡航したことが禁制を犯したと考え、農園主と結んだ契約が満了するまでハワイで従事する希望を示し、上野景範特命全権公使より残留許可を得た。こうして、上野特命全権公使とハワイ政府との交渉の結果、1870年1月11日に予備条約が調印され、これにより、日本人のハワイへの出稼ぎが日本政府によって公認されることになった[52]。

以上のような経緯からハワイへ渡った日本人は、漂流民あるいは幕府留学生と異なり、自らの意志で海外へ渡った最初の日本人の集団であったと考えられる。初めて日本政府は、日本人の出国問題と直面し、出稼ぎ者を取り戻すために他国との交渉を行った。ハワイへ渡航した日本人をめぐり日本政府は、駐日外国公使との相談を行ったことにより、外交の経験を導入し、移民政策の初歩を記したと考えられる。

日本人の出国と海外出稼ぎの公認は、出国禁制の廃止を意味し、「出移民」に対する態

---

[49] 城山静一より外国官判事試都築荘蔵宛ての上申書、06.01.1869.『大日本外交文書』第二巻 第一冊. 1869年、680 - 684頁。城山静一は江戸の商人扇屋久次郎の通訳としてサン・フランシスコへ渡り、そこから更に商用でハワイへ渡航する予定があったが、サン・フランシスコの英字新聞からハワイの日本人の苦難を知り、日本外交官へ報告した.

[50] 『大日本外交文書』第一巻 第2冊、1868年、680-684頁；布哇出稼人総代富三郎ヨリノ来翰送付ノ件、1869年7月28日『大日本外交文書』第二巻 第2冊、1869年、118－124頁.

[51] 上野景範は、1844年（弘化元年）に生まれ、ハワイへ派遣される前には、神奈川裁判に在勤であった。晩年は駐ウイーン公使。『 ハワイ日本人移民史』、前掲書、53頁.

[52] 『 ハワイ日本人移民史』、上掲書、58－61頁.

度の逆転を示していた。次に、1872年、多国の政府が巻き込まれた「マリア・ルース」号事件について述べる。

1872年7月、移民送出国家となった日本も巻き込まれた中国人の海外出稼ぎ者をめぐる「マリア・ルース」号事件が起き、これが、日本政府をして日本人の海外出稼ぎを押しとどめた一因となった。その経緯は、以下の通りである。ペルー籍船「マリア・ルース」号が澳門（マカオ）港からリマ港への航行途中、横浜港へ寄港し、修理を行った時に、船内にいた澳門港で募集された中国人労働者の一人が、船中の虐待に耐えられず、同港に停泊していた英籍船「アイアン・デューク」（Iron Duke）号に逃亡した。英国代理公使アージ・ワトソン及びアメリカ合衆国代理公使チャルス・セパルト（Charles Shepard）は、「マリア・ルース」号を訪問し、虐待があったことを確認した[53]上で、副島種臣外務卿[54]に次のように通知している。"The coolie trade between Macao and the western ports of South America, particularly the Peruvian has been characterised by such barbarity and such disregard to the rights of the Chinese Government that it has mostly justly excited the strongest feeling in Europe and all civilized countries. The contiguity of Japan to China and the importance to both countries that nothing should disturb the good feeling at present existing between them renders it most important that Japan should not permit its hospitality to be abused to the possible injury of natives of China"[55]（澳門と南米西海岸の諸港、とりわけペルーの港との間に行われている苦力貿易が、残虐性を特色としており、中国政府の諸権利を無視していることは、当然にヨーロッパ及び他の文明国の強い反発を引き起こしている。日本と中国が隣接していること、及び何事も両国間に現存する好感を乱すべきではないという、両国にとって重要なことは、日本がその親切心を中国人に加えられかもしれない危害のために濫用されるのを許すべきではないこ

---

53 英国代理公使アージ・ワトソンより副島種臣外務卿宛て、明治5年6月29日『大日本外交文書』第5巻、1872年、415-419頁.

54 日本はおよそ250年間鎖国政策を行ったために、外務省、そして海外における全権大使制度が1869年8月までなかった。副島種臣は、岩倉特命全権大使の使節団がアメリカ合衆国とヨーロッパに出かけた間に、外務相に任じられていた。『日本外交史』東京、1972年、78頁.

55 英国代理公使アージ・ワトソンより副島種臣外務卿宛て、明治5年6月29日『大日本外交文書』第5巻、1872年、416頁.

とを最重要事項とすることである）。

日本政府の調査により、英国代理公使アー・ジ・ワトソン（R.G.Watson）が指摘した通りであることが明らかになった。「マリア・ルース」号の清国人労働者を募集した移民業者は、中国政府の許可を受けずに、彼らの募集を行っていたのである。神奈川県令大江卓は、副島種臣外務卿の命令を受けて、「マリア・ルース」号の清国人に対する虐待行為に対して有罪を宣告した。この事件は国際的に広く知れ渡ることになり、アジアから海外植民地への低賃金の労働力の誘致を目的としていたイギリス、フランス、オランダに対して奴隷のような労働者の扱い方に反対の声が高まってきた。判決によって、「マリア・ルース」号の清国人は1872年10月に帰国し、船はオークションで売却された。ところが、募集の中心地であった澳門の知事は、労働者募集の違法性を否定し[56]、さらに、ペルー政府は、「この判決は国際法に違法する」と反論した。日本とペルーの交渉の結果、1873年6月に双方は仲裁契約を結び、ロシアの皇帝アレクサンドル二世を裁判官とする仲裁裁判に事件を付託し、ロシア皇帝は1875年6月に、神奈川県立裁判の判決を認める判決を下した[57]。

こうして、日本政府は清国人労働者の虐待が判明したことから、日本人も非熟練労働者として、清国人と同様に虐待を受けると判断し、日本人を南米諸国の農園で契約労働者として働かせるという提案を拒否した。また、ヴァン・ヴァルケンブルグ在日アメリカ大使は、"The act of Congress to prohibit the coolie trade, etc., approved February 19, 1862, and which was framed with regard to China, is hereby made applicable to Japan"（1862年2月19日に承認された苦力貿易を禁止する議会の採決、それは清国人に関して案出されたものであるが日本にも適用すべきである）と述べ、1862年、中国人の「苦力貿易」を禁じたのと同じように、アメリカ人に日本人労働者を募集することを禁じた[58]。

19世紀後半、日本政府が国家間レベルで、移民に関して締結した条約は、1884年の「日

---

56 『大日本外交文書』第6巻、1873年、501-506頁.

57 この裁判は、1873年8月に、日本とペルー政府との間に、通商条約が締結されるきっかけとなった。『大日本外交文書』第5巻、1874年、494－537頁.

58 Van Valkenburg to Hizen Jijin, Higashikuze Jijin, 26. 05. 1868. Papers... 1868. Wash., 1869, p. 748; 『大日本外交文書』第1巻第1冊、652頁.

布移民渡航約定書」と1886年の「日布移民条約」である。「日布移民渡航約定書」は、在日ハワイ公使ロバート・アールイン(Robert Irwin)[59]によって準備された。ロバート・アールイン公使は、1884年6月に、カチス U.イアウケアハワイ特命全権公使と一緒にホノルルに戻り、日本人契約労働者の受入れのために新設された予算規模5万ドルの臨時委員会の会議に出席した[60]。ロバート・アールインによって準備された「日布移民渡航約定書」案は、1884年9月に日本政府に提案され、同年11月に調印され、これが、いわゆる「官約移民」の出発点となった。労働者は個人的に契約書に署名していたが、これ以降は、各労働者の契約書には、ハワイ政府と日本政府の代表印が押印され、これによって、契約書がハワイ在職期間中の労働者の人権遵守の保証となったと考えられる[61]。しかし、「日布移民渡航約定書」によって最初の集団がハワイに渡航した後、労働者の医療、その仕事の監視などの条件が不整備であったために、1886年1月28日に、労働者の医療などを明確にする11ヶ条からなる「日布渡航条約」が、外相井上馨とロバート・アールインにより調印された。この「日布渡航条約」は、1884年の「日布移民渡航約定書」に基づいていたが、各項の一部が改訂、追記されていた。例えば、「約定書」の第6条では、「布哇國移住民事務局ト渡航者タル日本人ト締結シタル契約ノ條款ヲ相當ニ履行センカ為メ及ヒ布哇國ノ法律ニ因リ右渡航人ノ権利ヲ充分ニ保護センカ為メ布哇皇帝陛下ノ政府ハ右契約繼續中日本語及ヒ英語ヲ談話通辯シ得ル監督人及ヒ通辯人ヲ應分ニ雇入ルヘク而シテ右契約ノ事件ニ付右渡航人原告、被告、告訴人若クハ被告訴人トナリ布哇國法廳ニ出訴スルトキハ布哇國政府ハ右布哇國人ヲシテ右渡航人ヨリ別ニ謝金ヲ要セス其職ヲ勤メシムヘシ」[62] とあり、さらに第7条では、ハワイ政府が日本人契約労働者の医療も確保すると規定された。従って、日本政府は、日本人出稼ぎ者が国外で就労した場合も、「日布渡航条約」によって、彼らに可能な限りの

---

59 ロバート・アールインは、1844年にコペンハーゲン市で在デンマーク公使の家族に生まれた。1866年にPacific Mail Steamship Co. の代表者として横浜に到着し、1880年に36歳の時、在日ハワイ公使代理、一年後に在日ハワイ公使。その後契約労働者募集のためにハワイ移民局の代表者になった。Conroy H. *The Japanese Frontier in Hawaii*, p.59.

60 Dagget to Frelinghuysen, 14.02.1885. Papers Relating to the Foreign Relations of U.S. 1885. Wash., 1886, p. 470.

61 日布移民渡航約定書, 1884年11月10日; 日布移民条約『日本外交文書』第19巻、1886年, 463-465頁.

62 日布移民条約『日本外交文書』第19巻、1886年、463-465頁.

良好な労働条件、住宅手当などを与えようとしたと思われる。

1890年代の初頭には、日本人の出稼ぎ者を海外へ送る事業主体は、日本政府の移民管理局から民間の移民会社に譲渡されることになる。1892年、榎本武揚外務相が外務省に移民課を設立し[63]、次いで1893年11月、外務省通商局は、移民業者が行う労働者の募集、輸送などを規定する移民保護規則を提案し、1894年4月に公布した[64]。移民保護規則では、従来使われていた「出稼ぎ人」ではなく、「移民」という通称が使われた。従って、日本政府は、日本人が海外において限定された期間に勤労に従事する契約労働者だけではなく、長期にわたって滞在することも認めるようになった。1894年6月、移民保護規則の布告と同時に、日本とハワイの政府は相互の合意によって日布移民渡航条約を廃止し[65]、1896年6月1日、移民保護規則は移民保護法の実施のために廃棄された[66]。

こうして、30年にわたって、日本政府は、様々な形態を用いて、出稼ぎ者（1893年以降、「移民」と通称していた）を海外へ送り出し、日本人の在外労働、生活条件などを協定において定め、その実態を管理する体制を整備した。

1-2-3　大陸間移民の特徴

前節でみたように、日本と清国は、西欧列強の圧力に抵抗して出国禁止制度を保持しようとしたが、次第に抵抗を弱め、結局、海外出稼ぎを許可してきた。移民送出国の清国と日本も、19 世紀後半、西欧列強と、英清天津条約、英清北京条約、日布移民渡航約定書、日布移民条約などを締結し、条約で海外出稼ぎを公認し、こうして、清国と日本からの労働力が、世界労働力市場の一環に組み込まれることになったと考えられる。

さらに、清国と日本の両政府は、海外渡航者が増加し、移民をめぐる様々な問題が起き

---

63 東京経済雑誌、1891. 11.07., no. 580.

64 「移民保護規則」日本外務省外交史料館所蔵、3-8-2-30.

65 『ハワイ日本人移民史』、前掲書、145 頁. 1894 年 6 月 15 日に日布移民条約によって最終の日本人労働者集団がホノルル港に到着し、その 2 週間後、6 月 29 日、民間の移民業者によって「愛国丸」が日本人 151 人を乗せて同港に着いた.

66 「移民保護法」日本外務省外交史料館所蔵、3-8-2-30.

た後、移民を送り出す業務を管理する国家機関も設立した。

しかし、移民を送り出す体制を明瞭に整備する余裕がなく、海外出稼ぎ者をめぐる多くの事件が発生した。

さらに、日本と清国の出稼ぎの管理を簡単に比較すると、日本政府の規則の方は、清国のそれと比して明確であった。例えば、1896 年の日本の移民保護法は、労働者の募集と輸送から業者の手数料まで、海外出稼ぎ者を送り出す業者の活動を厳密に規定していた。

清国政府も、外国との条約において、清国人労働者の労働条件を規定し、1866 年の清国の移民規則は清国人契約労働者の無許可募集を禁止したが、その管理については明確にしなかったと言えよう。

1 - 3　ロシア帝国東方国境画定政策の国際的展開

本節の中心となるロシアと東アジア諸国との条約による移民問題を分析する前に、清国、朝鮮そして日本からの移民を受け入れた沿アムール総督管区の成立について簡潔に概観する。

ヨーロッパにおいて、イギリス、ロシア、オーストリア、プロイセン、フランスなどの国々が確定済みの国境の変更を認めないとするウィーン体制が誕生した半世紀後の 19 世紀後半になり、東アジアにおいても、西欧列強の進出によって、国民国家(nation-states)の形成が進むようになり、さらに、東アジアにおける領土分割過程は、ロシア帝国の東方進出がそれを促進させた面もあった。

ロシア帝国は、ヨーロッパ諸国がアジア、アフリカ、アメリカを積極的に殖民地化していた 16～18 世紀にはシベリアをひたすら東進していた。

シベリアへの最初の移住者は逃亡農民、コサック、商人などであり、彼らは河川に沿って村落を築きはじめ、17 世紀前半には、ロマノフ王朝は、コサックと商人の東方への進出、新領土の探検を奨励し、シベリアの原住民に毛皮税（ヤサーク）を課したが、東方国境の画定には努めなかった。

ロシア人は、1630 年代に清国、日本、朝鮮と国境を接する地域に辿りついたが、その植民地的進出は、1689 年に清と締結されたネルチンスク条約によって止まった。これによって、はじめて、ロシアと清国との国境が画定された。ロシア帝国は、この条約により、1634 年に築かれたアルバジン要塞など、ロシア人の要塞と村落があった沿アムール流域を失ない、露清国境は、アルグン川、シルカ川、ゴルビツァ川に沿って画定したが、両国は正確な地図を持っていなかったために、ゴルビツァ川からオホーツク海までの陸上の国境は明確ではなかった[67]。

ネルチンスク条約締結後の 1699 年、ピョートル大帝（Петр Великий）は、I. エブリーノフ（И.Евреинов）と F.ルージン（Ф.Лужин）が率いる調査団をカムチャツカへ派遣し、東シベリアの探検を継続するように命令したが[68]、清国との条約の改正或いはアムール河流域の占領は意図してはいなく、また、清国の隣接地域に居住していたコサックに対しては、ネルチンスク条約を守り、不法越境を避けるように命令していた[69]。この後、およそ 150 年間、ロシアは清国との関係を貿易に限っており、アムール河流域の併合を積極的に推し進めることはなかった。

東シベリアへの領土拡大と東方の国境画定をめぐるロシアの政策が積極的に展開したのは、19 世紀半ばであり、それは大英帝国との対立の一環として始まった。イギリスとロシアは、50 年にわたって、中央アジアへの進出をかけてしのぎを削っており、黒海から地中海への出口であるボスポーロス・ダダネール海峡をめぐって両国の利害がからみ、1853～1856 年のクリミア戦争の原因となった。ヨーロッパのみならず、北アジアのロシア海軍基地ペトロパブロフスに対しても、イギリス及びフランス海軍に攻撃されることもあり、東方からもロシアへの攻撃を展開すべきであると主張するイギリス高官もいた。例えば、イギリスの元外相チャールズ・ディルケ（Charles Dilke）は、極東ロシア地域に対するイギリ

---

67 この条約の締結について、Stephan, John. Op. cit. P. 30-31 が詳しい.

68 シベリア、極東ロシア、アメリカにおけるロシア人の地理的発見と新しい領土の開発について、Кутаков Л. Н. Россия и Япония. Москва, 1988. （クタコーフL. N. 『ロシアと日本』モスクワ、1988 年）.

69 История Северо-Восточного Китая в 17-20 в. Влд., 1987. С. 208.（『17～20 世紀における東北中国史』ウラジオストク、1987 年、208 頁.）

スの対ロシア政策の展望について、「ウラジオストクは、イギリスがロシアに勝利できる唯一な弱点であり、ロシアが『出血多量で』衰弱し、そこは『二度目のセヴァストーポリ』となるべきだ」[70]と述べた。このイギリスの膨張という脅威がロシア政府に危機感を抱かせた。例えば、在日ロシア大使R.R.ロゼン（Р.Р.Розен）男爵は、その脅威に関して、「イギリスが到達可能な無防備の我が地点は、保護されていない我が広大な太平洋海岸にある」[71]と述べており、ロシア極東地域の防衛強化を主張した。

大英帝国の膨張政策に抵抗して、ロシア政府は、1840年代後半から1850年代にかけて、東方国境の画定を目指して、アムール河流域の探検を積極的に行っていた。1847年、N.N.ムラヴィヨフ（Н.Н.Муравьев）は東シベリア総督に就任し、在任13年の間、領土拡張策を主張し、その政策の実現に努めた先駆者の一人であるG.I.ネヴェリスコーイ（Г.И.Невельской）海軍少佐は、1849年、ネルチンスク条約により清国領土と定められたアムール流域に侵攻し、オホーツク市から不凍湾へ太平洋艦隊基地を移転させることを目的に、アムール河流域、オホーツク海沿岸、カムチャツカ半島の調査を行った。

また、ロシアの遠征隊は、N.N.ムラヴィヨフの指令によって、1850年夏から1853年にかけてオホーツク海から南下し、アムール河の左岸に入植した。1852年には、N.N.ムラヴィヨフ総督の部下であったN.V.ブッセ（Н.В.Бусce）が、南サハリン調査に派遣され、アニワ（亜庭）湾に集落を築いた。翌1853年、G.I.ネヴェルスコーイは、ロシア政府の命令により、サハリン島（樺太）南部の亜庭湾にイルインスキー哨所を築いた[72]。

しかし、上述のようにアムール河流域の探検が1840年代後半から1850年代にかけて積極的に行われたにも関わらず、ネルチンスク条約は未改正のみまでであった。ロシア政府

---

[70] Военный министр генерал Ванновский Н.К.Гирсу, 13.02.1891 г. Цит. по: Россия и Япония на заре столетия. Под ред. Золотарёва В.А. Москва, 1994. С.23.（陸相ワンノーフスキよりギルスN.K.宛て、1891年2月13日：『20世紀初頭におけるロシアと日本』V.A.ゾロタリョーフ編、モスクワ、1994年、23頁）.

[71] Записка о положении России на Крайнем Востоке. 12.04.1897 г.（極東ロシアの現況に関する報告書、1897年4月12日）、上掲書、190頁.

[72] Кутаков Л.Н.（L.N.クタコーフ）、前掲書、52頁.

は、イギリスのエルジン使節が清国に不平等条約を押し付けようとしているのと時を同じくして、アムール河左岸をロシアの領土として確保することを目的としてネルチンスク条約の改正を求め、1857年6月にE.V.プチャーチンを特使として清国に派遣した。E.V.プチャーチン（Е.В.Путятин）特使は、北京ではなく、天津において、清朝政府と書簡を交換した結果、清国政府は、交渉の対象になったアムール河流域に黒龍江将軍奕山を派遣し、愛琿市でロシア政府の使節と交渉を再開することに合意した[73]。

1858年5月、N.N.ムラヴィヨーフ総督は、愛琿市黒龍江将軍奕山とアムール河左岸のロシアへの併合をめぐる交渉をおこなった結果、「アルグン川から始まり、アムール河の河口までのアムール河左岸はロシア国の領有」[74]と定める愛琿条約に署名し、さらに1860年の北京条約により沿海州もロシアに併合された。

1860年6月20日、日本海沿岸のメア湾（ロシア人により金閣湾と改名）の海鼠衛という清国人の村落に、ロシア海軍の輸送船「マンジュール」号が接岸し、S.コマローフ（С.Комаров）少尉補が率いる40人の水兵が上陸し、最初の兵舎を築いた[75]。この集落は、「東洋を支配せよ」を意味をする「ウラジオストク」と名づけられ、ロシアの太平洋艦隊の基地となった。1862年に自由港になったウラジオストクは、極東ロシア地域における商業の中心地になった。

両条約の締結をめぐる交渉の性格については西欧列強と異り、戦争や領土への侵入などの武力で押し付けられたのではなく、むしろ両国の友好関係を強化した平和的交渉であったと度々指摘されている[76]。しかし、筆者は、これに対し、条約の締結をめぐる交渉が行わ

---

[73] 秋月望「朝露国境の成立と朝鮮の対応」『国際学研究』第8号1991年3月、明治学院大学国際学部、24頁；История Северо-Восточного Китая в 17-20 в.（『17～20世紀の東北中国史』）、前掲書、242-249頁.

[74] 「ロシアと中国間のアイグン条約」、1858年5月16日：Гримм Э.Д. Указ.соч. С. 54-55.

[75] Надаров И.П. Материалы по изучению Уссурийского края. СПб., 1887. С.91.（I.P.ナダーロフ『ウスリー地方に関する研究資料』サンクト・ペテルブルグ、1887年、91頁）.

[76] Беспрозванных Е.Л. Приамурье в системе русско-китайских отношений. Хабаровское книжное издатель-

れた 1850 年代後半から 1860 年代前半にかけて、清国が阿片戦争や太平の乱のために困窮に陥り、ネルチンスク条約に違反してアムール河流域に浸入し、南下政策を行っていたロシアに抵抗する余裕はなかったと考え、従って、ロシア帝国は、清国に武力を行使しなかったものの、清国の弱体化を利用して両条約を押し付けたと考える。

さらに、もう一つのロシアの隣国であった日本との間では、1855 年の日露和親条約、1875 年の樺太・千島交換条約により北千島は日本領、サハリンはロシア領となり、日露国境も画定された[77]。

こうして、1870 年代半ばまでは、清国南部に勢力をのばした大英帝国の脅威に抵抗しながら、ロシア帝国は東方国境の画定に成功したが、数度にわたり、ロシア地方官憲が清国と地方官憲との間に緊張が高まった。

北京条約締結直後の 1860・1861 年の冬には、琿春（フンチュン）の将軍が軍隊を派遣し、ロシア人兵士が築いたノヴォゴロドスキー哨所（現ポシエット）長 I.F.チェルカーフスキ（И.Ф.Черкавский）大尉に哨所からの退去を求めたが、I.F.チェルカーフスキ哨所長は、それには応じず、逆に琿春へ引き返すように要請した。この事件は、軍事衝突は至らなかったものの露清間には緊張が残った。

翌 1862 年 2 月、ウラジオストク哨所長 V.E.ブラーチェク（В.Е.Бурачек）少尉が琿春を訪れた際、琿春の将軍は北京条約に関する情報は全くないと述べた[78]が、このことは、沿海州と隣接した琿春の将軍が沿海州のロシアへの割譲に抵抗していたことを示し、北京の清朝政府と琿春の地方官憲の利害が一致していないことをあらわしているのではないかと思われる。

ство, 1986.C.284.（E.L.ベスプロズワーニフ『露清関係における沿アムール地方』ハバロフスク書房、1986 年）、284 頁；Петров А. И. Корейская диаспора на Дальнем Востоке России. 60-90-е годы 19 в. Владивосток, 2000.C.49.（A.I.ペトローフ『極東ロシアにおける朝鮮人移民、1860～1890 年代』ウラジオストク、2000 年、49 頁）.

77 『日本外交文書』、第 9 巻、351 頁.

78 Петров А. И.（A.I.ペトローフ）、前掲書、52 頁；Бурачек Е.С. Воспоминания заамурского моряка. Владивосток, 1999. С.57,67.（E.S.ブラーチェク『アムール河以南地方の船乗りの回想記』、ウラジオストク、1999 年、57, 67 頁）.

さらに、1879・1880 年、ハンカ湖から豆満江（図們江）河口までの露清国境をめぐる清国との関係に緊張が高まり[79]、沿海州南部のポシエット地区が清国によって占領される恐れが生まれた。この緊迫した情態が生じたのは、ハンカ湖から豆満江河口にかけて、露清国境を示す界碑が少なかったために、両国の住民にとっては国境線が明確ではなく、双方が越境を繰り返すという事件が頻発したからであった。A.L.ナロチニーツキ（А.Л.Нарочницкий）と L.N.クタコーフによれば[80]、吉林省辺務督弁呉大澂は、露清国境問題をきっかけに、日本海における海上貿易の拡大を狙い、北京条約によって清国が失った沿海州南部のポシエット湾沿岸地域の返還を要求するために、国境周辺地へ軍を派遣し、一方、秋月望によれば、「1879 年から 1880 年、ロシアはハンカ湖から豆満江にかけて清国東部国境地帯で越境事件を起こし」、1882 年にロシア軍が清国の領土へ侵入したとしている[81]。この事件に関する史料は、断片的であるために、現時点では、どちらの軍が隣国へ最初に侵入したかを明らかにすることができないが、1860 年にロシアが獲得した沿海州の南部をロシアが失う可能性があったことを裏付けている。

結局、両国の代表者が琿春で交渉を行い、その結果、1886 年 6 月に従来の国境を画定した「琿春界約」が締結された。ロシア政府がポシエット湾の南部沿岸地域を失うことになっていれば、朝鮮と国境を接することはなかった。

---

79 Всеподданейший отчет генерал-губернатора Восточной Сибири по управлению Восточной Сибири за 1879 г. Сборник главнейших официальных документов по управлению Восточной Сибирью. Т. 1. Вып. 1. Иркутск, 1884. С. 35.（「東シベリア統治に関する東シベリア総督の報告書」『東シベリア統治に関する主要な公文書総覧』第 1 巻第 1 号、イルクーツク、1884 年、35 頁）.

80 Кутаков Л. Н. (L.N.クタコーフ)、前掲書、188 頁； Нарочницкий А. Л. Колониальная политика капиталистических держав на Дальнем Востоке. 1860-1895. М., 1956. С. 350-354. (A.L.ナロチニーツキ『極東地域における資本主義諸国の殖民地政策、1860-1895 年』モスクワ、1956 年、350-354 頁）； Malozemoff, Andrew, op.cit., pp. 23-24.

81 秋月望「朝露国境の成立と朝鮮の対応」『国際学研究』8 号 1991 年 3 月、明治学院大学国際学部、34 頁.

清国との緊張が増すなかで、東シベリアの新領土であるアムール州及び沿海州の人口希薄、また行政機構の未整備のために、ロシア政府はその地域の開発を計画するために、ロシア皇帝アレクサンドル二世の承認を得た上、1876年4月5日、沿アムール地方諸問題特別委員会を設置した[82]。外相、内相、大蔵相、陸相、海軍相、東シベリア総督がその構成員になり、1880年4月14日、沿アムール地方諸問題特別委員会は最初の会議を開き、東アジアの国際情勢について討議し、ロシア太平洋艦隊の基地としての当該地域の意義が指摘され、さらに開拓の重要性が主張され、まず、当地方の調査を実施することが可決され、その決議に基づき、1879年から1883年にかけて、アムール河流域の調査が行われた。

さらに、1882年1月4日、陸軍省の会議では、はじめて、アムール州と沿海州を東シベリア総督管区から分離させて、ハバロフカ（現ハバロフスク市）を行政中心地に定め、沿アムール地方を新しい行政単位とすることが提案された[83]。その提案に対して、東シベリア総督S.D.アヌーチン（С.Д.Анучин）を含む高官の一部が反対をしたが、1884年には、新しい行政区分が導入され、東シベリアの東部は、沿アムール総督管区となった（表1-2参照）。この沿アムール総督管区は、1851年に設立されたバイカル州、1856年に設立された沿海州、1858年に設立されたアムール州からなり、1909年には、カムチャツカ州もその一部となった[84]。

---

[82] Сборник главнейших официальных документов по управлению Восточной Сибирью. Т. 1. Вып. 1. Иркутск, 1884. С. 2.（『東シベリア統治に関する主要公文書総覧』第1巻第1号、イルクーツク、1884年）.

[83] 上掲書、64頁.

[84] 沿アムール総督管区の新設について次ぎの資料を参照. Правительственные поиски новых границ на Дальнем Востоке России (1860-е гг.- первая половина 1880-х гг.) Россия и Восток: история и культура. Материалы 4-ой международной научной конференции "Россия и Восток : проблемы взаимодействия". Омск, 1997. С. 79-84.（「極東ロシア地域の新しい国境のロシア政府による探検（1860年代～1880年代前半）」『ロシアと東洋：歴史と文化：相互作用の諸問題』第4次国際学術大会論文集、オムスク、1997年、79－84頁）.

表 1-2　東シベリアと沿アムール総督管区の総督

年	東シベリア総督	年	沿アムール総督管区総督
1822-1833	A.S.ラビンスキー	1884-1893	A.N.コールフ
1833-1834	N.S. スリマ	1893-1898	S.M.デゥホフスコーイ
1834-1837	S.V.ブロネフスキー	1898-1902	N.I.グロデーコフ
1837-1847	V.Y.ルーペルト	1903	D.I.スボーチチ
1847-1861	N.N.ムラヴィヨーフ	1903-1904	N.P.リネーヴィチ
1861-1871	M.S.コールサコフ	1904-1906	P.A.ホレシャチンスキー
1871-1873	N.P.シデールニコフ	1906-1910	P.F.ウンテンベルゲル
1874-1880	P.A.フレデリークス	1910-1911	N.N.マールトス
1880-1885	D.G.アヌーチン	1911-1917	N.L.ゴンダッチ

出典：Stephan, John. Op. cit., appendix C により作成。

沿アムール総督管区の成立は、1860 年から 1884 年にかけて行われた行政機構の整備、東アジア諸国との国境の確立という内的及び外的側面をもつ政治活動の終結を意味していると筆者は考える。

次節では、ロシア政府がはじめて、清国、朝鮮、日本と修和条約を締結した際、東アジア系移民の法的地位がどのように定められたかを考察する。

1-4　ロシア帝国の東方国境画定と東アジア系移民の法的地位

第 1-2 節では、清国及び日本が、西欧列強の植民地への清国人、また日本人の海外渡航をいかに公認したかを分析したが、本節では、ロシアへの東アジア系移民の渡航・在留がロシアとの条約において、いかに定められていたかを明らかにする。

1-4-1 ロシアにおける清国人の法的地位

露清国境の画定を中心にした愛琿条約と北京条約には、ロシアが新たに獲得した領内の清国人の残留条件やその他の権利を規定する項目も含まれていた。

1858 年の愛琿条約の締結をめぐる黒龍江将軍奕山と N.N.ムラヴィヨーフ総督との交渉では、残留の清国人問題も討議され、N.N.ムラヴィヨーフ総督は、残留の清国人が 3 年以内清国に移住するように要請したが、清国側は、それを拒否して清国人が以前から当該地域に居住しており、原住民から毛皮税（ヤサーク）を徴収していたと指摘した。それに対して、

N.N.ムラヴィヨーフ総督は、ロシア領の清国人は、逃亡者や犯罪者からなっている[85]と語った。

愛琿条約締結をめぐる交渉に関する史料は不十分であり、この交渉において、残留の清国人問題がいかに討議されたかを現時点で明かにすることができないが、結局、清国政府がロシアにアムール左岸を割譲するとともに、愛琿条約の第 1 条には、「ゼヤ川から南へホルモルジン村までのアムール河左岸に清国人が居住しており、ロシア人が彼らに侮辱と迫害を加えないよう、清朝政府の管轄下に永久に従来の居住所にとどめる」[86]と記されているように清国政府の意に沿ったものとなった。これによって、ロシア政府は、漢人、満州人、ダウール人からなる 1 万人の清国臣民（1867 年の数字）がロシア領土に残留することを許可した[87]。

1860 年に締結された北京条約では、ロシアにおける清国人の残留に関して、以下のように記されていた。「ウスリー地方においては、清国臣民の村落があるとすれば、ロシア政府は清国臣民に居住と、漁業と狩猟を継続することを許可する」[88]。おそらく、「清国臣民

---

85 Беспрозванных Е.Л. Приамурье в системе русско-китайских отношений. Хабаровское книжное издательство, 1986. С. 262-264. (E.L.ベスプロズワーニフ『露清関係における沿アムール地方』ハバロフスク書房、1986 年、262-264 頁）.

86 「ロシアと中国間のアイグン条約」第 1 条、1858 年 5 月 16 日：Гримм Э. Д. (E.D.グリム)、上掲書、54-55 頁；Сборник договоров России с другими государствами. 1856-1917. Москва, 1952. С.47-48（『ロシアの他国との条約集（1856-1917 年）』モスクワ、1952 年、47-48 頁）.

87 Сборник главнейших официальных документов по управлению Восточной Сибирью. Иркутск, 1884. Т. 1. Вып. 1. С. 88.（『東シベリア統治に関する主要公文書総覧』第 1 巻第 1 号、88 頁）；Граве В. В. Китайцы, корейцы и японцы в Приамурье. Труды командированной по высочайшему повелению Амурской экспедиции. Вып. 11. СПб,1912.С.5. (V.V.グラーヴェ「『沿アムール地方』の中国人、朝鮮人及び日本人」：『勅令により派遣されたアムール調査隊の報告』 第 11 巻、サンクト・ペテルブルグ、1912 年、5 頁）.

88 АрсеньевВ. К. Китайцы в Уссурийском крае. Хабаровск, 1914. С.50－51. (V.K.アルセーニエフ『ウスリー地方の中国人』ハバロフスク、1914 年、50－51 頁.

の村落があるとすれば」という曖昧な表現は、北京条約を結んだ両国が残留の清国人の実数を把握していなかったことを示唆しているではないかと思われる。

こうして、愛琿条約と北京条約では、ロシアに残留する清国人は清国政府の管轄下におかれることが定められた[89]。「清国政府の管轄下」というのは、清国政府がロシア領へ高官を派遣し、残留の清国人から税金を徴収していたことを意味している。おそらく、1893 年まで臣民の海外渡航を認めなかった清国政府は、割譲された領土に残留した清国人を他国の管轄下に置くことを望まず、一方、ロシア政府はアムール河流域の領土獲大を主要な目的としており、清国が条件として要求した残留の清国人の清国による管轄を認めざるを得なかったのであろう。こうして、ロシア政府は、アムール州、沿海州の併合直後に残留の清国人が租税をロシア地方官憲ではなく、清国人高官が徴税することを認めたのである。

また、東シベリアの行政機関は、残留の清国人をいかに位置付けていたのであろうか。従来の研究によれば、清国人とロシア人とはまったく接触がなく、清国人はロシアに居住していても孤立していたという。E.I.ネーステロワ（Е.И.Нестерова）は、これを裏付けるために、A.M.ゴルチャコフ（А.М.Горчаков）外相の以下の文書を引用している。つまり、1860 年、A.M.ゴルチャコフ外相が東シベリアの地方官憲宛てに、「ロシア領に残留を望む清国人居留民を、沿アムール地域の先住民と同等に扱うべきである。すなわち、清国人の生活様式にまったく介入せず、従来の［自治の］権利のすべてを維持させるべきである」[90]と記していたからである。この発言に基づいて、E.I.ネーステロワは、ロシア官憲が清国人の「生活様式に介入しない」ことを、清国人に「治外法権を与えた」として解釈している[91]。

---

89 「ロシアと中国間のアイグン条約」、第 1 条、1858 年 5 月 16 日：Гримм Э.Д. Указ. соч. С.54-55; Сборник договоров России с другими государствами（『ロシアと他国との条約総覧』）、前掲書、47-48 頁.

90 Российский государственный архив Военно-Морского флота（以下にРГА ВМФ.）、Ф.410, оп.2, д.1633, л.267об.（ロシア国立海軍公文書館、410－2－1633、267 頁）.

91 Нестерова Е. И. Система управления иммигрантами на Дальнем Востоке (1860-1884), Россия и АТР, №. 2, 2000. С. 58-67.（E.N.ネース

しかし、これまでほとんど重視されていなかったイルクーツク州公文書館の史料[92]によれば、P.V.カザケーヴィチ（П.В.Казакевич）沿海州軍務知事は、ノヴォゴロドスキー哨所長レザーノフ（Резанов）陸軍少尉に、清国人の匪賊を捕虜として琿春の将軍に引き渡し、必要な場合に武力を行使するように命じている。さらに、清国の従属国であった朝鮮からの移住者にも、第三章において考察するように、定住許可を与えた。すなわち、清国人の匪賊が東北清国から入ったか、アムール河左岸に居住していたかは不明であるが、P.V.カザケーヴィチ知事は、彼らの不法な活動を中止させることを命じ、彼らの行動を監視し、ロシア在住の清国人に対して、欧米人の「治外法権」のような制度を認めていなかったであろう。従って、E.I.ネーステロワが「治外法権」としているロシア政府の清国人への特権は、東アジア諸国における欧米人の「治外法権」とは質的に異なり、ロシア人との雑居、ロシア語とロシア人の慣習の学習を求めないことだけを意味していたと思われる。こうして、1860 年の当該地域の併合直後にはロシア政府は清国人に対して同化・帰化政策を行っていなかったが、在留外国人社会の孤立化を意味している「治外法権」は、極東ロシア地域の清国人、朝鮮人には適切ではないと考えられる。

しかし、愛琿条約と北京条約に定められた清国人の権利の保護は、領土の割譲の際、ロシアに残留した清国人を対象にしているが、あらたなロシアへの渡来者に関する項目が含まれていない。従って、清国政府は、清国人が出稼ぎにロシアへ渡来することを念頭においておらず、この権利に関する交渉を行っていなかった。

1-4-2　朝露修和条約と極東ロシアにおける朝鮮人

朝鮮が鎖国政策を保持していた 1860～1870 年代においては、多くの朝鮮人が出国禁止令に反して、極東ロシア地域へ渡った。その移住の経緯についてしては、第三・四章において精細に考察するが、ここで、その移住が 1863 年に始まり、1869 年末から 1870 年初頭に

テロワ「極東地域の移民対策（1860-1884）」『ロシアとアジア・太平洋地域』第 2 号、2000 年、59－61 頁.）

[92] Государственный архив Иркутской области（以下に ГАИО）、Ф.24, оп.11/3, д.24, л.5（イルクーツク州国立公文書館、24-11/3-24、4－5 頁）.

かけて、大幅に急増し、1880年代半ばまでに、30以上の朝鮮人村がロシア領に築かれたことをまず指摘しておく。

朝鮮政府も、朝鮮の宗主国であった清国政府も、ロシアへの朝鮮人移民を阻止しようとしていた。朝鮮の史料に基づいてロシアへの移民阻止対策を概観したChing Young Choe[93]によれば、朝鮮北部の咸鏡道の観察使李裕元（イ・コ・ヴォン）は、朝鮮人が豆満江（図們江）を渡って、ロシアへの移住を阻止する措置を講じ、越境しようとした三人の朝鮮人を死刑するように命令したという。しかし、移住阻止政策の効果は低く、ロシアへの移住が続いていたため、咸鏡道の地方官憲や朝鮮政府は、1864～1873年に、咸鏡道において、国境警備隊哨所の増加などの軍事・経済的措置を講じ[94]、従来の出国禁止制度を維持するため、朝鮮人の海外渡航を阻止していた。

さらに、1871年、琿春に駐屯していた清国人部隊隊長は、ロシアに渡航した朝鮮人の引渡しをロシア官憲に求めた。この要請は、沿海州軍務知事から東シベリア総督を通して、宰相に昇任したA.M.ゴルチャコフ（А.М.Горчаков）公爵まで届きはしたものの、彼はこの要請に対する返事を、清国政府に送らなかったが、N.P.シネーリニコフ（Н.П.Синельников）東シベリア総督には、朝鮮との通商条約の未締結を理由に、朝鮮人の引き渡し要求は拒否すべきであると指示した[95]。

1880年代初頭には、およそ1万人の朝鮮人が沿海州に居住し、朝鮮人商人が頻繁に商取引を行うために沿海州に渡っていたにも関わらず、彼らの法的地位を定める朝露条約は未締結であった。1880年頃、ロシアの高官は、商取引を規定する協定の策定について朝鮮政府との折衝を行ったが、朝鮮政府は、ロシア政府の提案に反応しなかった。1882年、駐天津ロシア領事カレル・ヴェーベル（Карл Вебер）は、ロシア政府より、朝鮮との通商条約の締結のための交渉を行うように指示を受け、以前天津に勤務していた朝鮮の高

---

[93] Ching Young Choe, *The Rule of the Taewongun, 1864-1873, Restoration in Yi Korea*, Harvard University Press, 1972, pp. 82-90.

[94] 前掲書、84－87頁.

[95] ГАИО（イルクーツク州国立公文書館）、24-11/3-24、5頁； Надаров И. Материалы к изучению Уссурийского края. Доклады общества изучения Амурского края. Владивосток, 1886., 23頁.

宗王の顧問であったドイツ人ゲオルグ・フォン・メレンドルフ（Georg von Mellendorff）を通して、朝鮮政府に条約案を伝えた。ここでは、露清修和条約締結に至る経緯については述べないが、1884年に両国政府により上述の露朝修和条約が締結された[96]のである。

この条約は、1883年11月の英朝条約を雛型にして作成され[97]、その第3条には、「朝鮮において犯罪を犯したロシア人はロシアの官憲によりロシアの法律により裁かれ懲罰される」と記され、従って、ロシア人は治外法権をもっていた[98]。さらに、ロシア人は、その第4条によって、5港で商取引を行う許可を取得し、第9条によって、朝鮮人を雇用する権利も与えられた。一方、朝鮮人のロシアへの渡航に関しては、「留学が奨励される」ことの以外に、一切触れられていなかった。従って、朝露条約は、他の西欧列強が東アジア諸国と結んだ条約と同様の不平等条約であった。

この条約により、朝鮮におけるロシア人の法的地位は明確に定められたにも関わらず、すでにロシアに渡っていた多くの朝鮮人の法的地位は定められていなかった。さらに、1888年11月23日、ロシアと朝鮮との間に陸上貿易協定が調印され、ロシアに入国する朝鮮人は、朝鮮官憲から旅券を受理し、朝露国境を渡る際、この旅券（билет）を呈示すべきであると第2条第3項によって定められ[99]、朝鮮へ渡るロシア人も、同様の手続きをとられねばならなかった。また、この協定では、「朝鮮人が居住許可書を持たず国境を渡ろうと

---

[96] この条約の成立については、次の研究書と論文を参照されたい。Пак Б. Д. Россия и Корея. М., 1979. (B.D.パク『ロシアと朝鮮』モスクワ、1979年）; Yur-Bok Lee, Resistance. Paul Georg von Mellendorff and the Anglo-Russian Conflict over Korea in the mid-1880s、Россия и АТР、no. 1(3). Владивосток, 1993. C.125. (『ロシアとアジア太平洋地域』第1(3)号、ウラジオストク、1993年、125頁).

[97] Описание Кореи. Москва, 1960. C.512, 527. (「1884年6月25日締結のロシアと朝鮮との間の条約」、『朝鮮の実態』モスクワ, 1960年, 506頁.)

[98] Договор между Россией и Кореей, заключённый 25.06.1884 г. Описание Кореи. Москва, 1960. C. 512, 527. (「ロシアと朝鮮との間の条約」、1884年6月25日『朝鮮の実態』モスクワ, 1960年, 512, 527頁).

[99] Договор между Россией и Кореей, заключённый 25.06.1884 г. Описание Кореи. Москва, 1960. C. 527. (「ロシアと朝鮮との間の条約」、1884年6月25日『朝鮮の実態』モスクワ, 1960年, 527頁.)

する場合には、ロシア官憲が密航者を逮捕し、朝鮮へ追放する。朝鮮政府も、居住許可書を持たず国境を渡ろうとするロシア人を同じく追放する」[100]と定められている。

朝鮮政府は、この協定をめぐる交渉において、ロシア在留朝鮮人の引渡しを求め、以後のロシアへの渡航を厳禁すると主張したが、しかし協定において、在留朝鮮人の居住権が認められたために、これによりはじめて、朝鮮政府は朝鮮人の在外滞在を認めたことになった[101]。先に締結された朝米修和通商条約(The Treaty of Amity and Commerce)においても、「アメリカ合衆国を訪問する朝鮮の臣民の居住、不動産の賃貸、土地の購入、住宅や倉庫の建設を国内各地で許可する」[102]と記されたが、しかし、アメリカへの移民の渡航が本格化したのは、1896 年であった。従って、ロシアとの間に結ばれた陸上貿易協定が朝鮮政府の海外渡航を公認したきっかけとなり、出国禁止制度の廃止に向かっての重要な一歩となった。

ロシアへの朝鮮人移民問題を取り扱う研究者の多くは、上記の陸上貿易協定において、1884 年以前にロシアへ移住した朝鮮人のロシア国籍取得が認められたと指摘している[103]が、現実的には、朝鮮人のロシア国籍取得に関する規則は、陸上貿易協定に規定されておらず、この事実関係を厳密に分析した B.D.パクや A.I.ペトローフが指摘した通り、1891 年に P.F.ウンテルベルゲル沿海州知事が A.N.コールフ(A.H.Корф)沿アムール総督宛てに提出した提案書のなかにはじめて提案されており、1891 年 6 月 21 日に発布された 2977 号指令によって認められた[104]。

こうして、1888 年の陸上貿易協定は、ロシアに残留する朝鮮人の法的地位を定める法律の基礎となった。

---

[100] Правила для сухопутной торговли с Кореей, 23.11.1888 г. Статья 2, §2-5.(「陸上貿易協定」1888 年 11 月 23 日、第 2 条、§2-5.)、上掲書、528 頁.

[101] Владивосток(ウラジオストク)、№. 31, 1895、11 頁.

[102] Kim, Hyung-chan and Patterson, Wayne, ed. *The Koreans in America, 1882-1974. A Chronology and Fact Book.* New York : Oceana Publications, Inc., 1974, p.1.

[103] 例えば、原暉之『シベリア出兵—革命と干渉、1917-1922—』東京 : 筑摩書房, 1989, 16 頁.

[104] Петров А. И.(A.I.ペトローフ)、前掲書、106 頁.

1-4-3 ロシアの対日条約とロシアにおける日本人

沿海州がロシアによって併合される4年前の1855年に、日露通好条約によりロシア船舶に下田、函館、長崎の三港が開港されており、同時に、ロシア在留の日本人及び日本在留のロシア人の法的地位も定められた。移民の保護については、第一条に「今より後両国末永く眞懇にして各其所領に於て互いに保護し人命は勿論什物に於ても損害はなかるべし」[105]とされた。または、1858年に調印された日露修好通商条約の第16条においても、「此後他国の者に許容せる権は猶予なく魯西亜國へも免許すべし。魯西亜國に於ての日本人も同様たるべし」と記された[106]。

1858年から1870年初頭半までは、ロシア在留の日本人をめぐる大きな事件は生じていなかったが、1870年代初頭には、南サハリン（樺太）で漁業に従事していた日本人に対して、暴行事件が数回にわたって起きた[107]。例えば、1873年、日本人が殺害されるという事件が発生し、また、ロシア人が日本漁民の魚網を引き上げたこともあった。このようなことから、国境を明確にした上、両国の臣民の法的地位を定める要があった[108]。

日本の北海道開拓政策がロシア帝国の「南下政策」と衝突することを避けるために、日本政府は、国境問題を中心に、ロシアの首都サンクト・ペテルブルグへ榎本武揚を特使とする使節団を派遣した。榎本武揚特使とA.M.ゴルチャコフ（A.M.Горчаков）外相との交渉の結果、1875年、樺太・千島列島交換条約が締結され、ロシアが千島列島と交換にサハリン（樺太）を手に入れ、日本との国境を画定した。この条約には、「『クリル』群島十八個ヲ日本ニ譲リ以テ『サガレン』島ノ一半ト交換セリ此交換ニ付テハ通習ニ従ヒ條約中ノ一ケ條ニ於テ、交換セル地ニ住スル処ノ人民ハ互ニ其旧主ノ属民タル儘ニテ居残ルノ権理ヲ認可シ、即チ第五條ニ於テ『交換セル地二住スル処ノ魯人日本人ハ其儘其本國人

---

105 『日露条約集、1855－1875』、サンクト・ペテルブルグ、1892、1頁.

106 上掲書、39頁.

107 「樺太における日本人殺害時件ノ取リ調べ事情ノ件」、外務省編『日本外交文書』、第6巻、245-346頁、第7巻、435－436頁.

108 「樺太境界談判ノ斡旋二就テハ右二関スル経緯ヲ報知アリ度旨回答ノ件」、外務省編『日本外交文書』、3巻、80頁.

タルノ分限ヲ存シテ其地ニ住スルトモ又ハ其本國ニ帰ルトモ随意タルヘシ、而シテ其儘其地ニ住セン事ヲ欲スル者ハ業ヲ営ム地ヲ有シ法教ヲ信スル共ニ自由タルノ権理得ヘク且ツ各々交換セル地ノ新領主ノ『ジユリスジクション』ニ従ヘキ事』ト記セリ」[109]と記されていた。日本政府は、領事館をコルサコフ港に置き、日本人はオホーツク海とカムチャツカで商業取引と漁業を行う許可を得た。

さらに、榎本武揚は、沿海州の要地となったウラジオストク市に日本の領事館を置くことを要請したが、ロシア政府は、同港が軍港であることからこの要請を拒絶した。しかし、在留日本人を保護するために、領事館の代替として、日本貿易事務館の設置を許可した[110]。その役割については、書簡において以下のように述べられている。

> 我邦商人追々「ウラジオストック」赴く者相培候に付ては同所え通商支配人を差出し置度右支配人は貴政府に於て如何なる御取扱振に可相成歟御掛合可申旨本國務卿より申趣候
> 通商支配人を被差置候事に付ては差支可無之被存候乍去右支配人は領事又は表立たる役人性質を帯る訳には参不申只日本商人と土地頭官との間に居て諸事を取扱ふ迄に止り候
> 我沿海道地方支配向は未た萬事整頓不致候に付若し外国人と取もつれ等相起り候節逸々「ウラジオストック」又は「ブラホヴェスチンスク」より吏員を差出し候には参不申候間沿海道開港場に外国領事官を置くを差許不申訳にて候
> ・・・・・我漁民「オホツク」海及海岸に沿て漁業を営まんとする者等「ウラジオストック」に来りて免状を請ふ時にも此支配人の手を経て願出つへし又は其漁船の行状を監督する等凡て此者の手を経候方双方の都合たるへく候[111]

すなわち、日本政府は、極東ロシアの新しい中心地になったウラジオストクに、将来の貿易の発展を勘案し、公任代表者を置くことを考え、その後貿易事務官の称号をもつ「通商支配人」[112] を派遣した。1875 年 7 月 23 日、最初の駐ウラジオストク貿易事務官瀬脇壽人

---

109 外務省編『日本外交文書』、第 9 巻、351 頁.

110 上掲書、358 - 359 頁.

111 上掲書.

112 この公文書の「通商支配人」は帝国貿易事務官という称。上掲書、358-359 頁.

は、ロシア船コレーツ号で、ウラジオストクに到着した[113]。また、1878 年には開拓使長官黒田清隆がウラジオストクを訪れ、ウラジオストクの商港としての重要性を指摘した。

1895 年 5 月 27 日の日露修好通商条約では、日本国内のロシア人の治外法権を定める条項が廃止されたが、ロシア国内の日本人に関しては、自由な居住権、裁判保護、信教の自由、所有権が与えられ、ロシア人と欧米人並に租税の義務を課し、兵役の義務は免除した[114]。

従って、この日露修好通商条約は、在ロシア日本人と在日ロシア人の法的地位を、平等の原則に基づいて定めていた。沿海州とアムール州に渡った日本人は、居住の自由、不動産の所有権を持っていたため、極東ロシア地域では、経済活動を自由に行うことができたのである。

1-4-4 大陸内移民の特徴

アムール州、沿海州、サハリン島を併合したロシアは、この領土に残留した東アジア系移民に土地の所有権、またロシア人と同等な他の権利を与えながらも、最初はロシア国籍の取得を求めなかった。

東アジア諸国は、ロシアとの条約の締結をめぐる交渉に際して、ロシアへの渡航、居住に関してそれぞれに態度を異にしていた。領土を割譲した清国は、清国人のロシアでの居住権の確認を条約成立の条件にし、清朝政府の管轄権を残留の清国人に及ぼすことを求めた。また、朝鮮がロシアへの朝鮮人の渡航を許可したのは、交渉でのロシア政府の圧力のためであった。

一方、日本政府は清国、朝鮮に比し有利な条件を確保し、ロシア在留の日本人が最恵国待遇を受けることを可能にした。

東アジア系移民対策の変容については第三章で分析する。

---

[113] Като Кюдзо. Сибирь в сердце японца. М., 1992. С. 5-8（加藤九祚『日本人の心にあるシベリア』モスクワ、1992 年、5-8 頁）.

[114] Васкевич П. Ю.（P.Y.ワスケーヴィチ）、上掲書、10-11 頁.

1-5　第一章の結論：大陸間移民と大陸内移民：条約におけるその共通点と相違点

本土が東アジアから遠く離れたイギリス、フランス、アメリカ合衆国などは、第1-2節に考察したように、清国や日本に圧力をかけ、世界各地における植民地経済における労働力供給の安定化を目指して、清国人、日本人の外国人による雇用を条約港において自由化させ、植民地のプランテーションにおける労働力不足を賄う清国人、日本人の海外出稼ぎを認めさせた。

一方、ロシアは1858年から1884年にかけて清国、朝鮮、日本と国境を接することになり、他の欧米諸国とは異なり国境問題を当初から抱え込んでおり、東アジア諸国と締結した条約の主要な目的は、領土割譲や東方国境の画定であり、東アジア人を労働力として使用する意図がなかった。

但し、ロシアが獲得した領土は、以前から国家帰属が余り明確ではなく、様々な民族が共存しており、清国人、朝鮮人の居住地や出稼ぎ地でもあった。そのため東アジア系移民の法的地位が、修和条約が締結された際の交渉の対象になった。

ロシア政府はその問題を解決するために上記の東アジア三国との条約において、その国からの移民の居住権を認め、基本的に、ロシア人と同じ権利を与えた。

第二章　国際関係の中の移民
－東北アジアの国際関係における極東ロシアへの中国人、朝鮮人、日本人移住民－

第一章では、移民送出国家として中国、日本、朝鮮の移民政策を中心に検討したが、本章では、東北アジアの国際関係において東アジア系移民がどのように位置付けられるかを分析する。具体的には、移民受入国家（ロシア）と移民送出国家（日本、清国）との緊張関係が東アジア系移民社会を大きく動かした以下の三つのケース、①義和団の乱がロシア在留の清国人に与えた影響、②日露戦争がロシア在留の日本人に与えた影響、③朝鮮併合がロシア在留の朝鮮人に与えた影響、を分析し、さらに、受入国家と移民送出国家間の関係の変容と移民との関わりに関する総括的結論を導く。

第一及び二節では、19 世紀末から 20 初頭の東北アジアの国際政治の主要な出来事である義和団の乱及び、日露戦争が東アジア系移民にどのような影響を与えたかを分析し、引き続き、第三節では、1905～1916 年の日露関係の主要な問題となったロシアにおける朝鮮人義勇兵の活動に焦点を絞る。

2-1　ケース１　義和団の乱とロシア在留の清国人

本節では、義和団の乱がロシアにおける清国人の移民社会にいかなる影響を与えたかを見る。

清国人のロシアへ移住の経緯は第四章に精細に考察するが、ここでは、移住者の数的データについて簡潔に述べる。清国人は、1830 年代から、アムール河流域で狩、漁業、薬草の採取を行っており、1858～1860 年に露清国境が画定された時点では、すでに、アムール州において、第一章で考察したように、44 ヶ所の清国人の集落があり、漢人、満州人、ダウール人からなる 1 万人の清国臣民（1867 年時点）が居住していた[1]。沿海州にも、およそ

---

[1] Сборник главнейших официальных документов по управлению Восточной Сибирью. Иркутск, 1884.Т.1. Вып. 1. С.88.（『東シベリア統治に関する主要公文書総覧』第 1 巻第 1 号、88 頁）；Граве В.В. Китайцы, корейцы и японцы в Приамурье. Труды командиро－

900 人の清国人が定住し、さらに、夏毎にロシア領へ出稼ぎに来る清国人が数千人いた。1885 年、沿海州当局には 10,353 人の清国人が外国人登録をしたが、当時の史料によると、未登録の清国人もおよそ4,000人が居住していたという[2]。1888年には両州で28,276人の清国人、さらに 1897 年には 42,830 人にまで増加していた[3]。

1890 年代後半の清国が混乱の状況に陥った時期にも、ロシアへの出稼ぎは継続しており、特に、1894～1895 年の日清戦争期には、多くの清国人が労働力不足であったウスリー鉄道工事に従事していた。開戦とともに、その一部はロシアから母国に帰国し、その後戦時に破壊された農家の復元に従事したが、1899 年の義和団の乱の勃発直前までロシアに残留した清国人の総数に関して言えば大幅な減少はない。

1899 年 2 月、義和団と称する宗教色の強い秘密結社が、「扶清滅洋」をスローガンとして武装蜂起を行い、外国企業が清国に敷設した鉄道を破壊し駅舎を焼き払った。その後、華北では、ロシアの企業が工事していた東清鉄道が 7,200 万ルーブルの重大な損害を受けた[4]。このため、日本、イギリス、アメリカ、フランス、ロシア、ドイツ、イタリア、オーストリアの八ヵ国は、清国における公使館員、居留民、鉄道を保護するために軍事行動に出た。

アムール州のブラゴヴェセチェンスク市に駐屯していた部隊は、1900 年 7 月 12 日に義和団員の武装蜂起を制圧のため満州へ派遣され、チチハル（斉々哈爾）にいた東北第三県令ショウ・シャンが、ロシア軍の華北への侵入の準備が沿海州で行われていることに対して、ブラゴヴェセチェンスク市攻撃をアムール州軍務知事 K.N.グリブスキー（K.H.

ванной по высочайшему повелению Амурской экспедиции. Вып. 11. СПб, 1912.С.5.（V.V.グラーヴェ「『沿アムール地方』における中国人、朝鮮人及び日本人」『勅令により派遣されたアムール調査隊の報告』第 11 巻、サンクト・ペテルブルグ、1912 年、5 頁）.

[2] Malozemoff, Andrew, op. cit., p. 11.

[3] Ibid., p. 11; Арсеньев В. К.（V.K.アルセーニエフ）、前掲書、63 - 64 頁；Рудаков А. В.（A.V.ルダコーフ）、上掲書、2 頁; Надаров И. П. Северо-Уссурийский край. Сборник географических, топографических и статистических материалов по Азии. СПб., 1887. С. 72, 107, 119.

[4] История Северо-Восточного Китая в 17—20 в.（『17～20 世紀の東北中国史』）、前掲書、293 頁.

Грибский）中将に通告し、脅迫した。義和団と行動を共にする清国軍は、7月14日から16日にかけて、アムール河の対岸のロシア軍弾薬集積所を爆破し、およそ30人の将兵を殺傷した。

この攻撃を機に、ブラゴヴェセチェンスク市に在留する清国人が武装蜂起の準備に取り組んでいるという噂がロシア人市民の間に広がり、K.N.グリブスキー中将は、蜂起に関する正確な情報を持っていなかったが、パニックを避けるために、清国人居留民の即時退去を命じた。ブラゴヴェセチェンスク市に居住していたおよそ4,000人の清国人は、ロシア官憲に、アムール河の清国側沿岸に泳いで渡るように求められた。

7月17日、女性と子供を含む4,000人の清国人は、コサック軍兵士に囲まれて、アムール河沿岸に送られたが、しかし、当時、架橋されておらず、ボートか筏でアムール河を渡るしかなかった。

清国人の渡河に関しては、二つの説があり、ロシア人革命家レオ・ドイチ（Leo Deutsch）[5]によれば、ロシア人は清国人にボートも筏を与えず、清国人は泳いで渡河したため、ほとんどの清国人が弱化した。

一方、『ロンドン・タイムズ』の記者スミス・ドーレン（Smith-Dorrien）とロシア人貿易商A.ボグダーノフ（А.Богданов）[6]によると、清国人には、筏やボートは与えられたが、清国側の対岸に近づいた際、清国軍がそれをロシア軍と勘違いして射撃し、3,000人以上の死者がでた[7]。この悲惨な事件は、日本では、「アムール河の流血」と喧伝され、歴史年表に記載される程広く知られているが、ロシアではこの事件は、余り知られておらず、歴史教科書にも記載されていないが、一部には「ブラゴヴェセチェンスク包囲」として知られ、清国側から砲撃が行われたことが強調されている[8]。

---

[5] Deutsch, Leo, *Sixteen Years in Siberia : Some Experience of a Russian Revolutionist*, Connecticut : Hyperion Press, 1903, 332-335.

[6] Богданов А. Что было в моей жизни. Книга 3. (A.ボグダーノフ『私の人生には何があったか』第3章) Hoover Institution of War, Stanford University, A. Bogdanov Collection.

[7] Malozemoff Andrew, op. cit., pp. 138-141.

[8] Никитина К. Осада Благовещенска китайцами в 1900 г. Исторический вестник, 10, т. 122. СПб., 1910. С. 204-206. (K.ニキチーナ「1900年に

主として貿易や単純労働に従事していたブラゴヴェセチェンスクの清国人が実際に武装蜂起の準備をしたことを裏付ける史料はなく、彼らはロシア領で母国より高収入の職を得て、物資的にも満ち足りた生活を放棄してまでロシア政府を倒そうとする動機は彼らにはないと思われる。

アムール州軍務知事 K.N.グリブスキー中将と異なり、沿海州軍務知事 N.M.チチャゴーフ（Н.М.Чичагов）中将は、清国人居留民の武装化の噂を信じることなく、また清国人の退去も要求せず、むしろ、「沿海州の清国の臣民は安心して通常通り働く可能」という中国語とロシア語のビラを市内に貼り出すことを命令した。事際、清国人への暴行事件がウラジオストクで数回にわたって起こったが、それは組織的な行動ではなく、満州への派兵のために動員された数人の予備役軍人が引き起こした事件であり、『ウラジオストク紙』によれば、ハバロフスクの警察は清国人に暴行を加えた予備役軍人から保護していた、という[9]。

しかし、ブラゴヴェセチェンスク事件後、アムール州に在留する清国人に対する暴行事件が各地に起き[10]、清国人に対する暴行事件の情報は、極東ロシア地域内に広がり、清国人に大きな恐怖感を抱かせたことが帰国者の増加の主因となった。

ロシア側の史料によれば、乗客の増加を望んだ中国商船会社が、この噂の出自で[11]、ウラジオストク・芝罘線の乗客が増えたことを理由に、ウラジオストクから芝罘までの運賃を 14 ルーブルから 22.5 ルーブルに引き上げていた。

いずれにせよ、この噂と予備役軍人の暴行は、ウラジオストクの清国人に不安を与え、満州の家族とその親戚の安全を心配した清国人もおり、1900 年にはおよそ 10,000 人[12]の清

おけるブラゴヴェセチェンスクの包囲戦」『史学紀要』第 10 号第 122 巻、サンクト・ペテルブルグ、1910 年、204-206 頁）.

[9] Владивосток（ウラジオストク）, 第25号, 1900年6月18日、5頁.

[10] Русское богатство, 1900, №. 9, 220-239.（『ロシアの富』第9号2、20-239頁）.

[11] Владивосток（ウラジオストク）,第26号, 1900年6月25日、3頁. МатвеевН. П. Краткий исторический очерк г. Владивостока. Владивосток, 1990. С. 270-276.（N.P.マトヴェーエフ『ウラジオストック市の歴史的概観』ウラジオストク、「ウスリー」社、1990年, 270-276頁）.

[12] МатвеевН. П.（N.P.マトヴェーエフ）、上掲書、270-276頁；Русское богат-

国人が満州へ帰国した。例えば、7月27日にはウラジオストクから芝罘へおよそ2,500人の清国人が出発し[13]、とくに、ブラゴヴェセチェンスク市に近いゼヤ川流域に居住していた清国人の多くが帰国した[14]。残留した清国人商人の多くも、商店を閉店し、建設等の経済分野の企業への投資を断念した。

また、ウラジオストクから遠く離れた沿海州の村落に居住していた清国人の多くは、ウラジオストクを経由して帰国していた。

義和団の乱はロシアの清国人社会に対して大きな打撃を与え、例えば、資産を失い帰国したおよそ10,000人の清国人を含め、残留した清国人の貿易商も不安な状態に陥り、商業取引を中止し、清国人社会は、これまで獲得した経済力を一気に失うことになった。その契機となったのは、3,000人以上の清国人が虐殺されたブラゴヴェセチェンスク事件であり、それを再度みて、その主因を探ってみよう。ブラゴヴェセチェンスク市に清国人が残留していることを知ったチチハルの東北第三県令ショウ・シャンは、彼らの引き上げに関する交渉を行わず、ブラゴヴェセチェンスク市を攻撃した。K.N.グリブスキー軍務知事も、残留した清国人の状況を十分に調査することなく、彼らの追放命令を下し、清国側に彼らの安全を保障しなかった。従って、両国が清国人の在留者の安全や救援を考慮せず、彼らを犠牲にし、それぞれの目的を達成しようとしたと言っても過言ではない。

こうして、ブラゴヴェセチェンスクの虐殺事件は、移民受入国家と移民送出国家との間に戦争が生じた際、移民は、必ず、危険な状態に陥り、移民受入国家での生活の安定を喪失する事例でもある。

2-2 ケース2．日露戦争とロシア在留日本人

本節では、日露戦争直前の日露間の緊張状態、また戦争そのものがロシアにおける日本人にいかなる影響を与えたかを、事実関係をおさえた上で、明らかにする。

1904～1905年の日露戦争は、華北と朝鮮における日本とロシアの勢力圏分割をめぐって勃発したが、その舞台になったのが清国と朝鮮であり、東アジア諸国の国民をもまきこみ、

ствo, 1900, №. 9, 220-239.（『ロシアの富』第9号、220-239頁）によると、4,000人であった。

[13] Владивосток（ウラジオストク）, №. 31, 1900年7月27日、3頁.

[14] Граве В. В.（V.V.グラーヴェ）、前掲書、1, 254頁.

極東ロシア地域の東アジア系居留民にも大きな影響を与えた。

開戦直前のロシアには、およそ 5,000 人の日本人が在住しており、ウラジオストクには 2,875 人、ニコリスク・ウスリースクには 600 人、ハバロフスクには 250 人、ニコラエフスク 300 人、ブラゴヴェシチェンスクには 230 人、チタには 40 人、イルクーツク 30 人、スレーチェンスクには 30 人、その他各地 500 人が在住していた（275 頁の資料 4-3 参照）[15]。開戦の噂が流れると、日本人居留民の中には、これまで極東ロシア地域の多民族社会で成功した日本人居留民が敵国民として扱われ、その立場が急激に変化する可能性のあることを想定した者もいたが、開戦に至らないと期待し、最後まで引き上げの準備をしなかった者もいる[16]。例えば、ハバロフスク在住の宮本七三郎は、「日露開戦の噂はあったが、ロシア人・中国人ともにこれを単なる杞憂とみる向きが多く、従ってそれまでに引き上げるものはなかった」と語った[17]。商店の所有者であった多くの日本人は、数年にわたって形成してきた財産を捨て帰国することを考えていなかったであろう。

しかし、1904 年 1 月、日露関係の緊張が高まり、在住日本人に対するロシア官憲の態度が変わった。例えば、同月 4 日、太平洋艦隊の基地の旅順からウラジオストクに帰国したテレンチエフ（Ｔｅｒｅｎｔｙｅｖ）海軍少将の命令により、ロシア国家機関に勤務していた日本人全員が解雇された。例えば、義勇艦隊浦潮支店事務員戸田仁蔵も、「支店長ノ信用厚カリ」であったが、開戦になれば、日本軍と協力すると疑われ解雇された[18]。

日本人の引き揚げは翌月初旬から始まり、2 月 2 日には、在浦潮日本貿易事務官川上俊彦は、イギリス籍アフリッジ号でウラジオストクに到着した日本郵船会社ウラジオストク支店長代理平島謙三と話し合った後、同日深夜 12 時、居留民会会長川邊虎を通じて、居留民会代議員の 41 名を召集した[19]。川上貿易事務官は、平島謙三支店長代理からどのような情報を得たか不明であるが、1903 年から、日本外務省の依頼を受けて、極東ロシア地域に関

---

15 佐々木静吾『川上俊彦君を憶ふ』1936 年.

16 杉山公子「浦潮に生きた人々－引き上げと再渡航－」『セーヴェル』第 6 号、30-33 頁.

17 上掲書、30 頁.

18 貿易事務官川上俊彦より外務大臣男爵小村寿太郎宛、明治 37 年 1 月 19 日、「露国官衙並義勇艦隊雇本邦人解雇一件」外務省外交史料館所蔵、3-8-4-28.

19 杉山公子、前掲書、31 頁.

する情報収集を行っており[20]、日本の陸海軍が 1902 年 8 月から対露作戦を研究している[21]ことと、開戦の計画を知っていたと思われる。従って、このため、1904 年 1 月中旬には、極東ロシア各地の日本人にすみやかな帰国を求めた[22]。おそらく、日本の外務省は、2 月 2 日に平島謙三支店長代理から開戦の日付を含む詳しい情報を得た上、在留日本人の引き揚げを命令したと思われる。

川上貿易事務官は、混乱を避けるために日本人の引き揚げの組織化をはかり、居留民会代議員集会で居留民全員の引き揚げを決定した後、職業別の各部の副部長が居留民に連絡し、夜明けまでに全員に通知した。さらに、川上貿易事務官は、極東ロシア各地とハルピンの民会宛てに引き揚げを通知する電報が打ち、2 月 3 日には、家財、商品を杉浦商店に運び倉庫に預けた居留民もいたが、中国人、ロシア人に売却した居留民もいた[23]。

2 月 4 日、A.M.コリュバーキン（А. М. Колюбакин）沿海州軍務知事（在 1903-1905 年）は、引き揚げの準備に対して不満を示し、川上貿易事務官に、日本人の引き揚げを中止するように要請したが、拒否された。

日本人居留民の引き揚げは、二回にわたって行われた。第 1 回目は、2 月 5 日、ウラジオストク在住日本人の 7 割、ニコリスク・ウスリースクの全員、ハバロフスクの一部、あわせておよそ 3,000 人が、イギリス籍アフリッジ号に、乗船し、翌日の 6 日に出港した。

2 月 6 日の夜、日本外務省から引き揚げ指令を受けた川上貿易事務官は、残った 1,500 人の引き揚げのため、居留民会会長川邊虎、菊地軍三郎、室田百一郎、松本協、真藤繁司（留学生）、福田詮次（留学生）、その他 2 名からなる民会幹部を組織し、15,000 円の船賃前払いをしてドイツ系クンスト・アルベリス商会が所有していたバタヴィア号をチャーターし

---

20 稲葉千春「川上俊彦文書と日露戦争：ウラジヴォストーク海軍スパイ活動」（成文社、リレーエッセイ No.17)、稲葉千春助教授ホームページ（http://www.urban.meijo-u.ac.jp/zchiharu/inaba1.html）.

21『日露戦争』 太平洋戦争研究会、1999 年、26 頁.

22 Депеши командующего Хабаровского военного округа русскому наместнику в Маньчжурии от 20 и 22.01.1904 г. Цит. по：Япония и Россия на заре 20 в. С. 508.（ハバロフスク軍務管区指揮官より満州のロシア代官宛至急電、1904 年 1 月 20 日、22 日『20 世紀初頭におけるロシアと日本』、前掲書、508 頁.）

23 杉山公子、前掲書、31 頁.

た[24]。民会幹部、そして居留民会の青年部隊は、荷物の持ち込みを含めて乗船を監督していた。2月13日、バタヴィア号は、ウラジオストク港を後にした。

川上俊彦貿易事務官の報告書によれば、ロシアに残ることを決心した少数の日本人を除いて[25]、ウラジオストクに集った残留日本人のほとんどが出国した[26]。残留したのは、シベリアの奥地のおよそ100人の日本人であった。例えば、イルクーツク市の19人の日本人は1904年3月にロシア官憲によりチタ市に追放され、そこで、他のチタ市に在留する日本人の29名とともに引き揚げのチャンスを待っていた。彼ら以外に出国できなかった数十人の日本人がシベリア各地におり[27]、さらに、サハリン島のコルサコフ市にもおよそ600人の日本人が残留していた[28]。

在ロシア大使館と領事館を閉鎖した日本政府は、ロシアに残留した日本人の保護を、中立国家であったアメリカ合衆国の外務省に要請することを開戦三日前に決意し、外務大臣小村寿太郎とアメリカ国務長官に伝えた[29]。なぜ残留者の保護がアメリカ合衆国に要請され

---

24 クンスト・アルベリス商会が船賃として求めた15,000円を支払うために、川上貿易事務官は5,000円、杉浦龍吉は2,000円、引揚者は約10,000ルーブルを集めた。当時、1ルーブルは1.5円であった。上掲書、32頁.

25 それは、浦潮警察署雇通弁仁科岩次郎、東洋学院教師前田清嗣、浦潮鎮守府雇時計師竹内仙次、義勇艦隊雇陀手某の4名であった。貿易事務官川上俊彦より外務大臣男爵小村寿太郎宛書簡、明治37年2月14日、「露国官衙並義勇艦隊雇本邦人解雇一件」外務省外交史料館所蔵、3-8-4-28.そのうち、前田清嗣は、1878年三重県生まれ、東京帝国大学の卒業後1900年10月に東洋大に日本語教師として就職した。日露戦争時にもこの仕事に従事していた。1907年5月3日、前田清嗣は、妻の治療及び日本語活字購入のために、日本帰国中に、黒竜会会員今村正太郎に暗殺された。Хияма Синъити. Первый лектор-японец Восточного института, Известия Восточного института. №. 1. Владивосток, 1994. С. 48-50. (檜山真一「東洋大学の最初の日本人講師」、『東洋学院紀要』、ウラジオストク、1994年、1号、48-50頁).

26 貿易事務官川上俊彦より外務大臣男爵小村寿太郎宛書簡、明治37年2月14日、「露国官衙並義勇艦隊雇本邦人解雇一件」外務省外交史料館所蔵、3-8-4-28.

27 Takahira to Hay, March 19, 1904. Papers Relating to the Foreign Relations of U.S. 1904. Washington, 1905,, pp.431-432.

28 Takahira to Hay, March 24, 1904. Ibid., pp.432-433.

29 Telegram Received by the Japanese Minister from his Government on February 7, 1904. Handed to the Secretary of State. Ibid., p.430.

たであろうか。おそらく、19 世紀末の中近東をめぐり、露英関係が極めて緊張していたこと、また、日本政府は、三国干渉（1895 年）のこともあり、ロシアに残留した日本人の保護を任せることができなかったと思われる。いずれにせよ、日本政府は、海外の日本人の保護を重視し、戦時においても、できる限り日本人の保護に努めたと思われる。

外務大臣小村寿太郎は、中米大使高平小五郎を通して、アメリカ合衆国国務省にロシア残留日本人の引き揚げの協力を要請した。この要請を受入れた J.M.ヘイ（J.M.Hay）国務長官は、駐ロアメリカ大使マッコーミク（McCormick）に、樺太の在コルサコフ日本領事館職員の 2 名、居留民の 600 名を出国地させるための措置を講じるように指令した[30]。マッコミーク大使が行ったロシア政府との交渉の結果、シベリア各地における日本人も、サハリン島のコルサコフ残留の日本人も、5 月の運行再開後に中立船での帰国が許可された[31]。ところが、日本海が戦争の舞台になったために、ロシア政府は残留日本人を日本海を経て帰国させることを禁じ、サンクト・ペテルブルグやヨーロッパ経由での帰国のみを許可した。そのため、1904 年 10 月、800 人の日本人がサンクト・ペテルブルグを経由して、駐ロシアアメリカ大使マッコーミクの協力を得て、ベルリン、ブレーメン市を経由して帰国した[32]。マッコーミク大使は、ドイツを経由する日本人にベルリンにおいて就職先を探すことも進めた[33]が、ベルリンで就職して残った日本人がいたかどうか不明である。

日本の勝利に終わった日露戦争は、しかしながら極東ロシアの日本人社会の崩壊の原因となった。ウラジオストクに残留することを決心した者を除いて日本人のほとんどは日本に帰国した。日本人居留民は、前もって引き揚げが準備され実施されたために、死傷者もなく、上述した義和団の乱の際の清国人の虐殺と比べて、極めて円滑に帰国が可能となり、ここに、清国と日本の両政府の海外在留者に関する管理や保護の性格の相違が明らかになろう。

言うまでもなく、日本に帰国した居留民はロシア在住の間に蓄積した財産も職も失い帰

---

[30] Takahira to Hay, March 24, 1904 : Ibid., pp.432-433.

[31] Loomis to Takahira, April 15, 1904 : Ibid., pp.434-435.

[32] Takahira to Hay, October 11, 1904 : Ibid., p.436.

[33] Loomis to Takahira, March 19, 1904 : Ibid., pp.432-433.

国したため、母国ではゼロから生活をはじめることになった。従って、移民受入国家と移民送出国家間の戦争は、少なくとも、移民に不利益を与え、本節で分析したケースでは、移民社会の崩壊、生活様式の激変の原因となった。

2-3　ケース 3. 朝鮮併合とロシアの朝鮮人移民、1905~1910 年

第 2-1・2-2 節では、ロシアに在留する清国人、日本人を中心にしたが、本節では、1905 年以降に台頭した朝鮮人民族独立運動が極東ロシアにおける全体の東アジア系移民社会、とりわけ朝鮮人社会にいかなる影響を与えたか、またこの運動が、北東アジアの国際関係にいかなる役割を果たしたかを明らかにする。

2-3-1　ロシアの沿海州における朝鮮人社会と独立運動

本節では、日本による朝鮮の植民地化を概観した上、義兵運動がロシアの朝鮮人社会をいかに変容させたかを考察する。

日露戦争勃発後、日本による朝鮮の植民地化が進み、1904 年 8 月 22 日に調印された「第一次日韓条約」には、朝鮮政府が、外交上の問題を審議する際、日本が推薦する外交顧問を通じて、日本と協議した上、この問題を可決するとされていた。さらに、日露戦争終結直後、1905 年 11 月 17 日に調印された「第二次日韓条約」によって、日本の外務省が朝鮮の外交権を簒奪した。すなわち、日本は、朝鮮に「保護権」を確立したことにより、その外交権を獲得した。

これに対し、朝鮮国王高宗（コジョン）は、1907 年 6 月にオランダのハーグで開催された第 2 回万国平和会議に密使（李相卨、李儁、李瑋鍾）を派遣し、朝鮮が日本の支配下におかれることの不当性を訴え、1905 年の日韓保護条約の無効を列強が確認することを求めたが、朝鮮が外交権を喪失しているという理由により列強諸国の支持は得られなかった。日本はこの事件を契機に朝鮮の内政に関する全権の掌握をはかった。

1907 年 7 月には、1905 年 12 月に設立された韓国統監府と李完用内閣は国王高宗に退位を強要し、新皇帝の純宗（スンジョン）が即位した。さらに、同月 24 日、韓国統監府と李完用内閣との間に「第三次日韓協約」（丁未七条約）が調印され、当該協約附属の秘密覚書によって、朝鮮軍解散が取り決められた。

朝鮮における日本の支配に反対した朝鮮民衆、旧大官、旧朝鮮軍の軍人等は、義兵部隊を成立し、武装蜂起した。1907年8月1日、朝鮮軍の解散後、ソウルの鎮衛二個大隊が蜂起し、各地の鎮衛隊も蜂起し、一気に義兵による戦闘が盛りあがった[34]。義兵の多くは、朝鮮中部の山間地帯を拠点にその活動を広げたが、海外に移住した義兵もあり、その移住先は、中国北部（満州）、アメリカ合衆国（ハワイとカリフォルニア州）、ロシアの沿海州であった。ソウルの独立運動の指導者たちは、満州とアメリカ合衆国の独立運動の組織と協力していたが、ウラジオストクの「新韓村」と通称されていた朝鮮人街では、親露派が勢力を持っていたために、ウラジオストクを避けていた[35]。親露派の指揮者旧「間島管理使」李範允[36]は、日露戦争時には朝鮮北部の咸鏡北道において、朝鮮人義勇兵を組織して第二次東シベリア歩兵師団長アニシーモフ（Анисимов）将軍の下で日本軍と戦っていた[37]。一方、独立運動の指導者の多くはロシア軍の朝鮮への干渉を恐れ、日本軍を支持していた。ソウルの指導者と李範允との関係は、これまでに発見された史料によっても不明であり、かなり複雑であったと思われる。また、上記の李相卨[38]を含む朝鮮人亡命者の一部はロシアの沿海州へ亡命した。

次に、1909年に伊藤博文を暗殺した安重根は、28才の1907年8月に朝鮮国内の山岳ゲリラに参加し、1908年6月、満州の間島で200～300人の兵士からなる「連合大韓義軍」の参謀中将に選ばれ、満州から豆満江を渡河し、咸鏡北道へ出撃、日本軍の哨所を襲撃したりしたが、彼の義軍団は、武器弾薬の不足のために四散したが[39]、それは、日本軍の「間島匪賊掃討作戦」にあり、7万人の義兵軍が一掃されていたからである。また、間島地方へ韓国統監府派の一進会会員[40]の数百人が派遣され、義兵の武装闘争は止み、一進会の会員は、

---

34 佐木逢三『伊藤博文と安重根』文藝春秋、1994年、20頁.

35 韓碩青著、金容権訳『安重根』、第2部、作品社、1995年、204頁.

36 李範允、1902年に大韓民国政府によって、「管理使」として、朝鮮人の定着的移民の多くが居住していた吉林省の「間島」地方へ派遣された。

37 和田春樹「日露逃亡犯罪人引渡条約附属秘密宣言書」『社会科学研究』第27巻第4号、東京大学社会科学研究所、1976年、96頁.

38 李儁は、ロシアに亡命した直後自決.

39 佐木逢三、前掲書、21頁.

40 一進会は、1904年8月、黒竜会主幹内田良平の協力で、朝鮮の親日組織として形成され、翌1905年、

朝鮮統監府の勅命によって、朝鮮人村の村長、警官として勤務するようになった[41]。ところで約三ヵ月間、吉林から延吉まで間島一円をまわった安重根は、武装闘争に意欲的な同志を集めることに失敗したため[42]、1908年11月末には、ポシエット区のノヴォキエフスコエ村で同志を集め、「断指同盟」を提唱し[43]、李範允に協力しはじめた。

李範允は、1906年、700人の朝鮮人義兵部隊を率い、沿海州へ移動しており[44]、沿海州のポシエット（烟秋）とウラジオストク市に拠点をもち、朝鮮の北部の日本軍を攻撃する計画をたてた。李範允、洪範図、崔在亨（ロシア語名ツォイ・ピョートル・セミョーノヴィチ＝Цой Петр Семенович）[45]などは、新しい義兵部隊の編成に着手し、李範允はウラジオストクで、崔在亨はポシエットでその活動を行っていた。一方、安重根、金基龍、田明雲（チョン・ミョン・ウン）などの義兵指導者は、沿海州一帯の朝鮮人の村を巡り、居留民に対し義兵部隊に参加するように呼びかけていた[46]。

李範允は、ロシア在留の朝鮮人義兵を組織化するために、1906年の以下の回状[47]は、あらゆる方法を使って、ロシア在留の朝鮮人を義兵部隊に入隊させようとしたことを裏付けている。この回状は重要な史料であると考えられ、その訳文を引用する（ロシア語の原文は、

朝鮮殖民地化の動きが本格化するにつれ、日本の政策を支持する運動を、朝鮮国内、満州、ロシアの沿海州で活発に展開した.

41 Смирнов Е.В.Флугу, Новокиевское, 26.09.1908. Российский государственный исторический архив Дальнего Востока（極東地域国立ロシア歴史公文書館）、（以下にРГИА ДВ）、1-3-1160、161-162頁.

42 韓碩青、前掲書、204頁.

43 佐木隆三、前掲書、21-22頁.

44 Пак Б. Д. (B.D.パク)、前掲書、1100頁.

45 崔在亨（ロシア語名ツォイ・ピョートル・セミョーノヴィチ＝Цой Петр Семенович）は、10歳からロシアに滞在し、中・高等教育を受けた.

46 韓碩青、前掲書.

47 1910年10月に逮捕され尋問を受けた李範允は回状を回したことを認めず、ロシア官憲がそれについて緻密な取調べを行わなかったために、李範允が回状を作成したとする証拠は不足しているが、筆者は李範允の以外にこれを作成する理由のある人物はいないと考えている. Протокол допроса Ли Бомюна №. 2. （「李範允の審問調書第2号」）、РГИА ДВ（国立ロシア歴史公文書館極東支部）、1-10-327、2-3頁、1-11-73、61頁.

資料 2-8、本論文の 254-255 頁参照)。

国王陛下は、私を間島の管理使に委任して頂きました。私は、ウラジオストクの知事［沿海州軍務知事］と交渉をしながら、国民会という組織を設けました。この組織の目的は、我が国の独立を取り戻すことにあります。

沿海州に居住している兄弟たちは、我々の祖国を救う仕事に協力して下さい。我々の先祖が朝鮮の山に眠っていることを忘れないで下さい。祖国を離れた兄弟達よ。暮らしに困ることなく、外国に居住しているあなたがたは、祖国を忘れてもいいのだろうか。

私は洪範図を朝鮮人義兵隊長に任命し、彼洪範図に寄付を募金と銃で集めることを委託します。ロシア国籍を有する朝鮮人の全員に、銃と銃弾を彼に届ける時には、洪範図に絶対的に従うように要求します。その命令を遂行しない者については、処罰を与えるため、直ちに軍務知事に報告することにします。

沿海州に居住する朝鮮人の全員に団結し、必ず我々が企てた目的を実行することを祈る。朝鮮への帰国後、祖国の救出に特に協力した者は、表彰されよう。

黄色人種は、いつまでも黄色人種であり、外国に何年滞在しても白色人種にはなれないことを覚えておいてください。

4201 年 8 月 20 日

李範允管理使

李範允は、この回状のなかで、ロシアに定住した朝鮮人を処罰してまで義兵活動への協力を求め、協力しない者は処罰するように沿海州軍務知事に通報すると述べているが、実際は、2-5-5 節において詳述するように、ロシア官憲は朝鮮人義兵の協力要請を拒否した。

しかし、李範允は、以下に述べるように、ロシア在留の朝鮮人を強制的に義兵活動に協力させた。李範允と洪範図義兵部隊長は、沿海州の朝鮮人村をまわった。しかし、満州の朝鮮人と同様に、沿海州の朝鮮人農民の多くは、祖国の独立に対して期待を持っているにすぎず、実際に銃剣をとって武装闘争に参加することはなかった。義兵募集の活動の結果、1,000 余名の朝鮮人青年が義兵になる意志を示したものの、その多くは日露戦争以降にロシアに渡って困窮に陥った朝鮮人であった。言うまでもなく、この新しい部隊への兵器、食料品の供給問題が生じた。韓碩青[48]によれば、ロシア官憲が朝鮮人義兵に新型の兵器を供給

[48] 韓碩青、前掲書、214, 219, 223 頁.

したとしているが、筆者は、これまでそれを裏付ける史料を発見し得ておらず、ロシア政府からの援助はなかったと考えている。加えて、朝鮮人義兵への武器供給自体が、ロシア政府の対外政策の方針と矛盾していることもあり、これについては2-3-5節において精細に考察する。

さらに、沿海州の朝鮮人義兵には、食料品、衣服、武器などの供給が必要であり、それらは在ロシアの朝鮮人移民が集めていた。金承化（キム・シン・ホゥワ=Ким Сын Хва）によれば、沿海州のスチャーン地区では、1907年に7,000ルーブルと銃260丁を集め、ポシエット地区では10,000ルーブルが集まったという[49]。

B.D.パクによれば、李範允の部隊は、4,000人の規模であり、そのうち1,000人ほどが、1906年から朝鮮に配備された日本軍守備隊を攻撃していた[50]。朝鮮国内の義兵軍の武装運動がピークを迎えた1908年初頭、洪範図が指揮していた沿海州の義兵部隊は、成山市の日本軍守備隊の部隊を敗北させた[51]。当時、朝鮮国内で武装闘争を行っていた義兵の総数は1907年にはおよそ44,000人[52]、1908年には69,804人[53]であり、沿海州から出撃した義兵の数は割合的には少ないのは明らかである。

ロシアの朝鮮人義兵は、陸相寺内正毅、前韓国公使三浦悟楼等の日本高官の暗殺を準備していた[54]。成功した事例としては、沿海州において義兵の組織化などの反日活動を行っていた安重根が、義兵の武装運動が日本軍によって壊滅的打撃を受けて、1909年の秋に、ハ

---

[49] Ким Сын Хва. Очерки по истории советских корейцев. Алма-Ата, 1965.（金承化『ソヴィエトの朝鮮人史概要』アルマ・アタ、1965年）、69頁；Пак Б. Д. Корейцы в Российской империи. Москва, 1993.（B.D.パク『ロシア帝国の朝鮮人』モスクワ、1993、166頁）.

[50] 沿海州から出撃していた義兵総数に関しては、史料によって、20名から4,000名までの様々な数字が取り上げられている。Пак Б. Д. Корейцы в Российской империи（B.D.パク『ロシア帝国の朝鮮人』）、上掲書、168-169頁；韓碩青、前掲書、224頁.

[51] 韓碩青、上掲書、224頁.

[52] Ki-baik Lee. A New History of Korea. Harvard University Press, 1984, p. 317.

[53] Ким Сын Хва（金承化）、前掲書、71頁.

[54] 劉孝鐘「極東ロシアにおける朝鮮民族運動—『韓国併合』から第一次世界大戦の勃発まで—」『朝鮮史研究会論文集』第22号、1985年3月、朝鮮史研究会に、138頁.

ルピンで V.N.ココフツォフ（В.Н.Коковцев）大蔵相と会談を行うために、伊藤博文旧朝鮮総督が華北を訪れることを知り、同年 10 月 26 日、ハルピン駅で伊藤博文を暗殺したことを挙げることができる。

伊藤博文の暗殺は、内外朝鮮人義兵に大きな影響を与え、新たに、ロシアの朝鮮人社会を動揺させた。朝鮮併合直後の 1910 年 7 月、李範允は、全ての義兵部隊をいわゆる「十三道義軍」に組織しており、再進攻の準備を急いでおり[55]、再び、沿海州の朝鮮人部落をまわってみたが、しかし、李範允と洪範図は武装闘争に意欲ある同志を集めることに失敗した。

2-3-2　朝鮮人移民の組織化と政治活動

政治亡命者が流入したことによって、これまで農民が主体であった極東ロシアの朝鮮人社会は動揺が生じ、その社会構成は多様化してきた。それについて、ロシア外務省全権 V.V. グラーヴェは、20 世紀初頭のウラジオストクの「新韓村」にふれて、次ぎのように述べている。「新韓村は、朝鮮の現在の国家体制に反対している朝鮮人、政治亡命者などの母国での滞在が命に危険である者が集中している場所である。ここには、ロシア国籍を持っている教養のある裕福な朝鮮人が住んでおり、［ウラジオストク］市とウラジオストク港で就労している朝鮮人の非熟練労働者も身を寄せていた」[56]。こうして、沿海州における朝鮮人社会では、これまでほとんど表面化しなかった政治的活動が活発化するようになった。

ウラジオストクの朝鮮人は、新民会、西友学会、朝鮮国民会（クン・ミン・フヴェ）、勧業会（クヴォ・ノプ・フヴェ）など幾つかの協会に組織化されていた。このうち、1909 年 1 月にウラジオストクに設立された朝鮮国民会の支部は、最も多くの朝鮮人を組織化した。朝鮮国民会は、アメリカ合衆国のハワイ領とカリフォルニア州で組織され、1910 年、ハワイには 56 支部、カリフォルニア州には 9 支部、メキシコには 2 支部、極東ロシア地域と東シベリアには 12 支部があった[57]。また、ハワイには、1909 年に合成協会が設立された。

---

[55] 劉孝鐘、上掲書、160 頁；ＲＧＩＡ ДＶ（極東地域国立ロシア歴史公文書館）、1-11-73、14 頁.

[56] ГравеВ. В.（V.V.グラーヴェ）、前掲書、183－184 頁.

[57] ПакБ. Д. Корейцы в Российской империи（B.D.パク『ロシア帝国の朝鮮人』）、前掲書、201-209 頁.

ロシアの朝鮮国民会は、ウラジオストク、ニコリスク（現ウスリースク）、イマン、ハバロフスク、ブラゴヴェスチェンスク、イルクーツク、チューメニ、クラスノヤールスク、ヴェルフネウディーンスク(現ウラン・ウデ)、チタなどにあり、支部の数は、1914 年に 33 まで増えた。朝鮮国民会の規約の第 2 条には、その目的として朝鮮における日本支配を打倒すことと、朝鮮の独立運動を再興することである[58]。従って、朝鮮国民会は、極東ロシアの朝鮮人を独立民族運動に参加させようとし、例えば、1910 年 8 月 17 日、朝鮮国民会による新韓村の朝鮮人居住者の集会では、日本による朝鮮併合の不当性をイギリス、ドイツ、アメリカ合衆国、ロシア、オーストリア＝ハンガリー、オランダ、イタリア、中国の各国政府に訴える宣言が出され、それに 2,324 人が署名した[59]。

しかし、劉孝鐘によれば、朝鮮国民会の活動がピークを達した 1910 年直後、その指導者に対して「朝鮮人内部やロシア当局からの反発と警戒という要因が働いて」[60]おり、その内部には、学校の設立などの啓蒙活動を中心にした者と武力闘争を呼びかける義勇兵との対立が表面化した。そのため、勧業会[61]という朝鮮人の新しい組織は、1911 年 5 月 20 に 517 名が出席した第 1 回総会を行い、さらに、1911 年 11 月 10 日に沿海州管理局に正式に登録された。

しかし、勧業会にも、ソウル派と平壌（ピョンヤン）派があり、朝鮮人社会のリーダシップを巡って争っており[62]、この組織の活動も困難であった。その活動の目的も、在ロシア朝鮮人の統一か抗日運動の促進であったかも不明である。その規約では、労働への敬意の

---

58 Patterson, Wayne. Futei Senjin : Japan and 'Rebellious Koreans' in Hawaii, 1905-1925. The Paper presented at the Third Annual Asian Studies Conference Japan, Sophia University, Tokyo, June 26, 1999, p. 11.

59 АВП РИ. Ф. 150, д. 210. Л. 141.（ロシア外交史料館、150-210、141 頁）。宣言書は、資料に引用されている。宣言書の朝鮮語と英語は、尹炳奭『李相卨博』一潮閣、1984 年、135-137 頁、日本語への翻訳は、「大鳥より小村宛ての機密韓第 44 号」外務省日本外交史料館所蔵。劉孝鐘、前掲書より引用。

60 劉孝鐘、上掲書、151 頁.

61「朝鮮人ノ海外移住並移住者情態取調一件」外務省日本外交史料館所蔵、3-8-2-267, 94 頁；劉孝鐘、上掲書、150-157 頁.

62 ПакБ. Д. Корейцы в Российской империи（B.D.パク『ロシア帝国の朝鮮人』）、前掲書、212 頁.

養成及び教育の促進が目的とされ[63]、その集会などの議事録はロシア語で作成されると規定されたが、日本側の史料には、この組織の実際の目的が「浦潮地方排日派ノ教育ヲ奨励シ完全ナル国民性ヲ養成スル」[64]とある。勧業会の幹部は李範允、洪範図、崔在亨などの義勇兵指導者からなり、その活動は啓蒙活動に限られていたとは考えがたい。また、勧業会の創立にはウスリー鉄道憲兵隊長セルバコーフ（Щербаков）が関与しており、その活動は、ある程度ロシア当局によってコントロールされていたと考えられ[65]、したがって、再び武装闘争を行う余裕がなかったであろう。

朝鮮では、1907年に布告された「新聞紙法」[66]によって、"The Korea Daily News"などの朝鮮国内の新聞は厳しい検閲をうけることになったため、日本の支配を批判していた新聞の刊行が不可能となった。これに伴い、日本の支配に反対する朝鮮人は、海外で新聞を創刊した。ロシアの沿海州では、朝鮮人啓発者李剛（イ・ガン）[67]などが朝鮮統監府の内外政策を強く批判し、朝鮮語新聞を創刊した。この新聞は、1908年2月26日～7月に『海潮新聞』、1908～1910年8月24日に『大東共報』、1911年5月5日～1911年9月2日まで『大洋報』、1912年3月～1914年9月に『国民新聞』[68]として4回にわたって、改名して刊行を続けていた。『海潮新聞』の初代社長は、韓国人共済会長の崔鳳俊であった[69]。また、チタ市において、朝鮮語雑誌『大韓人正教』（ロシア語名『Православие』）は、

---

63 「朝鮮人ノ海外移住並移住者情態取調一件」外務省日本外交史料館所蔵、3-8-2-267, 95頁；劉孝鐘、前掲書、151頁.

64 「朝鮮人ノ海外移住並移住者情態取調一件」外務省日本外交史料館所蔵、3-8-2-267, 92頁.

65 РГИА ДВ（極東地域国立ロシア歴史公文書館）,11-1-681, 35頁；Петров А.И.Корейская диаспора в России, 1897-1917 гг. Владивосток, 2001. С.290-295.（A.I.ペートロフ『ロシアの朝鮮人移民、1897～1917年』、ウラジオストク、2001年、290-295頁）.

66 「新聞紙法」『朝鮮法令集覧』朝鮮総督府、1915年、15－23頁.

67 李剛（イ・ガン）は、帰化した朝鮮人で、1907年にモスクワに留学、ウラジオストクへの途中にサン・フランシスコで「スティーブソン暗殺事件」に出会い、『海潮新聞』にそれについての記事を掲載した.

68 Stephan, John, 上掲書、367頁. 1911年5月21日付けの『Уссурийская окраина』（ウスリー辺境)には、『大洋報』と『国民新聞』が同時に創刊の許可を取得したと述べられたが、それは、誤解であろう。

69 佐木逢三、前掲書、38頁.

1912年12月20日から第一次世界大戦の勃発まで刊行されていた[70]。

ロシア政府は日本政府の要求に応じて反日運動を阻止する措置を取り、例えば、「スティーブンス暗殺事件」[71]の報道については、犯人を称賛する記事を大々的に掲載した『海潮新聞』のわずか五ヵ月での廃刊などにそれは現れている[72]。

さらに、1910年8月21日、『大東共報』は、朝鮮人独立運動支援のため、「露清両国在留同胞ニ警告ス」と題する論説を載せ、「血を流すこと」を呼びかけた[73]。その三日後の1910年8月24日には、日本外務省の要請を受けて、「朝鮮併合を反対し武装蜂起を呼びかけた」ことを理由に、沿アムール総督は、『大東共報』の廃刊を命じている[74]。『大東共報』の廃刊直後、李剛は、義勇兵の指導者である崔在亨が社長になった『大洋報』を創刊し、また廃刊が命じられる可能性があったにも関わらず、N.Lゴンダッチ（Н.Л.Гондатти）沿アムール総督宛ての1911年4月26日付けの文書で、『大洋報』は極東地域において、「スパイ活動と武力を行使する日本政府の政策を挫折させる」ことを目的とすると語った[75]。『大洋報』の第1号は、ロシア当局の許可を得た直後の1911年6月5日に出版されたが、3年後の1914年8月7日、朝鮮国民会が解散させられた際に、沿海州軍務知事の指令によ

---

70 「朝鮮人ノ海外移住並移住者情態取調一件」外務省日本外交史料館所蔵、3-8-2-267, 91頁

71 日本政府のアメリカ人外交顧問、1908年に、オークランド駅で張仁煩と日門安により暗殺された.

72 例えば、1908年3月21日、『海潮新聞』の「以和為和」という安重根の記事が掲載された。佐木逢三、前掲書、38-40頁.

73 劉孝鐘、前掲書、138頁.

74 РГИА ДВ（極東地域国立ロシア歴史公文書館）、24-1-6、73頁；Пак Б. Д. Из истории эмигрантской печати (1909-1914). Народы Азии и Африки. №3, 1956, Москва. С. 176.（B.D.パク「移民新聞史、1909～1914年」『アジアとアフリカの諸国民』第3号、1956年、176頁）；「朝鮮人ノ海外移住並移住者情態取調一件」外務省日本外交史料館所蔵、3-8-2-267, 85頁; Вестник Азии（『アジア通報』）、ハルビン、第6号、1910年、149頁.

75 РГИА ДВ（極東地域国立ロシア歴史公文書館）、1-2-2143、3頁；Пак Б. Д. Освободительная борьба корейского народа накануне первой мировой войны. Москва, 1967.С. 177.（B. D. パク『第一次世界大戦直前の朝鮮人民衆の解放運動』モスクワ、1967年、177頁）.

り、『国民新聞』に改称された朝鮮人の新聞も発行禁止となった[76]。

この朝鮮語新聞の刊行に協力するロシア人もいた。『大東共報』創刊の許可手続きを沿海州官庁において行ったのは、退役陸軍中佐、弁護士の K.P.ミハーイロフ（К.П. Михайлов）であった[77]。さらに、他の朝鮮語新聞の編集者の一人は、の I.F.ヂューコフ（И.Ф.Дюков）ウラジオストク市参事会会員であった。I.F.ヂューコフは、東洋学院中国語・朝鮮語学科を卒業し、朝鮮人兵士も勤務した東シベリア 13 号歩兵部隊で通訳を務めた[78]。1911 年の春には、I.F.ヂューコフ中尉が G.V.ポドスターヴィン（Г.В.Подставин）東洋学院教授と B.M.ポリャノーフスキー（Б.М.Поляновский）主教区監督局長とともにウラジオストクの朝鮮人集会で「新韓村自治団」の顧問に選出された。さらに、B.D.パクによれば、I.F.ヂューコフ中尉はまた朝鮮人を経済的にも支援していたが[79]、その理由もいまだ謎のままである。

こうして、「朝鮮併合」前後には、極東ロシアへの政治亡命者の流入によって、朝鮮人社会は、大きく動揺し、極端な武装闘争への参加を呼びかけた者を中心に独立解放運動が展開したが、朝鮮人の独立解放運動の指導者には、ソウル派と平壌派というグループがあり、その運動は、参加者の結束力が低く、次第に低下した。さらに、沿海州の朝鮮人社会の主体であったロシアへ帰化して定着した朝鮮人は、闘争に関心を示さず、朝鮮が独立を取り戻すことをただ期待するだけであった。

---

76 РГИА ДВ（極東地域国立ロシア歴史公文書館）、702-3-515、9 頁.

77 韓碩青、前掲書、208-209 頁. 1909 年 12 月、伊藤博文を暗殺した安重根が逮捕された際、『大東共報』の職員であった K.M.ミハーイロフは、旅順の監獄で安重根に面会し、裁判でその弁護士を努めようとしたが拒否された。Пак Б. Д. Корейцы в Российской империи（B.D.パク『ロシア帝国の朝鮮人』）、前掲書、178 頁；Далекая окраина, 20.11.1909,（『遠い辺境』、1909 年 11 月 20 日）.

78 РГИА ДВ（極東地域の国立ロシア歴史公文書館）、1-2-2185、9 頁；Петров А. И. Корейская диаспора в России, 1897-1917（A.I.ペートロフ『ロシアの朝鮮人移民、1897～1917 年』）、前掲書、294 頁.

79 РГИА ДВ（極東地域の国立ロシア歴史公文書館）、1-2-2143、3 頁；Пак Б. Д. Из истории эмигрантской печати（B.D.パク「移民新聞史」）、前掲書、177 頁.

2-3-3　沿海州の朝鮮人社会における反日派と親日派との対立

本節では、沿海州における朝鮮人社会における反日派と親日派の活動について考察し、その対立の原因を探り、その対立がロシアにおける朝鮮人社会にいかに影響を与えたかを明らかにする。

ソヴィエト時代には、B.D.パク[80]、金承化などによれば、極東ロシアの朝鮮人は帝政期もロシア革命直後も反日武装運動を全面的に支持していたと指摘している。例えば、B.D.パクは、ロシア公文書館の史料に基づき[81]、1910年8月からほぼ1ヶ月の間に、彼らは70,000ルーブルを集めたと述べている。しかし、極東地域国立ロシア公文書館の史料の新たな調査によれば、李範允派の義兵の募金活動が朝鮮人社会に摩擦を起こしたことは明らかであり、おそらく、1910年8月、ウラジオストクの朝鮮人社会は、朝鮮併合の知らせが入った際、大きく動揺し、短期的には募金活動は活性化したであろうが、しかし、長期的に募金などの民族独立運動の活動は失敗に終わった。それについて、以下に述べたい。

まず、朝鮮人社会の階層分化を分析してみると、朝鮮人のロシアへの移住の経緯については、第四章に精細に考察するが、ここでは、1907～1910年の朝鮮人人口の構成のみに触れる。朝鮮人人口は、表2-1に見られるように、1901～1906年にはほとんど増加していないが、1902年から1914年に至るまでに、ほぼ2倍に急増した（表2-1参照）。

表2-1　沿海州とアムール州における朝鮮人人口増加、1863～1917年

年	人数（人）	年	人数（人）
1863	13世帯	1906	34,399
1867	1,415	1908	45,397
1869	3,321	1909	51,554
1882	10,137	1910	54,076
1892	16,564	1911	57,289
1897	23,000	1912	59,715
1899	27,000	1913	57,440
1901	32,298	1914	64,309
1902	32,410	1917	81,825

出典：極東地域国立ロシア歴史公文書館（РГИА ДВ）、87-4-1593、7-8頁；Аносов С.Д.（S.D.アノーソフ）、上掲書、6-8頁；ГравеВ. В.（V.V.グラーヴェ）、上掲書、129-130頁.

---

[80] Пак Б.Д. Освободительная борьба корейского народа накануне первой мировой войны（B.D.パク『第一次世界大戦直前の朝鮮人民衆の解放運動』）、前掲書、106頁.

[81] РГИА ДВ（極東ロシア地域の国立ロシア歴史公文書館）、1-10-326、62頁.

この事実は、まぎれもなく朝鮮の日本による植民地化により移住者数が増加したことを示している。従って、1912 年の時点で、およそ 6 万人を数えた朝鮮人社会では、その 5 割が朝鮮植民地化以前の移住者であり、残りの 5 割が植民地化時代の移住者であった。この事実は、1901 年以前にロシアに定着した朝鮮人には、土地が分与され、基本的に物質的に満ち足りた生活を送り、さらに、ロシアに帰化した者が多く、精神的に母国とは切り離された存在であったことを物語っている。

一方、植民地化時代の移住者は、ロシアにおいて財を成すこともなく、経済的に困窮に陥いり、ほとんどは雇農であり、統監府に土地を取られた者と、政治的に弾圧を受けた者も多かった。最初彼らは、義兵に協力し、自由意志に基づいて、義兵の活動に寄付をしたものも多かったが、募金は、何回も渡って行われたために、抵抗感を持つ朝鮮人が多くなった。また、ロシアの史料によれば、朝鮮人の農民、労働者からの募金は、武力を行使して行われたことも少なくなかったという。例えば、帰化した朝鮮人ピヤンコーフ兄弟の工場で従事していた朝鮮人労働者の証言では、「毎回、一人当たり 0.5 ルーブルが徴収されたが、10.2 ルーブルから 100 ルーブルも寄付をした者もいた。ウラジオストクに居住していた洪範図は、寄付をしない者は絞首刑と脅迫していた」[82]という。このことから、脅迫をうけ、強制的に寄付をした朝鮮人が少なくなかったことが明らかである。

さらに、ウラジオストク、ニコリスク・ウスリースクで商業取引を行っていた富裕なロシア残留の朝鮮人の多くは、朝鮮国内にも財産を持っており、大きな利益をあげていたが、義兵活動のため、商取引が中止されそうになり、李・デン・ホ、安・チャン・ホ、李・カン、テング・トイ・クアン、金・セン・ム、文昌範などの朝鮮人商人は、駐ウラジオストク日本帝国総領事館の大鳥富士太郎総領事から、義兵活動が終結しない場合には、朝鮮における食肉取引の禁止という通告を受けた[83]。同時に、このような朝鮮人商人は李範允から

---

[82] РГИА ДВ（極東地域国立歴史公文書館）、1-11-73、58 頁.

[83] Конфиденциальное донесение начальника жандармско-полицейского управления Уссурийской железной дороги военному губернатору Приморской области Свечину от 06.11.1910 г. №1581. РГИА ДВ. Ф. 1, оп. 10, д. 327. Л. 57-59. РГИА ДВ（I.N.スヴェーチン沿海州軍務知事宛のウスリー鉄道警察・憲兵隊長の親展報告書、第 1581 号、1910

も寄付を要求された[84]。親日派と呼ばれたこの富裕な商人達は、おそらく、植民地化時代以前に移住した朝鮮人であり、ロシア国籍を取得した者でもあった。例えば、その中の一人文昌範は、富裕なプツィロフカという朝鮮人村の出身であり、ロシア正教に改宗し、ロシア語名ワシリー・アンドレエヴィチ・ムン＝Василий Андреевич Мунを持っていた。彼らにとっては、李範允との協力は明らかに不利益であると思われるため、彼らは、李範允の義兵とは協力せず、むしろそれらと闘うために武装組織を形成したのは、驚くべきことではないと考えられる。文昌範は、ニコリスク地区において武装集団を組織し、チャピゴウという朝鮮人村で募金を行っていた義兵部隊を攻撃した[85]。こうして、義兵の新兵募集と募金活動は、ロシアの朝鮮人社会を分裂させる原因となった。

ウスリー鉄道憲兵隊長が行った尋問では、1910年10月に逮捕された李範允は募金の強制的性格を否定した[86]が、しかし、審問調書[87]によれば、李範允の回答には事実と異なるところもあった。例えば、李範允は、朝露国境で日本人スパイを捕縛する任務をも兼ねていたと語っているが、他の史料によると、ロシア当局は国境の警備強化のために、コサック軍を派遣しており[88]、おそらく、訓練されたコサック軍には、李範允の余り訓練されていない

年11月6、日国立ロシア歴史公文書館極東支部）、1-10-327、57-59頁.

[84] РГИА ДВ（国立ロシア歴史公文書館極東支部）、1-11-73、67-68頁.

[85] Секретное донесение начальника Никольск-Уссурийского уезда Приморской области военному губернатору Приморской области №. 877 от 12 августа 1910 г.РГИА ДВ（I.N.スヴェーチン沿海州軍務知事宛の沿海州ニコリスク・ウスリスク郡長の機密報告書、第877号、1910年8月12日、国立ロシア歴史公文書館極東支部）、1-11-73、38-39頁.

[86] Секретное донесение начальника жандармско-полицейского управления Уссурийской железной дороги военному губернатору Приморской областиИ.Н.Свечину от 22.10. и 06.11.1910 г.РГИА ДВ（I.N.スヴェーチン沿海州軍務知事宛のウスリー鉄道警察・憲兵隊長の機密報告書、1910年10月22日、1910年11月6日、極東地域国立ロシア歴史公文書館）、1-10-327、1,6, 57-58頁.

[87] Протоколы 1 и 2 допрооов Ли Бом Юна от 18 и 21. 01. 1910 г. РГИА ДВ（李範允の尋問調書第1・2号、極東地域国立ロシア歴史公文書館）、1-10-327、3頁.

[88] Koreans in the Soviet Union. Ed. by Dae-Sook Suh, Papers of the Center for Korean Studies, University of Hawaii, p. 3.

義兵部隊による国境警備の援助の必要はなかったと思われる。

さらに、李範允がウラジオストクに居住し、募金の一部を生活費として使用したことも事実であり、当然、このことは朝鮮人の不満を生み、募金活動が強制的な性格に変容した主要な理由であろうと思われる。

B.D.パクは、義兵に抵抗した文昌範などの親日派を除いて、朝鮮人社会が全面的に義兵を支持したとの[89]結論を上記の尋問調書に基づいて指摘しているが、筆者は、李範允の審問調書を調べ直した結果、李範允の義兵運動への参加の呼びかけに応えた朝鮮人の数が記されていない[90]ことを見出し、むしろ、李範允の義兵が孤立し、そのため武力行為が必要になっているではないかと考える。

こうして、李範允の活動は、定住着していた朝鮮人移民の支持を得られず、ただ朝鮮人社会の分裂をもたらしたという結果に終わった。

2-3-4 極東ロシアにおける一進会の活動と朝鮮人の反応

前節では、ロシアにおける朝鮮社会の分裂について述べたが、本節では、日本政府がいかに日本人社会を統制化しようとしたかを明らかにする。

朝鮮統監府は、「朝鮮併合」後、在外朝鮮人へも管轄を及ぼそうとし、日本総領事館において登録するように要求した。

朝鮮統監府は、朝鮮人が集中的に居住している地域の彼らを監視するために、二人の官僚を派遣するという記事を掲載し[91]、1910年、朝鮮併合直前に、貿易商鳥居と一進会会員木戸の両名を駐ウラジオストク総領事館へ職員として派遣した[92]。ロシアの史料によれば、大

---

[89] Пак Б.Д. Корейцы в Российской империи (B.D.パク『ロシア帝国の朝鮮人』)、前掲書、186-190頁.

[90] РГИА ДВ (国立ロシア歴史公文書館極東支部)、1-10-327、1-16頁.

[91] Китай и Япония, №. 151, 03.08.1913 г., Хабаровск. (『中国と日本』第151号、1913年8月3日、ハバロフスク).

[92] Рапорт П.Ю.Васкевича, драгомана Посольства России в Токио, 1911. АВП РИ.Ф.148, оп.487, д.758. Л.24b. (駐東京ロシア大使館通訳P.Iu.ワスケーヴィチの報告書、1911年、ロシア外交史料館、148-487-758、24b頁).

鳥の秘密任務には、ウラジオストクの朝鮮人義兵の引き渡しを要求することもあった[93]。

朝鮮統監府は、駐ウラジオストク日本領事館の協力を得て、満州を除いて世界最大の沿海州の朝鮮人社会を統制下に置き、さらに、各地の朝鮮人による反日運動を封じ込めようとした[94]。

さらに、駐ウラジオストク日本領事館は、親日派の朝鮮人をスパイに仕立て、朝鮮人居住区に潜入させようとしたこともあり、1910年9月には、僧侶を装って沿海州に渡った一進会会員がロシア人によって逮捕され、身体検査の結果、沿海州に一進会の支部の創設、新会員の募集などの活動を行う委任状が発見されるということもあった[95]。また、ウラジオストク市をはじめロシアの諸都市において、日本人居留民に対する朝鮮人の暴動も起きていた[96]。

また、駐ウラジオストク日本領事館は、ウラジオストクの朝鮮人を日本人居留民会と同様の朝鮮居留民会に組織化しようとした。「朝鮮併合」の4ヶ月後の1910年11月、ラズドーリノエ村において女郎屋を経営していた永野育次郎は、地元の警察署を訪れ、この村に居住する朝鮮人の名簿の提出を求めたが、警察署長代理によって拒否されたために、自ら朝鮮人のもとを訪れ、5ルーブルの人頭税[97]の支払いを停止し、駐ウラジオストク日本総領

---

[93] РГИА ДВ（国立ロシア歴史公文書館極東支部）、1-10-327、11頁.

[94] 例えば、ハワイの5,000人の朝鮮人コミュニティは、日本人顧問の圧力により、高宗皇帝がホノルルへ朝鮮名誉領事として斎藤幹を派遣したことに対して、抵抗し、朝鮮人領事の派遣を要求した。Patterson, Wayne, op. cit., p. 2. ウラジオストクの「新韓村」に朝鮮人学校が開校された後、日本総領事は、この学校を訪問し、70ルーブルの寄付を申し出たが、学校側は固辞した。Граве В.В.（V.V.グラーヴェ）、前掲書、198-199頁.

[95] Граве В. В.（V.V.グラーヴェ）、上掲書、198-199頁.

[96] Копия рапорта и.о. начальника жандармского управления в Забайкальской области на имя военного губернатора Забайкальской области от 11.02.1916 г. АВП РИ.Ф. 148, д.767. Л. 49-50（ザバイカル州軍務知事宛てのザバイカル州憲兵長代理報告書の写し,1916年2月11日、ロシア外交史料館、148-487-767、49-50頁）.

[97] 1888年5月17日の法律によって、朝鮮人と中国人に5ルーブルの人頭税が課されたが、最恵国待遇を受けていた日本人は、より低い0.75ルーブルの人頭税であった.

事館に登録し、日本人並の0.75ルーブルの人頭税を納税するように勧めた[98]。しかし、ロシア官憲は永野育次郎を逮捕し、彼の活動は止まった。また、ロシア政府の創設した極東植民委員会では、朝鮮人を日本政府の管轄下におくための人頭税軽減の問題が検討された結果、在外朝鮮人に関する日本政府との協定がない限り、人頭税の軽減は必要ないと決定し、むしろ、在留朝鮮人のロシア国籍の取得の簡易化を実施すべきことを指摘した[99]。こうして、ロシア政府は日本国籍の在留朝鮮人の増加を妨げ、一方ではロシア在留朝鮮人の帰化に助力した。

このような措置に対して、日本政府は不満を示し、『時事進歩』(1913年6月)は、ロシア国籍法によれば一般的には、5年間のロシア在留により帰化の申請が可能となるが、朝鮮人だけは在留期間に関係なく簡単にロシア国籍の取得ができるというロシア政府の朝鮮人帰化政策を批判した[100]。

このようなところから、朝鮮統監府や駐ウラジオストク日本領事館による朝鮮人の居留民会への組織化の試みが成功したことを裏付ける資料は発掘できず、おそらく失敗に終わったと考えるのが妥当である。

2-3-5 日露関係におけるロシアの朝鮮人反日運動問題、1910~1916年

本節では、ロシアの対日・対中外交政策において、極東地域の朝鮮人の反日運動がいかなる位置を占めているかを明らかにする。まず、日露戦争終結から1917年のロシア革命に至るまでのロシア外交の対東アジア諸国政策の方針について簡単に説明する。

---

[98] Протокол обыска дома Нагано Икудзиро и допроса корейцев Нам, Тэнсан и Ким Итоки начальником жандармского управления Уссурийской железной дороги капитана Корфа 24. 12. 1910.АВП РИ.Ф. 148, оп.487,д.759. Л. 13-17 (ザバイカル州軍務知事宛てのザバイカル州憲兵長代理報告書の写し,1910年12月24日、ロシア外交史料館、148-487-759、13-17頁).

[99] 極東植民委員会の1911年2月11日の会議議事録、第20号、РГИА ДВ, Ф.702,оп.1,д.640.Л.242 об - 243. (極東地域国立ロシア歴史公文書館、702－1－640、242a－243頁).

[100] Китай и Япония. no. 151, 03.08.1913. Хабаровск. (『中国と日本』第151号、1913年8月3日、ハバロフスク)、43-44頁.

1910 年代初頭のヨーロッパにおいて国際情勢に緊張感が高まった時、ロシアの政治家の多くは、ヨーロッパ、特にバルカン半島を対外政策の中心に置き、東アジアへの勢力拡大は中止すべきであると主張していた。例えば、駐英国ロシア大使 A.Kh.ベンケンドルフ（A. X. Бенкендорф）は、1911 年 1 月に、ロシア政府宛文書のなかで、ロシア政府が極東政策を立案する際、世界の世論、とりわけイギリスの世論を考慮しなければならないと主張しており、この文書は次のような意味を有していた。つまり「イギリスの世論」がロシアのアジアへの拡張政策を強く批判しているという意味を含めて、同大使は、「ロシアの政治家が西部国境は安全であると思い込んでいるのに対し、ロシアのマスコミはアジアにおけるロシアの勢力圏の拡張政策を展開することについて度々に述べている」と報告していた。また、大使自身は、東部国境に大軍を派遣すれば、東アジアへの勢力拡大政策が東アジア諸国との摩擦、ないし紛争の原因となり、ロシアがその紛争にまきこまれると確信しており、S.D.サゾーノフ（С.Д.Сазонов）外務大臣に、「ざっくばらんに言えば、［東アジアへの勢力拡大の］企ては、非常に危険であると思っており、今や我が国が［東アジアへの勢力拡大を実現する」ことは不可能である」と語っている[101]。

さらに、1912 年 4 月 12 日、ロシア帝国の国会の下院では、S.D.サゾーノフ外相がロシア政府の対外政策の趣旨を報告した際、「ロシアは、ヨーロッパの国家であり、［アジアの］黒いイリトゥィシ河の沿岸に誕生したのではなく、［ヨーロッパの］ドニエプル河とモスクワ川の沿岸に誕生した。アジアへの領土拡大は、我が国の外交のバランスを崩し、ヨーロッパ・中近東におけるロシアの地位が弱化するために、対外政策の目標としてしてはいけない」と主張した[102]。

---

[101] Архив Внешней политики Российской империи. Ф. Секретный Архив министра, оп. 467, д. 707/756. Л. 3-4. Цит. по: Искендеров А. А. Российская монархия, реформы и революция. Вопросы истории. 1991. №. 1. С. 115. （ロシア外交史料館、「秘密部」、467-707/756、3-4 頁、A.A.イスケンデーロフ「ロシアの君主制：改革と革命」『歴史諸問題』1991 年、第 1 号、115 頁）.

[102] Стенографические отчеты Государственной Думы. Третий созыв. Сессия пятая. Ч. 3. СПб., 1912. Стб. 2170. Цит. по: Вопросы истории. 1999, №. 1. С. 126. （「国会（ドゥーマ）の議事録」、第 5 回会議、第 3 部、サンクト・ペテルブルグ、1912 年、第 2170 号の議事録『歴史諸問題』1991 年、第 1 号、126 頁）.

こうして、ロシア政府は、1907年から1917年にかけて東アジアにおける勢力圏の拡大を目的することはなく、むしろ、背後となる極東地域から攻撃を防止することに努めた。ロシア政府は 4 回にわたって、日本と日露協約を結び、華北をはじめとする東北アジアにおける勢力圏を分割した。この協約が結ばれた時には、日本側代表本野一郎駐サンクト・ペテルブルグ日本大使は、個人的にも、V.N.ココフツォフ（В.Н.Коковцев）大蔵相など多くのロシアの高官と友好関係を持ち[103]、1916 年、サンクト・ペテルブルグにおいて、貿易の推進を目的とした、露日協会の創立に積極的に協力した。また、ハバロフスクの日本人在住者が 1914 年 8 月に日本軍による青島の占領を祝う集会を市内に行った際に、N.L ゴンダッチ沿アムール総督は、日本人に向かって、「天皇陛下万歳」と三回繰り返し、日ロ友好の強化を強調した演説を行った[104]。

このようなロシアの対外政策を考慮に入れながら、以下において日露外交関係における朝鮮人の民族運動が占めた位置を分析する。

1908 年 4 月以後、日本政府はあらゆる措置を講じて、ロシアにおける朝鮮人の反日活動を弾圧させようとしていた。まず、日本外務省から A.P.イズボリスキー（А. П. Извольский）ロシア外相宛に、李範允と朝鮮人 200 人また、ロシア人 20 人が朝鮮統監府に対する陰謀を企んでおり[105]、彼らの活動を早急に停止させるように要求した。

ヨーロッパを対外政策の中心にしていたロシア政府は、日本政府の要請に対応し、日露関係の緊張緩和政策の一貫として、朝鮮人義兵の武装闘争を早急に停止させるよう次のような努力をした。最初、ロシア外務省は、1908 年 4 月、N.N.マールトス（Н.Н.Мартос）沿アムール総督代理に、朝鮮人義兵の活動を停止させるように指令し[106]、それに伴い、P.

---

[103] Коковцев В. Н. Из моего прошлого. Воспоминания. 1903-1919 гг. Том.1. С.314.（V.N.ココーヴツェフ『私の過去について：回想記、1903-1919 年』第一巻、314 頁.）

[104] Китай и Япония. no. 223, 27.12.1914. Хабаровск.（『中国と日本』第 223 号、1914 年 12 月 27 日、ハバロフスク）、33 頁.

[105] 和田春樹「ロシア領極東の朝鮮人、1863-1937」『社会科学研究』第 40 巻第 6 号、東京大学社会科学研究所、96 頁.

[106] Секретная телеграмма генерал-лейтенанту Мартосу от 28.04.1908 г. АВП РИ. Ф. 143, оп., д.88. Л.22.（N.N.マールトス将軍宛ての機密電信、

A.ストリピン（П.А.Столыпин）大臣会議議長は、N.N.マールトスに、「露朝国境における対日本軍武装闘争を停止させるために有効な手段を取り、必要ならば、朝鮮人義兵をノヴォキエフスコエより、朝鮮からもっと離れた地方へ追放すべき」[107]と指令した。

さらに、1908 年 7 月、N.A.マレフスキー・マレーヴィチ（Н.А.Малевский-Малевич）駐日ロシア大使は、P.F.ウンテルベルゲル（П.Ф.Унтербергер）沿アムール総督に、「ロシア政府が朝鮮における反乱を支持しているという疑惑を払いのけようとしていることをどんなにか重要視しているかおわかりでしょう。従って、義兵の武装運動の解除を行う措置を講じ、ロシア人がこの活動に参加することを阻止するようにお願いします。李範允は外国人であり、ロシア帝国から追放されるべきです」と要求した[108]。

また、同年 8 月、V.G.フルーグ（В.Г.Флуг）沿海州軍務知事には、ロシア官憲が朝鮮人義兵をロシア軍の兵舎に配備し、二人のロシア人将校が訓練を指導しているという日本政府からの情報が入っていたが、ロシア人将校による朝鮮人義兵の訓練を裏付ける史料は発見されていない。おそらく、それは、朝鮮人義兵の指導者が流した噂と考えられる。

いずれにせよ、同月、V.E.フルーグ沿海州軍務知事も、義兵活動の指導者李範允を追放する許可をP.F.ウンテルベルゲル総督に要請した[109]。この要求に対して、1908 年 8 月、P.F.ウンテルベルゲル総督は、V.E.フルーグ沿海州軍務知事に、李範允が自ら朝露国境から離れたハバロフスクかブラゴヴェシチェンスクへ移動するように、李範允に要求すべきと示唆した[110]。すなわち、P.F.ウンテルベルゲル総督は、李範允を逮捕することなく、彼を沿海州

1908 年 4 月 28 日、ロシア外交史料館、143－88、22 頁）.

[107] РГИА ДВ（国立ロシア歴史公文書館極東支部）、1-3-1160、19 頁.

[108] Копия разбора шифрованной телеграммы, полученной 08.07.1908 г. из Токио. РГИА ДВ（1908 年 7 月 8 日に東京より受信された電信の写し、極東地域国立ロシア歴史公文書館）、1-3-1160、68 頁.

[109] В.Е. Флуг П. Ф. Унтербергеру, 29.07.1908 г., №. 1261. РГИА ДВ（V.E.フルーグより P.F.ウンテルベルゲル宛て、1908 年 7 月 29 日、1261 号、国立ロシア歴史公文書館極東支部）、1-11-73、6 頁.

[110] П. Ф. Унтербергер В. Е. Флугу, 16.08.1908 г., №. 198/6669. РГИА ДВ（P.F.ウンテルベルゲルより V.E.フルーグ宛て、1908 年 8 月 16 日、198・6669 号、極東地域国立ロシア歴史公文書館）、1-11-73、7 頁.

から引き離しただけである。このように、朝鮮人義兵の活動が活発化した1908年には、日本との友好関係の保持を図ったロシア政府と、朝鮮人社会との摩擦の回避を望んだ沿アムール総督管区当局の態度は、それぞれに異なり、結局、朝鮮人義兵指揮者の逮捕や追放を積極的に行うことはなかった。

さらに、沿アムール総督管区におけるロシア人のなかには、朝鮮人義兵指揮者と個人的に友好的関係をもち、その活動の支持者もいたであろうが、ロシア政府の上層部では、その活動がロシアに不利益を与えており、即時に停止すべきという意見が支配的であったと考えられる。

また、朝鮮人義兵の指導者自身は、朝鮮人義兵隊が、日露戦争期にロシア軍の下で、日本軍と闘ったこともあり、ロシア政府から反日武装闘争の支持を得られると期待していた。ちなみに、元駐ロシア公使李範晋（イ・ボム・シン）は、ロシア政府と武器の供給に関する交渉を行った[111]。

李範允も他の義兵指導者宛ての手紙に、「沿アムール総督と会談し、武器の供給に関してロシア官憲との交渉を行っている」と記し[112]、もう一通の手紙では、「ロシア官憲が協力を約束し、日本軍への攻撃を即時に開始するように要請した」と述べている[113]。ロシア政府のその書簡に対する反応については不明であるが、現実的には、上述したように、ロシア政府が日本との友好関係を重視していたために、朝鮮人義兵は、反日運動に対するロシア政府の協力を期待すべきではなかったと思う。

実際、1909年1月、ハバロフスクにおいて、朝鮮人義兵の指導者や旧高宗旧王を代表したキム・イン・スは、N.V.ボゴヤヴレーンスキー（Н.В.Богоявленский）沿アムール総督の外交担当に武器の供給を請願したが、拒否されている。N.V.ボゴヤヴレーンスキーは、キム・イン・スに、反日運動が日本との新しい軍事衝突の原因となる可能性が高いために、ロシア政府は朝鮮人義兵の活動を支持しないと語った[114]のである。

---

111 韓碩青、前掲書、214頁.

112 РГИА ДВ（極東地域国立ロシア歴史公文書館）、1-11-73、62頁.

113 上掲書、1-11-73、63頁.

114 Частное письмо чиновника по дипломатической части при Приамурском генерал-губернаторе Богоявлен-

翌 1910 年 8 月、日本による朝鮮併合の直後、日本政府は、沿海州における朝鮮人の反日活動があらためて活発化することを予想し、早急にその対抗策をたてた。

1910 年 8 月 29 日、小村寿太郎外相は、大鳥駐ウラジオストク総領事代理宛てに、「貴地朝鮮人ノ取締ノ十分ニ行届クトハ甚タ重要」であると述べ、ロシア外務省に「露国官憲ノ朝鮮人ニ対スル取締ハ単ニ地方ノ治安ヲ保持スルニ必要ナル [中略] 危険ナル朝鮮人ノ貴地ヲ去ル場合ニハ其踪跡ヲ失スルハ最モ好シカラサル義ニ付右朝鮮人ノ行先キニ付テハ貴館員並ニ統監府派遣員ニ於テ露国官憲ト協力シ之ヲ突キ止ムルノ方法アリヤ若シアラハ其方法如何」[115]と伝えた。従って、日本政府は、朝鮮人の反日運動を封ずるために、ロシア外務省ないし在日大使を通じて極東ロシア地域の地方当局に圧力をかけた。

さらに、日本政府は、反日運動を行っていた義兵をロシアから日本へ引き渡すために、1911 年 5 月 19 日、日露逃亡犯罪人条約をロシアと締結した。この条約案は、かつて、長崎市に逃れていたロシア人政治亡命者のロシア政府への引き渡しを目的としてロシア側によって提案されたが、ロシア政府は、ロシア人亡命者が 1911 年までに長崎から退去していたために、提案する意味を失っていたが、逆に、以前にはこの提案を無視していた日本政府が、沿海州における朝鮮人義兵の引き渡しを求めて、国際法と矛盾していたにもかかわらず、積極的にこの条約の締結を進めた。

1910 年 8 月、沿海州軍務知事は、「これからは李範允の活動を許してはならない。今のままでは外交問題の原因になるであろう。彼の活動とは、武装組織の形成、内密の募金、他国に対する抗議などの不法な活動である」と主張した。この報告書を受け取った N.N.マールトス沿アムール総督代理は、「この問題を早急に解決すべきである」と決意し[116]、1910 年

ского товарищу министра иностранных дел Н. В. Чарыкову. Хабаровск, 31.01.1909 г.- АВП РИ. Ф. 148, оп. 487, д. 1096. Л. 85-87. (N.V. ボゴヤヴレースキー沿アムール総督外交担当より N.V.チャリィーコフ外務次官、ハバロフスク、1909 年 1 月 31 日、ロシア外交史料館、148-487-1096、85-87 頁.)

115 日本外交史料館所蔵、小村寿太郎より大鳥宛、1910 年 8 月 29 日、劉孝鐘、前掲書、140 頁より引用.

116 Военный губернатор Приморской области приамурскому генерал-губернатору Мартосу, 17.08.1910 г., №. 1769. РГИА ДВ（沿海州軍務知事より N.N.マールトス沿間ウール総督代理宛、1910 年 8 月 17 日、極東地域国立ロシア歴史公文書館）、1-11-73、81 頁.

9月初め、ウラジオストクにおいて、李範允、洪範図などの義兵の指導者をイルクーツクへ追放する指令を出した。同年9月9日、ウラジオストクの憲兵隊が新韓村を包囲し、義兵の一部を逮捕し[117]、李範允も、同年10月24日に逮捕され、イルクーツクに追放された[118]。

また、ロシアの国境警備隊は、その数が少ないこともあって義兵部隊が朝露国境を越えることを阻止することはなかったが、しかし、1910年後半、ニコリスク・ウスリースク郡長N.キッセールマン（Н.Киссельман）は、義兵部隊が国境を超えることを阻止し、武器を没収するよう命令を受けた[119]。さらに、1910年11月、N.キッセールマン郡長は、李範允の指揮した義兵が集めた1,600ルーブルを没収した[120]。

このように、ロシア政府が義軍の活動を停止させる措置を講じたために、1911年3月以降、ロシア領内では、義兵の武装闘争は止むことになったが[121]、それは、ロシア政府が日本側の要求に応じた結果であろうと思われる。

2-3-6 ロシア政府内の朝鮮人義兵をめぐる論争、1910~1916年

上述したように、ロシア政府高官の中には、朝鮮人義兵の反日運動を抑止すべきという見解が、支配的であったが、1909年11月に陸相に就任したA.V.スホムリーノフ（А.В.Сухомлинов）は、書簡において異なる態度を表明し、朝鮮における対日武

---

117 劉孝鐘、前掲書、142頁.

118 Письмо военного губернатора Приморской области Свечина губернатору Иркутской губернии Грань от 24.10.1910 г.РГИА ДВ（I.N スヴェーチン沿海州軍務知事よりグラーニイルクーツク県軍務知事宛、1910年10月24日、極東地域国立ロシア歴史公文書館）、1-11-73、108頁.

119 РГИА ДВ（極東地域国立ロシア歴史公文書館）、1-3-1160、170頁.

120 寄付者への返金を計ったが、李範允と同様に追放という危機感からか朝鮮人は寄付金を取りに来なかった。Начальник Никольско-Уссурийского уезда Н. Кисельман к военному губернатору И. Н. Свечину, 22.11.1910 г. РГИА ДВ（N.キーッセルマンニコリスク・ウスリスク郡長より I.N.スヴェーチン沿海州軍務知事宛、極東地域国立ロシア歴史公文書館）,1-11-73、61頁；РГИА ДВ（極東地域国立ロシア歴史公文書館）、1-11-73、219-220.

121 Китай и Япония（『中国と日本』）, 前掲書、第29号, 1911年, 20頁.

装闘争がロシアの利益になると考えていた[122]（原文と翻訳は資料 2-9、256-258 頁参照）。劉孝鐘[123]によれば、A.V.スホムリーノフは、南ウスリー地方の朝鮮人の抗日運動を支持する必要があると主張したが、実際は、この書簡は、劉孝鐘が主張するような指示の性格を有するものではなく、高官間の私信に過ぎないと考えられる。さらに、P.A.ストルイピン首相も、P.F.ウンテンベルゲル総督宛の書簡において、「A.V.スホムリーノフが提案した措置が従来の緊要性と重要性を失った」と指摘し[124]、A.P.イズボリスキー外相とともに、A.V.スホムリーノフ陸相の態度を支持しなかった。

その背景としては、V.N.ココフツォフ大蔵相が回想録で示唆しているように、A.V.スホムリーノフ陸相のあらゆる問題に関する意見は、「未経験のために」、強い批判を受けており、政府関係者の中では余り高く評価されていなかった[125]。

1910 年 7 月 4 日、日本との第二回協約を結んだロシア政府は、朝鮮人の民族独立運動を支持するより、日本との友好関係の維持を優先していた。それについて、日露協約締結の二日間後、A.P.イズボリスキー外相は次ぎのように述べた。

> Опасность от затрагивания болезненного для Японии корейского вопроса несоизмерима с той пользой, которую мы могли бы извлечь из волнений в Корее.（[ロシアが] 日本政府にとって痛みを伴う朝鮮問題にまき込まれる［つまり、日露関係を悪化させる］危険性は、朝鮮における動乱から得られうる利益とは比較できない程大きい）[126]。

---

[122] В.А.Сухомлинов П.А.Столыпину, 11.05.1910. РГИА ДВ（A.V.スホムリーノフ陸相より P.A.ストリピン首相宛て, 1910 年 5 月 11 日、極東地域国立ロシア歴史公文書館）, 1-11-73、81 頁.

[123] 劉孝鐘、前掲書、145 頁.

[124] Предписание председателя Совета министров Столыпина генерал-губернатору Приамурского края Унтенбергеру от 08.06.1910 г, №3159. РГИА ДВ（P.A.ストリピン首相の P.F.ウンテンベルゲル沿アムール総督への指令書、1910 年 6 月 8 日、第 3159 号、極東地域国立ロシア歴史公文書館）、702-1-640、211 頁. Петров А. И. Корейская диаспора в России, 1897-1917（A.I.ペートロフ『ロシアの朝鮮人移民、1897～1917 年』）、前掲書、364 頁.

[125] Коковцев В. Н.（V.N.ココフツォフ）、前掲書、315 頁.

[126] Копия секретного письма министра иностранных

彼の見解は、朝鮮人の独立運動には関わらずむしろそれを抑止することがロシアにとって有益であるとの考えに基づいていると思われる。

1914 年の第一次世界大戦勃発に際して、ロシアは、日本から武器を購入した[127]ために、日本との友好関係を特に重視し、朝鮮民族独立運動を行っていたすべての組織の活動を禁止し、1914 年 8 月 7 日には朝鮮国民会、同年 9 月 2 日には勧業会[128]が解散させられ、さらに、李剛がチタ市で刊行していた新聞『プラボスラビエ』が廃刊に追い込まれ[129]、1915 年末には、反日運動の参加者 29 人が極東ロシアにおいて、逮捕され、満州へ追放された[130]。

1915～1916 年、沿アムール総督 N.L.ゴンダッチ（Н.Л.Гондатти）は、義兵活動の弾圧が彼らの武装蜂起に導くであろうと懸念し、弾圧措置を講じないようにした[131]。

結局、この問題は妥協によって解決された。つまり、ロシア政府は、朝鮮人義兵に武器を与える要求を拒否し、義兵の武装闘争を停止させるために、反日運動のリーダーの多くを満州へ追放したが、朝鮮統監府には引き渡すことはなかった。

本節の結論としては、要約すれば次の通りである。朝鮮人 6 万人という数は沿海州では大きな割合を占め極東地域社会の重要な要素であったことには間違いない。N.L.ゴンダッチ

дел военному министру от 17. 06. 1910 г. РГИА ДВ（外相より陸軍省宛の機密書簡の写し、1910 年 6 月 17 日、極東地域国立ロシア歴史公文書館）、702-1-640、220 頁.

127 Saveliev Igor, Pestushko Yuri, Dangerous Rapproachment : Russia and Japan in the First World War, 1914-1916, *Acta Slavica Iaponica,* Tomus 18, 2001, Sapporo, pp. 19-41.

128 劉孝鐘、前掲書、157 頁.

129 Пак Б. Д. (B.D.パク)、Корейцы в Российской империи(『ロシア帝国の朝鮮人』)、前掲書、228-232 頁.

130 Письмо военного губернатора Приморской области Свечина губернатору Иркутской губернии Грань от 24.10.1910 г.РГИА ДВ（I.N スヴェーチン沿海州軍務知事よりグラーニイルクーツク県軍務知事宛、1910 年 10 月 24 日、極東地域国立ロシア歴史公文書館）、1-11-73、108 頁.

131 Письмо министра иностранных дел Сазонова генерал-губернатору Приамурского края Гондатти от 14.01.1915 г. АВП РИ. Ф. 148, оп.487, д. 767. Л. 19-20.（S.N.サゾーノフ外相より L.N.ゴンダッチ沿アムール総督宛の書簡、ハバロフスク、1914 年 10 月 14 日、ロシア帝国外交史料館、148－487－767、12, 16 頁）.

総督をはじめとするロシアの高官は、在留朝鮮人の対ロシア政府の態度を重視していたと言えよう。沿海州のロシア人高官の中には、李範允に味方する者がいたが、国内状況の変化と国際環境の変容に対応すべくロシア政府は、1907 年の第二回日露協約に基づき、日本政府の要請に応じ、友好関係の維持を勘案し、朝鮮人民族運動を抑止しようとしたと考えられる。

2-4 第二章の結論

ロシアの国際環境の変化、とりわけ、東アジアにおける極東ロシア地域の国際環境の変化は、当該地域における東アジア移民の立場へも影響を及ぼし、本章のケース 1 では清国人、ケース 2 ではいわゆる敵性外国人としての日本人について述べた。

1895 年から 1905 年に至るまで、清国が混乱に陥った後、清国は義和団の乱によりロシアを含む 8 ヵ国の干渉を受け、そのため、極東ロシア地域の清国人出稼ぎ者も、敵国の臣民として扱われたために帰国した者が多く、これによりロシアにおける清国人社会は弱体化した。

さらに、1904-1905 年には日本との関係が緊張し、日露戦争もあり、極東ロシアにおける日本人のすべてが帰国した。

すなわち、二つの国家の間に緊張状態が生じると、移民が敵性外国人の地位になり、彼らの国内移動、就職、居住などの日常生活のあらゆる面が受入国家により制限され、移民の定着や同化が妨げられ、移民は帰国、ないし第三国への移住という限られた選択肢に直面することになると思われる。

さらに、移民送出国家としての清国と日本との関係が緊張した際、清国と日本の移民保護政策の異質性が明らかになった。日本政府は、開戦直前に在外日本人の引き上げ指令を日本貿易事務官を通して通達し、貿易事務官は、居留民会の幹部とともに、引き上げを組織化した。

一方、清国政府は、ロシアとの関係が義和団の乱により緊張した際にも、清国人の引き上げを勘案せず、アムール州軍務知事 K.N.グリブスキー中将の即時退去指令によって清国人が追放された際の多数の清国人の虐待事件を防ぐことができなかった。この虐待の責任

はアムール州軍務知事 K.N.グリブスキー中将にあるが、しかし、もし清国政府がロシアにおける清国人の保護を考慮し、ロシア政府と交渉を行えば、虐待は避け得たと考えられる。

朝鮮人移民の場合は、清国人移民と日本人移民とは性格が異なり、朝鮮の植民地化が進展するにつれて、朝鮮人移住の性格は農業移民から政治亡命者に変わった。日本が植民地支配を朝鮮に及ぼしたことによって、在外朝鮮人は、「日本帝国の臣民」となり、1910 年以前とは異なる法的地位にあり、保護すべき国家を失ったといえよう。

朝鮮統監府（後の総督府）に抗議した朝鮮人義兵との対立関係において、第三国であるロシアは、朝鮮人義兵に対して、特別な措置を講じざるを得なかった。その結果、民族独立運動に関わった朝鮮人義兵の指導者は、ロシアから追放された者がおり、朝露国境から強制的に移住させられた者もいた。

一般には、移住民が母国を離れて移民受入国に流入する過程において、その法的地位は母国と受入国との間で結ばれた条約によって定められる。そこで、移民の母国と受入国との外交関係がいかに変容したかによって、移民の受入状態も大きく変わると考えられる。例えば、両国の関係が緊張、紛争、戦争の状態に置かれず、難民が増える可能性が高くなり、出稼ぎ移民の出国と受入は不可能になり、さらに、移民が設けた自治組織の活動が受入国の政府によって禁止されることもあり得る。戦争は、移民の引き揚げ、または強制収容の原因となることもある。

こうして、国外離散（ディアスポラ）は母国の社会の変容を反映しており、母国にあった変化がディアスポラにも反映されることを前提に、日本の朝鮮併合が極東ロシアの朝鮮人社会にいかなる影響を及ぼしたかを明らかにした。また、その影響を受けたロシア残留朝鮮人の反日活動は、ロシアと日本の外交関係に大きな影響を与えたに違いない。

第三章　移民と移民受入政策

ー沿アムール総督管区における東アジア系移民政策ー

本章では、1860 年から 1917 年までを、自由移民期（1860-1883 年）、移民政策成立期（1884-1893 年）、移民帰化奨励期（1893-1905 年）、移民制限期（1906-1914 年）、契約移民期（1914-1917 年）の五つの時期にわけて、各時期のロシア政府の東アジア系移民に対する移入規制政策を概観する。

3-1　自由移民期（1860-1883 年）

本節では、1860 年の沿海州併合から 1884 年の沿アムール総督管区の創設に至るまでの東アジア系移民政策を概観し、まず、ロシア帝国の移民法について簡単に説明する。

1864 年 2 月 10 日、ロシア帝国では、外国人の出入国の管理やロシア国籍取得を規定する国籍法が成立した[1]。それによれば、ロシアにおける外国人には、ロシア人と同じように土地などの財産を所有する権利を持ち、既婚女性、ユダヤ人、イスラム教の托鉢僧（дервиш）を除き、5 年以上にロシアに滞在すれば、ロシア国籍を取得する権利が与えられた。さらに、この国籍法は、A.I.ペトローフ（А.И.Петров）が指摘するように、外国人の一部がこれまで有した特権及び外国人の一部が受けていた差別待遇をなくし[2]、ブルジョア国家を築き始めたロシア社会における市民の人権を、民族の帰属の如何を問わず平等化し、帰化手続きを単純化したものであった。さらに、同年 12 月 7 日、「母国で発給された旅券による外国人のロシアでの居住認可の期間について」が採択され、それによると、

---

[1] Полное собрание законов Российской империи. Собр. 2-е, Т. 39. СПб, 1867. С. 107-110.（『ロシア帝国法典大全』第 2 部第 39 巻、サンクト・ペテルブルグ、1867 年、107－110 頁）.

[2] Петров А. И. Корейская диаспора на Дальнем Востоке России. 60-90-е годы 19 в. Владивосток, 2000. С.94.（A.I.ペトローフ『極東ロシアの朝鮮人移民、1860～1890 年代』ウラジオストク、2000 年、94 頁）.

6ヶ月以上ロシアに滞在した外国人は、居住許可の申請が必要であるとされた[3]。

従って東アジア系移民も基本的に、既婚女性を除いて、ロシア人と同様に土地などの財産を所有する権利を持ち、ロシア国籍の取得も可能であったが、東アジア系移民がロシアで帰化するかどうかは、二つの要因によって左右されたと考えられる。第一には、第一章で考察したように、清国政府が、ロシア領に残留した清国人及び従属国人である朝鮮人を管轄下に残置しておく努力をしていたこと、第二には、ロシア政府が沿海・アムール両州の人口が希薄であったために、入植を奨励する措置を講じ、入植者に様々な特権を与えたことである。例えば、それは、「アムール州・沿海州におけるロシア人と非ロシア人の定住に関する規則」（1861年4月27日公布）によって、ロシア人と同様、外国人にも両州に定住を望む者が私費で両州に移住する場合には、1世帯当たり100デシャチーナ（109.2ヘクタール）までの土地が与えられた[4]。この土地の分与が、清国人及び朝鮮人のロシア定着の主要な原因になったと考えられ、しかも、1世帯当たり100デシャチーナというのは、独立した世帯に与えられたのではなく、ヨーロッパ・ロシアと同様に、農民の共同体（ミール＝мир）に与えられ、そのため、朝鮮人農民が、大きな村落を形成し得た主要な原因であると考えられる。

沿海州とアムール州がロシア帝国によって併合された1858～1860年には、すでに清国人、朝鮮人がこの地域に居住していたが、東シベリア総督管区では、外国人の移入や居住を管理する機関がまだ設置されておらず、外国人移民を管理する細目及び外国人登録制度は未整備であった。

一方、移入の管理のために、1858年には、アムール州のブラゴヴェシチェンスク市に、1869年には、沿海州のノヴォキエフスコエに国境警備隊総監（пограничный комиссар）が設けられ[5]、東シベリア総督や両州軍事知事の指揮下にあり、外国人移

---

[3] 上掲書.

[4] この規則は、1882年と1892年に改正されており、1901年に廃止された。Унтенбергер П. Ф. Приморская область. 1855～1900. СПб., 1900. С. 68-69.（P.F.ウンテルベルゲル『沿海州、1855～1900年』サンクト・ペテルブルグ、1900年，68-69頁）.

[5] Граве В. В. Китайцы, корейцы и японцы в Приамурье. Труды командированной по высочайшему повелению

入に関する情報を東シベリア総督やアムール・沿海両州軍務知事に報告する義務を有していた。しかも、彼ら自身が外国人移住者の住居、ロシア国内の移動、食料品供給などの問題に深く携わっており、その事例としては、以下に考察する鉱業法での清国人の雇用の自由化であった。

N.N.ムラヴィヨーフ（Н.Н.Муравьев）東シベリア総督は、アムール州のロシア人農民が金鉱山へ流入すれば農業が衰退するであろうと懸念し、1860 年頃に、鉱業法の第 661 条第 5.2 項において、金鉱山における清国人の雇用を数的に制限せずに許可されるように努力した[6]。1865 年 7 月 23 日に、アムール・沿海両州での金鉱業が内閣法規によって認可された際には、外国人労働者は清国人に限定された。朝鮮人や日本人がまだ当該地域に定住しておらず、彼らが金鉱山で雇用される心配はなかったにもかかわらず、エスニック・グループを限定した極東植民委員会の議事録によれば、ヨーロッパ系移民の金鉱山への流入を阻止することが[7]その理由として考えられよう。

ロシア領に残留した清国人は、1860 年からロシア政府の注意を引く存在であったが、さらに、ロシアとの通商条約が未締結の朝鮮からもその商人が、駐屯ロシア軍に食肉販売を目的として同年から沿海州にあらわれていた。

1860 年、ノヴォゴロドスキー哨所（現ポシエット）長 I.F.チェルカーフスキ（И.Ф.Черкавский）大尉は、冬期の海路輸送が不可能になったことによる食料品不足に悩まされ、朝鮮人が取引していた食肉をたびたび購入するようになり、朝鮮人が沿海州南部で清国人の匪賊により襲われるという事件が発生したため、匪賊から彼らを保護

Амурской экспедиции. Выпуск 11. СПб, 1912. С. 252-253. (V.V.グラーヴェ「『沿アムール地方』の中国人、朝鮮人及び日本人」:『勅令により派遣されたアムール調査隊の報告』 第 11 巻, サンクト・ペテルブルグ, 1912 年)、252-253 頁.

[6] Рабочий рынок Приамурья в1911. СПб., 1912. С.75. (『1911 年の沿アムール地域労働力市場』、サンクト・ペテルブルグ、1911、75 頁).

[7] 極東植民委員会（Комитет по заселению Дальнего Востока)の 1911 年 2 月 11 日の会議議事録、第 20 号、Российский государственный исторический архив Дальнего Востока（以下 РГИА ДВ）, Ф.702, оп.1, д.640. Л.244.（極東地域国立ロシア歴史公文書館、702－1－640、244 頁）.

をするようになり、徐々に朝鮮人との関係を強めていた。

1863年、二代哨所長レザーノフ（Резанов）陸軍中尉は、「アムール・沿海両州におけるロシア人と非ロシア人の定住に関する規則」に基づき、1863年11月30日には、P.V.カザケーヴィチ（П.В.Казакевич）沿海州軍務知事に対して、ポシエット周辺、つまりノヴォゴロドスキー哨所から15ヴェルスタ（16キロメートル）離れた地域への朝鮮人の定住許可を報告し、同時に、この報告書において、朝鮮人を清国人の匪賊の暴動や強盗から保護するために、兵士派遣の許可を要請した。それに対して、P.V.カザケーヴィチ沿海州軍務知事は、兵士の派遣を許可し、「ロシアに定住した朝鮮人はロシア政府の保護を受けるべき」と主張した[8]。従って、ロシア政府は、朝鮮人の受け入れを決断し、その保護までの措置を講じたことになる。

さらに、1864年の秋には、レザーノフ哨所長は朝鮮人を困窮状態から救うために、自ら率いた中隊の貯蔵食料品から、P.V.カザケーヴィチ沿海州軍務知事の許可を得ずに、麦の種子、ソバの種子を貸与した。また、P.V.カザケーヴィチの指令によって、ロシア領にいた朝鮮人を脅していた清国人匪賊を捕縛し、清の琿春将軍に引き渡した[9]。このように、レザーノフ哨所長は、国際関係上の問題が生じることを考慮することなく、同情から朝鮮人の救出を決断したと思われる。また彼が上述の事件や朝鮮人移住者の入植問題についての報告を、P.V.カザケーヴィチに行ったのは、当時の沿海州では全人口に占めるロシア人の割合は少なく、その大部分は駐屯ロシア軍人であり、沿海州軍務知事は、ヨーロッパ・ロシアから食料品の輸送が困難なこともあり、在庫の食料品も軍人への支給用であり、朝鮮人にそれを分配すれば、ロシア軍への供給が困難になることを懸念しながらも、イルクーツク市にいたM.S.コールサコフ東シベリア総督は、朝鮮人にも食料品を与えることを決断し、1864

---

[8] Государственный архив Иркутской области（以下ГАИО），Ф.24,оп.11/3,д.24.Л.2-3（イルクーツク州国立公文書館、24－11/3－24、2-3頁）、レザーノフ陸軍中尉の第205号報告書、1863年11月30日.

[9] イルクーツク州国立公文書館、24－11/3－24、25－27頁、Записка о корейцах, желающих принять подданство России штабс-капитана Петра Гельмерса, С-Петербург,22.05.1865 г.（ロシア国籍の取得を望む朝鮮人に関するピョートル・ゲルメルス2等大尉の覚書、サンクト・ペテルブルグ、1865年5月22日）.

年11月16日付け581号書簡において、P.V.カザケーヴィチ沿海州軍務知事に、「当地域[沿海州]への入植は非常に重要であるため、ロシアへの定住を望む朝鮮人に保護を与え、特別予算を使用し、必要な限り当面食料品を与えるべし」と指示した[10]。

後述するように（98-99頁参照）、清国人は、1860年代初頭に朝鮮人に対して暴動を起こしたが、1868年には、ロシア人とも衝突している。いわゆる「満人動乱」[11]（манзовская война）であり、それは1868年5月4日（旧暦4月19日）、ウラジオストク周辺のアスコリド島（現ルッスキー島）における清国人金採掘者のロシア人水兵殺害を発端に勃発した動乱であった。これ以前の1867年10月21日にも、アスコリド島では清国人の活動がロシア官憲の注意を惹き、彼らの活動を中断させるために、実業家Ia.L.セミョーノフ（Я.Л.Семенов）と海軍大尉A.A.エトリン（А.А.Этолин）がこの島を訪れ、清国人に対して島からの引き揚げを要求した際に最初の清国人によるロシア人水兵殴打事件がおきた[12]。この事件は動乱にまで拡大することはなかったが、1868年5月4日、海軍大尉エトリンの率いる水兵のうち、アスコリド島上陸の際、銃撃により3人が殺害され、8人が負傷したこともあり[13]、このため、沿海州軍務知事はアスコリド島に派兵し、清国人を60人逮捕したが、動乱は沿海州本土へと拡大し、また、同日、ゴリャーセフ（Горяшев）少佐が清国人2000人によるウラジオストク攻撃を[14]報告するなど沿海州

---

[10] Сборник историко-статистических сведений о Сибири и сопредельных с ней стран. Т.1, вып.2. СПб., 1876. С.13.（『シベリアとその隣国に関する歴史・地理的資料集』第1巻第2号、サンクト・ペテルブルグ、1876年、13頁）.

[11] 沿海州では、ロシア人が、満州人、漢人を含む清国人に対して、「マンズィ」（満人）という通称を用いていた。さらに、倉橋正直『唐行きさんの唄』共栄書房、1990年、41頁によると、「満州人」という語彙は、元々に「蛮子」という漢字で表記されていた。

[12] Матвеев Н. П. Краткий исторический очерк г.Владивостока. Владивосток, Уссури, 1990.С.51.（N.P.マトヴェーエフ『ウラジオストク市の歴史的概要』ウラジオストク、「ウスリー」社、1990年、51頁）.

[13] Российский государственный архив Военно-Морского флота（以下にРГА ВМФ.）、Ф.909, оп.1, д.120, л.1-30.（ロシア国立海軍公文書館、909−1−120、1-30頁）；Матвеев Н. П.（N.P.マトヴェーエフ）、上掲書、55−59頁.

[14] РГА ВМФ（ロシア海軍公文書館）、909−1−120、3頁.

は、戦時状態になっていた。更に、5月には、清国人が沿海州のロシア人集落に放火したこともあったが、全体としてはロシア人には大きな被害はなかった。逮捕された清国人のうち、有罪の15人が囚人として石炭鉱山の労役のためサハリン島へ送られ、43人の容疑者には、ロシアへの再入国が禁じられ、清朝の琿春将軍に引き渡された。一方、無実の12人は釈放後、居住許可が与たえられた[15]。このロシア側の決断は、1864年からの清国人のロシアに対する敵対行為を中止させるため、方策の強化を示すと同時に、清朝の琿春将軍には、ロシアの法律を犯した者だけが処罰され、無実の清国人についてはロシアでの滞在を認めることを示したものであり、このことは、法律の前では、ロシア人も清国人も平等であることを示すものと考えられる。

ところで、清国人との衝突を契機にして、ロシア当局は、ロシアに在留する東アジア系移民の諸問題を以前に比べて重視するようになり、「満人動乱」に際して、沿海州を視察した東シベリア総督M.S.コールサコフ（M.C.Корсаков）は、ロシア政府に、「沿海州南部の清国人はロシアの臣民という認識を持たず、民族的慣習によって選出される集会で自治を行い、ロシア政府の介入を人権侵害としてみなしている」と報告している[16]。M.S.コールサコフ総督は、同時に、当該地域の行政区分を明確化し、国境警備を改善するために騎兵による哨戒隊を設け、清国人居住者の一斉調査及びその監視を行うように命じた。この際、M.S.コールサコフ総督は、初めて、清国人の自治集会をロシアの管轄下に置くことを試み、清国人選出の自治集会長をロシア人の警察管区長が承認することを清国人に提案しようとした[17]。さらに、M.S.コールサコフ総督は、未整備の他民族の国籍について、当該地域の併合後、居住者全員がロシアの市民になるべきであるとした[18]。

さらに、同年、スコールコフ（Сколков）待従将官を長とする調査隊が、首都サン

---

[15] РГА ВМФ.（ロシア海軍公文書館）、909－1－120、30－36頁；Матвеев Н. П.（N.P.マトヴェーエフ）、上掲書、58－59頁.

[16] Нестерова Е. И. Система управления иммигрантами на Дальнем Востоке (1860-1884), Россия и АТР, №. 2, 2000. С. 59.（E.N.ネーステロワ「極東地域の移民対策（1860-1884）」『ロシアとアジア・太平洋地域』第2号、2000年、59頁）.

[17] РГА ВМФ.（ロシア国立海軍公文書館）、1167－1－2、91a頁.

[18] РГИА ДВ（極東地域国立ロシア歴史公文書館）、702－1-34、180a頁.

クト・ペテルブルグから沿アムール地域へ派遣され、清国人を含む他民族の実態を調査し、ロシア政府に「沿アムール調査隊の意見書」を提出した。それによれば、清国人にロシアの法律を遵守させるために、清国人の定住者への課税を提言している。しかし、I.V.フルゲールム（И.В.Фуругельм）沿海州軍務知事はそれを拒否したが、それはおそらく、定着清国人が少なく、法に則り課税しても、彼らは直ちに定着地から森林地帯に移動することもあり、徴税困難になることが予想されるためであろう。さらに、1867年、I.V.フルゲールムは、朝鮮人対策の未整備を認識し、朝鮮語通訳の赴任を求め、これにより朝鮮人移住者の慣習や言語に関する知識不足を補うべきであると主張した[19]。

1869年末にもう一つの重要な事件は起きた。それは、飢饉のために、朝鮮人の沿海州への移住が著しく増大したことである[20]。その経緯と規模については第四章で考察するが、ここでは対移住者政策のみを分析する。

ロシアへの移住後、朝鮮人には土地が与えられ、ロシア政府の保護下に入るという情報は、かつてロシアへ渡航した季節出稼ぎからの帰国者によって咸鏡北道へ伝えられたこともあって、これが朝鮮からの移住者の急増の要因の一つとなった。

1856年から1865年にかけて沿海州軍務知事であったP.V.カザケーヴィチ、そして1865年から1871年にかけてそのポストを受け継いだI.V.フルゲールムは、基本的に、上述した1861年4月27の「アムール州・沿海州におけるロシア人と非ロシア人の定住に関する規則」を朝鮮人に適用したが、I.V.フルゲールム沿海州軍務知事は朝鮮人移住者と交渉することもあったという。

1869年末から1870年初頭にかけて、I.V.フルゲールム沿海州軍務知事は、国庫に貯蔵の食料品を含む生活必需品を朝鮮人に分配すると、食料品の不足もあって軍隊への供給が困難になると考え、朝鮮人の受入を拒否し、帰国を求めるという結論に達していた。「満人動乱」時の英雄であったA.A.エトリン海軍大尉は、1869年11月13日、「朝鮮人を受け入れることはできない。我が中隊に飢餓状態が生まれとチフスが発生する可能性が高い」と

---

[19] ГАИО（イルクーツク州国立公文書館）、24－10－202（k2107）、5頁、I.V.フルゲールム沿海州軍務知事よりM.S.コールサコフ総督、第96号、1867年6月6日.

[20] ГАИО（イルクーツク州国立公文書館）、24－10－202（k2107）、9－13頁.

沿海州知事に報告していた[21]。

朝鮮人移住者の強制帰国をやむをえないと判断した I.V.フルゲールム沿海州軍務知事は、朝鮮の国境警備隊長と交渉を行い、朝鮮人移住者の帰国とその援助に関して、朝鮮側の了承を得た後、彼は、自ら、チジンヘ村において、朝鮮側との交渉の結果について 642 世帯に説明の上、帰国を求めたが、朝鮮人は、帰国すれば直ちに処刑が待っているという恐怖感を抱き、帰国を拒絶したため、I.V.フルゲールムは、処刑の可能性を考慮し、彼らを沿海洲の様々な企業に就労させることを決意した[22]。さらに、彼は、これまでに定着した朝鮮人が毎年一定量の収穫を得ていたこともあり、ロシア軍の駐屯地の周辺に朝鮮人を入植させれば、収穫した小麦や野菜をロシア軍に売り、これによりロシア軍の食料問題も解決できると考え、朝鮮人に種子を与えることに踏みきった。

I.V.フルゲールム沿海洲軍務知事は、1869 年末から 1871 年にかけて、軍隊の備蓄品から、35,000 プード（573,300kg）の食料品を朝鮮人に配分し[23]、さらに、朝鮮人の生活条件の改善を模索し、まず、マカーロフ（Макаров）顧問に、朝鮮人の財産調査を依頼し、マカーロフは、チジンヘ村とヤンチヘ村に居住する朝鮮人の 982 世帯（5,915 人）のうち、309 の世帯（2,070 人）は援助不要、673 の世帯（3,845 人）には援助が必要との結論に至った。この調査結果により、I.V.フルゲールムは、後者に様々な労働を提供する措置を取り、20 人の朝鮮人をポシエットの炭鉱、50 人をノヴォキエフスコエでの工事、50 人を大工、指物師、鍛冶工、石工としてウラジオストク港やシベリア鉄道南ウスリー路線の工事に送った。さらに、ラズドリノエとアストラハニー村の朝鮮人をウスリー川、スイフン川、ハンカ湖に就航していた船での職を与えるなど[24]、朝鮮人を様々な企業へ就職させた。

ロシア政府は、朝鮮人の入植が始まった 1863 年から朝鮮人の村を満州人の匪賊から保護

---

[21] ГАИО（イルクーツク州国立公文書館）、24－10－202、14 頁.

[22] Насекин Н. Корейцы Приамурского края. Журнал Министерства народного просвещения. 1904. №. 3. С. 2-3. (N.ナセーキン「沿アムール地方の朝鮮人」『文部省広報』第 3 号、1904 年、2-3 頁).

[23] 前掲書、12-13 頁；ГАИО（イルクーツク州国立公文書館）、24－10－202（k2107）.

[24] ГАИО（イルクーツク州国立公文書館）、24－10－202、沿海州軍務知事より、東シベリア総督宛て、第 104 号、1870 年 2 月 5 日、36 頁.

し、1870年代にこれを強化し、例えば、1878年には、プツィロフカ村には、木造の兵舎を建設し、20人の警備隊を配置し、他の朝鮮人村にも同じような警備隊を配置した[25]が、1882年に匪賊の襲撃がほぼなくなったために、警備隊は任を解かれた。郷（волость）の中心となったプツィロフカ村だけには、7人の兵士を駐屯させた。

3-1-1　1878～1883年における清国人・朝鮮人の管理強化

1880年代は、極東ロシアの開拓史の新しい扉を開いた年代であり、移住者に対する政策も転換期を迎えた。また、同時に、第二章において考察したように、1879年から1880年にかけては清国との関係の緊張が高まった年でもあった。

D.G.アヌーチン（Д.Г.Анучин）東シベリア総督は、1879年に、自らアムール州、沿海州を回り、清国政府が在露清国人、シベリア先住民から税金を徴収していることに対し、大きな不満を示し、在留清国人は「国家の中にある国家」であるとし[26]、さらに、在留清国人の実態を精細に調査し、その管理を強化する必要があると指摘した[27]。すなわち、ロシア政府は、1868年の「満人動乱」以来、清国政府が在露清国人を管轄する権利を持ったことに対して不満を示し、1880年代初頭に在露清国人をロシア政府の管轄下に置いた。その経過について、以下に簡単に述べたい。

---

[25] Приамурские ведомости, 1895, №. 58.Приложение,Корейцы Приамурского края. С. 12-13.（『沿アムール報知』1895年、第58号、「沿アムール地方の朝鮮人」12-13頁）；Кузин А. Дальневосточные корейцы：жизнь и трагедия судьбы. Дальневосточное книжное издательство, Сахалинское отделение, 1993（A.T.クージン『極東ロシアの朝鮮人—その人生の悲劇—』極東書籍出版社サハリン支部、1993年），18頁；A.T.クージン著、岡奈津子訳、田中水絵訳『沿海州・サハリン：近い昔の話（翻弄された朝鮮人の歴史）の統計・地理・経済概説』凱風社, 1998、30頁.

[26] Сборник главнейших официальных документов.Т.1. Вып. 1. С.71（『東シベリア統治に関する主要公文書総覧』第1巻第1号、71頁）.

[27] Сборник главнейших официальных документов по управлению Восточной Сибирью. Т. 1. Вып.1. С.35（『東シベリア統治に関する主要公文書総覧』第1巻第1号、35頁）.

アムール州、沿海州で行われた調査により、ロシア領へ派遣された清国政府の高官が、管轄下ではなかったアムール河、ウスリー川流域の原住民からも徴税していたことが明らかになった。それについて、民族学者L.I.シレンク（Л.И.Шренк）は、清国政府が派遣した高官がウスリー川沿岸の二ヶ所に居住しており、ウスリー川流域の先住民から徴税しており、その一ヵ所は、ウスリー川下流のゴルド人（現ナナイ人）のジョアーダという村落であり、他の一ヵ所はイマン川が流入するウスリー川の左岸[28]と記している。1860年代には、沿海州のゴルド人とオロチョン人（南部のエベンク人）はロシア人との接触もほとんどなく、清国政府が徴税していたこともあって、彼らの居住地域は清国の領土という認識であった[29]。さらに、ウスリー地方探検家V.K.アルセーニエフによれば、「ロシアの勢力は、ウスリー川流域と聖オリガ湾までの海岸までしか及んでいなかった。それ以南は、清国人が握っていた。清国人は、この地を全面的に支配し、自らの宗旨で暮らし、先住民を奴隷のように扱っていた」[30]。V.K.アルセーニエフが指摘した「清国人の支配」、すなわち、アムール州の一部と沿海州南部が清国の統制下に置かれようになったことについては、ロシア政府は不満を持っていた。東シベリア総督の指令によって、清国人居留民の調査（1878・79年）を行ったのは、ウラジーミル・ヴィスレーノフ七等文官であった。ヴィスレーノフによって作成された定着的清国人・朝鮮人・先住民の名簿は、その後のアムール地理学協会会員のI.P.ナダーロフ中佐、Iu.A.ナザーロフ大佐の調査報告書は、移民政策の改正を行った地方当局にとって、価値のない資料であったと言っても過言ではない[31]。

---

[28] Арсеньев В. К. Китайцы в Уссурийском крае. Хабаровск, 1914. (V.K.アルセーニエフ『ウスリー地方の中国人』ハバロフスク、1914年）、46頁.

[29] Надаров И. П. Северо-Уссурийский край. Сборник географических, топографических и статистических материалов по Азии. СПб., 1887. С. 116, 125. (I.P.ナダーロフ「北ウスリー地方」『アジア地理・地形・統計の資料集』サンクト・ペテルブルグ、1887年、116頁）.

[30] Арсеньев В. К. （V.K.アルセーニエフ）、前掲書、84-85頁.

[31] この調査で作成された名簿は、イルクーツク州国立公文書館(24-10-333/K2118)に保管されており、『東シベリア統治に関する主要公文書総覧』にも掲載された。Сборник главнейших официальных документов（『東シベリア統治に関する主要公文書総覧』）、第4巻第2号、1883、152-176頁.

この「国家の中にある国家」を解体し、ロシア政府の管轄下に置くために、まず、1883年、D.G.アヌーチン東シベリア総督の指令によって、ブルンダ川からアムール河まで、ホニ・ホフラ川からゼヤ川まで広まっていた残留清国人集落の精細な調査と土地の境界設定が行われた[32]。この調査によって、満人と漢人からなる清国人は、分与された土地以外に、21,499デシャチーナ（23476.908 ヘクタル）を利用しており、全部で 116,763 デシャチーナ（127505.196 ヘクタル）を農地として使っていたことが明らかになり、併せて、清国人が不法に使っている土地も確認された。この調査の結果のなかで、D.G.アヌーチンは、ロシア政府に、「南ウスリー地方では、朝鮮人と清国人には租税が免除されているが、この地域において放浪生活をする清国人出稼ぎ者の数に比してロシア人の人口は余りにも少ない」[33]と清国人居留民に関する規制の強化や、ロシア人の入植の必要性を主張した。

ロシア政府は、清国高官に清国人の土地使用の取締まりに対する協力を求めたが、その協力は得られず、土地の再分配のために、アムール州へコサック軍の派遣に踏み切った[34]。

残留清国人集落の土地の境界設定調査終了後、ロシア政府は清国人が利用していた土地の一部を没収したが、土地全体の 93%に当たる 108,008 デシャチーナ（117,944.736 ヘクタル）については清国人による利用を認めた。さらに、ロシア政府は、清国人に対して、1891年 1 月 1 日までのこの土地の無料利用を許可したが、その購入は認めず、鉄道、或いは道路工事が行われる場合には、土地は返却するものとした。

サンクト・ペテルブルグに設置された沿アムール地方諸問題特別委員会会議（1883 年 6 月 18 日）では、「清国の高官が満州人、ゴルド人（現ナナイ人）から徴税しており、その

---

[32] Сборник главнейших официальных документов（『東シベリア統治に関する主要公文書総覧』）、第 4 巻第 2 号、1884、40 頁.

[33] Всеподданейший отчет генерал-губернатора Восточной Сибири по управлению Восточной Сибири за 1879 г. Сборник главнейших официальных документов（「東シベリア統治に関する東シベリア総督の報告書」『東シベリア統治に関する主要な公文書総覧』）第 1 巻第 1 号、イルクーツク、1884 年、43 頁.

[34] Сборник главнейших официальных документов.（「東シベリア統治に関する東シベリア総督の報告書」『東シベリア統治に関する主要公文書総覧』）第 4 巻第 1 号、イルクーツク、1884 年、2-4 頁.

大部分が清国政府に入らず、この高官の収入となっている」と指摘し、当委員会は、この状況に対して不満を示し、その原因を「人口希薄、行政機構の未発達、道路の不正備」[35]と指摘し、調査結果に基づき、沿海州の清国人をロシア政府の管轄下に置くように皇帝に提案した[36]。1883 年に、この提案が受け入れられ、これ以降、ロシア政府の管轄権が在留清国人に及ぶようになった。つまり、これにより、清国人は毎年税金を納め、ロシア政府に居住許可証を申請することが規則となり[37]、また、清国人が犯罪を起こした場合、ロシアの法により裁かれることが規定された[38]。

上述したように、自由移民期（1860～1883 年）のロシア政府の東アジア系移民政策は、清国人と朝鮮人の自由入植奨励から、その移住を取り締まる統制の成立の歴史であった。ロシア政府は、清国人が金鉱山で従事し、朝鮮人が農産物をロシア軍に供給することは、ロシアにとって有益であると理解しており、凶作の場合には朝鮮人に軍の備蓄から種子を与えていた。1860～1880 年代にはロシア政府は清国人・朝鮮人対策を行っていなかったという一部のロシア人研究者の見解が支配的であるが、上に考察したように、移民への支援、清国人匪賊の逮捕、移民の就職などの措置を講じているのは明らかであり、ロシア政府の公文書館には、これに関する記録の膨大なコレクションがある。一方、ロシア政府が東アジア系移民に対して同化・帰化政策を行っていなかったことに関しては異論はない。1879～1882 年の露清関係の悪化後、ロシア政府は在露清国人の清国軍への協力の可能性を憂慮し、清国人集落の調査、その名簿作成、徴税導入を実施した。

さらに、ここでは、ロシア政府の入植政策を北南米諸国の政策と比較はしないが、第一

---

[35] 前掲書、第 1 巻第 2 号、208－209 頁.

[36] Сборник главнейших официальных документов.Т. 1. Вып. 1. С.31, 34-35.（『東シベリア統治に関する主要公文書総覧』第 1 巻第 1 号、31, 34-35 頁）.

[37] Сборник главнейших официальных документов.Т.4. Вып. 1.С.17－47；Вып.2. Иркутск, 1883.（『東シベリア統治に関する主要公文書総覧』第 4 巻第 1 号、17－47；第 2 号、イルクーツク、1883 年）.

[38] Сборник главнейших официальных документов.Т.4. Вып. 1.С.17－47；Вып.2. Иркутск, 1883.（『東シベリア統治に関する主要公文書総覧』第 4 巻第 1 号、17－47；第 2 号、イルクーツク、1883 年）.

章において触れた北南米諸国の非熟練労働者の移入民奨励政策とこれは同様であったことを指摘しておきたい。

3-2　移民政策成立期（1884-1893 年）

1884 年には、アムール州、沿海州、バイカル州、サハリン島を含む沿アムール総督管区が、創設され、行政区分が改正された。初代の沿アムール総督 A.N.コールフ（A.H.Корф）男爵は、D.G.アヌーチン総督が展開してきた東アジア系移民に関する規則を明確にした。

3-2-1　東アジア移民問題の登場

A.N.コールフ総督は、沿アムール総督管区の発展に関わる様々な問題を審議するために、1885 年に、はじめて、第一回沿アムール地方軍務知事・地方当局代表者・実業家会議を召集し、その会議では朝鮮人・清国人の移民問題が大きな注目を集め、審議され、D.G.アヌーチン総督の指令によって行われた朝鮮人・清国人移民調査や、I.P.ナダーロフ（И.П. Надаров）ロシア参謀本部中佐、Iu.A.ナザーロフ（Ю.А.Назаров）中佐の実施した調査の成果が報告され、朝鮮人や清国人の今後のロシアへの移住を制限し、かつて国境周辺地に定住した朝鮮人や清国人を奥地へ移住させ、ロシア人と混住させ、ロシア人の村落に定住させるべきである[39]とされた。

地方当局の代表者や実業家は、引き続き 1886 年、1893 年、1904 年に同様な会議をもち、常に、東アジア系移民問題が参加者の注意を惹き、この問題は地方政治において大きな位置を占めるようになった[40]。特に、1886 年の第二回会議では、清国人や朝鮮人移民の可否についての参加者の見解はそれぞれに異なった。一部の高官や政治家はロシアの金貨や天然

---

[39] Песоцкий В.Д. Корейский вопрос в Приамурье. Труды Амурской экспедиции. Выпуск 11а. Хабаровск, 1913. С. 2 (V. D. ペソーツキー『沿アムール地方の朝鮮人問題:アムール探検隊の論文集』1913 年、2 頁).

[40] Надаров И. П. Второй Съезд губернаторов и других представителей в г. Хабаровске. 1886. Владивосток, 1886. (I. P.ナダーロフ『知事等の全権のハバロフスク第二回会議、1886 年』ウラジオストク、1886 年).

資源の清国への流出で清国人を非難したが、P.F.ウンテルベルゲル（П.Ф.Унтенбергер）、A.A.パノーフ（А.А.Панов）などは、清国人や朝鮮人の労働力がこの地域の開発には必要不可欠であると指摘した。A.N.コールフ総督は、閉会の演説において、ロシア政府があらたに承認した法律により清国人はロシアの法によって裁かれることになると同時に、清国人の商人にも他の外国人に与えられていた権利が与えられると述べ[41]、1880 年代半ばには、ロシア政府は、清国政府の清国人に対する徴税を禁止したが、同時に商業の自由などの経済活動の権利を認めたのである。

1892 年 11 月 22 日付『ウラジオストク』紙の記事によれば、ウラジオストクの住民や政治家が親外国人派と親ロシア人派に分裂し、対立しており、記事の著者は、この対立や民族的利害を超えて相対的寛容のために努めるように呼びかけている[42]。

この対立の原因は、まず、東アジア系移民の労働力に頼る企業と、東アジア系移民の流入や商取引によって製品価格の低下や減益に陥った企業があり、前者と後者の利害が衝突したことによる。清国人との商取引によりロシア人には減益という事例の記事が『ウラジオストク』紙に掲載され、それは二人の清国人がニコラエフスク市で魚の塩つけ加工と販売を行ったため、魚の価格が低下したというものであった。この記事の著者は、このような清国人が年々増加すれば、魚の加工と販売を主な生業とするニコラエフスクの住民には打撃となるとの予測のもとに、結論として、行政機関の積極的介入の必要があると述べている[43]。

A.N.コールフ総督は、皇帝アレクサンドル三世（Александр Третий）宛に提出した報告書の中で、在留清国人や朝鮮人がロシア政府に税金を納めず、農業に適した「当該地域の最良の土地」[44]を所有していることを理由に、彼らの管理強化と入国制限を提

---

41 上掲書、13-20 頁.

42 『ウラジオストク』、1892 年 11 月 22 日、第 47 号、5 頁.

43 さらに清国人商人が度々消費者に対して詐欺行為を行ったことも、清国人の否定的イメージの構築に影響を与えた。『ウラジオストク』、1892 年 11 月 15 日、第 46 号, 8 頁 ; 1892 年 9 月 20 日、第 38 号、7 頁.

44 Всеподданнейший отчет приамурского генерал-губернатора барона Корфа 1886 г. АВПРИ. Ф. 148, оп. 487, д. 1091. Л.4. (A.N.コールフ沿アムール総督の皇帝に対する報告書、1886 年、ロシア帝国外交史料館、148－487－1091、4 頁).

案したが、実際には、人口が希薄な極東ロシア地域には、農業適合地の不足は考えられず、朝鮮人・清国人移民の入国を制限するのが一つの理由と考えられる。

また、A.N.コールフ総督は、D.G.アヌーチン東シベリア総督と同様、「朝鮮人、清国人が国境周辺地に余り多数居住すると、清国との衝突が生じた場合、清国側に協力する可能性が高い」と記述している。ここで清国との衝突が報告書の中に取り挙上げられた理由は、第一章で考察したように、1882年から1886年にかけて、ロシアがポシエット地区を巡って清国と紛争があり、上記の報告書が提出された1886年は、ポシエット地区のロシアへの所属を確認した「琿春界約」が調印された年であった。同様な事件の再発を懸念したA.N.コールフ総督は、清国人や朝鮮人が集中して居住していたポシエット地区の領土の保全を考え、上述したように、朝鮮人・清国人移民の入国制限などの措置を提案したのであろう。

A.N.コールフ総督の提案は、ロシア政府や国家評議会の構成員に論争を引起し、審議の結果、朝鮮人や清国人の国境周辺地への入植を禁じ、すでに国境周辺地に定着していた者は奥地へ移住させるとし、皇帝アレクサンドル三世は、1886年11月22日にこの決議書を裁可した[45]が、この法律は、清国人に対するより定着の朝鮮人に大きな影響を与え、現実的に、定着した朝鮮人は国境周辺地域から奥内へ移動させられた。

3-2-2 東アジア移民の人頭税問題

1887年2月7日のロシア政府の会議には、かつて極東ロシアの移民問題に関わり駐北京ロシア大使を離任したA.E.ヴラーンガリ（A.E.Влангали）将軍が出席し、あらめて、沿アムール総督管区への朝鮮人移住問題が審議され、移住を規制するために、移住者を定着移民と非定着移民に分けるべきであるという声明が出された[46]。

ロシアの国家評議会は、ロシア在住外国人に対して5ルーブルの人頭税の導入を提案し、

---

[45] A.N.コールフ沿アム・ル総督の皇帝に対する報告書、1886年、ロシア帝国外交史料館、148－487－1091、5－7頁；РГИА ДВ（極東地域国立ロシア歴史公文書館）、702－1－94、32頁.

[46] Петров А. И. Корейская диаспора на Дальнем Востоке России. 60-90-е годы 19 в. Владивосток, 2000. С.105. （A.I.ペトローフ『極東ロシアの朝鮮人移民、1860～1890年代』ウラジオストク、2000年，105頁）.

1888年5月17日、皇帝アレクサンドル三世は、在留朝鮮人や清国人から人頭税の徴収する法案を裁可した[47]が、実際には、清国人には、すでに、1885年から人頭税を納税後に居住許可の申請が義務付けられていた[48]。この新法（『シベリア法典』第5条、第344項目）によって、朝鮮人や清国人は、商取引を行わず不動産を所有していない場合、毎年、5ルーブル（およそ5.75円）[49]の人頭税を納入後、居住許可証を申請するように定められた。この人頭税課税の理由としては、次の二点が挙げられる。「Основанием взыскания этих денег служит то обстоятельство, что китайцы в силу своих расовых особенностей не могут жить между жителями белой расы, не причиняя им серьезных неудобств и потому требуют установления особых органов управления и надзора и вместе с тем особых расходов для принятия чрезвычайных санитарных мер по отношению как их самих, так и кварталов, ими населяемых」（清国人は、人種的特性のため、白色市民に害を与えることになり、白色市民とは雑居ができない。清国人居住地を管理する特別な機関や、清国人とその居住地に対する衛生的措置を講じる費用を設置する必要があり、清国人から特別に人頭税を徴収すべきである）。このような人種差別に基づいた説明がロシア人の高官によりなされたことは、当時、平等の原則に基づいた社会を構築する時代にはまだ至ってなかったことを証明していると同時にこれにより、この法律の策定者は、朝鮮人の極東ロシア地域への入国の減少も期待できると考えていた。

人頭税は、1888年から10年間は法律に則り、1898年から1910年にかけては、一年毎ごとに延長され、1910年6月10日の法律では、朝鮮人と清国人から人頭税が徴収されること

---

[47] ГравеВ. В.（V.V.グラーヴェ）、前掲書、23-24頁；Ларин В.Л. Китай и Дальний Восток России. Владивосток, 1998. С.120.（V.L.ラーリン『中国と極東ロシア』ウラジオストク、1998年、120頁）.

[48] Петров А. И.（A.I.ペトローフ）、前掲書、104頁.

[49] 1891年、1ルーブルはおよそ1.15円であった。外務省通商局『通商彙纂』第122巻第46号、1891年、東京、不二出版、1990年、106頁.

となった。この人頭税は、4.1 ルーブルの基本税、0.3 ルーブルの追加税、0.75 ルーブルの印紙税からなり、基本税と印紙税は、国庫に入り、追加税は、当該州の軍務知事、すなわち地方当局が利用することになった[50]。

東アジア系移民のなかでも、日本人だけには、0.75 ルーブルという低額の人頭税の納税が課されていたが、この差額は、第一章において考察した通り、日本政府が清国、朝鮮より有利な条件でロシア政府と条約を締結し、ロシア在留の日本人は最恵国待遇を受けることになっていたからである。

3-2-3 朝鮮人帰化の実施

1888 年 11 月 23 日に締結の朝鮮との陸上貿易協定（第一章参照）において、朝鮮人のロシアへの入国の規制後、ロシア政府は、定着した朝鮮人に対するロシア国籍取得の準備を進めることを A.N.コールフ総督に指示することにした。こうして、ロシア在留朝鮮人の法的地位を定める法律も整備されるようになり、2 年後の 1890 年 12 月 17 日には、A.N.コールフ総督は、P.F.ウンテルベルゲル沿海州知事宛の 4479 号書簡において、在留朝鮮人に関する規定を策定するように指示し、1891 年 2 月 23 日には、P.F.ウンテルベルゲル沿海州知事が A.N.コールフ総督宛の 2277 号書簡において、ロシアに入国した朝鮮人を三種類に分類することを提案し、1891 年 6 月 21 日発布の 2977 号指令に基づき、① 1884 年 6 月 25 日の朝露修和条約締結前に、ロシアに定住した者（第一種朝鮮人）② 1884 年 6 月 25 日以降にロシアに渡航した者（第二種朝鮮人）③ 短期滞在者（第三種朝鮮人）という三種類に分類した[51]。第一種朝鮮人は定住者とみなされ、土地分与の権利を得、第二種朝鮮人は、臨時滞在者とみなされたが、ロシア国籍を有しない移民の土地売買は禁止されていたため、土地は分与されなかった。さらに、入国に不適切な朝鮮人移民ー就労不能者、12 歳以下と 60 歳以上の者ーに関する規定が定められ、入国が禁じられた。

---

[50] Граве В. В. （V.V.グラーヴェ）、前掲書、23-24 頁.

[51] РГИА ДВ（極東地域国立ロシア歴史公文書館）、87-4-1593、3 頁；Петров А. И.（A.I.ペトローフ）、前掲書、106 頁.

第一種朝鮮人の家族には、移住年と家族全員の氏名を記載した特別の証明書が支給され、これに基づき村ごとに家族名簿が作成された。朝鮮人のみが居住する村落を構築する要望があれば、そのために一世帯あたり 15 デシャチーナ（約 16.4 ヘクタール）の土地が与えられた。また第一種朝鮮人たちは「まげを[中略]地元の事情に応じて適切な時期に切る」よう要求され[52]、ロシア人農民と同様に租税、地租を支払い、兵役を果たしていた[53]。

第二種朝鮮人は、国有地を引き続き利用する権利を失い、第一種朝鮮人と同様に現金税と現物税を納めながらも、二年以内に田畑を整理し、ロシアから退去しなければならないとされた[54]が、兵役は免除された[55]。

第三種朝鮮人たちは、朝鮮政府発行の旅券にロシアの査証（ビザ）を経て、1 ヶ月以内に居住許可証を入手した場合のみ滞在が認められたが、地租や年貢の納付が義務付けられていたものの[56]、定住を希望しても悉く拒否され、1 年ごとにビザを更新する必要があった。

1892 年、皇帝アレクサンドル三世は、A.N.コールフ総督の要求に応じて、沿海州、アムール州における外国人に関する土地購入禁止法を承認した[57]。1892 年の夏、沿海州とアムール州の朝鮮人の村では、朝鮮人居住者を第一種と第二種に分別し、名簿を作成する予備作業が始まり、秋までに、この作業は終了し、1855 世帯が第一種に、1055 世帯が第二種となり、後者は 1894 年の秋までにロシアを退去しなければならないとされた[58]。

---

[52] Кузин А. Т.（A.T.クージン）、前掲書、25 頁; 岡奈津子、前掲書、36 頁；Кюнер Н. В. Статистико-географический и экономический очерк Кореи. Ч.1. Владивосток, 1912. С.257.（N.V.キューネル『朝鮮の統計・地理・経済概説』第 1 巻、ウラジオストク，1912 年、257 頁）.

[53] Кюнер Н. В.（N.V.キューネル）、上掲書、257 頁.

[54] Кузин А. Т.（A.T.クージン）、前掲書、25 頁；岡奈津子、前掲書、37 頁；Ким Сын Хва（金承化）、舞え掲書、38 頁.

[55] Ким Сын Хва（金承化）、上掲書、38 頁.

[56] Кузин А. Т.（A.T.クージン）、前掲書、25 頁；岡奈津子、前掲書、37 頁.

[57] АВПРИ. Ф.148, оп.487, д.1091. Л.2.（ロシア帝国外交史料館、148－487－1091、2 頁）.

[58] Петров А.И.（A.I.ペトローフ），前掲書、107 頁；Риттих А. А. Переселенческое и крестьянское дело в Южно-Уссурийском крае. СПб., 1899. С.33.（A.A. リッチヒ『南ウスリー地方の移住と農業の諸問題』、サンクト・ペテルブルグ、1899, 33 頁）.

1892 年秋に第二種朝鮮人居住者の強制的帰国準備が始まり、帰国第二種朝鮮人の名簿作成の作業は、朝鮮人自治組織に委ねられた。しかし、A.I.ペトローフが指摘しているように、第二種朝鮮人の多くは、帰国を逃れようとして、州軍務知事宛てに、第二種への帰属を拒否する申し入れを行い、さらに、ロシア人の弁護士を雇い、不公平な強制帰国を裁判に持ち込もうとした[59]。帰国を拒否する朝鮮人運動に関する記事が、1894～1895 年の『ウラジオストク』紙に多数掲載されており、その事例の一つが、弁護士 Iu.G.スヴィデールスキが担当したケースである。それは 1894 年 1 月 8 日に 16 村の朝鮮人が金・チャン・ゴニ氏を代表者として、ロシア残留の権利を弁護するように同弁護士に依頼し、報酬金として、当時としては高額の 6,000 ルーブルを支払うように同弁護士に約束した[60]が、同弁護士が依頼人から受け取った代金を持ち逃げたため、この試みは成功しなかった。

但し、朝鮮人に関する記録作業は、継続され、1894 年 4 月に終了した時点で、第一種には 2026 世帯（11,540 人）が入り、2 年前の世帯数を大きく上回っている[61]が、それは、ロシア残留を希望する第二種朝鮮人がそれを承認するようにロシア政府へ申し入れたが、ロシア政府には彼らの帰国を厳しく取り締まるスタッフと予算の不足もあり、第二種朝鮮人の帰国準備は、ロシア政府により朝鮮人の自治組織に委ねられた結果であった。

3-2-4　朝鮮人・清国人の自治と管理

3-2-3 において触れた朝鮮人の自治組織とは、朝鮮人移民の管理の改善、特に徴税や新来者の住民登録の徹底を図るために、朝鮮人移民が集中的に居住していた村に A.N.コールフ総督により新たに設けられた組織のことであり、これは、定住した朝鮮人移民をロシアの行政機関の管轄下に置き、地方行政の中に位置付けると同時に、ある程度の自治を行う自由を認めるという性格を有していた。

---

59 Петров А. И.（A.I.ペトローフ）、上掲書、107 頁.

60 Владивосток（ウラジオストク）. №. 14, 1894. С. 10.

61 第一種の名簿に記録された世帯数については、様々のデータがあった。その理由は、朝鮮人の移動が激しかったからであろう。データについて、Петров А. И.（A.I.ペトローフ）、前掲書、109－110 頁が詳しい.

自治組織「朝鮮人自治団」（корейское общественное правление）は、幾つかの朝鮮人村が一つの郷（ヴォーロシチ＝волость）を構成し、その行政区画の自治を行った組織であり、郷長（волостной старшина）や各村を代表する村長は、住民全員が参加した朝鮮人の集会（общественный сход）で選出された。集会は、ロシアの行政機関の要求によって召集されることもあり、その決議はロシア人の警視監の承認が必要であった。また、集会では、「村の治安維持を犯す者」の追放、集金した公用費の使途の確認などが行われ、さらに、郷長や村長は、徴税や新来者の住民登録、登録者名簿の確認、犯罪者の逮捕、衛生状況の管理などの日常生活に関わる業務をロシア当局に代わって担当していた[62]。こうして、ロシア当局は、新たな自治組織を導入し、朝鮮人の管理の簡易化を図ろうとした。

但し、アムール河沿岸のブラゴスロヴェンノエ村を訪れたA.V.キリーロフ（А.В.Кириллов）地理学協会会員によれば、ロシアの行政機関に対して村を代表した村長の役割は「名目的なもので、実際にことを動かしているのは長老たちであった」[63]という。つまり定住朝鮮人は、形式的にはロシア当局が導入した自治組織に従いながらも、長老による伝統的な自治の形態を維持しようとした。

1884年にA.N.コールフ総督は、五つの朝鮮人の郷を設けることにし、ポシエット警察管区の二十二の朝鮮人村（262頁の資料4-3参照）が一つの郷になり、その郷の自治団はヤンチヘ村に置かれた。

スイフン警察管区のコルサコフスコエ、クロウノフカ、プツィロフカ、シネリニコヴォの四村がスイフン朝鮮人郷を構成し[64]、このスイフン朝鮮人自治団は、最初、かつてロシア人歩兵が配置されたプツィロフカ兵営に置かれていたが、1886年、朝鮮人からの要望もあり、ロシア政府の許可を受けた上でコルサコフスコエ村へ移された。

上ウスリー警察管区の二つの朝鮮人村は、他の朝鮮人村から離れており、人口が少なか

---

[62] РГИА ДВ（極東地域国立ロシア歴史公文書館）、87－4－1598、99－104頁；Ким Сын Хва（金承化）、前掲書、36頁.

[63] 岡奈津子、前掲書、35頁.

[64] Владивосток（ウラジオストク）、1895年、第21号、12頁.

ったために、イワノフスコエ村のロシア人自治団の管轄下に置かれた。

ニコラエフカ村などの二つの朝鮮人村は、スチャーン管区にあり、その一つは、公共役場がツィムヒーンスカヤ郷のシコトヴォ村にあり、ウラジーミロ・アレクサンドロフスコエ村がスチャーン郷の公共役場の管轄下にあった。

さらに、ソフィースキ警察管区のオシポフカ村やハバロフスクの朝鮮人は、ハバロフスクの朝鮮人公共役場の管轄下にあり、また、ウラジオストクにも朝鮮人自治団があった[65]。このように、朝鮮人の自治団は、朝鮮人の総数や朝鮮人人口分配がそれぞれであった。

1889 年、ロシア政府は、清国人に対しても、朝鮮人の自治組織と同様な組織を形成するように求めた。まず、P.F.ウンテルベルゲル沿海州軍務知事は、最も組織化されたハバロフスクの清国人商人からはじめ、長、通訳、写字生の選出を求め、1889 年 2 月 15 日に沿海州政府の要求により、清国人の最初の集会が開催され、長、通訳、写字生が選出された。初代の長として選出されたのは、ハバロフスクに 20 年間にわたり居住していた清国人ユン・ガであった。続いて、同月 25 日の 143 人の世帯主が参加した第二回集会では、ハバロフスクの警視監が、最初の集会の決議及び、同月 24 日付け沿海州軍務知事の指令書を通告した。この指令書は、自治を行う長、通訳、写字生の選出、清国人住民の職業別の所得税額（1～5 ルーブル）並びにその徴収制度を規定したものであった。さらに、これにより清国人には、ハバロフスクの出入に際して、長の許可、また警察への通知の必要が生じた[66]。

こうして、ロシア政府は、長などの自治を担う役人の選出によって、清国人居留民の徴税、居住登録などを改善しようとした。

さらに、P.F.ウンテルベルゲル知事は、A.N.コールフに、朝鮮人や清国人の管理を規定す

---

[65] Кузин А.Т.（A.T. クージン）、前掲書、18 頁；A.T.クージン著、岡奈津子訳、田中水絵訳、前掲書、30 頁；Насекин Н.（N.ナセーキン）、前掲書、7-8 頁.

[66] РГИА ДВ（極東地域国立ロシア歴史公文書館、702-3-58、4 - 6, 56－58 頁）；Нестерова Е.И. Управление китайским населением в Приамурском генерал-губернаторстве (1884-1897), Вестник Дальневосточного отделения Российской Академии наук, №. 2(90), 2000. С. 40-50.（E.N.ネーステロワ「沿アムール総督管区の清国人移民対策（1884 - 1897）」『ロシア科学アカデミー極東支部紀要』第 2(90)号、2000 年、40－50 頁）.

る規則の必要性について報告し、東シベリアの国有地農民の自治を規定する1882年4月27日付けの規則をもとにその規則を整備する許可を得た。

1891年2月15日、「清国人及び朝鮮人の自治団規則」が承認され、その1条には、居住許可証（билет）を持つ定住朝鮮人や清国人はそれぞれ居留民団を組織し、ロシアの法律を遵守し、行政機関や警察の支持に従うと記されていた。その居留民団の任務は、会費の徴収、治療費の支払い、困窮者の葬儀挙行、援助であった。居留民団の構成員は、不動産所有者、商人、様々な商業活動に従事している者であり、おそらく、非熟練労働者と短期滞在者はその団員になる資格を持たなかった。また、居留民団員だけは、第7・9条によって、警察の許可を受けた上で集会を召集し得たが、その決議は警視監による承認が必要であった。居留民団長は、規則の第45・47・48条により、集会で選出され、警視監によって承認された[67]。

上述したように居留民団は、ロシア政府により、朝鮮人や清国人の管理を簡易化するために強制的に設置されたが、非定住の出稼ぎ者を含んでいないこともあり、定着農民が主体であった朝鮮人の過半数は組織化され、清国人については極めて限定的な組織化であった。但し、ロシア人の自治団への参加は認めず、居留民団がホスト社会のロシア政府によって組織化されたことは、ロシア政府が各エスニック・グループの自治をある程度認めていたことを反映していると思われるが、その要因としては、外国人が17世紀からロシアに招聘され、様々な特権が与えられ、集中的な居留地の存在が認められていたことを挙げることができる[68]。従って、東アジア人が全人口に大きな比重を占めていた極東ロシア地域では、朝鮮人や清国人に自治が与えられたとしても、それは決して異例なこととはいえない。さらに、この居留民団の規則の整備に努めたP.F.ウンテルベルゲル沿海州軍務知事は、ザルツブルク周辺（現オーストリア）からリガ市（現ラトビア）に移住したドイツ人移民の三

---

[67] 上掲書.

[68] ロシア在留外国人史の概説は、Поселения иностранцев в России. Энциклопедический словарь Брокгауз и Эфрон. Т. 7. СПб., 1892. С. 93.（「ロシアの外国人居留地」『ブロックハウズ・エフロン百科字典』第7巻、サンクト・ペテルブルグ、1892年、93頁）に簡単にまとめられている。

世であり[69]、ロシア在留外国人の居留地の歴史と現況を熟知していたと推察される。

清国人の居留民会とその自治を行っていた「清国人自治団」は、設置4年後の1893年に、『ウラジオストク』紙に取り挙げられ、ロシア政府の命令を遵守し、その組織化は成功であったという評価を受け、居留民団を構成している89人の商人は、M.G.セーヴェレフ（М.Г. Шевелев）氏の企業に、清国からの商品の配達を依頼され、「清国人自治団」[70]を通じて、ロシア人との交流を広めていると指摘されている。記事の結論としては、清国人の居留民団は、匪賊の逮捕、新来者への居住許可証の引渡しに協力し、困窮者の治療や葬儀の援助を行うなど総領事館と同等な機能をもっており、その存在は、ロシア人の社会に利益を与えるものだとされている。

一方、同じ記事には、朝鮮人の居留民団は会費を徴収するメカニズムが働かず、清国人の居留民団と比べるとまだ貧困だと記されている[71]。おそらく、農業が主要な生業であった朝鮮人は主に農村に集中し、富裕な朝鮮人も農村に定住しており、都会に居住していた朝鮮人は主に困窮者であったと思われる。

さらに、日本人が組織した「浦潮居留民会」について言えば、それはロシア政府によって強制的に組織されたものではなく、むしろ、日本人住民の自治意識に基づき1892年に同盟会の名称ではじめて組織されたものであった。この組織は、職業別に作られ、商業部、医師部、大工部、左官・石工部、鍛冶部、雑業部、飲食部の七つの部会を設けていた。1895年に同胞会に改名され、ウラジオストクのすべての日本人が組織化され、1902年には再度名称を変更して、浦潮居留民会となり、駐ウラジオストク貿易事務官がその会長を任命し、規約を公認し、財産上の援助も行っていた。

---

[69] Калинин В. И., Аюшин Н.Б. Губернатор инженер-генерал П.Ф.Унтербергер. Россия и АТР, №. 2, 2000. С. 112. （V.I.カリニン、N.B.アユーシン「軍務知事：技師将軍P.F.ウンテルベルゲル」『ロシアとアジア・太平洋地域』第2号、2000年、112頁）.

[70] 1892年の居留民団の予算は、14,000ルーブルであり、そのうち11,000ルーブルは富裕商人が支払ったが、残余の3,000ルーブルは、一人当たり0.5ルーブル負担して低所得者から集められた。

[71] О китайском общественном управлении （清国人の自治団について）Владивосток（ウラジオストク）. №. 4, 1893年1月24日、7—8頁；第5号、1893年1月31日、7頁.

浦潮居留民会の1902年の規約の第一条には「居留民会は在浦潮日本臣民の権利の保護を目的とする」と規定され、第二・三条には、三ヶ月以上ウラジオストクに居住した日本臣民は会員にならなければならないと規定されていた。日本人の新来者は、ウラジオストク港に到着した際、ロシア人の船監督官が日本人の旅券を集めて、査証をチェックした後に旅券をウラジオストク港の管理官を通じて、日本貿易事務館に直接に渡していた。こうして、新来の日本人は、貿易事務館に自動的に登録された[72]。

原暉之によれば、日露戦争後の浦潮居留民会は、「第一部商業部、第二部医師部、第三部裁縫部、第四部旅館部、第五部洗濯部、第六部金銀時計細工部、第七部理髪部、第八部大工部、第九部ペンキ部、第十部写真部、第十一部鍛冶部、第十二部製靴部、第十三部料理部、第十四部女郎屋部という14部からなっていた[73]という。日本人の居留民会は、非熟練労働者を排除していた朝鮮人と清国人の居留民団と比べて、すべての日本人を組織化しており、日本人売春婦や女郎屋の所有者さえも含んでいた。

日本人居留民会は、日本人の日常生活の問題をおおよそ解決しており、日本人はウラジオストクのロシア人社会からある程度距離を保つことになり、最恵国待遇を受けた日本人は清国人や朝鮮人と比べて、より自由に様々な活動ができたと思われる。

1884年の沿アムール総督管区の設立から1893年のA.N.コールフ総督の死去に至る10年の間に、当該地域の行政の構築や当該地域の発展を促す政策の本格化に伴い、東アジア系移民の法的地位や移民対策も法律上明瞭に規定されるようになり、従前の1864年8月31日の国籍法では入国制限がなかった東アジア移民の入国がはじめて制限され、不適合とされた12歳以下・60歳以上の朝鮮人の入国が禁じられた。

行政区分を明確化した沿アムール総督管区の行政機関は、この地域において、ロシアの国家主義を強化し、従来なかった移民制限の措置を講じた。従って、この時点では、これ

---

[72] Васкевич П. Ю. Очерк быта японцев в Приамурском крае. Известия Восточного института. 1905-1906. Том 15. Вып. 1. Влд., 1906.С.14-15. (P.Iu.ワスケーヴィチ。「沿アムール地方の日本人の生活風習の概観」『東洋学院紀要』第15巻第1号, 1906年、ウラジオストク、14-15頁).

[73] 原暉之『シベリア出兵—革命と干渉、1917-1922—』東京：筑摩書房, 1989、12頁.

まで沿海州やアムール州を自由に移動していた東アジアからの出稼ぎ者の利害とロシアの国益がはじめて衝突した。極東ロシア地域においてロシア政府の利益を代表していた A.N. コールフ総督は、はじめて、朝鮮人と清国人を含む外国人の土地売買を制限したのである。

3-3 移民帰化奨励期（1893-1905 年）

1893 年から 1905 年の日露戦終結に至るまで 12 年間に、ロシアの東アジア移民政策は大きく変容し、それは当該地域の経済発展と国際環境の変化によって大きく左右された。

3-3-1 ウスリー鉄道工事と移民奨励

1890 年代初頭の極東ロシア地域の経済発展は、シベリア鉄道着工が大きく寄与し、これが、朝鮮、日本からの新たな移民の流入をもたらす誘因となった。とくに、1891 年に着工されたウスリー鉄道工事では労働力不足が深刻化し、ヨーロッパ・ロシアからの労働者のみならず、多数の外国人労働者も雇用された。

鉄道工事への東アジア系移民の積極的導入に大きな役割を果たしたのは、沿アムール総督であった。首都からはるかに離れた極東地域の最高実力者である沿アムール総督は、強い権限を持ち、いかなる立場を取るかによって、当該地域の内外政策にも大きな影響を与えた。1884～1893 年に東アジア系移民の入国規定を確定した A.N.コールフから総督ポストを引き継いだ S.M.ドゥホフスコーイ（С.М.Духовской）中将（在 1893～1898）と N.I.グロデーコフ（Н.И.Гродеков）中将（在 1898～1902）は、当該地域の開拓という「将来の目的」の実現にとって、「我々の地域へのロシア人の移住が、たとえ成功するとしても、少数民族を含めたロシア人だけでは沿アムール河地域における将来の目的の実行には不十分である。従って、そのためには、労働、技術、資本を持って自由に到来する外国人がもたらす援助をおろそかにしてはいけない」[74]と述べており、労働力不足を補うため

---

[74] РГИА. Санкт-Петербург. Ф. 1263. Оп. 2. Д. 5189. Всеподданнейший отчёт Приамурского генерал-губернатора генерал-лейтенанта Духовского. 1895.Л.83.（「ロシア皇帝に対する沿アムール地方

に、外国人移民の受け入れを奨励すべきことを主張し、ロシアと近接する清国、朝鮮、日本からの移民受け入れを奨励する方策を取った。

S.M.ドゥホフスコーイ総督は、清国人の労働者とロシア人労働者とを比較し、前者が良質で、その雇用を優先すべきという結論を得て、ロシア皇帝への報告書において、「清国人の労働者と貿易商との競争が激しいことは事実である。清国人はロシア人と比べて、働きは緩慢であるが、忍耐強く、ロシア人ほど労働条件にこいだわらないこともあり、より良い労働者であろう。労働条件に不平を言わず、その手当てもロシア人より3割安い。しかも、休日と欠勤はロシア人より少ない」[75]と述べ、清国人労働者を追放するのではなく、むしろ誘致すべきであると主張した。

また、S.M.ドゥホフスコーイ総督は、清国人、朝鮮人、日本人のそれぞれの民族性の特徴を比較の上、朝鮮人と日本人は規律好きで、清国人より勤勉であるとし、移民として有用であるとみなしていた。加えて、彼は、「当該地域への日本人労働者及び手工業家の導入が望ましい。それは日本人の個人的特性である器用さ、几帳面さ、規律正しさ、正直さのためだけではなく、清国人と厳しく競争させ、賃金を引き下げることができるためでもある。そう考えて、私は鉄道工事のためにウラジオストク経由で数百人の日本人労働者に集団として入国許可を出したことについて決心が揺らぐことはなくかった。[日清戦争の] 不安な政情においてもこの試みは成功し、日本人労働者は好評を得たのであった。従って、鉄道工事での日本人労働者の雇用はより正式かつ大人数に行われるべきである」[76]と語っており、日本人労働者の導入が望ましいと判断した。

こうして、ロシア政府の東アジア系移民の労働者としての導入により、その数は飛躍的に増加し、1895年5月には、ウスリー鉄道では、清国人4,500人、朝鮮人1,600人、日本人700人が従事しており、同年8月までに、朝鮮人と清国人はそれぞれ6200人を数え、日本

総督陸軍中将ドゥホフスコーイ報告書, 1895年」ロシア国立歴史公文書館、サンクト・ペテルブルグ, 1263−2−5189、83頁).

[75] 上掲書、100頁.

[76] 上掲書、93頁.

人は1,000人に達し[77]、さらに、1897年には、労働者57,200人のうち9,500人は清国人が占めていた[78]。

さらに、朝鮮人について言えば、契約労働者を除けば、定着的農業移民が圧倒的な数を占めていた。S.M.ドゥホフスコーイ総督は、朝鮮人の性格を重視し、「民族性格が温和であり、長年農業において実績を重ね、沿海州の気象条件に慣れており、ロシア人移住者が実績を上げない土地でも豊作が収穫できる」と朝鮮人の定着的農民を評価し、彼らの帰化政策に踏み切り、「朝鮮人を定着した地域に残させ、ロシア国籍を取得させるべきである。ロシア人農民と同様に課税対象とする」ことを決意した。

1884年以前にロシアに定住した第一種朝鮮人も、いまだ、法的地位はかなりあいまいであったが、ようやくロシアへの帰化の道が開かれた。ロシア政府は、このために、まず、朝鮮人居住者の名簿の確認を行い、時には、村の朝鮮人全員をロシア国籍に帰化させている。例えば、1894年11月14日、アムール州ブラゴスロヴェンノエ村の朝鮮人215世帯の全員には、ロシア国籍が与えられ[79]、さらに、同年、ブラゴヴェシチェンスク市では13世帯、ゼヤ山岳警察管区では9世帯、ブレヤ山岳警察管区では5世帯もロシア国籍を取得した。1895年には沿海州のスイフン郷において、1896年にはポシエット警察管区において、更に1897～1898年にはこれらの地域において、第一種朝鮮人がロシア国籍を取得した。朝鮮人の宣誓の儀式を行うために、軍務知事の特務命を受けた役人、検察官、地元の警察署長、司祭からなる特別委員会が設立され、各警察管区の長が委員会を代表した[80]。さらに、S.M.ドゥホフスコーイ総督から1898年に総督のポストを受け継いだN.I.グロデーコフ総督も、朝鮮人のロシア国籍取得を奨励しており、勅命により、1884年以降にロシアへ移住後5年間以上滞在した第二種朝鮮人の一部も1898～1899年にロシア国籍への宣誓の儀式を行

---

[77] Владивосток（ウラジオストク）. №. 35, 1895年8月27日、6－7頁.

[78] 原暉之『シベリア出兵：革命と干渉1917-1922』、前掲書、15頁.

[79] アムール州ブラゴスロヴェンノエ村の帰化した朝鮮人の名簿は、極東地域国立ロシア歴史公文書館（Российский государственный исторический архив Дальнего Востока）に保管されている。РГИА ДВ（極東地域国立ロシア歴史公文書館）、702－1－640、3頁.

[80] Кузин А. Т.（A.T.クージン）、前掲書、25頁；岡奈津子、前掲書、37頁.

った[81]。

上述したように、1890 年代半ばには、ロシア政府の移民政策は大きな転換期を迎えており、S.M.ドゥホフスコーイと N.I.グロデーコフの時代に、東アジア系移民政策は本格的なものとなっていたものの、移民管理局はまだ創設されていなかった。但し、1895 年 11 月 25 日、S.M.ドゥホフスコーイ総督の命令により、新ポスト沿アムール総督付外交担当官が設けられ、その高官は、清国人、朝鮮人移住、清国人匪賊の逮捕、金鉱山の外国人労働者の取り締まり、在外ロシア人貿易商の利益保護などの外交上問題を担当していたが、ロシア在留東アジア系移民に関わる問題が圧倒的に多かった。

3-3-2 東アジア系移民の排斥運動の台頭

S.M.ドゥホフスコーイ総督が外国人のロシアへの移住を奨励したにも関わらず、ロシア人商人の多くは、これまで考察したように、清国人商人を競争相手とみなし、排除しようとし、1890 年代前半には、沿海州軍務知事 P.F.ウンテルベルゲルの協力を確保した。1893 年末には、P.F.ウンテルベルゲル軍務知事は、清国人の商業活動を制限するための措置を企てるために、ウラジオストク市議会や、貿易商 M.G.セヴェリョーフを筆頭にしたロシア人実業家を招集した。

この集会では、次のような方策が提案された。① 清国人の所得に 5～10%の税金を課税すること、② 前項の税金により、清国人の商業活動の取締り機関を創設し、消費税税務官を置き、実証的調査に基づく税金徴収規則を設けること、③前項の規則に違反した清国人に罰金を課し、違反を繰り返す場合は、罰金額を 2 倍に増大すること、④その規則を三回にわたり違反した清国人とその店員をロシア領から追放し、商店を閉鎖させること、⑤税金徴収の管理を「清国人自治団」に委ね、清国人商人が脱税した場合、責任を「清国人自治団」に負わせること、⑥南ウスリー地方の都市を除く農村における清国人の商取引を禁じ、官憲が定める期間中は清国人の商店を閉業させること[82]、の 6 項目である。

---

[81] ГраveВ. В. (V.V.グラーヴェ)、前掲書、132 頁；Ким Сын Хва (金承化)、前掲書、40 頁.

[82] ГраveВ. В. (V.V.グラーヴェ)、上掲書、39 頁.

清国人との競争を恐れたロシア人実業家は、清国人の商業活動を都市の一区域に限定し、徴税を厳しく管理し、農村から清国人商人を排除するという三つの主要な目標を法的に実現しようとしたが、この提案が採択されるには、沿海州軍務知事の許可のみならず、沿アムール総督の承認も必要であった。実業家を全面的に支持していたP.F.ウンテルベルゲル沿海州軍務知事は、S.M.ドゥホフスコーイ総督に書簡を送り、その中で提案の内容について、「今までに収集された資料を調べた結果、ロシア人の商取引を毎年上回る清国人の商取引に対する［抑制の］措置を早急に実施すべきであるという結論に達した。ところが、消費者の利益を考慮すれば、抜本的方策を取らず、より慎重に、清国人の商取引に特殊な租税を課すことによって[抑制措置を]促進する方がよく、その税額は、清国人の取引が我々に与える不利益の規模に応じて、沿海州各地によって異なっても良い。清国人からは［貿易］組合員として徴税し、不動産を有している清国人や朝鮮人にもこの租税を課する権限を軍務知事に与えることによりこの措置を講じればよいであろう。」[83]と説明した。しかし、S.M.ドゥホフスコーイ総督は、この方策が尚早であると判断し、10日間後、P.F.ウンテルベルゲル沿海州軍務知事に否定的回答を送付し[84]、皇帝への報告書の中にも、「アムール州、沿海州においては、清国人以外の商人が少なく、競争がほとんどないために、現時点で、雑貨販売を行っている清国人商人を排除すると、商品の多くの価格上昇を招くだろう」[85]と説明した。

清国人の商取引制限を要求する運動は、1893年には失敗に終わったもののそれ以降も活動が続き、1899年末から1900年初頭にかけて、沿海州の清国人・朝鮮人の管理強化を目的

---

[83] Представление Приморского Военного Губернатора от 03.01.1894 г. №. 17. Дело №. 82/77 Приморского областного Правления. Цит. по :Граве В. В. Указ. соч. С. 40.（沿海州軍務知事書簡第17号、1894年1月3日、沿海州管理局の第82/77号、V.V.グラーヴェ、上掲書、40頁）より引用.

[84] 前掲書、沿アムール総督書簡第149号、1894年1月14日、沿海州管理局の第82/77号、V.V.グラーヴェ、上掲書、40頁より引用.

[85] Всеподданнейший отчёт Приамурского генерал-губернатора генерал-лейтенанта Духовского, 1895、РГИА, Санкт-Петербург、Л. 100-101.（ロシア皇帝に対する『沿アムール地方』総督陸軍中将ドゥホフスコーイの報告書、1895年」ロシア国立歴史公文書館、サンクト・ペテルブルグ、100-101頁）.

とする委員会が、N.M.チチャゴーフ（Н.М.Чичагов）沿海州軍務知事の下で設けられ、東アジア系移民の実態を調査し、次の措置を提案した。それは、① 清国人の大手業者の減少は当該地域の商業に否定的影響を与えるが、都市では清国人の商取引を自由化すべきこと、② 農村での清国人の商業取引を制限すること、③ 前項の②の措置は、リスクが高く、実施困難なため、農民が清国人商人によって搾取されることを防止する措置を講じるべきこと、④ 先住民の集落での清国人の商取引を禁じるべきこと、⑤ コサック村、繁華大道に面する集落、重要な戦略地点においても、清国人の商業取引を禁じるべきこと、⑥ 沿海州の全地域では、清国人に料理店の開業を禁じるべきこと[86]、の6点であった。

当委員会はこの措置を講じるために法案の起草に努力し、この法案によれば、清国人による居酒屋の経営、雇用は禁止される（法案の第 20 条）。飲食店の開業を望む清国人・朝鮮人は、都市では市役所の、農村では地方行政の許可が必要である（法案の第 27 条）。さらに、ハバロフスク郡、ウドスカヤ郡、沿海州北部、聖オリガ湾からアムール河口までの日本海沿岸の先住民の集落では、清国人・朝鮮人の居住は禁止される（法案の第 24 条）[87]とされた。

主として清国人の商業活動の抑制を目標としたこの法案は、1900 年の義和団の乱を機とするロシアの満州への進攻と、1904～1905 年の日露戦争が、清国人のロシアへの出稼ぎを一時中断させたために、可決されなかった。しかし、日露戦争後、「黄色移民の入国制限に関する措置」[88]としてロシアの国会に提出され、国会で審議されることになった（後述）。

3-3-3 清国人や朝鮮人の「自治団」の解散と経済活動の抑制

清国人商人の商業活動を抑制する措置を承認しなかった S.M.ドゥホフスコーイ総督は、A.N.コールフ総督の時代に構築された「清国人自治団」によって自治を行う居留民団の存在

---

[86] Граве В. В. （V.V.グラーヴェ）、前掲書、40－41 頁.

[87] 上掲書.

[88] 20 世紀初頭のロシアの公文書や新聞では、東アジア系民に対して、「黄色人」という差別的通称が使われた.

に対して、大きな不満を示し、この独特な自治の形態を排除し、「清国人や朝鮮人を警察によって観察し外国人に適応される一般の法律の下に置くべきである」と主張した[89]。E.N.ネーステロワ（E.H.Нестерова）によると、そのきっかけになったのは、清国人の居留民団の長や居留民団員が裁判で訴えられた事件が生じたことや、居留民団の規則が皇帝による承認を得ていなかったことであった[90]。しかも、1897年、ロシア政府が、海外渡航者の保護を行いはじめた清朝政府の要請により、清国貿易事務館の設置を許可したことは、清国人居留民とロシアの行政機関との間に介在して、清国人の利害を保護する組織が必要なくなったこともあると思われる。また、S.M.ドゥホフスコーイ総督は、朝鮮人の帰化を奨励しており、ロシア国籍の取得に関心を示さなかった清国人の自治を認めるはずはなかった。

清国人の居留民団は、S.M.ドゥホフスコーイ総督の指示により、1898年1月1日にはハバロフスクで、1898年7月1日にはウラジオストクで、1901年にはニコリスコエで解散した。一方、アムール州軍務知事K.N.グリブスキー（К.Н.Грибский）中将は、沿海州の清国人居留民団に関心を示し、ハバロフスク、ウラジオストクにおいてその解散が本格化していた1897年に、同様な組織をブラゴヴェシチェンスクに設置しようとしたが、沿アムール総督の承諾を得られず、この計画を放棄した[91]。

ロシア側の史料によれば、1898年に正式に解散した居留民団は、以前に選出されたその長の下で密かに活動を続けていた。しかし、ロシアの警察や行政機関による清国人管理の簡易化のために結成された居留民団が、従来の構成のまま活動を続けたとは信じがたく、秘密結社のような形態に変容して清国人の非公式な組織化を行ったのであろう。いずれに

---

[89] РГИА ДВ（極東地域国立ロシア歴史公文書館）、702-3-58、74頁；Нестерова Е. И. Управление китайским населением（E.N.ネーステロワ「沿アムール総督管区の清国人移民対策」）、前掲書、47頁.

[90] РГИА ДВ（極東地域国立ロシア歴史公文書館）、702-3-1908、21-22頁；Нестерова Е. И.（E.N.ネーステロワ）、上掲書、47-48頁.

[91] РГИА ДВ（極東地域国立ロシア歴史公文書館）、702-3-58、102頁；Нестерова Е. И.（E.N.ネーステロワ）、上掲書、48-49頁.

せよ、極東地域国立ロシア歴史公文書館の史料[92]だけから、解散後の居留民団の活動について判断するのは極めて困難である。

一方、ロシア国籍を取得した多くの朝鮮人の「自治団」は、外国人の自治組織という性格がなくなったために、その解散は求められなかった。

沿アムール総督は、居留民団の解散と同時に、ロシアの法律に違犯する経済活動を抑制しはじめた。例えば、すでに 1880 年代前半にロシア官憲の注目を引いていた焼酎[93]の密売であった[94]。焼酎の輸入に適用される協定書としては、1881 年 2 月 12 日に、ロシアと清国との間に締結されたペテルブルグ条約があり、さらに陸上貿易協定（Правила о сухопутной торговле）も締結され、その第 14 条によれば、清国からロシアへ輸入されたアルコール飲料の免税販売は許可されていた[95]が、清国の法律によってアルコール飲料の免税輸出が禁じられたために、吉林・琿春両州将軍李曾ユンは、バラバーシ（Барабаш）参謀本部大佐との折衝において、焼酎のロシアへの輸入を停止させるように求めた[96]。

これに対して、ロシア政府は、1880 年代初頭から焼酎の輸入を中止させようとしたが、国境警備隊、警察の力だけでは阻止することはできなかった。P.F.ウンテルベルゲル沿海州軍務知事は、1896 年 9 月 3 日付の書簡において、「2,000 ヴェルスタ（2133.6 キロメートル）に及ぶウスリー川、アムール河沿いの国境の警備は不充分である。国境警備隊は、ロシア人と先住民を清国人の焼酎の密売から守る力はほとんどない。コサックやロシア人移住者

---

[92] РГИА ДВ（極東地域国立ロシア歴史公文書館）、702-3-58、702-3-190.

[93] 焼酎は、ロシア人でハンシン（ханшин）か、スリ（сули）と通称されていた。

[94] НадаровИ.П. Материалы к изучению Уссурийского края. СПб., 1887.（I.P.ナダーロフ『ウスリー地方の調査資料』サンクト・ペテルブルグ、1887 年）、7-21 頁.

[95] Правила о сухопутной торговле между Россией и Китаем, принятые согласно С.-Петербургскому договору, 12.02.1881 Русско-китайские отношения, 1689-1916.Официальные документы.Москва, 1958. С. 61-67.（ペテルブルグ条約に基づいてロシアと清国との間に締結された陸上貿易協定、1881 年 2 月 12 日、『露清関係、1689-1916 年：公文書』モスクワ、1958 年、61-67 頁）.

[96] 上掲書.

が清国人に協力しているだけではなく、ロシア人自身も満州からロシアへ焼酎を頻繁に密輸入していることが、密売者の取締まりを困難にさせている」[97]と指摘している。結局、焼酎の密売対策が本格化したのは、第四章において考察するように、1910年代である。

次いで、金鉱山での朝鮮人の雇用が拡大したために、外国人労働者を清国人に限定した鉱業法の第661条第5.2項が改正され、朝鮮人の雇用も許可されたが、各地の金鉱山における朝鮮人の割合は25%とされた[98]。このように、ロシア政府は、労働力不足を補うために、朝鮮人の雇用が不可避であることを認め、可能な限り朝鮮人の雇用を厳しく管理しようとした。

清国人や朝鮮人と異なり、最恵国待遇を受けた日本人は、居留民会の強制的解散や、雑貨店の商取引の抑制は求められなかったが、アムール河河口やサハリン島での漁業は制限された。

1901年11月29日、沿アムール総督は、「沿アムール総督管区領海における漁業に関する一時規則」を可決し、これにおいて、「沿アムール総督管区領海においては、ロシア国籍を有する者のみが、漁業を行う権利があり、漁業や海物の加工のためには、ロシア国籍を有する労働者のみの雇用が義務づけられている」[99]とし、ロシア領となる以前の、日本人が漁業を行っていたサハリン島南部では、ロシア人並に外国人労働者も雇用することが許可された[100]。

農業が主要な生業であった朝鮮人については、商業活動は抑制されなかったが、1900年

---

[97] Записка военного губернатора Приморской области от 09. 03. 1896. Цит. по: Арсеньев В. К. Китайцы в Уссурийском крае. Хабаровск, 1914. С. 137-138. (P.F.ウンテルベルゲル沿海州軍務知事の1896年3月9日付け書簡、V.K.アルセーニエフ『ウスリー地方の中国人』ハバロフスク、1914年、137-138頁).

[98] Граве В. В. (V.V.グラーヴェ)、前掲書、145、418−421頁.

[99] Государственный Архив Приморского края. Ф. 633, оп. 2, д. 1. Л. 3. Цит. по: Мандрик А. Т. История рыбной промышленности российского Дальнего Востока (50-е годы 17 в. - 20-е годы 20 в.). Влд., 1994. С. 158. (沿海州公文書館、633−2−1、3頁. A.T.マーンドリク『極東ロシア地域の漁業史(1750〜1920年代)』ウラジオストク、1994年、158頁).

[100] 上掲書.

に承認の新土地法によって、1900 年以後に当該地域へ移住した者には土地は分与されなくなった。この法律は、ロシア人と非ロシア人を差別することなく適用されたために、朝鮮人の移住や商業活動、農業などを制限する措置ではなかった。

3-3-4 東アジア系移民の居住問題

ウラジオストク、ハバロフスクなどの都市など、東アジア系居留民が集中していた地区では、衛生状態の悪化が見られ[101]、市政府はその居住条件の改善のため、あらゆる措置を講じた。

1902 年 9 月 29 日、ロシア皇帝は、「沿アムール総督管区の市議会に、衛生状況によって特別な管理の必要があるアジア人の居住を特別な地区に制限する規則の公布する臨時的権利」を与えた[102]。

この許可に基づき、ウラジオストク、ハバロフスク、ニコリスコエ、ブラゴヴェシチェンスクなどの市議会は、清国人・朝鮮人を都市の中心部から特別に設けられた地区へ強制的に移住させようとした。対象にならなかった清国人は、不動産所有者、1 等～5 等の商人、企業の経営者、一事業所につき 5 人までの使用人であった[103]。言い替えれば、社会的身分によって移住を免れる清国人がいたことになる。

日本人は、日露条約により最恵国待遇を受けたために、基本的に強制移住は求められなかったが、ポローガヤ街において朝鮮人と雑居して雑貨店などを経営していた日本人の店舗は移動が求められたために、日本人居留民会幹部と沿海州軍務知事との間で特別な交渉の対象になり、結局、日本人の移動の時期は延期された[104]が、日露戦争勃発のため実現されなかった。

上でみたように、1893 から 1905 年にかけての S.M.ドゥホフスコーイ中将と N.I.グロデー

---

[101] Граве В. В. (V.V.グラーヴェ)、前掲書、183 頁.

[102] 上掲書、127 頁.

[103] 上掲書.

[104] 在浦潮斯徳総領事代理花岡兵二より外務大臣男爵小村寿太郎宛、明治 44 年 4 月 8 日、「朝鮮町居住民移転ニ関スル件」外務省外交史料館所蔵、3-8-6-29.

コフ中将時代には、シベリア鉄道工事が本格化し、極東ロシア地域の経済発展の活性化に伴い、新たな労働力の導入が計られ、東アジア系移民の移入が奨励された。さらに、朝鮮人の帰化政策が積極的に行われたのに対して、ロシア国籍の取得に関心を示さなかった清国人の管理が強化され、都市における清国人の自治組織は解散させられ、外国人に適用される法律の下に置かれた。

ロシア人実業家は、清国人との商取引の拡大に対して不満を示し、地方当局の協力を得て、清国人の商業活動を抑制しようとしたが、ロシア人の商業活動だけでは当該地域の食料品などの供給が不可能であったために、沿アムール総督やロシア政府の支持を得られず、その目論見は失敗に終わった。

1900 年の義和団の乱を契機とするロシアの満州占領と、1904～1905 年の日露戦争は、第二章で考察したように、清国人、日本人のそれぞれのロシア在留を一時的中断させることとなった[105]。

3-4　移民制限期（1906-1914 年）

3-4-1　対東アジア系移民政策の変容とその要因

本節では、日露戦争がもたらしたロシアの国際環境や国内状況の変化を見据えて、対東アジア系移民政策を分析する。この政策は極東ロシア地域における植民活動の拡張と国際環境の変化という二つの要因によって左右された。

第一の要因は極東地域の植民事業の拡張である。戦時下の 1905 年に、皇帝ニコライ二世が下した勅令により移住事業の管理機関として内務省に設置された移住事務局は、国有財産省の農地造成農業総局に包括され、植民的開発に直接的に関係する事項が一管理機関の管轄に総括された。それゆえに、戦争により衰退が見られた植民活動が再興しており、ロシア政府は移住事業予算を 1,100,000,000 ルーブルまで増額し、植民政策を強化した[106]。さらに、極東地域の産業を奨励して外国製品への依存を防ぐために、自由港ウラジオストク

---

[105] 原暉之『シベリア出兵：革命と干渉 1917-1922』、前掲書、16 頁.

[106] 大橋與一『帝政ロシアのシベリア開発と東方進出過程』東海大学出版会、1974，286－290 頁.

閉鎖政策を実施し、輸入貨物に高関税を課した。

1909年、東シベリア植民に熱意を有していたP.A.ストルイピン（П.А.Столыпин）首相は、極東植民委員会を創設して、沿アムール総督をその一員に加えており、アムール鉄道の工事が行われた地域の全面的調査を実施するために、N.L.ゴンダッチ（Н.Л.Гондатти）3等官を団長とするアムール調査団を東シベリアに派遣しており、その調査の目的の一つは、東アジア系移民の実態及びその入国の取締まりの方法を探ることであった[107]。

第二の要因として、朝鮮の日本帝国への併合がロシアの朝鮮人社会の変容をもたらし、抗日運動を引き起こしたことについてはすでに第二章において考察したが、日本の朝鮮半島の植民地化が本格化し、それが極東ロシア地域の国際環境に著しい変化をもたらした。ここではその事実を指摘しておくにとどめる。

3-4-2 朝鮮人移民の法的地位に関する議論

最初に、上に述べた二つの要因から、ロシア在留の朝鮮人の法的地位の変化について述べる。

「韓国併合条約」（1910年）の第一条[108]において、朝鮮政府がこれまでに他国との間に締結した条約も無効になり、朝鮮本土外の滞在者を含む朝鮮人のすべてが日本帝国の臣民になるとされた。従って、露朝条約（1884年）も無効となり、V.D.ペソーツキーや原暉之が指摘するように、ロシアに在留する朝鮮人もすべて、自動的に日本帝国の保護の下に置かれるようになった[109]。その一環として、朝鮮統監府は駐ウラジオストク日本帝国貿易事務館

---

[107] アムール調査団（Амурская экспедиция）は、大臣会議の1909年10月27日付けの決定によって設置された。ГравеВ. В.（V.V.グラーヴェ）、前掲書、1-3頁.

[108] 外務省編『日本外交文書』、1910年、第一巻、東京、1962年、686頁.

[109] Teruyuki Hara. The Korean Movement in the Russian Maritime Province, 1905-1922, in *Koreans in the Soviet Union*, Honolulu, 1986, pp. 4-5；ПесоцкийВ. Д. Корейский вопрос в Приамурье. Труды Амурской экспедиции. Выпуск 11а. Хабаровск, 1913. С.56.（V.D.ペソーツキー『沿アムール地方の朝鮮人問題:アムール探検隊の論文集』、1913年、56頁）.

を通じて、朝鮮人居留民を登録の上、朝鮮人社会を管轄しようとしていた。この措置が成功すれば、ウラジオストク在住のおおよそ4,200人の日本人居留民に日本国籍を取得した6万人の朝鮮人（131頁の表3-1参照）が加わり、極東ロシア地域の全人口約937,000人のほぼ7%が日本帝国の臣民となることになろう。

これに対して、ロシア人高官は、日本との軍事衝突が生じた場合、6万人の日本国籍取得者が「敵軍の協力者」に成りうるという懸念を強く表明し、とくに、1906年に沿アムール総督に昇任した元沿海州軍務知事P.F.ウンテルベルゲル（1910年まで総督在任）は、植民地化された朝鮮半島からの移民に対して強い偏見を抱いていた。

P.F.ウンテルベルゲル総督は、1880年代後半には、清国人の非熟練労働者のロシアへの導入には賛成していたが、一方で清国人商人の商取引についてはそれを規制する運動を支持していた。日露戦争後も、彼は、国際環境の変化により、中国或いは日本との新たな衝突の恐れがあると固く信じ、戦争の勃発に対して深刻な危機感を抱き[110]、その場合の在留東アジア系移民の動向を懸念していた。

何故P.F.ウンテルベルゲル総督がこのような見解を抱いたか。それは、推察しかできないが、その背景には、おそらく「間島」地方をめぐる清国と朝鮮統監府との争いがあった。日本政府の介入によって設立された朝鮮統監府は、1909年に朝鮮人の比重が漢人などの民族より大きかった東北中国における「間島」地方の朝鮮への割譲を求めた[111]。彼は、同様な事件が朝鮮人が集中する南ウスリー地方をめぐって起きことを憂慮していた。それに対して、クージミン南ウスリー地方の国境警備隊総監は、沿海州軍務知事への報告書の中に、

---

[110] P.F.ウンテルベルゲル総督は、1909年から1910年にかけて、極東地域に日本との新たな戦争の噂が広がったことにも責任があろう。いずれにせよ、極東地域のロシア人の間に、パニックが広がり、ロシア軍将校の一部は、家族をヨーロッパ・ロシアに送り帰した。ロシア政府関係者も、P.F.ウンテルベルゲル総督の戦争の危機感について認知したが、戦後、日本との友好関係維持に努めていたロシア政府は、ウラジオストク要塞の再築などのP.F.ウンテルベルゲル総督の戦争への準備に対して、積極的な態度を取らなかった。Коковцов В. Н. Из моего прошлого. Воспоминания. 1903-1919 гг. Книга 1. Москва, Наука, 1992 （V.N.ココフツォフ『私の過去から―回想記、1903～1919年』第一巻、モスクワ、ナウカ、1992年）、314 - 315頁；Граве В. В. （V.V.グラーヴェ）、前掲書、1頁.

[111] Песоцкий В. Д. （V.D.ペソーツキー）、前掲書、35頁.

「日本は、朝鮮人の多くが居住しているポシエット地方に自治州の地位を与えることを求め、将来あらゆる口実を設けて保護領にするであろう。現時点でも、ロシア国籍を取得した朝鮮人も、ポシエット地方の自治を求める扇動を行っている」と語った[112]。

クージミン南ウスリー地方の国境警視総監のこの報告は、どの程度確実であったか不明であるが、おそらく、P.F.ウンテルベルゲル沿アムール総督は、このような情報を考慮して、ポシエット地方の分裂及び、朝鮮人が集中的に居住した地域の日本帝国による併合を懸念したのであろう。

P.F.ウンテルベルゲル総督は、清国人は季節出稼ぎ者であり、民間企業での東アジア系移民の雇用が禁止されれば、清国人労働者の追放も容易であるが、高度の定着性のある朝鮮人が追放に抵抗する可能性があり、朝鮮人が「危険な外国人」である[113]と指摘した。

P.F.ウンテルベルゲル総督の次のような言葉は、彼の朝鮮人観を表している。「Я не враг корейцев, как это принято думать, но не могу согласиться с мнением моих предшественников, считавших, что пустынный край нужно прежде всего заселить хотя бы и корейцами. Я предпочитаю пустыню, но русскую, чем край возделанный, но корейский.」(私は、皆が考えているような朝鮮人の敵ではないが、これまでの総督が[本地域の開拓の]朝鮮人であってもなによりも当該地域に入植させるべきであるという意見には納得できない。朝鮮人による開発地よりロシア人の所有になる荒地の方が

---

[112] Рапорт и. д. пограничного комиссара в Южно-Уссурийском крае Кузьмина военному губернатору Приморской области, Новокиевское, 18.06.1914 г.(クージミン南ウスリー地方の国境警視より沿海州軍務知事宛の報告書、1914年6月18日)、РГИА ДВ(極東地域ロシア国立歴史公文書館)、1-2-574、41頁; Пак Б. Д. Освободительная борьба корейского народа накануне первой мировой войны (B. D.パク『第一次世界大戦直前の朝鮮人民衆の解放運動』)、前掲書、24頁.

[113] Граве В. В. (V.V.グラーヴェ)、前掲書、147頁; Арсеньев В. К. (V.K.アルセーニエフ)、前掲書、197頁.

ましだ。）[114]

朝鮮人の入国制限を強く主張していた P.F.ウンテルベルゲル総督は、1990 年代の朝鮮系ロシア人研究者により「ナチの先駆者」[115]とか「反動主義者」[116]と呼ばれたが、上述の発言があったにしても、現実的には沿海州の領土保全や新たな戦争の危機感から、彼は朝鮮人移民問題を捉え、その移入国の制限や管理強化を目指したものの、朝鮮人の全面的排斥計画の存在を裏付ける資料はまだ発見されておらず、朝鮮人や中国人の入国と雇用の管理の改善措置に関する法案が、彼の「全面的排斥」を意味するものではなく、従って、この措置が「朝鮮人への迫害」とは言えない。むしろ、後述するように、朝鮮人のロシア国籍取得の奨励、またその自治権などのロシア人と平等化に努めたと考えたい。

また、極東植民委員会の 1911 年 2 月 11 日の会議では、ロシア国籍を有しない朝鮮人を日本の臣民として取り扱うべきかどうかが審議されたが、日本政府によって在外朝鮮人の法的地位が明確に規定されていなかった[117]ために、日本人に与えられた最恵国待遇を朝鮮人に適用しないという結論に達した[118]。

「韓国併合に関する条約」が締結された 1910 年 8 月 29 日頃、ロシア国籍を持たない多くの朝鮮人は、日本国籍の取得ではなく、ロシア国籍の取得を希望した。例えば、旧高宗王全権キム・イン・スは、1909 年 1 月、ロシア外務省沿アムール総督府外交官次 N.V.ボゴヤブレンスキー（Н.В.Богоявленский）との折衝において、ロシア在住の 1,300 人の朝鮮人にロシア国籍を与えるように要求した[119]。この折衝の結果に関しては、これま

---

[114] Унтенбергер П.Ф. Приамурский край. СПб., 1910（P.F.ウンテルベルゲル『沿アムール地域』サンクト・ペテルブルグ、1910 年）.

[115] Нам С. Г. Российские корейцы: история и культура. Москва, 1998. С. 61.（S.G.ナム『ロシアの朝鮮人：歴史と文化、1860～1925 年』モスクワ：ロシア科学アカデミー東洋学研究所、1998 年、61 頁）.

[116] Ким Сын Хва（金承化）、前掲書、4, 41 頁.

[117] ПесоцкийВ. Д.（V.D.ペソーツキー）、前掲書、58－59 頁.

[118] 極東植民委員会（Комитет по заселению Дальнего Востока）の 1911 年 2 月 11 日の会議議事録、第 20 号、РГИА ДВ（極東地域ロシア国立歴史公文書館）、702－1－640、243 a 頁）.

[119] Частное письмо чиновника по дипломатической

で資料は発見されていないが、以下の表3-1から明らかなように、1909年から1910年にかけて、ロシア国籍を持つ朝鮮人総数が著しく増加していることから見て、おそらく、キム・イン・スが要求した1,300人の朝鮮人もロシア国籍の取得者の中に含まれているではないかと考えられる。

また、1910年8月19日には16名の朝鮮人自治団の代表者が次のような請願書をロシア政府に提出している。

決議

我々16名、沿海州のウラジオストク、ニコリスク・ウスリースキー、ハバロフスク、ボゴロツコエ、ニコラエフスク、スチャーン、ノヴォキエフスコエ、イマン、ヴャゼムスコエ及びその他の韓人居留民会全権は、1910年8月19日、ウラジオストク市において以下のことを決議した。

朝鮮併合に際して、朝鮮国籍を持つ我々の委任者に、ロシア国籍を与えるように、ロシア政府に要請する。ロシアの法律の庇護下に置かれた場合、いかなる特権・特典を要求しない。長年ロシアに居住している我々朝鮮人は、祖国とのあらゆる絆を失っており、ロシアが我々の祖国となっていることを考慮されたい。

我々は忠実なロシア国民となり、ロシアに住む他の多くの諸民族と同等の諸権利を付与されることを望んでいる。それらの権利の制定はすべてロシア政府に委ねる。ロシア国籍が与えられたあかつきには、すべての忠実なロシア国民と同じく、ロシアとその皇帝に誠心誠意尽くすことを約束する。またそのために、国籍取得後ただちに、他のすべての国民と等しく兵役義務を果たし、極東におけるロシア軍の隊列に加わる用意がある。

上記の請願書の提出を我々に委任した沿海州の全朝鮮人の名において、我々は知己であるボリス・ミハイロヴィチ・ポリャノフスキー氏にそれを託し、全権を委任し、また我々の委任者の利益擁護を全面的に彼に委ねる。我々に全権を委任した、妻子を除く成人男性9,780名からなる沿海州の各韓人居留民会を代表し、以上のことに署名する[120]。

части при Приамурском генерал-губернаторе Богоявленского товарищу министра иностранных дел Н. В. Чарыкову. Хабаровск, 31 января 1909 г., АВП РИ. Ф. 148, оп. 487, д. 1096. Л. 85-87.（沿アムール総督外交担当係りN.V.ボゴヤブレーンスキより外務次官N.V.チャルィーコフ宛て、1909年1月31日、ロシア帝国外交史料館、148-487-1096、85-87頁）.

[120] Граве В. В.（V.V.グラーヴェ）、前掲書、423-424頁. この「決議」は、岡奈津子によって翻

上記の文書からはロシア国籍の取得を望んだ「委任者」の人数は分からないが、このような「決議」が、おそらく、帰化を求めた志願書の典型的な一例であったに違いない。

表 3-1 から明らかになるように、ロシア国籍を取得した朝鮮人移民は、1910 年には、前年に比して、2,281 人の増加を示し、翌 1911 年には、おおよそ 400 人がロシア国籍を取得した。

表 3-1　朝鮮人のロシア国籍取得者数

年	非ロシア国籍朝鮮人	ロシア国籍朝鮮人	合計
1882	10,137	-	10,137
1892	3,624	12,940	16,564
1897	-	-	23,000
1899	-	-	27,000
1901	-	-	32,298
1902	16,270	16,140	32,410
1906	17,434	16,965	34,399
1908	29,207	16,190	45,397
1909	36,755	14,799	51,554
1910	36,996	17,080	54,076
1911	39,813	17,476	57,289
1912	43,452	16,263	59,715
1913	38,163	19,277	57,440
1914	44,200	20,109	64,309
1917	-	-	81,825

出典：ＲＧＩＡ ДＢ（極東地域ロシア国立歴史公文書館）、Ｐ－400-2, 32 頁、87-4-1593, 7－8 頁；Ｇｒａｖｅ Ｂ．Ｂ．（V.V.グラーヴェ）、前掲書、196 頁.

1909 年末の時点で、沿海州には非ロシア国籍の朝鮮人が 36,755 人おり、ロシア国籍取得の朝鮮人が 14,799 人（2,532 世帯）であった[121]。その内、およそ 1 万人はポシエット管区のヤンチヘ区とアドミチン区、およそ 2,000 人がコールサコフ郷やニコリスコエ、およそ 1,000 人がイマン郡、残余の 1,000 人余りはオリガ郡、670 人はハバロフスク郡、248 人はウラジオストク、40 人はハバロフスク、43 人はニコラエフスクに居住していた[122]。

訳された。A.T.クージン著、岡奈津子訳、前掲書、40－41 頁.

[121] Ｐｅｓｏｃｋｉｊ Ｂ．Д．（V.D.ペソーツキー）、前掲書、84 頁. 日本外交史料館の史料によれば、1909 年初めには、沿海州には非ロシア国籍の朝鮮人が 39,307 人おり、ロシア国籍取得の朝鮮人が 15,353 人であった。「朝鮮人ノ海外移住並ニ移住者ノ情態取調一件」外務省外交史料館所蔵、3-8-2-267, 7 頁.

[122] Ｂａｂｉｃｈｅｖ Ｉ.Ｉ.Ｕｃｈａｓｔｉｅ ｋｉｔａｊｓｋｉｈ ｉ ｋｏｒｅｊｓｋｉｈ ｔｒｕｄｙａ－

しかし、1912 年になると、ロシア国籍取得朝鮮人は前年に比して 1,213 人減少している。その理由は兵役義務の忌避であろう。上述の「決議」において、帰化を求めた者は、「兵役義務を果たし、極東におけるロシア軍の隊列に加わる用意がある」と陳べているもの、実際には、シベリア 23 号歩兵部隊で軍務についていた朝鮮人は極めて少なく[123]、また、兵役を逃れようとした朝鮮人青年も少なくなかった。

1911 年に沿アムール総督に就任した N.L.ゴンダッチ（Н.Л.Гондатти、1917 年まで在任）は、P.F.ウンテルベルゲルとまったく異なる態度を取り、日本と再度の軍事衝突に際しては、在留朝鮮人が反日闘争の重要な要素になり得ると考え、朝鮮人の帰化を奨励し、そのために、1912 年 8 月から 1913 年にかけて、おおよそ 3,000 人の朝鮮人が、ロシア国籍を取得することができた。

1884 年の朝露条約が無効後も、極東ロシア地域における朝鮮人の法的地位はほとんど変化しなかったが、かえってロシアに定住する朝鮮人の人数が増えるにつれ、ロシア国籍の取得を希望した者も一時的に急増した。

3-4-3 朝鮮人移民の住民登録問題

ロシア政府は、朝鮮人の帰化を歓迎したが、朝鮮人の急増が住民登録や税金徴収に混乱を生む可能性を懸念し、朝鮮人の居住登録を確認するために、1909 年 1 月から村ごとに朝鮮人の名簿を確認する作業を実施し、その結果、朝鮮人の過半数は、在朝鮮ロシア領事館の査証を受理し正式に入国手続きをしており、その一部はロシア国籍取得を希望したが、入国や住民登録に関する規則を守らなかった数千人の朝鮮人も確認された。

主な密入国者は、朝鮮北部の朝鮮人であり、図們江河口で小さなボートでロシアへ渡航

щихся в гражданской войне на Дальнем Востоке. Ташкент：Государственное издательство Узбекской ССР, 1959. С. 18.（I.I.バビチェーフ『極東ロシアの内戦の中国人と朝鮮人労働者』タシケント、ユズベクソビエト社会主義共和国国立出版社、1959 年、18 頁）.

[123] Граве В. В.（V.V.グラーヴェ）、前掲書、196 頁.

した者であり[124]、その多くは季節雇用であり、工事などが始まる春に雇用先から、あるいは渡航ルートに詳しい案内人に同行され小人数でロシアに入っていた[125]。

一方、海路からロシアに入る者は、1910 年の朝鮮の日本による併合以後は、朝鮮総督府による厳しい旅券チェックがあり、その数は減少した。客船による場合は、朝鮮人ツォイが所有していたロシア船籍のチュンチャン号以外、すべて日本の船会社の気船であり、朝鮮総督府の役人には、乗客のチェックは容易であった。

登録手続きに関する規則に反した朝鮮人は、以下の三種に分類できる。

① 外国籍の男性とロシア国籍の女性の間に生まれた子はロシア国籍を取得する権利を有しないが、住民登録している。

② 朝鮮人青年の一部は、兵役義務を忌避するため、登録しない。

③ 一部の朝鮮人帰国者は、自分の氏名を使う権利をロシアに入国しようとする同国人に売る者もいた[126]。氏名を使う権利を買った入国者は、ロシアに渡った際、この氏名で登録の手続きを行う。

登録名簿の確認作業は、多くの朝鮮人が同じ姓を持っていることや、姓や名を 6 回まで変更できる慣習によって困難であった。

住民登録の違反者が多かったことも、ロシア人役人や調査団員に朝鮮人に対する否定的イメージを与え、朝鮮人の管理を強化すべきであるという意見がロシアで頻繁に出された理由となった。

3-4-3 東アジア系移民の入国制限提案と経済活動の抑制策

朝鮮人や中国人の急増とともに、その経済活動を抑制しようとする提案は、地方と国家のレベルで審議されることになり、1908 年、P.F.ウンテルベルゲル総督は、法案「沿アムール地方への黄色人種の移住を制限する措置」を内務大臣に提出した。この法案では、清国

---

[124] Песоцкий В. Д. (V.D.ペソーツキー)、前掲書、70 頁.

[125] Ким Сын Хва (金承化)、前掲書、38－39 頁.

[126] Песоцкий В. Д. (V.D.ペソーツキー)、前掲書、158, 160 頁; (極東地域国立ロシア歴史公文書館)、702－1－640.

人や朝鮮人の入国を制限し、不法滞在者に罰金を課する措置を強化し、不法滞在者を雇用する民間企業や国営企業にも罰金を課することが提案されていた。

この法案の採択経緯については、様々な説があり、多くの研究者はこの法案は不採択であったと主張している[127]が、実際には、以下のような経緯を経て、訂正の上、最終的に採択された。その経緯については、1910年に沿アムール総督を退任したP.F.ウンテルベルゲル総督が皇帝ニコライ二世に宛てた報告書の中で明確に報告している[128]。

内務省で訂正されたこの法案は、ロシアの国会下院（ドゥーマ）で審議され、さらに大幅に手直しされた後承認されたが、国会上院である国家評議会は、職員や予算の不足のために、この法案が採用されても、「沿アムール地域への清国人や朝鮮人の流入問題を解決できない」としてこの法案を承認しなかった。その審議の際、ロシアに滞在するすべての外国人の掌握が可能な移民法が初めて提案された[129]。

さらに、政府要人のなかにも、清国人や朝鮮人の排除するものではなく、アムール鉄道の工事などの進歩を計る方が重要であると考える者もあり、V.N.ココフツォフ大蔵相は、1909年11月28日の内閣会議において、「黄色人種」の労働者の排斥がアムール鉄道やウラジオストク要塞の工事の経費を増大させ、工期を長引かせる恐れがあると指摘した[130]。

こうして、P.F.ウンテルベルゲル総督による法案は、既述したように国家評議会で採択されなかったが、1910 年の夏、極東植民委員会においてアムール調査団の調査成果とともに

---

[127] Malozemoff, Andrew. Op. cit., p.12 ; Волохова А. А. Попытки принятия закона о регулировании китайской и корейской иммиграции на российский Дальний Восток в начале 20 в. Тезисы научной конференции"Общество и государство в Китае". М., 1995. С. 81-85. (A.A.ヴォーロホワ「20世紀初頭の極東ロシアの中国人・朝鮮人移民の管理に関する法律を採択する試み」『中国の社会と国家』報告集、モスクワ、1995年、81-85頁）.

[128] РГА ВМФ. Ф. 32. Оп. 1. Д. 73. Всеподданнейший отчёт Приамурского генерал-губернатора генерал-лейтенанта Унтербергера. 1910.Л.17—20.(「ロシア皇帝に対する沿アムール地方総督陸軍中将ウンテルベルゲル報告書, 1910年」ロシア国立海軍公文書館、サンクト・ペテルブルグ, 32-1-73、17—20頁).

[129] ГравеВ. В. （V.V.グラーヴェ）、前掲書、239 - 240頁.

[130] РГИА ДВ（極東地域国立ロシア歴史公文書館）、1276—20—39、167頁.

審議の上可決され、極東植民委員会からあらたにドゥーマに提案され、ドゥーマと国家評議会の承認を得て、この清国人の雇用を禁ずる「沿アムール総督管区、ザバイカル州、イルクーツク総督管区における外国人へのあらゆる制限を規定する法律」は 1910 年 6 月 21 日にニコライ 2 世に裁可された[131]。

この法律によって、1911 年 1 月 1 日以降、沿海州及びザバイカル州の国営企業の外国人労働者の雇用が禁止された。但し、第 4 条によれば、大臣会議は急を要する作業においてロシア国籍の労働者の雇用が困難である場合、外国人労働者の雇用を許可する権利を留保している[132]。

一方、この法律の成立は、アムール鉄道工事、ウラジオストク要塞の改築などの作業を行っていたロシア企業を混乱させ、法案の案出から施行に至る 6 ヶ月間で、雇用予定の 85,000 人の清国人と朝鮮人に替わるロシア人労働者を募集することは、不可能であった。さらに、アムール鉄道の工事では、ヴィテブスク県、グロドネンスカヤ県、カルジスカヤ県などロシア西部諸県から労働者を導入する場合には、その賃金と運賃を考えると、1 立方サージェン（9.713m^3）当たり 3.75 ルーブルの追加費用の必要があり、その価格は 15.01 ルーブルまで上昇し[133]、費用増大のため工事の実施が困難になったであろう。

このような状況の中、多数の企業からの要求に応じて、各省は同上法案第 4 条に基づき、清国人と朝鮮人労働者の雇用を許可するように、大臣評議会に要請し、1911 年 3 月 1 日までに、以下の上申書が提出され、⑤、⑨を除き他は許可された。

① アムール鉄道におけるトンネル、高架橋の複雑な工事実施のための外国人労働者の雇用申請（交通大臣の上申書、15259 号、1910 年 11 月 12 日）→ 許可

② 東支鉄道株式会社（民間企業）経営によるウスリー鉄道における外国人労働者の雇用

---

131 РГА ВМФ. Ф. 32. Оп. 1. Д. 73. Всеподданнейший отчёт Приамурского генерал-губернатора генерал-лейтенанта Унтербергера, 1910.Л.19.（「ロシア皇帝に対する沿アムール地方総督陸軍中将ウンテルベルゲル報告書, 1910 年」ロシア国立海軍公文書館、サンクト・ペテルブルグ*、32-1-73、19 頁).

132 1910 年 6 月 21 日の法律の原文は、ロシア国立歴史公文書館に保管されている。РГИА（ロシア国立歴史公文書館）、サンクト・ペテルブルグ、323－1－735、2 頁）.

133 Граве В. В.（V.V.グラーヴェ）、前掲書、84-85 頁.

申請。(大蔵大臣の上申書、7331 号、1910 年 11 月 27 日) → 許可

③ ザバイカル鉄道工事における中国人労働者の雇用許可の延長 (1911 年 6 月 1 日まで)。交通省における外国人労働者の 1 割以内の雇用申請。(イルクーツク総督の上申書、10299 号、1910 年 12 月 7 日) → 許可

④ 貨物運搬と石炭の荷下に関して、ウラジオストクの居住者から朝鮮人労働者の雇用をウラジオストク港長に申請 (海洋大臣の上申書、1049 号、1911 年 1 月 9 日) → 許可

⑤ カムチャツカ知事令の工事における労働者総数の 5 割以内に外国人労働者の雇用申請。(沿アムール総督の上申書、346 号、1911 年 1 月 12 日) → 不許可

⑥ ウラジオストクにおける工科官庁の工事の 1911 年 4 月 15 日までの朝鮮人居留民からの労働者の募集申請。(陸相の上申書、1026 号、1911 年 1 月 14 日) → 許可

⑦ 沿アムール地方とザバイカル地方の兵舎工事の 1912 年 1 月 1 日までの外国人労働者を雇用申請。(陸相の上申書、56 号、1911 年 1 月 5 日) → 許可

⑧ ウラジオストク税関の外国人労働者の雇用申請。(沿アムール総督の上申書、12003 号、121736 号、1910 年 12 月 11、16 日) → 許可

⑨ 男子中学校校舎やブラゴヴェスチェンスク監獄の工事の外国人雇用申請。(沿アムール総督の上申書、12003 号、1910 年 12 月 11 日 ; 12173 号、1910 年 12 月 16 日) → 不許可[134]。

1910 年 6 月 21 日に法律は施行されたにもかかわらず、清国人と朝鮮人の雇用は続けられた。ロシアの企業経営者は、清国人や朝鮮人移民の労働力に依存しており、その雇用は法律が施行されたにもかかわらず、第 4 条を利用し、東アジア系移民を労働者として雇用し続けたのであった。

東アジア系移民の状況を精細に調査した V.V.グラーヴェ外務省全権によれば、1910 年 6 月 21 日の法律に則り、上申書によって特別に許可された外国人労働者の総数は 55,000 人に過ぎないはずであり、そのうち、ロシア国籍の朝鮮人が 14,000 人、非ロシア国籍朝鮮人が

---

[134] Граве В. В. (V.V.グラーヴェ)、上掲書、84-86 頁.

35,000 人、中国人が 6,000 人となり、従前から雇用されていた中国人や朝鮮人の総数は超えないと予測されていた[135]。しかしながら、極東ロシア地域において、労働力の分配を管理・調整を行う機関が存在せず、おそらく、実際に雇用された中国人労働者の数は 6,000 人をはるかに超えていた。

さらに、朝鮮人の経済活動も抑制されるようになり、日露戦争直前の 1903 年には改正された鉱業法の第 661 条第 5.2 項によって、金鉱山における朝鮮人の雇用は正式に許可されたが、各地の金鉱山におけるその割合は、全従業員の 25%に制限された。V.V.グラーヴェによれば、66 の金鉱山では、R.A.フレシャチーツキー（Р.А.Хрещатицкий）沿アムール総督により朝鮮人や清国人の可能雇用人数が具体的に指定され、例えば、チュリン社のオレルスキー金鉱山には、朝鮮人労働者は 500 人以内とされた[136]。

しかし、P.F.ウンテルベルゲル総督は、朝鮮人、清国人労働者の新たな定員削減を目指し、1907 年には金鉱山での朝鮮人労働者の総数を 2,600 人に制限し、1908 年以降朝鮮人労働者に依存しないように指示し、とくに、金鉱山の過半数があったアムール州の軍務知事には朝鮮人労働者を解雇するように指示した。その結果、1909 年には、アムール州ではおよそ 2,000 人、沿海州ウドスキ郡ではおよそ 5,000 人の朝鮮人が解雇された[137]。V.V.グラーヴェによれば、このような朝鮮人労働者削減政策は新たな労働力不足やそれに伴う清国人労働者の急増を引き起こし、そのため金鉱山の経営者は朝鮮人労働者の雇用を再度許可するよう、請願書をロシア政府にも送った。また朝鮮人労働者雇用問題は、地方と中央の新聞にも取り上げられ、大きな反響を呼び起こした[138]。

ロシア政府は、金鉱山の経営者の要請に応じて、1911 年、極東植民委員会にこの問題の審議を委ねた。極東植民委員会は、1911 年 2 月 11 日の会議において、朝鮮人の金鉱山での雇用許可の問題が審議し、朝鮮人労働者の削減により金鉱山では清国人労働者が 2 年間に

---

135 上掲書.

136 上掲書、418 - 421 頁.

137 上掲書、146 頁；Рабочий рынок Приамурья в 1911. СПб., 1912. С.76（『1911 年の沿アムール地域労働力市場』、サンクト・ペテルブルグ、1911、76 頁）.

138 ГравеВ. В. （V.V.グラーヴェ）、上掲書、144 頁.

47.1%から 82.3%まで飛躍的に増加した(表 3-2 参照)。この会議では清国人の増加が、金鉱業に不利益をもたらすこともあり、朝鮮人を再度雇用すべきであるという決断に達した[139]。

表 3-2　沿アムール総督管区における金鉱山労働者の民族帰属別、1906～1910 年

管区名		1906			1907			1908	
	ロシア人	清国人	朝鮮人	ロシア人	清国人	朝鮮人	ロシア人	清国人	朝鮮人
アムール山岳管区	714	980	477	771	2052	332	821	2463	406
ブレヤ山岳管区	2895	1340	2779	1704	1335	1428	1854	1619	1731
沿海州山岳管区	1575	551	1859	989	667	1667	735	2092	—
ゼヤ山岳管区	5300	1000	750	4200	1700	1800	2800	3500	2500
合計	10484	3871	5865	7664	5754	5227	6210	9674	4637
%		19.1	29.1	41.1	30.8	28.1	30.2	47.1	22.7

管区名		1909			1910	
	ロシア人	清国人	朝鮮人	ロシア人	清国人	朝鮮人
アムール山岳管区	889	3802	-	-	-	-
ブレヤ山岳管区	1624	3689	359	1036	6822	—
沿海州山岳管区	1033	2991	—	800	3400	—
ゼヤ山岳管区	2500	4200	1800	2300	9800	150
合計	7046	14682	4136	2159	20022	150
%	29.4	61.4	9.2	17	82.3	0.7

出典：Ｇｒａｖｅ Ｂ．Ｂ．(V.V.グラーヴェ)、前掲書、422 頁.

1910 年、沿アムール総督に就任 L.N.ゴンダッチは上記の会議に参加し、朝鮮人の金鉱山での雇用を奨励すべきであると主張した。この会議では、朝鮮人の勤勉さ等の民族性の良い

[139] 極東植民委員会の 1911 年 2 月 11 日の会議議事録、第 20 号、ＲＧＩＡ ДＢ (極東地域国立ロシア歴史公文書館)、702－1－640、242-247 頁.

特徴が再び取り上げられ、その雇用を積極的に拡大すべきとされ、P.F.ウンテルベルゲルの退任に伴い、対朝鮮人政策は転機を迎えたと言えよう。

1910年6月21日成立の法律は、東アジア系移民の雇用を規定したが、ロシア内務省では、1912年に、移入出の管理制度を改善するために、「沿アムール総督管区、イルクーツク総督管区、バイカル州における外国人入国と居住に関する規則」案が検討された。この規則案には、外国人のロシアへの入国の窓口を特定な場所に限り、旅券審査などを税関、商港の役人及び警察官に担当させ、規則に違反した者を懲罰に付し、追放すべきと記されている[140]。

この規則案を巡っては、ロシアの内務省と外務省との間に激しい論争が起き、規則案の一部は、税関また警察職員の不足などの理由により、外務省の高官により次のように批判された。例えば、外国人が入国に際して、居住許可証を提出しなければならないことは、半年以内であれば居住許可証無しでの滞在を許可する日本やドイツとの条約に矛盾する[141]というものであった。この論争は、第一次世界大戦の勃発まで続いたが、戦争中の労働力不足が再び深刻化したために、未成立に終わった。

3-4-4「黄禍論」の台頭

1880～1890年代に台頭した東アジア系移民の雇用や商業活動を抑制する運動は、日露戦争中には一時的に収まったが、戦後、東アジアの小国日本によるロシアの敗北、植民活動の復活を背景に再び高まり、いわゆる「黄禍論」をめぐる論争を引き起こした。

本節の目的は、「黄禍論」論争をロシアの国内政治的文脈から考察し、従来の歴史的解釈によっては説明し得なかった東アジア系移民の排斥運動の原因を解明することにある。

日露戦争に敗北後、第一次ロシア革命（1905年）によって動揺したロシア政府は、敗戦や革命による混乱の原因或いは動因について、政治家、政府高官、新聞記者の多くは、敵国の日本と協力し革命を起こしたことに対して、少数民族を非難した。しかし、稲葉千晴[142]

---

[140] АВП РИ（ロシア帝国外交資料館）、148－487－1096、39-45頁.

[141] 外務大臣より内務大臣宛の書簡、第397号、1913年5月1日、АВП РИ（ロシア帝国外交資料館）、148－487－1096、21-23頁.

[142] 稲葉千晴『明石工作：謀略の日露戦争』丸善ライブラリー、1995年.

によれば、ロシア帝国の辺境地の民族自決運動の指導者は日本の支持を得ようとしたが、この試みは失敗に終わった。非ロシア人への迫害を緩めた「10 月 17 日付詔書」が公布された直後、帝国の辺境に居住していたポーランド人、ウクライナ人、リトアニア人などの民族グループの多くが、母語での教育、土地の所有、自治の権利を獲得したが、少数民族の迫害を緩める政策は、再び反動政治に変わった。

ヒエンズ・デイートリヒ・リョーヴェ（Hiens-Dietrich Löwe）によれば、官僚の多くは、革命が非ロシア人により引き起こされたと確信しており、自らの社会的・政治的特権を保持しながら、ロシア帝国を後進国として維持し、非ロシア人への非難をナショナリズム的の国内政策の心理的武器として使っていた[143]。

> The function of nationalism [was] purposefully employed as a means of deflecting attention from the inner tensions and contradictions of the tsarist system after the enactment of the October Manifesto[144] （ナショナリズムの本来の目的は、10 月 17 日証書公布以降の皇帝専制政体の内的緊張や矛盾から注目をそらすことであった。）

反ユダヤ人暴動(1905 年)の先頭にたった右派の V.M.プリシケーヴィチ（В. М.Пуришкевич）国会議員は、人口希薄なシベリアでの植民事業の実施を妨げる中国人の「浸透」が革命家の反皇帝専制体制運動の一環であると指摘した[145]。極東ロシア地域の東アジア系労働者についての専門的な知識のない同議員の非ロシア人非難は、マスコミに広まり、

---

[143] Löwe, Heinz-Dietrich (1992). Russian Nationalism and Tsarist Nationalities Policies in Semi-Constitutional Russia, 1905-1914 in Robert B. McKean (ed.) *New perspectives in modern Russian history : selected papers from the Fourth World Congress for Soviet and East European Studies, Harrogate, 1990*. World Congress for Soviet and East European Studies Basingstoke : Macmillan Academic and Professional in association with the International Council for Soviet and East European Studies , 1992, pp. 254-255.

[144] Ibid., pp. 251-252.

[145] Пуришкевич В. М. Послесловие. Ухтубужский П. Русский народ в Азии : Переселение в Сибирь. Желтая опасность. СПб, 1913. С.92-97.（V.M.プリシケーヴィチ「後書き」P.ウフトゥブージシキ『アジアのロシア人—シベリアへの移住、黄禍論—』サンクト・ペテルブルグ、1913 年, 92－97 頁）; Siegelbaum, Lewis H. Another 'Yellow Peril': Chinese Migrants in the Russian Far East and the Russian Reaction before 1917, *Modern Asian Studies*, no.12, 2, 1978, p. 322.

著書、冊子、雑誌或いは新聞記事の多くは、「黄過論」に対して注意を喚起するものであった[146]。V.I.ヂャートロフ（В.И.Дятлов）が指摘するように、「黄禍論」を取り扱った出版物は、ジャンルとして詩やパンフレットから学術論文まで多岐にわたり、様々な階層の読者の関心を呼び起こすことになった[147]。それらの著者の多くは、東アジアの国際政治やロシアへの東アジア系移民についての専門的な知識を殆どもたなかったにもかかわらず、東アジア諸国の強化は保護の不十分な極東ロシア地域にとって危険であると主張した。そのような著者の一人、S.N.タヴォーキン（С.Н.Тавокин）は、東アジア系労働者のロシアへの流入は「平和的侵入」の始まりであると主張し、中国人や日本人によって沿アムール河流域が占領されるであろうと語っている[148]。こうして、ロシア帝国西部の国家主義者がポーランド人、リトアニア人などの民族自決権を抑制したのと同様に、極東地域の国家主義者は、反中国人の世論を沸き立たせ、東アジア系移民がロシアの領土保全を脅かすと主張していた。

中国人に対して偏見をもつM.リギン（М.Лигин）は、ロシア人にとって中国人の考え方は理解しがたいと主張していた[149]。たとえば、外交官N.A.シューイスキ（Н.А.Шуйский）は、「中国人はいかなる困難な生活条件においても民族的帰属性を保持している」と指摘しており、ロシア在留中国人のロシア人との同化が不可能であると主張した[150]。N.L.ゴンダッチ総督は、「ロシア在留中国人が民族的帰属性を保持している限りロシ

---

146 上掲書；Тавокин С.Н.К вопросу о "желтой опасности". Санкт-Петербург-Киев, 1913（S.N.タヴォーキン『「黄禍論」の諸問題について』サンクト・ペテルブルグ・キエフ、1913年）.

147 Дятлов В.И. Миграция китайцев и дискуссия о "желтой опасности" в дореволюционной России. Вестник Евразии, №. 1(8), Москва, 2000. С.64.（V.I.ヂャートロフ「中国人の移住と帝政ロシアの「黄禍論」」『ユーラシア通報』第1(8)号、モスクワ、2000年、64頁）.

148 С.Н.Тавокин（S.N.タヴォーキン）、前掲書、65頁.

149 Лигин М. На Дальнем Востоке. М., 1913. С. 99-102.（Iu.リギン『極東地域において』モスクワ、1913年、99－102頁）.

150 Волохова А.А. Китайская и корейская иммиграция на российский Дальний Восток в конце 19 - начале 20 вв.

ア人と同化する必要性を感じない」ために、ロシア社会にとって「敵対的分子」である[151]とし、V.K.アルセーニエフも、同様に、「中国人のロシア化は期待できない。ロシア正教に改宗した中国人を見たことはあるが、ロシア化した中国人を見たことはない。[ロシア正教に] 改宗した中国人は、生活様式、慣習、服装をまったく変えず、なににしても、中国人の性質を変えない」と述べ、中国人は民族的帰属性を保持し続けることを指摘した[152]。

上述したように、ロシアの中国人移民はロシアへの同化に対し強い抵抗感を持っていたが、ロシア政府の移民同化政策は、植民地化された朝鮮から逃れた朝鮮人に対しては一定の成功を収めていた。しかし、中国人移民に対しては、おそらくこの抵抗感ゆえに、同化政策は失敗に終わったと思われる。

一方、当時のロシア人社会も多様な民族を受け入れる雰囲気はなく、ロシアに同化しようとしない中国人に反発を抱いていた。こうして、中国人移民がロシア国家に対する忠誠心に欠け、国家に対する脅威ですらあるとする反中国人の風潮が次第に高まり、1910 年代にはロシア人社会における中国人排斥運動にまで発展した。

政府や国会下院における東アジア系移民に対する非難は、ロシア人が過半数にも満たなかった辺境地方にも広がった[153]。

極東ロシア地域では、実業家 S.P.メルクーロフ（С.П.Меркулов）、A.A.パノーフ（А.А.Панов）、V.K.アルセーニエフ、アムール調査団に参加した外務省全権V.V.グラーヴェと陸軍少尉 V.D.ペソーツキーが東アジア系移民についての論争があり、S.P.メルクーロフなどは東アジア系移民の全面的制限を政府に要求したが、一方、V.V.グラーヴェと

Проблемы Дальнего Востока, №. 6, 1996. С. 108-109.（А. А. ヴォーロホワ「19 世紀～20 世紀初頭の極東ロシアへの中国人・朝鮮人移民」『極東諸問題』第 6 号、1996 年、108－109 頁）.

[151] Отношение приамурского генерал-губернатора Н. Л. Гондатти председателю Совета Министров И. Л. Горемыкину, 04.04.1914 г. Цит. по : Источник. 1997.№.1. С. 69-70.（N.L.ゴンダッチ沿アムール総督より I.L.ゴレムイキン大臣評議会会長宛の報告書、1914 年 4 月 4 日、『イストーチニキ』、1997 年第 1 号、69－70 頁）.

[152] Арсеньев В. К.（V.K.アルセーニエフ）、前掲書、196 頁.

[153] Löwe, Heinz-Dietrich, op.cit., pp. 254-255.

V.D.ペソーツキーは、その管理を改善すべきであるが、東アジア系移民の導入は避けられないと主張していた。

従前には東アジア系移民の導入の必要性を弁護したN.L.ゴンダッチも沿アムール総督に就任後、移民に関する態度を大きく変え、「黄色人種移民の波は、[ロシア政府が]とめない限り、大規模になる」と述べ、「危険な規模」まで増加した「ヨーロッパ・ロシアへの中国人の移住」に注目し、ロシアを「アジアの隣国の膨張から」救うべきであると指摘した[154]。

S.D.メルクーロフは、中国人や朝鮮人の居住地を制限する勅令が下された1902年に、はじめて、東アジア系移民の「危険性」を主張した。彼は、この問題が看過されていた日露戦争が終結後、反アジア人活動を再開し、サンクト・ペテルブルグにおいて、1912年3月10日にアレクサンドル・ミハイロヴィチ大公に、「黄色労働者の導入の危険性」について報告した。S.D.メルクーロフは、東アジアの国際政治や東アジア系移民に関する専門知識が欠如していたサンクト・ペテルブルグの国家主義者と異なり、統計などのデータによって報告を裏付けたが[155]、沿アムール総督管区の中国人人口を25万人から35万人とする数字は正確かどうか不明である。彼の報告書では、中国人が経済活動を拡張するにつれて、ロシアの企業が衰退し、ロシアは軍事的に弱体国というイメージが作り上げられたことを指摘することにあった。また、彼は、法律的にロシアの企業に低賃金の東アジア系移民の雇用を禁止すれば、ロシアの企業はロシア人の労働者の雇用を優先するとも論じた[156]。

S.D.メルクーロフが指摘した通り、東アジア系移民の排斥運動には、労働力市場における中国人労働者とロシア人労働者間の競合も存在した。20世紀初頭には、中国人や朝鮮人が極東地域の労働力不足のためにロシアの企業により雇用されたにも関わらず、ロシア人

---

[154] N.L.ゴンダッチ沿アムール総督よりI.L.ゴレムイキン大臣評議会会長宛の報告書、前掲書、69—70頁.

[155] Меркулов С.Д. Русское дело на Дальнем Востоке. Доклад С. Д. Меркулова Его Императорскому Высочеству Великому Князю Александру Михайловичу 10 марта 1912 г. Желтая опасность. Владивосток, "Ворон", 1996. С. 22、27. (S.D.メルクーロフ「極東地域のロシア人の努力. アレクサンドル・ミハイロヴィチ大公への1912年3月10日付けの報告書」『黄禍論』ウラジオストク、「ヴォーロン」社、1996年、22、27頁).

[156] МеркуловС.Д.(S.D.メルクーロフ)、上掲書、19頁.

労働者は、職を得られないケースもあった。例えば、日露戦争直後の 1906 年 2 月、8,000 人のロシア人労働者がウラジオストクの市役所に、仕事を求める請願書を提出したが、多くの企業がすでに中国人を雇用したことを理由に、却下された[157]。このように、中国人はロシア人との競合に巻き込まれることになった。N.L.ゴンダッチ総督は、中国人の移住が経済活動のあらゆる分野において、ロシア人との激しい競争を引き起こしたと指摘した[158]。

ロシア人研究者の多くは、東アジア系移民に対するロシア政府の政策が不明であり、ロシアへの移住や企業での雇用を阻止できなかった[159]と主張し、ロシアの企業が高利益を求めたため、低賃金で働く中国人や朝鮮人を雇用したことによってロシアの市場が混乱したと論じた[160]。

一方、A.A.パノーフ、フォン・メングデンなどは、S.D.メルクーロフは東アジア系移民の総数やその脅威を過大評価していると反論し、中国人が低賃金で働くことがロシアの企業にとって有利であることを指摘した[161]。従って、国家主義者が批判した「低賃金の東アジア系移民の雇用」は、高官にとっては鉄道工事など作業を短期間に低経費で終わらせる重要な条件であった。

また、V.V.グラーヴェ外務省全権は、政府が労働力の分配を改善してロシア人労働者の就職を保障しつつ外国人労働者を効率的に利用できるようなシステムが整備されれば、ロシア人労働者のヨーロッパ・ロシアへの脱出や外国からの労働者の急増を阻止できたであろうと指摘した[162]。

V.V.グラーヴェ外務省全権が指摘したように、ロシア政府の労働力分配政策の失敗や官僚

---

157 Граве В. В. (V.V.グラーヴェ)、前掲書、89 頁.

158 N.L.ゴンダッチ沿アムール総督より I.L.ゴレムイキン大臣評議会会長宛の報告書、前掲書、70 頁.

159 ラーリン、前掲書など.

160 Меркулов С.Д.(S.D.メルクーロフ)、前掲書.

161 Фон Менгден О. Желтая опасность или эмиграция китайцев и влияние, оказываемое ею на белую и желтую расу. СПб., 1906. С. 67. (O. フォン・メングデン『黄禍論—中国人移民とその白色人種や黄色人種への影響—』サンクト・ペテルブルグ、1906 年、67 頁).

162 Граве В. В. (V.V.グラーヴェ)、前掲書、89, 96 頁.

層の改革への抵抗は、ロシア人と中国人・朝鮮人の労働者の競争を引き起こし、ロシア社会における東アジア系移民に対する風潮が次第に高まり、排斥運動にまで発展した。

3－5　契約移民期（1914-1917 年）

1914 年 7 月に勃発した第一次世界大戦は、東アジア系移民を含むロシアの少数民族をめぐる状況にも大きな影響を与え、とくに大きな打撃を受けたのは、敵国の出身者であるドイツ系移民であった。愛国デモがドイツ大使館やドイツ人経営商店を攻撃した。「クンストとアルベールスト」ドイツ系会社社長ダッタンは、スパイの疑いで逮捕されてウラジオストクからイルクーツクへ追放された。

ちなみに、東アジア系移民にもこの戦争によって二つの対照的な傾向がみられる。その一つは、東アジア系移民の自治が制限されたことである。もう一つは戦争による労働力不足のために東アジア系の契約労働者の受け入れが増え、戦前の雇用制限が無視され、全体としてロシアにおける東アジア系移民の総数が急増した。これについては以下に述べる。

3-5-1　東アジア移民の居留民団や居留民会の設立と解散

本節では、前節において分析した「黄禍論」問題と密接に繋がる東アジア系移民の居留民団と居留民会をめぐるロシア政府政策について論じる。

日露戦争直後のロシア政府は、中国人及び朝鮮人、そして日本人の自治組織の活動を重視することなく、その住民登録などではその協力を求めていた。それぞれの自治組織は日露戦争以前には一時的に衰退期を迎えたが、戦後の復活がどのようであったかを明らかにする。

第 3-3 節において考察したように、清国人の居留民団については、1889 年に沿 P.F.ウンテルベルゲル沿海州軍務知事の指示によるその設置から 1898 年の強制的解散までの軌跡を辿った。日露戦争後、清国人は沿アムール総督の許可を受け、自主的に、華僑商会及び華僑助協会などの商業面の相互援助を中心とする組織を形成した。

「華僑商会」（中国の資料では「華人商務団」と通称される）は、V.E.フルーグ沿海州軍

務知事の 1907 年 4 月 18 日付の指令書によりウラジオストクに、また 1910 年 1 月 20 日の指令書によりハバロフスクに、さらに 1910 年 2 月 4 日付の指令書によりニコリスコエに創設された[163]。この「華僑商会」は、会長、副会長、幹事などの役職を設け、定期的に会長などの役員の選出を行い、組織としての規約を持っていた[164]が、その指導権は山東省出身の商人の手にあった。同様な役割を果たした自治組織は、「華僑協助会」、「華僑聯合会」であった[165]。

これらの中国人の自治組織は清国政府との密接な繋がりがあり、その活動に関する情報は、領事館を通じ清国政府に伝えられていた。また、清国政府は 1893 年の出国禁止令撤廃後、海外渡航者の保護を考え、アメリカ合衆国、イギリス、フランス、ドイツ、ロシア、日本に外交官を派遣し、大使館と領事館を設置した[166]。ロシア政府の承認後 1897 年[167]に設置されたウラジオストクの清国貿易事務館は、日露戦争後に清国領事館となり、「華僑商会」から活動に関する報告を定期的に受けており、ウラジオストクの「華僑商会」などを清国の通工省か農務省へ登録する手続きを実施した[168]。従って、海外渡航者の保護が清国領事館の重要な役割になったことによって、ロシアにおける清国人商人もその保護の下に入ったと考えられる。

清国人の民族団体は、1890 年代の居留民団と同様に、都市部の清国人を一時的に組織化し、清国人社会の中核になったにもかかわらず、流動性の激しい清国人出稼ぎ者を全面的に管理したとは言い難い。

日本人居留民会は、1906 年以降シベリア、極東地域の都市において活動を再開し、1909

---

163 АВП РИ（ロシア帝国外交資料館）、148－487－759、25 頁；徐万民「ロシア極東における中国山東商人」『環日本海研究年報』第 6 号 1999 年 3 月新潟大学大学院現代社会文化研究科、58 頁.

164 Гравеｂ. ｂ. （V.V.グラーヴェ）、前掲書、113－114 頁；徐万民、前掲書、58 頁.

165 「中国在我僑商人数職業統計」『農商公報』第 45 号、23 頁.

166 Yen Ching-Hwang, *Coolies and Mandarins : China's Protection of Overseas Chinese during the Late Ch'ing Period (1851-1911)*. Singapore University Press, 1985, pp. 135-139.

167 Ibid., p. 176. 1909 年 5 月 1 日、駐ウラジオストク貿易事務館は総領事館になった.

168 Ларин А. Г. Китайцы в России. Москва, 2000. C.40-41.（A.G. ラーリン『ロシアの中国人』モスクワ、2000 年、40-41 頁）.

年までにハバロフスク、チタ、ブラゴヴェセンスク、ニコリスク市を含めて12の都市に設立された。また、1917年には、さらにイルクーツク市などの三つの地域の居留民会が加わった[169]（表3-3参照）。

表3-3　シベリア・極東ロシア地域の各地の日本人の居留民会、1917年

組織の名称	所在地	会長の氏名
浦潮居留民会	ウラジオストク市	伊藤董
哈府市居留民会	ハバロフスク市	竹内一次
ニコリスク市居留民会	ニコリスク市	安田丈逸
武市居留会	ブラゴヴェシチェンスク	稲原子慶
チタ市居留民会	チタ	捨松長吉
スレテンスク府市居留民会	スレテンスク	藤崎喜態
ゼーヤ市居留民会	ゼーヤ市	荒木安治
イマン駅居留民会	イマン駅	服部富造
スパスコエ居留民会	スパスコエ	宇野一太郎
ノヴォィエフスコエ居留民会	ノヴォィエフスコエ	藤田清五郎
ラズドリノエ駅居留民会	ラズドリノエ	矢野常太郎
ネルチンスク市居留民会	ネルチンスク市	田崎義雄
イルクーツク市居留民会	イルクーツク	南三郎
アレクセーフスク居留民会	アレクセーフスク	野副権市
ｳｪﾙﾌﾈｳｰｼﾞﾝｽｸ市居留民会	ｳｪﾙﾌﾈｳｰｼﾞﾝｽｸ	田代梅太郎
ｱﾚｸｻﾝﾄﾞﾛﾌｽｸ居留民会	ｱﾚｸｻﾝﾄﾞﾛﾌｽｸ	高村権次郎

出典：E.G.スパルイン（Спальвин Е. Г.）、前掲書、59,70頁；『浦潮日報』第2号、1917年12月11日、1頁.

これらの組織は、最初に各地域で「親愛会」「親善会」「同胞会」など名称も多様であったが、1917年12月11日付けの『浦潮日報』の第2号によると各地組織の名称はすべてが「居留民会」に統一されている。

各居留民会は組織として整備され、規約を持っていた。このうち最大規模の浦潮居留民会の規約は4回変更され、その変更は、東洋学者E.G.スパルイン、P.Iu.ワスケーヴィチ、或いは外務省全権V.V.グラーヴェの注目を引き、精細に分析された[170]。たとえば、1902年

---

[169] Спальвин Е. Г.（E.G.スパルイン）、前掲書、59,70頁；『浦潮日報』第2号、1917年12月11日、1頁.

[170] Богословский Л. А. Устав общества японцев, проживающих во Владивостоке. Вестник Азии. 1911. №. 9. Харбин. С. 70-75.（L.A.ボゴスローフスキー「ウラジオストクの日本人居留民会の規約」『アジア通報』1911年第9号、ハルビン、70−75頁）；Спальвин Е. Г.（E.G.スパルイン）、前掲書、59−61頁；Граве В.

の規約の第1条には「本會は浦潮港に居留する帝国臣民一般の共同利益を保護するを以て目的す」ると規定されたが、戦後の規約の居留民会の目的は、1）日本臣民として育くむこと、2）日本人の経済福祉を助長すること、3）ウラジオストク在留日本人の文化発展を行うこと、とされていた。このうち、「日本臣民として育くむ」というのは、居留民会が会員に日本の臣民の精神を植え付けたいということを意味したのであろう。第2・3条は、戦前の規約と同様に、三ヶ月以上ウラジオストクに居住した日本人は会員にならなければならないことを述べている。第4・5条は職業によって会員の種別を分別しており、第7条は居留民会活動を、1）教育、2）衛生、3）旅券手続き、4）墓地の修理、5）郵便、6）弁護、としていた。第8-30条（1907年の規約では第7-26条である）は、居留民会の構成及びその役員選挙方法などを規定しており、その条項の一つには、居留民会会長及び幹部の決議が駐ウラジオストク総領事に承認される必要があり、居留民会の幹部を招集する権利を総領事に与えたことは日本帝国総領事館（1876～1907年に日本帝国貿易事務官、1907～1909年に日本帝国領事館となる）への直接的な隷属を示すものであった[171]。規約の最後の項目は、会費徴収を規定し、戦後の規約には、1902年の規約にあった居留民会の収入の1割は日本政府が支出するという項目がなくなっており、収入の殆どは会費からであった。

1909年のアムール調査団による極東地域の東アジア系移民に関する調査が実施された後、東アジア系移民の組織の活動に対して、いかなるロシアの法律を適用すべきであるかが初めて重視されたことになる。

アムール調査団の一員として東アジア系移民の調査を担当した外務省全権 V.V.グラーヴェは、日本総領事、居留民会会長、ロシア人東洋学者から得た情報に基づき、「居留民会が間違いなく日本政府の下の機関であり、在浦潮日本領事を通して政府の命令によりその活動を行っており（第25条）、補助金が交付されている。居留民会の役員は、総領事の事務所の一部であり、専任事務員もいる。（第8条）会費は職業により異なり、日本人は必ず会員にならなければならず、結局は所得税を日本政府に納付しているのと同じであり、居留

В.（V.V.グラーヴェ）、前掲書、202-211頁；Васкевич П. Ю.（P.Iu.ワスケーヴィチ）、前掲書、11－25頁.

[171] 1902年の規約の第12、21、24条；1907年の規約の第17、22条、1908年の規約の第22、25条。

民会は、「国家の中にある国家」であり、日本人は現実に治外法権を持っていると同じである」[172] という結論に達し、また彼は、外国人が組織した居留民会の活動に対して、1906年10月4日の「集会法」を適用すべきであると指摘した。

また、1911年5月、居留民会の規約を調査した外務省職員L.A.ボゴスローフスキーは、居留民会がロシアの当局に登録をしなかったために、「その存在がロシアの法律のみならず、国際法にも違反しており」、「ロシアの国益の観点から見ると、居留民会の存在は疑いなく有害である」と論じた[173]。

さらに、ロシアのマスコミも日本総領事館が沿アムール地域の日本人居留民の協力により極東地域の調査を行うことが国家の安全保障にとっては危険であるが、居留民会の強制的閉鎖が日露関係を悪化させる可能性があると報じた[174]。L.A.ボゴスローフスキーは、日露関係の悪化を避けるための最良の方法として徐々に居留民会会員の必要事務をロシア機関に移行させることを提案した[175]。

また、日本人の居留民会がロシアの当局に正式な登録を行わなかったという問題もあった。1909年6月、川上俊彦総領事がハルピン領事として転任のためウラジオストクを去った後、花岡止郎領事代理は浦潮居留民会の登録問題を懸念し、日本の外務省に次のように他の日本人居留民会の登録手続きに関する資料を求めた[176]。

> 従来在外本邦人ハ至ル処大概日本人居留民會ナルモノヲ組織シ之ニ由リテ一般在留本邦人共同ノ利益ヲ増進スル事ニ相努メ居候趣聞及候処当館管轄内各地ニ於テモ右同様日本人居留民會ヲ組織シ種々事務ヲ取扱来居候然ルニ此程在「ハバロフスク」市哈府日本人會ニ於テ露國警察官吏ノ臨検ヲ受ヶ同會ノ存否ニ就テ質問ヲ受ケタルニ同會ハ単ニ在留日本人ニ代リテ日露両国官憲ニ対スル諸願届書ノ取次其他旅券ノ世話等ヲ為シ居ル旨ヲ答ヘタル趣届出候従来在露領ノ各日本人居留民

---

172 Граве В.В.（V.V.グラーヴェ）、前掲書、211−212頁.

173 Богословский Л. А.（L.A.ボゴスローフスキー）、前掲書、78頁.

174 『我が雑誌』1910年第7号、サンクト・ペテルブルグ、20頁.

175 Богословский Л. А.（L.A.ボゴスローフスキー）、前掲書、78頁.

176 清朝両国以外ノ各地ニ於ケル本邦人居留民会ニ関スル件,「在外各地ニ於ケル居留民会ノ組織会則並其成立ニ関スル法律的関係取調一件」外務省外交史料館所蔵、3-8-2-257.

會ハ露國官憲ニ対シテハ何等設立ノ手続ヲ履マズ唯内部ニ於テ會則ヲ設ヶ当館在留民間ニ在リテ諸願届ノ進達又ハ旅券事務等ヲ取扱シ居候他日或ハ本件ニ関シ交渉スヘキ場合相生スベキカト被存候ニ付予メ広ク在外各地ニ於ル日本人居留民會ノ組織、會則、取扱事務並二在留國官憲ニ対スル認可又ハ許可ノ手続等為参考承知致置度候条清韓以外ノ各地ニ於ケル重ナル先例御取調之上御回示相成候様致度

日本外交資料館に保管されているこの外交文書の欄外の注には、「シドーニ」、「桑港」(サン・フランシスコ)、「シアトル」などの地名が記されており、おそらく、様々な地域の日本人の組織に関する資料がウラジオストク領事館に送られたことが予測される。しかし、川上俊彦総領事の後任の大鳥富士太郎総領事は、居留民会の登録手続きを行わなかったが、V.V.グラーヴェ外務省全権との会談において、居留民会の登録について触れた際、登録作業を早急に行うことに合意した[177]が、後日、彼は東洋学院の講座長 E.G.スパルインに日本人教師を通し、居留民会から脱退したことを伝えた[178]。おそらく、大鳥総領事は、居留民会との関わりを表面に出すことを避けたのであろう。

日本総領事館の報告書の居留民会の規約や活動に関する記録がロシア語に翻訳され、ロシアの当局に渡された[179]にもかかわらず、居留民会の正式な登録遅延については、1910 から 1911 年にかけて、ロシア高官の注目を集め、問題視された。

1911 年 7 月、S.E.クリジャノーフスキー（С.Е.Крыжановский）外務次官は、A.A.ネラートフ（А.А.Нератов）内務大臣宛の報告書において、ウラジオストクの日本人全員が、「秘密結社」に結束しており、政府からの補助金もあり、極東地域の情報収集を行っていると述べ、同様な結社が東シベリア各地に点在し、その活動はひそかに行なわれているため、これまでその具体的証拠を見出し得なかったと指摘しつつも、一方、東北アジアの国際情勢の緊張を考慮し、その組織の解散は、明白な証拠が得られない場合、行われるべきではないと述べている[180]。翌 1912 年、陸軍省からも S.D.サゾーノフ

---

[177] V.V.グラーヴェ（Граве В.В.）、前掲書、206 頁.

[178] Спальвин Е. Г. (E.G.スパルイン）、前掲書、11 頁.

[179] АВП РИ（ロシア帝国外交資料館）、148-487-759、18-24、58-61 頁.

[180] С.Е.Крыжановский А.А.Нератову, 12.11.1911 (S.E.クリザノーフスキ外務次

（С.Д.Сазонов）外務大臣宛に、日本人の居留民会の解散を求める書簡が出されている[181]。S.D.サゾーノフ外務大臣は、外国人の自治組織には正式な登録が不可欠であると述べ、その組織が会員を裁く役割及び民兵の役割を果たさないように、A.A.マカーロフ（А.А.Макаров）内務大臣に注意を促した[182]。A.A.マカーロフ内務大臣の指示によりイルクーツク総督管区と沿アムール総督管区の警察は、1913 年 2 月に、各地の日本人居留民会の組織を調査し、その構成や幹部について内務大臣に報告している[183]。

上述のように、ロシア政府の各省は、東アジア系移民の組織の調査を行い、その取締りを改善しようとしたが、各省間の情報交換が十分に行われず、外国人の自治組織の実態、その活動の内容に関しては把握していなかった。また、各省で移民問題を取り扱った官僚の多くも、極東地域の状況も十分理解せず、その態度も省によって大きく異なり、とくに、外務省と内務省との間には、東アジア系移民の管理の強化の問題をめぐって、論争が起きた[184]。

1914 年夏、第一次世界大戦勃発後、ロシア政府は、東アジア系移民の自治組織を次々と解散させた。1914 年 8 月 7 日には朝鮮人の組織である国民会が、同年 9 月 2 日には、勧業会[185]が解散させられており、その背景には、排日運動を阻止しようとする日本政府の圧力があった。中国人の「華僑商会」も朝鮮人の組織と運命を共にした。1914 年 10 月、日本人

官より A.A.ネラートフ内務大臣宛、1911 年 11 月 12 日）、АВП РИ（ロシア帝国外交資料館）、148－487－758、10-11 頁.

181 АВП РИ（ロシア帝国外交資料館）、148－487－758、28-29 頁.

182 С.Д.Сазонов А.А. Макарову, 1230, 15. 10. 1912.（S.D.サゾーノフ外務大臣より A.A.マカーロフ内務大臣宛）、第 1230 号、1912 年 10 月 15 日、АВП РИ（ロシア帝国外交資料館）、148－487－759、35-36 頁.

183 АВП РИ（ロシア帝国外交資料館）、148－487－759、64-67 頁.

184 Волохова А. А. Китайская и корейская иммиграция на российский Дальний Восток в конце 19 - начале 20 в. Проблемы Дальнего Востока. No. 6, Москва, 1996. С. 105-114.（A.A.ヴォーロホワ「19 世紀末～20 世紀初頭の極東ロシアの中国人・朝鮮人移民」『極東諸問題』第 6 号、モスクワ、1996 年、105-114 頁）.

185 劉孝鐘、前掲書、145 頁.

居留民会ロシア政府によって解散が求められたが、居留民会の役員は、その活動を密かに行うようにしたこともあり、事実上、解散されなかった。

東アジア系移民の組織の解散は、国家安全保障という口実によって行われ、非ロシア人への偏見を示し、ロシア化政策の一環であったと考える。

このように、東アジア系移民の自治は、ロシア政府関係者によって問題にされており、マスコミでも取り上げられた。ちなみに、その自治組織の性格も不明のまま、「秘密結社」と位置づけた S.E.クリジャノーフスキー外務次官、沿アムール総督などの政府関係者は、自治組織の特徴や性格を精細に調査したうえで、東アジア系移民の自治組織との有益な協力の関係を結べば、極東ロシア地域の開拓もより高いテンポで実現できたであろう。

3-5-2 契約労働者の募集

1915 年、ロシア政府は軍需景気で労働力不足が生じたために東アジア系移民の雇用制限を中止した。1915 年 4 月 21 日付けの大臣評議会の指令によって、「ヴォルガ河以東において[黄色労働者]の雇用が許可された」という[186]。その以降、極東地域、東シベリア、西シベリアにおいては、中国人契約労働者の募集が積極的に行われるようになった。さらに、ロシアの企業における労働不足がとくに深刻化した 1916 年に、ヴォルガ河以西各地の企業も、低賃金の労働力を求め、ロシア政府に対して中国人労働者を雇用する提案を提出した。これまでの研究は、ヨーロッパ・ロシアへの中国人労働者の募集と運送が明確にされなかったが、本節では、ロシア国立歴史公文書館の未公開の史料[187]の分析に基づき、中国人労働者の雇用と搬送がいかに行われたかを明らかにする。

中国人の募集は、ヨーロッパ・ロシアの企業が中国人労働者を雇用する要望を示した 1916 年初めからは、山東省を中心に華北で始まった。1896 年の着工から中国人の多くを雇用した東清鉄道株式会社は、中国人の募集及びヨーロッパ・ロシアへの輸送に携わり、1916 年に

---

186 АВП РИ（ロシア帝国外交資料館）、148－487－1059、1 頁.

187 РГИА. Санкт-Петербург. Ф. 323. Оп. 1. Д. 832-834（ロシア国立歴史公文書館、サンクト・ペテルブルグ, 323－1－832～834).

当社の本社が置かれたハルビンに派遣されたロシア各地の企業のエジェーントの仕事に協力していた。ハルピンの他、山東省の済南、済寧道、煙台、龍口、青島などでは、ロシア企業が中国人労働者の募集を行った[188]が、これを集中的に行っていたのは、中国人とロシア人の仲介業者である。例えば、インチェン（Yicheng）という業者は、スモレンスク県での木材の伐採のために2万人の中国人労働者を募集し、ロシアへ輸送した[189]という。また、ザンボヤンとリュタイという中国人仲介者は、1916年6月にモスクワ・ヴィンダヴォ・リビンスク鉄道株式会社の依頼を受け、8月まで、4,000人の中国人労働者を輸送することについて、上記の会社の代表者と契約を結んだ[190]。

表3-4から明らかなように、1916年前半には、2万人弱の中国人が集められ、ヨーロッパ・ロシア各地に送られた。その募集のピークは1916年7月であり、それ以降、2月革命後の混乱が深刻化した1917年5月まで、毎月、2000人以上が集められた。

表3-4　東清鉄道による搬送された中国人契約労働者の人数、1916～1917年

期間	人数	期間	人数
1916年1月1日～6月30日	19,353	1917年1月1～31日	1,837
1916年7月1～31日	15,114	1917年2月1～28日	2,430
1916年8月1～31日	6,533	1917年3月1～30日	4,937
1916年9月1～30日	2,981	1917年4月1～30日	1,144
1916年10月1～31日	2,244	1917年5月1～31日	2,165
1916年11月1～30日	2,395	合計	65,434
1916年12月1～31日	1,589		

出典：РГИА. Санкт-Петербург.（ロシア国立歴史公文書館、サンクト・ペテルブルグ）, 323－1－834、154頁.

ロシア政府は、1916年9月27日に、大規模になった中国人労働者のロシアへの輸送と雇

188 徐万民、前掲書、58頁.

189 Larin A. G. Chinese in Russia : An Historical Perspective, *The Chinese in Europe*, Gregor Benton and Frank N. Pieke (eds), Macmillan Press, 1998, p. 282.

190 その契約は、ロシア国立歴史公文書館に保管されている。РГИА. Санкт-Петербург.（ロシア国立歴史公文書館、サンクト・ペテルブルグ）, 323－1－834、97-98頁.

用を明確化するために、「中国人労働者の募集と輸送に関する規則」を採用し、内務省、移住委員会、鉄道官庁などの政府の機関の代表者が構成員となった「当該規則に関する諸問題省間委員会」を設置し、中国人労働者の募集と輸送を国内・海外で管理していた[191]。例えば、国中人労働者の募集は、在中国のロシア人外交官の協力の例として、政府の支援を受けて行われた。ハルピンの道台[192]は1916年に中国の外務省の指示を無視し、旅券の発行を遅らせたが、駐ハルピンロシア総領事はハルピンの道台宛に、「このような行為は我々にとって受け入れ難い。我々は露中協定において規定されているように、旅券の発行をとどこらなく速やかに行うことを要求する」[193]と述べている。

表3-5に示すように、1916年初めから1917年9月にかけてロシア北部のムルマンスク県から南端のグルジアまで、6万7000人以上の中国人[194]が集められ[195]、ロシアの企業で就労していた。東部戦線の近くでは、7,000人が従事していた[196]。

1917年2月のロシア革命後、中国人労働者の帰国費用を負担する義務を負っていたロシア企業は、経営悪化を理由に、その条件を守らなかった。そのため、中国人の多くはあらゆる交通手段を利用して自力で中国に向かった。帰国できず、ロシアに残留して赤軍に入った中国人もいた[197]が、ここでは、1917年の中国人労働者の状況について触れない。

こうして、第一次世界大戦期には、労働力不足を理由に、戦前の中国人の雇用制限が事実上撤廃され、中国人契約労働者の募集は、東清鉄道株式会社の本社が所在したハルビンを始め中国各地で行われ、中国人労働者は、極東ロシア地域に限らず、ヨーロッパ・ロシアへも輸送され、40ヵ所以上の企業で雇用された。

---

191 РГИА. Санкт-Петербург.(ロシア国立歴史公文書館、サンクト・ペテルブルグ), 323－1－832、49-56頁；323－1－834、81-85頁.

192 道台とは、清朝時代の中国に、知事に相当する役人の称号である。

193 Larin A. G. Chinese in Russia : An Historical Perspective, op. cit., p. 283.

194 駐北京ドイツ大使は、ロシア企業によって募集された中国人労働者総数は50万人とした。Ibid., p. 284.

195 Ibid., p. 284.

196 Bailey, Paul, Chinese Workers in Russia, 1860s-1917, *The Encyclopedia of the Chinese Overseas*, Curzon Press, 1999, p.330.

197 Maslov, Alexei, Chinese in Russia, *The Encyclopedia of the Chinese Overseas*, pp.328-329.

表 3-5　中国人労働者を雇用したロシアの企業一覧、1916 年 1 月 1 日～1917 年 9 月 1 日

就職先の企業名	企業所在地	中国人総数	就職先の企業名	地域	中国人総数
ポレヴォエ建設局		17,053	南ロシア炭鉱	欧ロシア南部	314
ムルマンスク鉄道	欧*ロシア北部	9,133	マリツェフ株式会社工場		193
全ロシア都市・地方自治体建設局協会	全ロシア	6,397	キシチンスキエ採鉱		178
モスクワ・ルイビンスク鉄道	欧ロシア中部	6,358	下タギル工場	ウラル山脈周辺地	177
ボゴスロヴスキー山岳区		4,323	ロロムナ銅採掘所	欧ロシア中部	176
セヴェルナヤ鉄道	欧ロシア北部	2,164	ヴォロネジ市役所	欧ロシア中部	174
黒海鉄道	欧ロシア南部	2,151	マリウーポリ製鉄工場		172
アバメレク・レザレーフ公爵炭鉱		2,046	ドネツク・グルセフヴォ株式会社	欧ロシア南部	118
アラパーエフ工場	ウラル山脈周辺地	848	ニコラエフスク鉄道	欧ロシア南部	116
上イセチ工場	西シベリア	712	ヴォルホヴ・ルイビンスク鉄道	欧ロシア中部	95
ペトロマリエフスキエ炭鉱		677	ノヴォセリツェヴォ採鉱株式会社		90
ノヴォトルザンスキー砂糖工場		540	コルチュギンスク鉄道	欧ロシア中部	68
カマ株式会社	欧ロシア中部	509	トラペズンド鉄道	欧ロシア南部	66
ウシヴィンスコエ林区		444	クラーギン・ジュート工場		62
モスクワ・カザン鉄道	欧ロシア中部	435	ヤロスラヴリ自動車工場	欧ロシア中部	60
ニコラエフスク・パヴディンスク山岳区	ウラル山脈周辺地	433	クリギーンスカヤ繊維工場		54
ナデジディンスキー工場		422	トヴェリ市役所	欧ロシア中部	34
サン・ドナト公爵のトゥリノ工場	ウラル山脈周辺地	401	他	全ロシア	9,608
沿海鉄道（アルハンゲルスク県）	欧ロシア北部	322	合計		67,121

出典：ＲＧＩＡ．Ｃａｎｋｔ·Ｐｅｔｅｒｂｕｒｇ．(ロシア国立歴史公文書館、サンクト・ペテルブルグ), 323－1－834、204-205 頁, 323－1－835、44-45 頁

*欧は、ヨーロッパのことである。

3-6 第三章の結論

本章では、1858～1860 年のアムール・沿海両州併合から 1917 年のロシア革命までのおおよそ 60 年間のロシア政府の対東アジア系移民政策を概観した。その政策は、移民の入植奨励、その制限や帰化奨励などの質的に異なった時期の歴史であった。その 60 年間、ロシア政府の対東アジア系移民策には一貫性がなく、整備されることはなかったとロシア人研究

者[198]が度々主張しているが、対東アジア系移民策が何度も変容したことに深い理由があり、ロシア政府と沿アムール総督がその対策と整備に努め、ある程度成功したと考える。

第二・三章に明らかにしたように、ロシア政府の対東アジア系移民策には、沿アムール総督管区内の状況と東北アジアの国際政治という二つの主な要因の影響があった。国内要因としての極東地域の行政の構築や経済発展を促す政策の本格化に伴って、東アジア系移民の法的地位や移民対策も法的に明瞭に規定されるようになる。

ロシア政府は、自由移民期（1860-1883 年）には清国人の金鉱山での就労、朝鮮人のロシア軍と一般市民への農産物の提供を奨励し、清国人と朝鮮人の入植を促進し、移民政策成立期（1884-1893 年）には清国人と朝鮮人の徴税制度を導入し、東アジア系移民の法的地位を定め、移民帰化奨励期（1893-1905 年）には東アジア系移民の管理を強化し、ロシア国籍の取得を奨励し、移民制限期（1906-1914 年）には清国人と朝鮮人の住民登録を改善し、法律上雇用を明確化し、契約移民期（1914-1917 年）には再び中国人のロシアへの企業の雇用を奨励した。

一方、国際政治の影響は著しく、19 世紀後半から第一次大戦終焉までの東北アジアの国際秩序の著しい変化を示した。とくに、中国の半植民地化や朝鮮半島の植民地化は、ロシアへの中国人や朝鮮人の移住や、その法的地位に大きな影響を与えた。国際秩序の変化に対応して極東地域の領土保全を懸念した沿アムール総督は、朝鮮人と中国人を含む外国人の土地売買を制限し、沿海州に東アジア系移民の管理を簡易化するために一時的に居留民団を導入し、朝鮮人の帰化を奨励し、東アジア系移民の住民登録の改善に努めた。

---

198 Волохова А. А. （A.A.ヴォーロホワ）、前掲書、105-114 頁.

第四章　移民と移民受入国

—極東ロシアにおける東アジア系民社会の生成と発展—

本章では、極東ロシア地域の民族構成と人口増加に間する問題を概観し、沿アムール総督管区における中国人社会、朝鮮人社会、日本人社会の生成と発展の歴史を辿り、この三つのエスニック・グループのロシアへの移住や定着の特徴を比較する。

4-1　沿アムール総督管区の労働力不足問題における移民

無人に近かい状態にあった極東ロシア地域では、第一章において考察した通り、1850 年代から、ロシア政府の積極的な政策によって併合が進み、さらにこの遠隔の周辺地を開発するために、ロシア政府は膨大な労働力を必要とした[1]。

1797 年、西シベリアを含むシベリアの全人口は、約 939,000 人であり、ロシア帝国人口のわずか 2.6%であった。そのうち、原住民は約 363,000 人で、ヨーロッパ・ロシアから移住したロシア人は約 576,000 人であった。そのうち、東シベリアの人口が最も少なく、およそ 22,000 人を数えるのみであった（表 4-1 参照）。

表 4-1 極東ロシア地域における人口増加と原住民の比重

年	全人口（人）	ナトキ人	ｵﾛｯｺ人、ｵﾁﾞﾁ人、ｳﾃﾞﾍ人	エヴェン人	ﾆｳﾞﾌ人（ｷﾞﾘｬｰｸ人）
1797	22,000	—	—	—	5,700
1858	372,000	—	—	—	—
1897	969,000	8,700	1,600	3,400	4,200
1912	937,700	4,300	2,600	2,000	8,300
1916	1,278,000	4,600	5,100	2,200	4,000

出典：Willcox. Op. cit., vol. 8, p. 555；　Алексеев А. И., Морозов Б. Н.（A.I. アレクセーエフ, B.N. モローゾフ）、前掲書、12-15 頁；　Народы России. Энциклопедия. Под ред. В. А. Тишкова. М., 1994. С. 253.（『ロシアの民族：百科辞典』V. A. チスコーフ編、モスクワ、1994 年、253 頁）.

シベリアの一部原住民は、ロシア政府からヤサーク（毛皮税）が免除され、さらにロシ

[1] Ravenstein E. G. Russians on the Amur; Discovery, Conquest and Colonisation. Trubner and Co, 1861；Крашенинников С. П. Описание земли Камчатки. СПб, 1755.

ア国籍を取得することが奨励されたにもかかわらず、ロシア人との接触はほとんどなかった。原住民の多くは、森林に住み、狩猟、漁労などの伝統的職業に従事しており、ロシア人が築いた都市や農村には、毛皮、魚などを塩、銃などに交換する時にのみ姿を現すような生活をしており、極東ロシア地域の人口の民族構成の一部を成すことは殆どなく、従って、原住民は、労働者として雇用されることはなく、ロシア帝国の新領土の産業化の過程において、主要な労働力となることはなかった。

現実に労働力不足があったにも関わらず、ヨーロッパ・ロシアからの移住は積極的に行われなかったのは、鉄道網が未整備のため、シベリアを経由して沿アムール総督管区に到達するには長時間を要し、食料品、商品、労働者の輸送も困難であった。1860 年代にシベリアへ強制的に移住させられた 15～20 万人のロシア農民のうち、沿アムール地方にたどり着いたのは、数千人に過ぎず[2]、それ以外の移住者のほとんどは、西シベリアにとどまってしまった。従って、ロシア政府にとって、植民事業を行うことは急務であり、ヨーロッパ・ロシア、とくにロシア帝国の一部であったウクライナから強制的に農民を移住させたが、ロシア政府の試みは期待された効果を得ることはなかった。

さらに、1870 年代末、中央アジアの天山北路の中心地イリをめぐって清国とロシアは衝突し、露清関係が緊張したために[3]、清国との軍事衝突或いはシベリアへの陸路の危険性が高まったこともあり、ロシア政府は、海路で農民を移住させる必要があると判断した。これを契機に、1879 年にはウラジオストクとオデッサが直行便で結ばれ、1882 年には移民の輸送は、船便で行われるようになった[4]。さらに、ロシア政府は、国費による 250 世帯の極東地域への移住を立案し、私費による移民も奨励する措置を講じた。ウラジオストク・オデッサ航路によって、1884 年から 1885 年には、国費では 4,700 人、私費では 1,095 人が極東地域へ移住した。その結果、バイカル州を含めた沿アムール総督管区の人口は、1885 年

---

[2] Malozemoff, Andrew. *Russian Far Easten Policy, 1884-1904.* Berkeley : Univ.of California Press, 1958, p. 9.

[3] 1881 年 2 月 24 日のペテルブルグ条約によって、ロシアは、1871 年に占領したイリ地方を清国に返還し、ロシアと清国の勢力圏が分割された。

[4] John J. Stephan, The Russian Far East : a History. Stanford : Stanford University Press, 1994, pp. 64-65.

には682,000人を数え[5]、1883～1892年には、19,490人の農民が沿海州の南ウスリー地方へ移住し、13,449人がアムール州へ移住している[6]。つまり1883年から1899年にかけて、累計で45,000人以上の農民がヨーロッパ・ロシアから沿海州南部へ移住したことになる[7]。こうして、沿海州がヨーロッパ・ロシアと船便で結ばれた結果、ロシア政府の移住政策は、以前より効率的になったと言えるが、極東地域の労働力市場は、人材が豊富であったとは決して言えない。

さらに、1885年、ロシア政府は、極東地域をヨーロッパ・ロシアと結び、サマーラ市とウファ市を経由するシベリア鉄道の建設を企画し[8]、1891年に着工し、その後1917年まで行われたシベリア鉄道工事は、新たな労働力の導入、産業、手工業などの様々な分野の発達を促し、極東ロシア地域の発展にも強い影響を与えた。こうした中で1897～1903年には、沿海州に60,034人、アムール州に23,731人が移住した。とくに、1907年には、極東への移住者が多く、沿海州のみでも、61,722人が移住してきた[9]。さらに、1910年、ロシア政府官庁相互間委員会は、ヨーロッパ・ロシアからの労働者の移住促進政策を発表した。それは、①輸送料の減額と輸送の促進、②帰国者の運賃の免除及び家族呼び寄せの運賃の免除、③兵役免状、④低価格の土地分与、であった[10]。

---

[5] Кутаков Л. Н. (L.N.クタコーフ)、前掲書、188頁；Нарочницкий А. Л. (A.L.ナロチニーツキ)、前掲書、350頁.

[6] Алексеев А. И., Морозов Б. Н. Освоение русского Дальнего Востока. Конец 19 в.-1917 г. Москва, 1983. С.10. (A.I.アレクセーエフ, B.N.モローゾフ『極東ロシア地域の開拓史、19世紀後半～1917年』モスクワ、1983年、10頁).

[7] Всеподданейший отчет Приамурского генерал-губернатора генерал-лейтенанта Духовского, 1895, л. 83. Российский государственный исторический архив (РГИА), Ф. 1263, оп. 2, д. 5189. (「ロシア皇帝に対する沿アムール地方総督陸軍中将ドゥホフスコーイ報告書、1895年」ロシア国立歴史公文書館、サンクト・ペテルブルグ、1263－2－5189、83頁).

[8] ロシア政府の移住政策について、次の著書が詳しい。Кутаков Л. Н. (L.N.クタコーフ)、前掲書、188頁；大橋、前掲書、238～302頁.

[9] Алексеев А., Морозов Б. Н. (A.I.アレクセーエフ, B.N.モローゾフ)、前掲書、10-11頁.

[10] Граве В. В. (V.V.グラーヴェ)、前掲書、87頁.

しかし、極東ロシア地域（ほぼフランスとドイツをあわせた面積に匹敵）の労働力不足の問題は、45,000 人の移住のみで解決することはなく、外国人移民もこの当地域に登場するようになり、清国、朝鮮、日本から多くの出稼ぎ者が移住してきたが、ヨーロッパ系移民も目立つ存在であった。

極東地域に居住していたロシア人は、退役軍人及び農民が多く、手工芸者或いは商人は殆どいなく、ウラジオストク史研究者N.P.マトヴェーエフによれば、外国人商人が食料品、雑貨品などの販売権を握るようになった[11]という。さらに、外国人の多くが、1860 年代からウラジオストク市内で土地を購入し始め、例えば、1864 年には、スウェーデン人貿易商デ・フリーズが市役所に土地の売却を求め、広大な土地を手にいれ、また、1880 年代初頭には、クンスト・イ・アールベベスト社のドイツ人経営者A.V.ダッタン、オランダ人商人ジョーン・コルネリウス・デフリーズ、漁業社所有者G.F.デンビーなどの多くの外国人実業家が低価格で土地を購入した。N.P.マトヴェーエフは、「外国人の住宅は、ロシア人の住宅より都市の中心地の最も良い場所に位置している。ウラジオストクの外国人は、ドイツ人とスウェーデン人が一番多い」[12]と指摘している。1897 年、沿海州では、ヨーロッパ系外国人のうち、最も目立ったのがドイツ人で、その人数は 643 人であり[13]、1912 年、極東ロシアでは、合計 2,200 人のヨーロッパ人が住んでいた[14]。

一方、隣接する清国や朝鮮からも出稼ぎが始まり、極東ロシア地域における東アジア移民の占める割合は、およそ全人口の 40%であった。隣接清国からの出稼ぎが主として季節労働であったこと、特に中国人にその性格が強いこともあって、東アジアからの移民数についての統計は、正確とは言えないが、1897 年に初めて行われた全ロシアの国勢調査によると、沿アムール総督管区には、42,823 人の清国人、26,100 人の朝鮮人、2,291 人の日本人

---

[11] МатвеевН. П. Краткий исторический очерк г. Владивостока. Влд., 1990. С. 139. （N.P.マトヴェーエフ『ウラジオストク市の歴史的概要』ウラジオストク、「ウスリー」社、1990 年、139 頁）.

[12] 上掲書、38－40, 149 頁.

[13] Патканов С. （S.パトカーノフ）、前掲書、867 頁.

[14] АлексеевА. И., МорозовБ. Н. （A.I.アレクセーエフ, B.N.モローゾフ）、前掲書、13 頁.

が居住しており、極東ロシアの全人口の一割以上を占めていた（表4-2参照）。ロシア政府の統計によれば、1880年頃には中国人は、極東ロシアの人口の2割以下であったが、実際には、夏期限定の出稼ぎを含めると、東アジア系人口は、ロシア人人口に近づくことになる。

表4-2　極東ロシアの人口増加と清国人、朝鮮人、日本人の人口

年	全人口（人）		内訳	
		清国人（人）	朝鮮人（人）	日本人（人）
1860	70,000	11,370	13世帯[15]	—
1870	—	12,297	3,321(1869)	50（1875）
1880	140,000	17,128	8,768	271
1890	716,000[16]	28,276(1885)	12,856	603
1897	430,000	42,823	26,100	2,291
1911	855,000	94124	38293	4,500
1912	937,000	91,300	60,800	4,200
1916	1,509,200	78,100	60,300	4,900
1917	1,087,600	—	45,718(64,000)	5,001
1926	1,281,000	20,000	132,997	657

出典:『日本帝国統計年鑑』; Грave В. В.（V.V.グラーヴェ）、前掲書、125 －126頁; John J. Stephan. Op. cit., p. 310; Алексеев А. И, Морозов Б. Н.（A.I.アレクセーエフ, B.N.モローゾフ）、前掲書、13頁.

沿海州の中心のウラジオストク市にも、様々な民族が集中しており、清国人と朝鮮人がウラジオストクの人口の約半分を占めていた。1866年には、最初の兵舎が築かれ、役所、裁判所などの公共施設を除き、ロシア人の家屋は34軒であったが、その時すでに清国人の農家は11軒であった[17]（表4−3参照）。

下表からも明らかなように、清国人、朝鮮人、日本人は、ウラジオストク市の民族構成の大きな部分を占めるようになり、殆どの産業分野で活躍しており、それゆえ、1860年代

[15] 1863年の資料による.

[16] サハリン島を含む. Кутаков Л. Н.（L.N.クタコーフ）、前掲書、192頁.

[17] Матвеев Н. П.（N.P.マトヴェーエフ）、前掲書、139頁.

以降になると、ロシア語、英語、中国語、満州語、朝鮮語が使われていたウラジオストク市、ニコラエフスク市などは、多民族的な環境が成立していたと言えよう。

表 4-3 ウラジオストクの民族構成、1866～1916 年

年	全人口（人）	ヨーロッパ系（人）	アジア系（人）		内訳	
				清国人（人）	朝鮮人（人）	日本人（人）
1866	45 世帯	34 世帯	11 世帯	11 世帯	—	—
1878	8,393	4,952	3,441	1,196	—	139
1884	10,094	6,309	3,785	3,019	354	412
1897	—	—	12,683	10,123	1,351	1,209
1908	—	—	34,927	29,971	3,015	1,941
1913	95,000	55,480	36,830	27,000	8,000	1,830
1916	97,509	50,476	47,035	39,187	4,180	3,668

出典：『日本帝国統計年鑑』；「朝鮮人ノ海外移住並ニ移住者ノ情態取調一件」、外務省外交史料館所蔵、3-8-2-267, 7 頁；ГравеВ. В.（V.V.グラーヴェ）、前掲書； John J. Stephan. Op. cit. Appendix B, p. 310；АлексеевА. И., МорозовБ. Н.（A.I.アレクセーエフ, B.N.モローゾフ）、前掲書、183－184 頁； 杉山公子「日本人商人店の登場」『Север』第 2 号、1－7 頁.

以下において、中国人社会、朝鮮人社会、日本人社会の生成と発展について考察する。

各エスニック・グループの軌跡を辿る前に、その社会の生成や発展の時期区分を提示するが、この三つのエスニック・グループの時期区分は、相互に共通ではなく、第三章で用いたロシア政府の移民政策の時期区分とも必ずしも合っていることもない。時期区分の基準については、それぞれのエスニック・グループの社会が辿った軌跡がそれぞれ異なっており、各国の歴史とも関わっているために、三つの時期区分を必ずしも一致させる必要はないと考えている。

4-2　極東ロシアにおける中国人社会の生成と発展

本節では極東ロシアにおける中国人社会の生成と発展の過程を通時的に辿る。

4-2-1　中国人のロシアへの移住の歴史的背景

最初に、19 世紀の清国人（中国人）のアムール河流域への出稼ぎとその歴史的背景を考

察する。

中国東北部（黒竜江省、吉林省、遼寧省）は、満州族の名をとって満州と呼ばれ、その最初の支配者ヌルハチ（奴児哈赤）が定めた八旗制度[18]によって、満州人（17 世紀以前には女真人）・蒙古人・漢人が区別されていた。その当時の上流階級であった満州人と蒙古人はいわゆる「旗土地」を持つ権利があり[19]、漢人は満州に移住することは禁じられていた。ヌルハチの時代から、満州人の居住地域は、沿海州とアムール川流域に広がっていたが、1689 年のネルチンスク条約により沿海州とアムール川流域は、正式に清国の領土となった。

清朝は、1740 年から 1893 年にわたって、漢人の「入植禁止政策」[20]をとっていた。しかし、広大な満州への移住を全面的に管理することは不可能であり、19 世紀前半には漢人は満州に移り始め、村落を築き始め、1812 年には 1,249,784 人、1842 年には 1,665,542 人の漢人が満州に居住していた[21]。これは、この間に平均すると毎年 1 万 3900 人の人口増加を示しており、それ以降も、阿片戦争と太平天国の乱などの政治的混乱があり、清国政府は漢人の満州への移住の制限を緩和し、さらに 1852 年には、旗土地の漢人への売却禁止が廃止された[22]。こうして、人口希薄なアムール河流域は、19 世紀後半には、中国人（＝漢人）が急増し、ロシア帝国に割譲された 1858 年には、アムール河左岸にはすでに 8,600 人の漢人、4,400 人の満州人とダウール人が居住し[23]、また、数百人の満州人の猟師が、1860 年にロシアに併合された沿海州の一部の金角湾海岸周辺地に居住していた。

清国政府は、1860 年以降もロシア人の南下を懸念しており、人口希薄であった中国の東

---

[18] 八旗制度については、『満族社会歴史調査』遼寧省編輯委員会編. 遼寧人民出版社, 1985.に詳しい.

[19] 小峰和夫『満洲－起源・殖民・覇権』御茶ノ水書房、1992 年、119-122 頁を参照.

[20] 満州封禁政策とも呼ばれる。

[21] Рудаков А. В. Поземельный вопрос в Гиринской области（A. V. ルダコーフ『吉林省の土地問題』）、前掲書、23 頁；Соловьёв Ф. В.（F.V. ソロヴィヨーフ），前掲書、25 頁.

[22] Соловьёв Ф. В.（F.V.ソロヴィヨーフ），上掲書、31 頁；Граве В. В.（V.V.グラーヴェ）、前掲書、8 頁.

[23] Сборник главнейших официальных документов по управлению Восточной Сибирью. Т.1. Вып.1. Иркутск, 1884. С. 88.（『東シベリア統治に関する主要公文書総覧』第 1 巻第 1 号、イルクーツク、1884 年，88 頁）.

北部、とくにロシア帝国との国境周辺地に、清国人を移住させる活動とその開発に力を入れるようになった。1863 年、黒竜江省当局は、山東省出身者[24]が多数を占めた漢人移住者に、合計 200 万シャン[25]の土地を分与し、住宅建築や家畜購入のための補助金を与えた。1878 年からは、満州の各省に、殖民局が設立され、その出張所が、上海、天津などの都市に置かれた[26]。こうして、満州では、第一章にふれたアメリカ大陸諸国と同様に移民が奨励されるようになったと考えられる。

この結果、漢人の流入によって黒竜江省の漢人人口は著しく増加することになり、1866 年に満州を訪れたイギリス人A．ウィリアムソンは、1866 年の奉天省の人口を 1,200 万人と推定し、「黒竜江省ではチチハル（斉斉哈爾）市、スンガリ（松花江）河とノンニ（嫩江）河流域に人口が集中している」[27]と述べている。1893 年に満州封禁政策が廃止された後、満州の「漢化」は進み、満州の民族構成も大きく変化し、19 世紀末までに漢人が満州の人口の 91.7%を占めるようになった（表 4 - 4 参照）。また満州からロシア領への出稼ぎ者のなかにも漢人の比率が著しく高くなった。

ここで、上述の移民の動向を地理的な視点から見てみよう。満州は、黒竜江省の大部分を占める「中央地帯」、吉林省の北部を占める「東部地帯」、内蒙古の北西部を占める「西部地帯」、モヘチジリ川からスンガリ川までのアムール川右沿岸を占める「アムール地帯」

---

[24] V.V.グラーヴェはこう述べている。「 65,184 平方マイルの領域に、3900 万人以上が居住している。山地が多いために、領土の大部分は居住に不適であり、平野では、人口密度が 1 平方マイル当たり 1,000～1,300 人である。人口過密のために、収穫の良い年でも食料品が不足し、頻繁な旱魃、熱帯性の大雨、蝗、バッタの襲撃、黄河の洪水が頻発するために、飢餓は避け難い」。ГравеВ．В．（V.V.グラーヴェ）、前掲書、8 頁.

[25] 1 シャンは、0.614 ヘクタル（7 反 4 畝 1 歩）.

[26] СоловьёвФ．В．（F.V.ソロヴィヨーフ），前掲書、26 頁.

[27] Williamson, Alexander, Journeys in North China, Manchuria and Eastern Mongolia, with some account of Corea. London, 1870. Vol. II, p. 39. ロシア翻訳は、Вильямсон А．Путешествие на север Китая, Маньчжурии и Восточной Монголии с некоторыми записками о Корее. СПб.，1870. С.30.（A.ヴィリヤムソン『朝鮮についての記録を含む中国北部・満州・東蒙古への旅』サンクト・ペテルブルグ、1870 年、30 頁.）

に分けることができる[28]。「中央地帯」は肥沃であったが、その以外の地帯は農業に不適で

表4-4　19世紀末の中国東北（満州）の民族構成

民族名	人口（人）	民族名	人口（人）
満州人	800,000	マネグル人	8,000
漢人	11,000,000	タホル人	5,000
トンガン人	120,000	ニヴヒ（ギリャーク）人	5,000
ゴリド人	20,000	マングン人	2,000
ソロン人	30,000		
オロチョン人	10,000	合計	1,200万人

出典：小峰和夫、前掲書、155－156頁.

あった。漢人の移住が進み、満州の開拓が始まった時期には、移住者はスンガリ川とノンニ川の「中央地帯」の肥沃な土地の開拓を終えており、他の地帯の開拓が始まった。土地を取得できなかった移住者は、農業を断念し、漁業、薬草採取、商業などに携わり、その一部は、北上し、国境を超え、ロシアが併合した領土に移住した。

4-2-2 極東ロシアにおける中国人社会史

極東ロシアにおける中国人社会の発展過程は以下の四つの時期に分けることができる。この四つの時期は、中国人社会の発展に決定的な影響を及ぼした歴史的出来事や、それぞれの時期の出稼ぎの性格を考慮し設定した。

第一期は、1860年の沿海州の併合から1872年のウラジオストクへの軍港の移動までの12年間であるが、清国人（中国人）の出稼ぎは、これ以前にも行われており、それについても考察する。1872年までの清国人の移民の主体を成したのは、沿海州を中心とする猟師及び薬草採集人、アムール州を中心とする農民であった。第二期は、1872年から1900年至るまでの28年間であり、この時期には、狩猟及び薬草の採取を目的とする出稼ぎ者の急増

[28] Соловьёв Ф. В.（F.V.ソロヴィヨーフ），前掲書、29頁.

が見られた一方、当該地域の都市化或いは防衛上の整備工事また、商港の活性化が非熟練労働者の流入をもたらし、各都市において中国人街が形成されてきた。第三期の 1900 年の義和団の乱から 1905 年の日露戦争の終結までの 5 年間では、清国人出稼ぎ者の減少が見られ、混乱と戦争のため、多数の清国人が帰国した。第四期にあたる 1906 年からロシア革命に至る 1917 年までの 11 年間には、中国人出稼ぎ者が再び増加、とくに第一次世界大戦期には中国人契約労働者の募集がロシア政府によって奨励された。

4-2-3　清国人社会の生成期　1860(1830)～1872 年

沿海州とアムール州がロシア帝国によって併合された 1858～1860 年の間にすでに清国人が移住していたことについては第一及び三章において触れたが、ここでは、清国人のロシアへの移住の性格と特徴を明らかにし、清国人を移住にかりたてた要因を解明する。

極東ロシア地域の開発がロシア人の東方進出やロシア人によって促進され、東アジア系移民がロシア人の下で活躍したと考える多くのロシア人研究者[29]がいるが、清国人の労働力や資本も、当該地域の開発において大きな役割を果たしたと考えたい。また、19 世紀後半の清国人のロシアへの移住を促したのは、以下の三つの要因であった。

第一は、猟師と薬草採集人の自発的出稼ぎであり、第二は、清国人の契約労働者を勧誘したロシア企業であり、第三は、出稼ぎを促進させ組織化した山東省の漢人商人の活動である。

まず、第一の要因猟師と薬草採集人について考察する。

4-2-3-1　1830～1860 年代の猟師と採集人の季節出稼ぎ

第一及び三章で考察したように、1840～1850 年に、清国人は農民として定着した。露清国境が確定された 7 年後の 1867 年には、アムール州においては、ブルンダ川からアムール河まで、ホニ・ホフラ川からゼヤ川までに 44 戸の 14,000 人の残留清国人が定住し、5,400

---

[29] Алексеев А. И., Морозов Б. Н. (A.I.アレクセーエフ, B.N.モローゾフ)、前掲書、3-5 頁.

人の漢人と 8,600 人の満州人とダウール人からなっていた[30]。

沿海州には、およそ 900 人の清国人が、ハンカ湖、ウスリー川、マイヘ川、ツィムヘ川、スチャーン川、スズヘ川、イマン川、ワク川、日本海沿岸に沿って定住していた[31]。沿海州における清国人が当該地域に定着した年は、I.P.ナダーロフ中佐がウラジーミル・ヴィースレネフ（Владимир Висленев）七等文官の調査成果に基づいて[32]整理した資料によればおおよそ 1802 年頃からと指摘できる（表 4-5 参照）。

表 4-5　定着的清国人の増加（単位：人）

年/管区	北ウスリー	ハンカイスキ	スチャ-ンスキ	スイフンスキ	アワクモフスキ	合計
1802	1					1
1807	1					1
1819		1				1
1820		2	1		2	5
1824		1				1
1825		2				2
1828		2	1			3
1829		2				2
1830		8	11	2	3	24
1831		1				1

---

30 Сборник главнейших официальных документов по управлению Восточной Сибирью. Т. 1. Вып. 1. Иркутск, 1884. С.88.（『東シベリア統治に関する主要公文書総覧』第 1 巻第 1 号、88 頁）。一方、Stephan, John. Op.cit., p.48.によると、清国人の農村の数は、64 戸であった．また、V.V.グラーヴェによると、10,500 人が居住していた。ГравеВ. В.（V.V.グラーヴェ）、前掲書、5 頁．「清国人」という通称は、漢人の他に、満州人とダウール人を含む．

31 АрсеньевВ. К. Китайцы в Уссурийском крае. Хабаровск, 1914. С.62.(V.K.アルセーニエフ『ウスリー地方の中国人』ハバロフスク、1914 年、62 頁)；Рудаков А. В. Китайцы в Уссурийском крае. Архив востоковедов, Санкт-Петербургское отделение Российской Академии Наук.Ф. 96, оп.1, д.101.（A.V.ルダコーフ「ウスリー地方の中国人」東洋学者史料館、ロシア科学アカデミーサンクト・ペテルブルグ支部付属東洋学者公文書館)、96-1-101, 2 頁；ГравеВ. В.（V.V.グラーヴェ）、上掲書、5 頁．

32 この調査によって作成された資料は、イルクーツク州国立公文書館（24-10-333/K2118）に保管されており、『東シベリア統治に関する主要公文書総覧』にも掲載された。Сборник главнейших официальных документов（『東シベリア統治に関する主要公文書総覧』）、第 4 巻第 2 号、1883、152-176 頁．

1832		3				3
1833		2		1		3
1834		1	1		1	3
1835		2	2		1	5
1836			3			3
1837		2	1			3
1838		5	2			7
1839		5		2		7
1840		26	28	1	19	74
1841			1			1
1842	4	2	1			7
1843		2	1	1		4
1844			1	1	2	4
1845		4	10		4	18
1846		1	4	1	1	7
1847		2	4			6
1848		7	7	2	3	19
1849	1	16	2	11	6	36
1850		55	48	7	31	141
1851		1	2			3
1852	7	4	7	1	1	20
1853		3	2		3	8
1854		12	8	1	2	23
1855	1	15	20	1	9	46
1856		8	4		2	14
1857		5	4		4	13
1858	2	33	2	3	1	41
1859	10	39	3	22	1	75
1860	1	76	93	14	61	245
1861	2	11	2	1	2	18
1862	4	19	16	3	8	49
1863	2	20	6	7	5	38
1864	1	26	5	2	3	37
1865		33	52	15	35	132
1866		23	7	2	9	41
1867	4	31	17	8	8	68
1868		75	28	33	7	141
1869		80	25	44	5	158
1870	2	130	147	62	69	402
1871	2	79	32	70	4	186
1872	4	151	96	156	20	425
1873	5	212	65	161	17	554
1874	1	199	132	246	39	612
1875	8	173	197	290	59	724
1876	12	139	167	239	30	580
1877	8	229	253	225	40	751
1878	13	173	179	142	64	570
1879	32	119	9	32	29	219
Total	128	2162	1819	1909	610	6628

出展：Государственный архив Иркутской области, Ф.24,оп.10,д.333 (K2128) (イルクーツク州国立公文書館、24－10－333 (K2128))； Надаров И. П. (I.P.ナダーロフ)、前掲書.

表4-5によれば、清国人の沿海州への移住は、1820年代後半から絶えることなく続いていたことが明らかである。その活動の一例は、1831年の聖オリガ湾の沿岸の村落「石門」（漢語地名、ロシア併合後、通称「コシカ」（＝猫）となった）を満州人が築き、季節出稼ぎの拠点にしたことである。「石門」へは、1831年の春、満州人サレ・キアが6隻のボートを率いて到来し、2軒の農家を築いた。「石門」は、冬期に無人となり、春の到来とともに、琿春市から満州人と漢人が海産物を採集するために訪れ、秋に満州に戻る[33]という冬営地の性格を有していた。

沿海州への出稼ぎ者は、朝鮮人参、鹿茸、クロテン等の毛皮獣、海産物（海鼠、イタヤガイ、カニ、海草等）、キノコ類、淡水真珠などの採集を目的にしていた（資料4-1「極東ロシアからの海産物と採集産品の輸出のルート、1900年前後」、260頁参照）。猟師と薬草の採集人は、毎年、沿海州に2～3ヶ月間、互いに遠く離れた一軒の農家或いは数件の農家からなる小村に居住していた[34]。このような農家は、とりわけイマン川流域、ウラヘ川やダウビヘ川流域に囲まれた山岳地帯、スチャン川、マイヘ川、スズヘ川流域に点在していた[35]。さらに、清国人猟師の小さな集団を作り、森林（タイガ）に、鹿茸加工場や狩猟用落とし穴を造り、各自で狩猟の領域を決めて、他人の領域に入らないようにしていた。

狩猟季節の以外には無人の猟師の小家には、食料品が保存されており、猟師の不文律によって、他人の狩猟領域の小家に宿泊する際にも、その食料品を利用することは自由であったが、その持ち出しは禁じられていた。さらに、清国人猟師は、森林の厳しい自然環境とたたかい、森林の中の自らの位置を確認する方法として、皆が利用できる印（ハオ）を木に付け、互いに助け合いながら、独特な救済のシステムを作り上げていた。薬草採集人

---

[33] Рудаков A.B.（A.V.ルダコーフ）、Китайцы в Уссурийском крае（ウスリー地方の中国人）、前掲書、1-2頁；Арсеньев В. К.（V.K.アルセーニエフ）、前掲書、52-54頁.

[34] 清国人の農家がこの地域を調査したロシア人探検家によって発見された。例えば、V.K.アルセーニエフによると、清国人のツア・エンの農家が、ノト川の近く、ダウビハ川の沿岸にあったアヌチノ村の近くにあった。また、ロシア人の移住者は、1860年にウラジオストクが築かれたメア湾及びオリガ湾にも清国人の農家を発見している。Арсеньев В. К.（V.K.アルセーニエフ）、上掲書、48頁.

[35] 上掲書、61-62頁.

と猟師の数は、沿海州においては2,000～3,000人であったと推測される。

上述したように、第一期には、極東ロシアの清国人は、狩猟、薬草などの採集、農業を行っており、アムール州の約14,000人のほか、約900人の定着的移民と約2,000～3,000人の季節出稼ぎ者であった。

4-2-4　中国人社会の発展期（1872～1900年）

第二期の清国人移民の主体は、職業別から大別すると、商人、猟師と薬草採集人、そして非熟練労働者という三つの範疇からなっていた。

4-2-4-1　猟師と薬草採集人、非熟練労働者

狩猟及び薬草採集に従事していた清国人は、ネット・ワークを広げ、アムール・沿海両州における自然物の採取や狩猟を活性化した。沿海州南部のウスリー地方の薬草採集を主業とする農家の数は、1880年には62軒、1890年代初頭には2,000～2,500軒に激増した。1890年代の清国人薬草採集の実績は、年間、50プード（819キログラム、550,000ルーブル）が沿海州から清国へ輸出され[36]、さらに、1895年から1900年にかけて、毎年、ウスリー地方から2,000プード（32.76トン）の乾燥キノコが清国に輸出されている[37]。

1880年、ウスリー地方には、清国人猟師の小屋は175件、獣猟用落とし穴は8,766ヶ所あり、その多数は南部に集中していた[38]。

清国人の猟師は、狩猟の季節が夏季を中心にした数ヶ月を過ぎなかったために、猟師小屋の周辺に小さな土地を持ち野菜を栽培しており、秋期に収穫を行った後、毛皮業に従事

---

[36] 朝鮮人参の1フント（358.3グラム）の価格は、250～270ルーブルであり、沿海州の労働者の半年間の給料に相当している。上掲書、123頁.

[37] 上掲書、116頁.

[38] Надаров И. П. Материалы к изучению Уссурийского края. Влд, 1886.С.3（I.P.ナダーロフ『ウスリー地方の調査資料』ウラジオストク、1886年、3頁）.

していた[39]。このように、季節毎に職業を変え、清国に帰ることなく、出稼ぎを続けていた。

1870年代半ばからの商港の活性化、ウラジオストク要塞の堡塁工事、鉄道の工事などが、清国人の非熟練労働者の流入をもたらした。I.P.ナダーロフによれば、清国人労働者は、1868年に、はじめて18人、1870年には43人、1871年には50人、1872年には99人がウラジオストクに来ているが、その数は、軍港がニコラエフスクからウラジオストクに移設した1873年から急増し、毎年、111～205人が移住してきた[40]。さらに、1875年頃には、150人の集団が山東省で募集され、ウラジオストクの要塞工事、兵舎、商港の工事に従事し始めた[41]。

清国人の非熟練労働者は契約が満了し、次の仕事に就くまでの間、朝鮮人参などの薬草の採集に森林へ入り[42]、また、季節によっては、農業従事者にも数の増減が見られ、一部の村落は、秋期には無人になるものの、満州からの季節労働者が飛躍的に増加する春や秋にはにぎわい、朝鮮人参が収穫可能な秋季には、森林に入る清国人の数は、5倍に激増していた[43]。従って、季節によっては、清国人が従事していた職業は大きく異なり、職業分布も極めて移民多様であったと考えられる。

4-2-4-2　清国人の統計

清国人の総数は、表4－5（167～168頁参照）に示すように、1880年に激増している。ロシア軍参謀本部中佐I.P.ナダーロフが収集した資料によれば、沿海州への移住した清国人は、1861年から1870年までと、1871年から1879年までの総数を比較すると、後者が4.25倍になる。

一方、V.K.アルセーニエフは、1900年頃の清国人猟師の総数について、5万人[44]という極

---

39 Арсеньев В. К.（V.K.アルセーニエフ）、前掲書、96-98頁.

40 Надаров И. П.（I.P.ナダーロフ『調査資料』ウラジオストク、1886年）、前掲書、9頁.

41 Граве В. В.（V.V.グラーヴェ）、前掲書、6頁.

42 Надаров И. П.（I.P.ナダーロフ、『調査資料』、サンクト・ペテルブルグ）、前掲書、112, 126頁.

43 Рудаков А.В.（A.V.ルダコーフ）Китайцы в Уссурийском крае（ウスリー地方の中国人）、前掲書、1-2頁.

44 Арсеньев В. К.（V.K.アルセーニエフ）、前掲書、101頁.

端に高い数字を取り上げているが、この数字が推測によって計算されたことは留意すべきであろう。

沿海州の公的機関へ登録した清国人総数は、1885年には10,353人を数え、ロシア側の史料によれば、未登録の清国人も、約4,000人いた[45]という。さらに、中国側の史料にも、1881年には6〜7千人が沿海州に居住していたという数字が取り上げられているが[46]、中国人の研究者が同じ行政区分を基準にして清国人の人数を計算したかどうかは不明である。

清国人の分布も、この40年間で大きく変化し、表4-6、表4-7に示すように、1880年代半ばまでに、アムール州と沿海州の清国人の定住者の総数はほぼ同数になった。

表4-6　極東ロシアにおける清国人定住者の総数、1860〜1897年（人）

地域／年	1860-1865	1870	1880	1885-1888	1897
沿海州	870	1,797	6,628	14,353	30,281
内訳：					
ウスリー地区	28	208	128	—	—
ハンカイスキー地区	350	886	2,162	—	—
スイフンスキー地区	71	142	1,909	—	—
スチャーン地区	274	267	1,819	—	—
アワクモフスキー地区	157	294	610	—	—
アムール州	10,500	10,500	10,500	13,923	12,542
合計	11,370	12,297	17,128	28,276	42,830

出典：Malozemoff, Andrew. Op. cit. P. 11; Арсеньев В. К.（V.K.アルセーニエフ）、前掲書、63-64頁；Рудаков А.В.（A.V.ルダコーフ）、前掲書、2頁；Надаров И. П. Северо-Уссурийский край. Сборник географических, топографических и статистических материалов по Азии. СПб., 1887. С. 72, 107, 119.（I.P.ナダーロフ「東北ウスリー地方」『アジアに関する地理・地形・統計の資料の論集』、サンクト・ペテルブルグ、1887年、72、107、119頁）.

また、1897年の沿海州の清国人の総数は、アムール州の清国人の総数の約3倍弱になっている。

---

45 Malozemoff, Andrew. Op. cit., p. 11.

46 この数字に関して、徐万民は、『清季外交史料』第27巻に基づいているという。徐万民「ロシア極東における中国山東商人」『環日本海研究年報』6号1999年3月新潟大学大学院現代社会文化研究科、57頁.

表 4 - 7 極東ロシアにおける清国人定住者の総数、1885～1916 年（人）

地域／年	1885-88	1897	1902	1912	1916
沿海州	14,353	30,281		52,661	
内訳： コマンドール諸島		1			
ペトロパブロフ郡		4			
ウドスコイ郡		1,525		262	13
ハバロフスク郡		4,609		606	573
南ウスリー郡		21,255		4,200	3,804
内訳：ハンカイスカイヤ郷		54			
スイフン郷		1,801			
スチャーン郷		556			
ポシエット警察管区		1,500			
オリガ警察管区		1,276		4,000	
ヴェルヘネ・ウスリー警察管区					
サハリン島		143			
アムール州	13,923	12,542	7,709	22,000	
内訳：ブラゴヴェスチェンスク市		2,916			
アムール河流域の清国人農村		4,472			
他の郡と郷		4,864			
合計	28,276	42,830		91,300	78,100

出典：Патканов С.（S.パトカーノフ），前掲書、第 3 巻、第 3 号、437, 641, 687, 847, 867-887, 923, 955,983-995 頁；Соловьёв Ф. В.（F.V.ソロヴィヨーフ），前掲書、40 頁．沿アムール総督管区の行政区分が数回にわたって、改正されたために、表 4-5 と表 4-6 の行政単位がそれぞれに異なっている。

さらに、表 4-8 に取り上げた定着的清国人の人数に関するデーターは、I.P. ナダーロフ（И. П. Надаров）ロシア参謀本部中佐がウラジーミル・ヴィースレネフ七等文官[47]の調査の成果などの先行調査に基づいて確認の上に作成したものである。

---

[47] この調査で作成された資料は、イルクーツク州国立公文書館（24-10-333/K2118）に保管されており、『東シベリア統治に関する主要公文書総覧』にも掲載された。Сборник главнейших официальных документов（『東シベリア統治に関する主要公文書総覧』）、第 4 巻第 2 号、1883、152-176 頁.

表 4-8　北ｳｽﾘｰ地方における定着的清国人の管区別の人数、1870 年代

管区名	農家の数（戸）	農家所有者の人数（人）	雇用人など（人）	合計（人）
北ウスリー	18	18	2	28
ハンカイスキ	97	97	253	350
スチャーンスキ	112	112	162	274
スイフンスキ	40	40	31	71
アワクモフスキ	74	74	83	157
沿海州全体	341	341	531	872

出典：Надаров И. П. Материалы к изучению Уссурийского края. Владивосток, 1886. С. 3（I.P.ナダーロフ『ウスリー地方の調査資料』ウラジオストク、1886 年、3 頁）.

4-2-4-4　清国人の定着的農民

農業に従事し定着した清国人は、個人ないし小集団であり、その過半数は、折半所有者[48]であり、ロシア人農家から土地を賃借し、小麦、マメ科作物、とうもろこし、アワ、ケシ[49]、オートムギ、メロン、唐辛子、ハタタバコ、キャベツ、たまねぎ、にんにく、トマトなどを栽培していた。

清国人の農家は互いに距離をおいて建てられ、2･3 戸からなる集落、または 60～70 戸の農家からなる集落を形成することもあり、この比較的大きな集落は、ロシアの警察や官吏の監督が不可能に近い森林地帯に、川に沿って点在しており、畑の灌漑に淡水を使用していた。

成功して比較的広い土地を獲得した清国人の農家は、働き手を増やすために、母国から親戚ないし沿海州内の清国人を雇用したり、または、オロッコ人と清国人との間に生まれた「他子＝ダズィ」（ロシア語タズィ＝тазы）、また「他子」か朝鮮人と清国人との間に生まれた子（ポトゥイザ＝потуйза）を雇用した。清国人の主要な出稼ぎ先で、原住

---

[48] 折半所有者とは、土地所有者に収穫の一部を支払う耕作人である。清国人は、毎年、ロシア人所有者に収穫の 3 分の 1 から半分を支払っていた。Рудаков A.B.（A.V.ルダコーフ）、Китайцы в Уссурийском крае（ウスリー地方の中国人）、前掲書、2 頁；Арсеньев В. К.（V.K.アルセーニエフ）、前掲書、50, 69-70 頁；Унтенбергер П.Ф. Приморская область. СПб., 1900. С.135.（P.F.ウンテルベルゲル『沿海州、1855～1900 年』、サンクト・ペテルブルグ、1900 年、135 頁）.

[49] 沿海州南部（ハンカイスカイヤ郷、スイフン郷、スチャーン川、ウスリー川、）では、ケシの栽培地が 1870 年代に初めて出現した.

民オロッコ人との交易が盛んであった聖オリガ湾周辺地には、正確な統計はないが、他子とポトゥイザが多かったからである。

清国人が雇用労働者に支払った補給金と給料は、基本的に一ヶ月当たり 0.5 ルーブルであったが、ケシと小麦の収穫時にのみ 1.5～2 ルーブル、つまり 3～4 倍に上昇した[50]が、基本的に低賃金であった。一方、基本的に収穫物は清国人が投資額を比例配分し、雇用労働者には分配されなかった。

上述のように、清国人は母国からの新来者や他民族の者を低賃金で雇い、利益は漢人の間で分配し、ロシア当局に税金を納税することもなかった。このような孤立した清国人社会が沿海州の各地に表出し、そこに原住民や混血者も混住し、多様化していた。

一方、都部や都市近郊に居住する多くの清国人は野菜を栽培しており、ブラゴヴェスチェンスク市、ハバロフスク市、ウラジオストク市などではその販売をほぼ独占しており、都市部の野菜供給は、極東ロシア植民委員会委員 S.D.メルクーロフが、「ウラジオストクの郊外とスパースコエ村では、すべての野菜の生産と販売が清国人の手にあった」[51]と述べているように清国人に依存していたと言っても過言ではない。

また、極東ロシアの清国人が独占した他分野の一つに焼酎[52]の製造があった。焼酎は、沿海州とアムール州において、清国人にもロシア人にも販売されていた。沿海州での焼酎製造所は、1883～1887 年には 143 ヵ所、1900～1906 年には 204 ヵ所があった。この 204 ヵ所の製造所の年間の売上は 2,040,000 ルーブルであり[53]、当時としては膨大な額であった。しかし、ロシア政府は、第 3-3-3 節で考察したように、清国政府の要求に応じて、1906 年以降、焼酎の製造を禁止し、その製造所を閉鎖させた。これにより焼酎製造者の多くは、満州へ工場を移し、密かに沿海・アムール両州への輸出を行った。

---

[50] Арсеньев В. К. (V.K.アルセーニエフ)、前掲書、69 - 71 頁.

[51] Меркулов С. Д. Русское дело на Дальнем Востоке. Жёлтая опасность. Влд., 1996.С. 32. (S.D.メルクーロフ「極東地域のロシア人の出来事」『黄禍論』ウラジオストク、1996 年、32 頁).

[52] 焼酎は、ロシア人でハンシン (ханшин) か、スリ (сули) と通称されていた。

[53] Арсеньев В. К. (V.K.アルセーニエフ)、前掲書、131-135 頁.

4-2-4-5 清国人の商業活動

清国人商人は、既述したように、1850～1880 年代には沿海州へ満州人労働者を搬送し、バーター貿易を行っており、1890 年代までにアムール・沿海両州の各地において、清国人出稼ぎ者のみならず、ロシア人、またシベリアの原住民に食料品などを供給する広大な貿易網を広げていた。1878 年、沿海州の南ウスリー地方では、すでに 127 人の清国人商人の存在がロシア政府によって確認されていた[54]が、実際には、未登録の商人（表 4-9 参照）の存在を考慮すれば、商人の総数は数倍多かったと考えられる。

ウラジオストク港を拠点とする日本海貿易の発展が外国商品の流入をもたらしたため、ウラジオストクに置かれていた清国人の企業もあったが、その過半数はハバロフスクに集中していた。（資料 4-2「沿海州の中国人の最大企業」273 頁）。ウラジオストクの永和桟商店と同利商店は、ウラジオストクの 6 つの一等店に入っており[55]、それ以外は、二等・三等商店であった。

表 4 - 9 極東ロシアにおける清国人人口 1897, 1910-1912 年

（人）

年/都市	ハバロフスク	ニコリスク	ニコラエフスク	ウラジオストク
1897	3,652	-	-	10,123
1910/入籍	-	7,356	-	23,161
1910 / 未入籍	15,000	10,000	-	30,000
1911 /入籍	8,153	8,178(7,211)	2,156	25,257
1911 /未入籍	7,000	5,000	-	15,000
1912 /入籍	3,695	3,978	1,135	26,787
1912 /未入籍	1,000	2,000	-	5,000
1913	7,447	4,952	1,135	24,042
1914	7,447	4,952	1,125	24,042

出典：Арсеньев В. К.（V.K.アルセーニエフ）、前掲書、67 頁；Патканов С.（S.パトカーノフ）、上掲書、871, 923 頁；Соловьёв Ф. В.（F.V.ソロヴィヨーフ）、前掲書、40 頁. 未入籍の中国人の数は、中国人からの聞き取りによって、調査された。

---

[54] Соловьёв Ф. В.（F.V.ソロヴィヨーフ），前掲書、52 頁.

[55] 杉山公子「日本人商人店の登場」『Север』第 2 号、4-5 頁. ロシアの商店のランク（一等から三等まで）は、毎年に収める営業税と鑑札税によって決められた。一等商店の営業税は、850 ルーブル（約 850 円）以上であった。高嶋雅明「ウラジオストク貿易と外国為替金融—浦潮斯徳松田銀行部（十八銀行支店）の析を中心として—」『土地制度史学』、第 56 号、1972 年、37 頁.

山東省の漢人商人が清国人商人の中核となり、清国人商人の96%を占めていた[56]。満州への移住者の多くを送り出した山東省には、当時清国の領土であった沿海州へも契約労働者を搬送しており、豊富な海産物の取り扱いを組織化した。その活動の一例は、次の通りである。山東省の青島或いは芝罘（烟台)の漢人商人は、1870年代に、琿春市から500～800隻の船で満州人労働者を沿海州へ送り、低賃金労働力として、満州人を利用し、海草、海鼠、カニ、イタヤガイなどの海産物を集めさせていた[57]。

さらに、既述した「石門」をはじめとしてウスリー川流域の各地において、狩猟或いは、朝鮮人参の採集に従事していた清国人の多くが毛皮、鹿茸、朝鮮人参などをバター、焼酎、タバコ、潮、砂糖、麻布などに交換しており[58]、石門はその中心地であった。

清国人商人は、複数の販売ルートを用いて、シホテ・アリニ山脈などの辺境の地域を含め、夏期には馬車で、冬には凍結した川を犬橇を利用して食料品の販売を行っていたが、冬期には、その運賃は数十倍高騰した[59]。1890年代には、清国人商人は、はるか沿海州南部地域まで販売・配達網を広め、「財東＝ツァイドゥン」と通称された商業業者のエージェントを派遣した。「流域のオーナー」と比喩的に呼ばれた「財東」は、清国人と原住民から毛皮、鹿の角、朝鮮人参などを購入し、ロシアの都市の清国人業者を通して、清国へ輸出していた[60]。「財東」は、清国人と原住民の猟師に別のルートで毛皮などを販売することを禁じ、それを破った者を残酷に処罰したために、沿海州の毛皮、鹿の角、朝鮮人参などの販売を独占することに成功した。極東ロシア地域の原住民や移民を調査したV.K.アルセーニエフは、1906～1910年に調査を行った際、イマン川、ビキン川、ホラ川、ノト川、スチャーン川の川口に置かれた12人の「財東」と出会った。猟師は、平均、一年に21人当り2,000ルーブルの毛皮を「財東」に売っていたが、「財東」は、数十人の猟師から毛皮を定期的に

---

[56] 徐万民、前掲書、53頁.

[57] Арсеньев В. К. (V.K.アルセーニエフ)、前掲書、52-54頁; Рудаков А. В. (A.V.ルダコーフ)、Китайцы в Уссурийском крае (ウスリー地方の中国人)、前掲書、1-2頁.

[58] 上掲書.

[59] Арсеньев В. К. (V.K.アルセーニエフ)、上掲書、91-97頁.

[60] 上掲書、106頁.

買っていた。「財東」の一人、劉・ワ・インはロシア人の金鉱経営者ヤクボフスキー（Якубовский）から、1912～1913年の冬期の2.5ヶ月間で18,370ルーブルの毛皮を購入した[61]。

また、清国人は、毎年、狩猟の季節が終焉するまでウデヘ人などの原住民に毛皮動物の狩猟を禁じ、自らの独占を守った。

清国人商人は、原住民に雑貨品や食料品を販売する時には、詐欺まがい行為と暴力の行為を用い、安価な商品を高価で押し付けた。しかし、ロシア人がメア湾など沿海州各地へ到来したことが、この地域の商品供給を改善し、食料品を含む商品の価格を低下かつ安定させ、清国人のバーター貿易を混乱させた。これに対し、清国人商人は、ロシア政府にロシア人商人と地方当局の介入を阻止するように求めた[62]が、ロシア政府は、清国人の商取引を安定させる措置を講じなかった。また、沿海州へのロシア人の入植は、この 50 年間で、完全に清国人の貿易網を崩し、交換貿易を独占していた「財東」を追放することになった[63]。

清国人商人は、アムール・沿海両州において貿易を行うと同時に、山東省や華北の各地からも多くの食料品などを極東ロシアへ輸入していた。例えば、山東省から輸入された家畜は、1904年には2,000頭、1909年には5,252頭、1914年には57,000頭であり[64]、家畜輸入は、10年間で30倍に増加した。満州からアムール州への輸入額も、1891年には300,000ルーブル、1910年には、20,000,000ルーブルであり、20年間で67倍に増加した[65]。

アムール・沿海両州では、ウラジオストクの清国人企業は、1893年の12社から1909年には447社に増えており[66]、さらに中国人の商店を含む多くの企業があったが、ロシア当局

---

61 上掲書、103頁.

62 МатвеевН. П. (N.P.マトヴェーエフ)、前掲書、20-21頁.

63 АрсеньевВ. К. (V.K.アルセーニエフ)、前掲書、91頁.

64 徐万民「ロシア極東における中国山東商人」『環日本海研究年報』6号1999年3月新潟大学大学院現代社会文化研究科、61頁.

65 МеркуловС. Д. (S.D.メルクーロフ)、前掲書、23頁.

66 上掲書、39—40頁；Галлямова Л. И. Японские преприниматели во Владивостоке (1900—1913). Россия и АТР. Влд., 1992, №2.С.33 (L.I.ガリャーモワ「ウラジオストクにおける日本人実業家」『ロシアとアジア・太平洋地域』第2号1992年、33頁)；ГравеВ. В. (V.V.グラーヴェ)、前掲書、32-33頁により計算.

に登録されているのはその一部であり、その数は正確ではなく、例えば、1911 年にウラジオストクで開業した 47 ブリキ製品製造所のうち、登録されたのはわずか 7 社のみ[67]であった。

4-2-4-6 極東ロシアの都市における中国人街の形成

清国人商人の商業活動は、ロシアの諸都市の清国人の人口の増加をもたらす重要な要因となり、極東ロシアの各都市では、漢人商人の店舗が中核となった中国人街が形成された。1890 年に、中国人はすでにウラジオストク市には 1 万人、ハバロフスク市、ニコリスク・ウスリイスク市、ニコラエフスク市など各地には数千人が住居していた[68]（表 4 - 9 参照）。ハバロフスクでは、それは「中国人集落」（китайская слобода＝キタイスカヤ・スロボダー）[69]と呼ばれ、ウラジオストクのキタイスカヤ（中国の）街は、その名のとおり、そこには多くの中国人が居住しており、V.V.グラーヴェロシア外務省全権の調査では、居住していた 5 万人の中国人の約 8 割が未入籍であり[70]、1890 年代には、この中国人街はロシア人によって、「百万人街」（Миллионка＝ミリオンカ）と呼ばれるようになった。1907 年 7 月にウラジオストクを訪れた新潟県の官界・事業界の一員であった小林存は、中国人街について、「ペキンスカヤ街にはおもに清国の商店がある。いずれも煉瓦造りだが、[大手百貨店のある]スヴェートランスカヤ街と比べると規模は雲泥である。何々棧、何々洋行などの標記や、清国人特有の嘉祥の文字を写した赤紙の対聯を掲げている」[71]と記している。

---

67 ГравеВ. В. （V.V.グラーヴェ）、上掲書、40 頁.

68 Патканов С. (S.パトゥカーノフ)、前掲書、871－881, 923 頁.

69 スロボダー（слобода）― ①11-17 世紀のロシアで、その住民に国税などの義務が免除された集落、都市内の町 ② 外国人居留地、外国人町.

70 ГравеВ. В. （V.V.グラーヴェ）、前掲書、125-126 頁.

71 櫛谷圭司「小林存『鵬程日乗』にみる今世紀初めのロシア沿海州―『新潟新聞』明治 40 年 7～9 月の連載記事の現代語訳」「東アジア周辺ネット・ワーク過去・現在・未来」『環日本海論業』第 2 号、新潟大学環日本海研究会、1993 年、125 頁.

4-2-4-6　金鉱業における清国人非熟練労働者

労働力不足を痛感したロシア企業は、清国人商人の仲介により清国人の非熟練労働者も雇用しはじめた。

1871 年には、沿海州軍事知事は港湾工事促進と労働力不足解消のために清国人と朝鮮人の雇用をウラジオストク商業港長クロウーンに義務として課した[72]。都市部では、家庭労働者として清国人は様々な日雇的な仕事を行い、多くの中国人労働者が移された軍港ウラジオストクに集中し、水の運搬も独占していた。1875 年以降になると、ウラジオストクでは清国人の出稼ぎ労働者が特に多くなり、ハバロフスクでも清国人労働者が 1870 年代から、清国人企業またはロシア人企業などで就業していた。

都市部の建設業者以外に、清国人を雇用していた企業は金鉱山、シベリア鉄道管理局などであり、まず、清国人の金鉱山への出稼ぎの背景について簡単に述べる。

清国人は、1860 年代から東シベリアの金鉱山で就業し始めたが、ロシア人と清国人の金採掘者が清国の北部中国龍江省将軍の許可を得ず金を取っていた「ゼルトゥーガ（Желтуга）事件」は 19 世紀後半には広く知られていた。ゼルトゥーガといわれるこの地域の豊富な金脈についての噂は、1883 年頃には、満州と東シベリアに広まっており、500 人以上のロシア人と清国人の金採掘者がゼルトゥーガと呼ばれていた地域へ入っており、喧嘩を防ぐために、「ゼルトゥーガ共和国」という自治体を作った。北方中国龍江省将軍は、金採掘者の人数が数千人に昇った 1885～1886 年に、二回にわたって討伐隊を派遣し、その討伐隊長は、「ゼルトゥーガ共和国」の金採掘者にこの地域からの退去を要求し、これに抵抗した金採掘者を追放し[73]、金採掘者は四散したが、清国人金採掘者の一部は、ロシア領アムール州のゼヤ川流域にあった金鉱山へ移動し、金の採掘を続けていた。例えば、1896 年 3 月、ゼヤ川沿岸のゲリュイ（Гелюй）では、2,000 人の清国人とロシア人が金を採掘していた。

---

[72] МатвеевН. П.（N.P.マトヴェーエフ）、前掲書、77 頁.

[73] ЛебедевА. Желтугинская республика в Китае, Русское богатство. 1896, № 9. С. 144-171.（A.レベデーフ「ゼルトゥーガ共和国」『ロシアの富』第 9 号、144-171 頁）.

アムール州の金鉱山では、深刻な労働力不足が発生しており、その主な要因の一つは、東シベリア総督N.N.ムラヴィヨフによる同州のロシア人農民の鉱山への雇用の禁止措置であり、この措置は、1907年まで有効であったが、N.N.ムラヴィヨフは、清国人の鉱山への雇用を奨励していた。金鉱経営者は、1870年代～1880年代前半にはヨーロッパ・ロシアからの労働者導入を望んでいたが、1880 年代半ばに金鉱山が枯渇する恐れがあり、金鉱企業の多くも分裂して弱体化し、ヨーロッパ・ロシアからの労働者の運賃を負担する余裕はなくなった。そのため、金鉱経営者は、1880 年代後半には清国人を雇用しはじめており、1893年にとくに多くの清国人を雇用した[74]。清国人の他には、朝鮮人も金鉱山で働くようになり、非ロシア人労働者が著しく増加してきた。

アムール州当局は、朝鮮人労働者の雇用制限のため、7,000人の朝鮮人をタイガから追放し、その結果、朝鮮人が解雇された金鉱山に清国人が入り始め、アムール州と沿海州の金鉱山では、1906年には5,933人、1907年には7,046人（表4 - 10参照）、1908年には17,460人、1909年には30,429人が働いていた[75]。

しかし、清国人の雇用を中止させる運動の指導者 S.D.メルクーロフは、アムール川、ゼヤ河、ブレヤ河の流域だけでおよそ3万人の清国人金採掘者が従事していた[76]と推測していたが、表4 - 10は、S.D.メルクーロフの推測を覆すものである。

表4 - 10　アムール州と沿海州の金鉱山における清国人と朝鮮人人数、1906-1907年（人）

管区名	清国人、1906年	清国人、1907年	朝鮮人、1906年	朝鮮人、1907年
ブレヤ管区	1,453	1,533	2,325	2,265
ゼヤ管区	3,329	3,206	2,047	1,268
ｽﾀﾙ・ﾋﾝｶﾞﾝ流域管区	500	500	200	200
ｱﾑｰﾙ・ｺｻｯｸ軍管区	-	1,040	-	11
沿海州	551	667	1,859	1,667
南ｳｽﾘｰ管	100	100	-	-
合計	5,933	7,046	6,431	5,611

出典：Ｇｒａｖｅ Ｂ．Ｂ．（V.V.グラーヴェ）、前掲書、365頁により計算.

---

[74] Ｒａｂｏｃｈｉｊ ｒｙｎｏｋ Ｐｒｉａｍｕｒｊａ ｖ 1911. ＣＰｂ., 1912. Ｃ. 75－76（『1911年の沿アムール地域労働力市場』、サンクト・ペテルブルグ、1911、75－76頁）.

[75] 上掲書、77頁；Ｇｒａｖｅ Ｂ．Ｂ．（V.V.グラーヴェ）、前掲書、63頁.

[76] ＭｅｒｋｕｌｏｖＣ．Д．（S.D.メルクーロフ）、前掲書、26頁. .

清国人金採掘者は、タイガの河川に沿って、700 人から 1,200 人規模の集落を築き、日常生活では中国語のみを使用しており、こうした集落には、19 世紀の清国の農村にあるような、仏像をおさめた小御堂廟、商店、賭博宿、アヘン吸飲所があり、さらに、金採掘者は、夏期には家の周りでジャガイモ、ねぎ、キャベツなどの野菜を栽培していた[77]。

清国人出稼ぎ者の食文化は、中華料理に限られ、同国人が営む飲食店に頼っており、清国人金採掘者は、このような集落でも母国と同様な生活を送っており、エスニック・アイデンティティの変容はまったく見られなかったと言えるであろう。

また、1890 年代からは、極東ロシアにおいて鉄道工事が行われるようになり、松浦充美『浦潮斯徳』によれば、1895 年夏、沿海州のウスリー鉄道の工事には、4,500 人の清国人が従事していた[78]。

1897 年のロシア政府の人口調査によれば、極東ロシアの清国人の社会構成は次ぎの通りであった（表 4 - 11 参照)。

表 4 - 11 極東ロシアにおける清国人の職業別[79]

職業	アムール州（%）	沿海州（%）
農民	33,1	11,5
家庭労働者、日雇労働者	13,7	28,9
鉱山労働者、石工、伐材夫、漁民	4,5	16,5
建設で従事する労働者	5,3	16,0
木材、鉄筋を加工する労働者	1,3	4,5
鉄道工事で従事する労働者、船員	-	4,3
商店、レストランの所有者	10,3	10,9
他	31,8	7,9

出典：A.A.パノーフ『沿アムール地域における黄禍論』サンクト・ペテルブルグ、1910 年、5 頁.

---

[77] Рабочий рынок Приамурья（『1911 年における沿アムール地域労働力市場』）、前掲書、77 頁.

[78] 松浦充美『浦潮斯徳』東京、1897 年、231 頁；Владивосток（ウラジオストク）、1895 年 8 月 27 日、第 35 号、6-7 頁.

[79] この調査は、多くの清国人出稼ぎ者が帰国していた冬期に行われたために、季節労働者の数字が少なく示されていると考えられる。「農民」の項目では、借地契約なしで国営地において従事する農作者と借地人が含まれている。

表 4-11 から明らかなように、極東ロシアの清国人は、あらゆる職業に携わったが、地域によって、主要な職業が異なっていた。アムール州の清国人の 3 分の 1 は、農業に従事していたが、沿海州の清国人の 3 分の 2 は、鉄道工事と建設業に従事していた労働者を含め、出稼ぎ労働者であった。さらに、両州では清国人の一割以上が商人であった。

4-2-5 清国人社会の撤退（1900～1905 年）と清国人社会の復活（1906～1917 年）

日露戦争と 1905 年のロシア第一次革命は、沿海州に居住していた清国人にも大きな影響を与えた。とくに、1905 年 10 月 30~31 日に、日露戦争後の経済状況の悪化を理由にウラジオストクでは、騒乱が起き、多くの商店、海洋図書館などが略奪され[80]、清国人の商店 634 軒も大きな損害を受け、その損失は 2,602,455 ルーブルにも達したため[81]、母国に帰国した清国人は少なくなかった。

義和団戦争と日露戦争のために多くの清国人が帰国したが、日露戦争終結の 1906 年から、極東ロシアでは産業と交通機関の発展及び、また第一次世界大戦前の新しい労働力の必要が生じたこともあり、清国人労働者が再び増加した。

上に述べたような極東ロシアにおける企業或いはその状況に関する情報は、自然発生的な性格を持っており、毎年帰国する出稼ぎ者によって中国に伝えられていた。

また、中国人の出稼ぎ者の急増の主要な要因は、華北と極東ロシアを繋ぐ交通機関が整備されたことであり、とくに、満州鉄道の南線が営口港まで拡張されたことも手伝い、営口・ハルピンの路線を利用した中国人出稼ぎ者が著しく増加した。

さらに、ロシアへの中国人出稼ぎ者の急増とともに、海外用旅券発給申請などの海外出稼ぎに関する業務は、個人仲介者が行うようになり、その仲介者の多くは、出稼ぎ者が出港直前に泊まった宿の経営者であった。ロシアへの出稼ぎ者の主な供給先であった山東省

---

[80] Матвеев Н. П. （N.P.マトヴェーエフ）、前掲書、284 頁.

[81] 徐万民、前掲書、59 頁.

では、旅券発給申請の斡旋は芝罘（烟台)港の10軒の宿所[82]の経営者の手にあり、中国南部における宿所の経営者の斡旋と同様の機能を持っていた[83]。

ヨーロッパ・ロシアの南部からロシアへの出稼ぎ者の多くは、ボゴスロフスキー鉱山管区（現エカテリンブルグ州北部）のロシア人仲介者によって募集された[84]。通常は、沿海州のロシア人仲介者は、中国人仲介者の協力を得て、18～30歳の若い男性を募集するために、山東省の芝罘市などの都市へ代理人を派遣し、応募に応じた労働者に手付金を支払い、3～4月から11～12月まで、ウラジオストク市に送り込んだ[85]。

山東省からロシアへ出稼ぎのために渡った中国人は、主として、芝罘市で海外用旅券の申請及び査証取得などの手続きを行った後、営口港、大連港、安東港を経由してウラジオストク港へ渡航していた。これら中国人労働者の輸送は、ドイツ系船会社 Diederichsen & Co (Hamburg America Linie の子会社) と Anz & Co の二社、中国系船会社 Commercial Steam Navigation Co., Chinese Mercantile Marine Co (芝罘－上海－寧波線, 芝罘－ウラジオストク線、芝罘－安東線) 、Chefoo Vladivostok Steam Ship Co (芝罘－ウラジオストク線のみ)の三社によって独占されていた[86]。出稼ぎ者は、営口港、大連港、安東港から、船で直接にウラジオストクへ渡る者もいたが、その多くがハルピンまで鉄道で渡り、ハルピンからは、西へ向かう出稼ぎ者はマンチューリア駅まで鉄道で行き、その後、ブラゴヴェシチェンスク市まで徒歩で、東へ向かう出稼ぎ者はポグラニチナヤ駅まで鉄道で行き、その後、ウラジオストク市まで徒歩であった。実際は、鉄道運賃が高かったために、営口港、大連港、安東港からブラゴヴェシチェンスク市或いはウラジオストク市へ徒歩でたどりつく中国人労働者

---

82 Граве В. В. (V.V.グラーヴェ) 、前掲書、9－10頁. 中国人が経営したホテルは、中国の山東省に限らず、東南アジア諸国においても、中国人労働者に就職先を紹介する独特な仲介者の役割を果たしていた。Ta Chen, op. cit., p. 13.

83 Ibid., p. 13.

84 沿アムール総督管区 N.L.ゴンダッチより首相 I.L.ゴレミーキン宛て、1914 年4月4日、Источник (『史料』) 1997年1号、69－70頁.

85 Граве В. В. (V.V.グラーヴェ) 、前掲書、8－9頁.

86 上掲書、9－10頁.

も少なくなかった[87]。この頃の中国人渡航者の正確な統計は存在しないが、1906～1910年にはおよそ40万人の中国人がロシアへ出稼ぎの目的で渡ったと考えられる(表4-12参照)。

表4-12　1906～1910年の極東ロシアにおける中国人出稼ぎ民の人数

行き先・ルート	渡航者（人）	帰還者（人）
芝罘・ウラジオストク	197,879	139,800
ﾏﾝﾁｭｰﾘｱ駅経由ザバイカル州へ	39,023	33,335
ﾎﾟｸﾞﾗｰﾆﾁﾅﾔ駅経由沿海州へ	16,631	11,446
斉斉哈爾駅経由アムール州へ	70,902	48,837
松花江川を船	57,081	31,452
合計	381,516	264,870

出典：Граве В. В.（V.V.グラーヴェ）、前掲書、9－10頁.

ロシア政府が1911年に行ったアムール州と沿海州の労働力市場調査によれば、109,000人の労働者が工事で働き、両州の企業では36,241人（総数の33%）の中国人労働者が就業していることが明らかになった[88]。そのうち、58%（21,222人）の中国人が民間企業[89]で、さらに、国営企業でも多くの中国人が働き、ロシア陸軍省が行った兵舎建設などの工事に従事していた労働者の55%（9,291人）は、中国人であり、1897年に開通したウスリー鉄道の工事においても、2,485人の中国人が働いていた。その他、沿海州では、中国人がウラジオストク商業港で働き、港湾施設である機械工場、更にセラーヴィン（Шелавин）軍事技師、イワノーフ（Иванов）軍事技師、ロビンスキー（Робинский）少佐が指導したウラジオストク要塞の兵舎と堡塁工事、アムール河艦隊の諸施設の工事に就労し、内務省が行った工事では、260人の中国人が雇われていた[90]。

---

[87] 上掲書、11頁.

[88] Рабочий рынок Приамурья（『1911年の沿アムール地域労働力市場』）、前掲書、9頁.

[89] 上掲書、74頁.

[90] 上掲書、10-11頁；ГраверВ. В.（V.V.グラーヴェ）、前掲書、374－377頁.

また、アムール州においても、1910年には3,395人の中国人が働いており、その半分（約2,000人）が、ブラゴヴェシテンスク市のアムール州知事官舎の工事で働いていた。その他の1,395人は、ブラゴヴェシテンスク市の軍事建設委員会、建設局、アムール商船株式会社の工事で働いていた。

中国人は、短期間の仕事を終え、数ヶ月分の賃金を一括して支払われることが多かったために、賭博宿、女郎屋、アヘン吸飲所の餌食になり、帰途たびたび匪賊に襲われた[91]。

第一次世界大戦まで極東ロシアの金鉱山の労働者の大部分は中国人であった。S.D.メルクーロフによれば、砂金の豊富なアムール州ゼヤ地区では、1910年には金採掘者の90%が清国人であった。1911年、アムール州では、累計10,194の中国人労働者が働いており、同州の労働者人数の85%を占め[92]、また、同年、沿海州では、14, 501の中国人が働いていた[93]。

また、1906～1907年には、ロシア地方当局が清国人の鹿の狩猟禁止措置を講じた結果、猟師小屋は8戸、獣猟の落とし穴は479ヶ所まで激減した[94]が、清国人は狩猟を完全に断念しないまま、出稼ぎを続けていた。また、薬草採集者の農家は、1910年に158戸あり、海草の採集も清国人によって続けられ[95]、1910年には清国人と朝鮮人は、3,276トンの野菜を生産した[96]。

述べてきたように、1906～1916年には、清国人（1911年以降中国人）出稼ぎ者の主体は、様々な工事に従事する非熟練労働者に代わっていたが、その出稼ぎ者の規模は大きく、ロシア企業にとって重要な労働力であった。

---

91 他の民族グループも、匪賊で強盗された。例えば、1876～1878年、沿海州に居住していたフィンランド人は、匪賊の強盗が繰り返されたために、ウラジオストク市内へ移住することになった。Матвеев Н. П.（N.P.マトヴェーエフ）、前掲書、118頁.

92 МеркуловС. Д.（S.D.メルクーロフ）、前掲書、36頁.

93 上掲書、36頁.

94 АрсеньевВ. К.（V.K.アルセーニエフ）、前掲書、112頁.

95 ГравеВ. В.（V.V.グラーヴェ）、前掲書、118－119頁. 海草採集者の農家は、沿海州において、1880年には62戸、1910年には158戸があった。АрсеньевВ. К.（V.K.アルセーニエフ）、前掲書、118－119頁.

96 МеркуловС. Д.（S.D.メルクーロフ）、前掲書、32頁.

4-2-7　中国人移民の性格について

第 4-2 節では、中国人（1911 年までは清国人）の極東ロシアへの移住について概観し、その特徴を以下の点に留意して明らかにした。

第一に、中国人、とりわけ猟師と薬草採集人は、アムール・沿海両州の併合以前にも、当時清国の領土であったこの地域において出稼ぎを行い、ロシアへの併合後も自発的に出稼ぎを続け、ロシアの行政機構がまだ十分機能していなかったこともあり、居住許可の取得、納税の義務を果たさなかった。

第二に、出稼ぎ者の一部は、山東省の商人によって組織化された。山東省の商人は、都市部の商店、「財東」という商人の特殊なネット・ワークを形成し、アムール・沿海両州の各地において、焼酎、タバコ、塩、砂糖、麻布などを毛皮、薬草、朝鮮人参などに交換するバーター貿易を初め、また諸形態の商取引を行った。その商業活動は、ロシア人商人がまだ少数であった 19 世紀後半においては、支配的であったが、20 世紀初頭になり、ロシア人、日本人、ドイツ人との競争に直面し弱体化した。

第三に、ロシア政府は、極東地域を軍事拠点と捉え、国家予算から軍費を支出し、軍港、要塞の堡塁などの整備の進展のために、また労働力不足の解消のため、ロシア人労働者のみならず、中国人の非熟練労働者を積極的に導入した。その結果、中国人労働者は、1880 年代から 1917 年のロシア革命まで、農業、林業、建設、商業に広く従事し、当該地域の労働者の過半数を占めることもあった。

第四に、自発的な性格をもった清国人の出稼ぎは、1910 年代には山東省の斡旋会社により、第一次世界大戦期にはロシア企業のエージェントによって組織化されるようになった。

こうして、清国人社会は、猟師や薬草採集人を引きつけた沿海州やアムールの大自然、出稼ぎを組織した山東省商人の商業活動、ロシア政府が促した当該地域の都市化と開拓という三つの要因によって形成されるようになった。中国人社会は、一貫して、上層市に貿易商、中下層部に非熟練労働者、金採掘者、猟師などを含む多様な要素によって構成されていた。

4 - 3　極東ロシアにおける朝鮮人社会の生成と発展

本節では、極東ロシアにおける朝鮮人社会の生成と発展の過程を通時的にたどり、極東の発展段階に応じて次の三つの時期に分ける。第一期の「生成期」は、沿海州・アムール州がロシアに併合された1860年から1884年の24年間である。第二期の「最盛期」は、朝鮮人のロシア国籍の取得が認められた1884年から1898年の14年間である。第三期の「変容期」は、政治亡命者が加わり朝鮮人社会が大きく動揺した1898年から1916年の18年間である。

4-3-1　1860～1884年の朝鮮人移民社会の生成期

極東ロシア地域にはじめて朝鮮人が現れたのは、この地域のロシアへの併合前といわれているが、明らかな記録は1863年のノヴォゴロドスキー哨所長レザーノフ陸軍中尉が沿海州軍務知事に宛てたレザーノフ陸軍中尉の1863年11月30日の第205号報告書であった[97]。

朝鮮人は、豆満江（図們江）の左岸の日本海に面する地域がロシア帝国に割譲される前から、この地域に流入していたが、最初の朝鮮人の流入についてもそれが何年のことかについても不明である。

朝鮮北部の地形は農業に不適である山岳地形であり、V.V.グラーヴェによると、土地も非常にやせており[98]、とくに咸鏡北道では人口密度も高く未開墾地もなかった。さらに、清朝政府は、漢人と同様に朝鮮人にも咸鏡北道と隣接の満州での開拓を禁止していたが、朝鮮人農民は水深の浅い豆満江（図們江）を渡り、隣接満州の「間島」地域或いはロシアの沿

---

[97] Государственный архив Иркутской области（以下にГАИО），Ф.24, оп.11/3,д.24.Л.2-3（イルクーツク州国立公文書館、24－11/3－24、2-3頁）、レザーノフ陸軍中尉の第205号報告書、1863年11月30日；Насекин Н. Корейцы Приамурского края. Журнал Министерства народного просвещения. 1904, no. 3. C.1（N. ナセーキン「沿アムール地方の朝鮮人」『文部省の雑誌』第3号、1904年、1頁）；ГравеВ. В.（V.V.グラーヴェ）、前掲書、128頁.

[98] ГравеВ. В.（V.V.グラーヴェ）、上掲書、130頁.

海州へ日帰りの出稼ぎ、また季節出稼ぎに行くようになった[99]。

小集団の朝鮮人農民は、満州で収穫を終えた後、冬期には朝鮮に帰っていた[100]が、1860年代の前半、朝鮮北部で土地を持たない朝鮮人は、人口が希薄であったロシアの沿海州に定住しはじめた。朝鮮人の定着時期に関して、1990 年代に入り、ロシア人研究者の間で次のような論争が始まった。

S.G.ナムは、朝鮮人はすでに 1840～1850 年代に、すでに、この地域に定着していた[101]と主張するのに対し、A.I ペトローフは、朝鮮人の移住がロシア人の沿海州の開発に起因していると述べ、1863 年以前にはロシアへ渡航した朝鮮人はいなかったと主張している[102]。

イルクーツク州国立公文書館に保管されているウラジーミル・ヴィースレネフ（Владимир Висленев）七等文官が 1878～1879 年に作成した定着的清国人・朝鮮人・シベリア先住民の名簿[103]には、朝鮮人が沿海州に定着した年が記されているが、これには 1863 年以前の定着を示す痕跡はない。

S.G.ナムが指摘したように、1840 年代には沿海州に朝鮮人が出稼ぎに来ていた可能性はあるものの、彼らは短期間で帰国する出稼ぎ者であり、定着的移民の出現はロシアの沿海州の開発に伴い、1863 年以降に到来したであろうと考える。それは、朝鮮人が扱う食肉や

---

[99] 日本軍のシベリア干渉時の 1922 年の調査によると、沿海州の朝鮮人の約 90%は、咸鏡北道の出身者であった。Аносов С.Д. Корейцы в Уссурийском крае. Хабаровск－Владивосток, 1928. С.6-7. (S.D.アノーソフ『ウスリー地方の朝鮮人』ハバロフスク・ウラジオストク、1928 年、6-7 頁).

[100] Ли Квангю. Корейская диаспора в мировом контексте. Этнографическое обозрение. №3. 1993. С. 28. (リ・クワン・キュ「世界中の朝鮮人移民」『民族学評論』3 号 1993 年、モスクワ、28 頁).

[101] Нам С.Г. Российские корейцы : история и культура (1860－1925 гг.) Москва, 1998. С.26. (S.G.ナム『ロシアの朝鮮人：歴史と文化（1860－1925 年）』モスクワ、1998 年, 26 頁).

[102] Петров А. И. (A.I.ペトローフ)、前掲書、55 - 57 頁.

[103] この調査で作成された名簿は、イルクーツク州国立公文書館 (24－10－333/K2118) に保管されており、『東シベリア統治に関する主要公文書総覧』にも掲載された。Сборник главнейших официальных документов（『東シベリア統治に関する主要公文書総覧』）、第 4 巻第 2 号、1883、152-176 頁.

穀物の買い手はロシア人であり、沿海州にロシア軍が駐屯し、ロシア人がいなければ定着し得なかったからであり、この点からも、基本的にA.Iペトローフの観点に同意したい。

1860年代初頭に露朝国境周辺地に到来したロシア人の日記や、イルクーツク州国立公文書館の史料によれば、1861年以降、咸鏡北道北部の農家は、出国禁止令を犯して度々豆満江を渡りロシア人に雄牛を売っており[104]、この取引に成功した朝鮮人は、母国に近い沿海州のポシエット区に定着することを決意したと想像され、またイルクーツク州国立公文書館の史料によれば、1863年には13世帯の朝鮮人がポシエット区のノヴゴロドスカヤ湾の沿岸に定住したと記録されている[105]。

1864年9月21日、ノヴォゴロドスキー哨所長レザーノフ中尉は、沿海州軍事知事に、「朝鮮人がチジンヘ川沿いに定住し農業に着手した」と報告し[106]、1864年中には、素計60世帯308人の朝鮮人がロシアの沿海州へ家族とともに渡り、チジンヘ川沿いの227デシャチーナ（247.4ヘクタル）の土地に定住し[107]、朝露国境から約40キロメトル離れたチジンヘ村を築き、同年に中にセチェトンとチャピゴウという二つの村に分かれた。さらに、朝鮮人は1864年には、ヤンチヘ川沿いにヤンチヘ村、シジミ川沿いにシジミ村、アジミ川沿いにアジミ村、その他に、クラッベ村、フダワイ村という五つの村を築いた[108]（資料4-3「沿海州における朝鮮人村の地図」262頁）。その結果、朝鮮人はほとんど無人であったウスリー地方の川沿いに定住するようになり、さらにロシア政府が朝鮮人に自由に開墾させたために、ますます入植者が増えた。

引き続き1865年には、60世帯の朝鮮人が沿海州の南のチジンヘ川沿いに入り、さらに同

---

[104] Пак Б. Д. Россия и Корея. М., 1979. (B.D.パク『ロシアと朝鮮』モスクワ、1979年)，35 - 36頁；ГАИО，Ф.24, оп.11/3, д.24. Л.2-3（イルクーツク州国立公文書館、24－11/3－24、2-3頁）、レザーノフ陸軍中尉の第205号報告書、1863年11月30日.

[105] ГАИО（イルクーツク州国立公文書館）、24－11/3－24、2-3頁、レザーノフ陸軍中尉の第205号報告書、1863年11月30日；Насекин Н. (N.ナセーキン)、前掲書、1頁；Граве В. В. (V.V.グラーヴェ)、前掲書、128頁.

[106] ГАИО（イルクーツク州国立公文書館）、24-11/3-24、2-3頁、レザーノフ陸軍中尉の第205号報告書、1863年11月30日；Насекин Н. (N.ナセーキン)、上掲書、1頁.

[107] ГраveВ. В. (V.V.グラーヴェ)、前掲書、128頁.

[108] Аносов С. Д. (S.D.アノーソフ)、前掲書、6頁.

年に165世帯の移住もあり[109]、チジンヘ村では、1年余で100世帯も増加したことになる[110]。さらに、1867年、ヤンチヘ川沿いに居住していた朝鮮人は、下ヤンチヘ村、上ヤンチヘ村に分かれ、シジミ川沿いに居住していた朝鮮人は下シジミ村と上シジミ村に分かれた。他にも、ケドロヴァヤ・パーディ（ツィムヘ）村を築き、1867年の沿海州の朝鮮人総数は、1,415人に達した[111]。

翌1868年になっても、朝鮮人は、ロシアヘ移住を続け、沿海州スチャーン地区においても、ニコラエフカ村、翌1869年にはバラノフカ村を築いた[112]。

1860年代に沿海州へ移住した朝鮮人は、露朝両国の国境警備隊がほとんど配備されていなかったこともあり、北上して、水深の浅い豆満江を渡り、直接沿海州ポシエット地区に入った。他には、鴨緑江河口を経て「間島」地方の琿春かクラスノエ・セロ村を経由し、ポシエット地区に入るルートもあった。多くの移住者は、ポシエット地区に入った後、まず、朝鮮人先駆者が築いたファタシ、ヤンチヘ、チジンヘの村を経由して、沿海州のあらゆる地区に入り[113]、新しい村落を築いた。このように、朝鮮人はただ国境周辺地に留まることなく、沿海州各地へ分散し、最も集中したのはポシエット地区であった。

以上見たように1863年から1869年にかけて、およそ2,000人の朝鮮人がロシア領の豆満江の左岸に渡り、定住し農業を始めたが、帰国した者もいたため、ロシアでは土地を自由に入手できるという情報が伝えられ、この情報が1869年後半に始まった朝鮮人の多様な移住のひきがねとなった。

1869年に朝鮮では水害のため飢餓が起き、朝鮮人は同年9月末から、小集団で朝露国境

---

[109] Граве В. В. （V.V.グラーヴェ）、前掲書、128頁.

[110] Насекин Н. (N.ナセーキン）、前掲書、1頁.

[111] A.T.クージン著、岡奈津子訳、田中水絵訳『沿海州・サハリン：近い昔の話（翻弄された朝鮮人の歴史）の統計・地理・経済概説』凱風社、1998年、25頁.

[112] Ким Сын Хва. Очерки по истории советских корейцев. Алма-Ата, 1965. С. 33. （金承化『ソビエトの朝鮮人史の概要』アルマ・アタ、1965年, 33頁）.

[113] Российский государственный исторический архив (РГИА ДВ). Фонд 1, оп. 1, д.703, л.14, 41, 58-60, 66, 77, 62（極東地域国立ロシア歴史公文書館、1-1-703、14, 41, 58-60, 66, 77頁）；Песоцкий В. Д. (V.D.ペソーツキー)、前掲書、31頁.

を越えはじめ、11 月初頭から、その数が大幅に増加し、11 月末から 12 月初頭までの 2～3 週間で、4,500 人の朝鮮人がロシアへ渡るなど、その数が飛躍的に増加した。

朝鮮の国境警備隊は、移住者に対して、「徹底的に包囲網を張り、彼らをもとの場所へと一斉に追い立て、弓や銃で撃ち、男は一人残らず殺害し、女だけを生かした」[114]。さらに、一部の朝鮮人は、朝露国境ではなく、満州へ入ってロシアへ入った。しかし、満州を通過する時、満州人の国境警備隊により殺害された事件も多く発生した[115]。しかし、多くの朝鮮人移住者は深夜に国境を越えたため、朝鮮とロシアの国境警備隊は彼らを阻止することが出来なかった。

1869 年末から 1870 年初頭にかけて、ロシアに渡った朝鮮人総数については、様々な数字があげられており、たとえば、S.D.アノーソフは 6,500 人、マクシモフは 9,000 人、F.F.ブッセは 8,000 人がロシアに渡ったと指摘している[116]。

ロシア政府の東アジア系移民に対する政策については、第三章で詳しく分析したが、ここでロシア当局が朝鮮人定住のため持った措置について簡単に触れておく。沿海州軍事知事は、入国した多くの朝鮮人の生活を早急に安定させるために、すでにポシエット地区に定住していた朝鮮人に播種用種子、役畜、農具などを与え、さらに朝鮮人移住者を分散させるために、北部のスイフン地区に移住させ、朝露国境からおよそ 100 キロメトル以上離れたスイフン地区にも、朝鮮人の村が姿を現した。スイフン地区に築かれた七つの村に定住した朝鮮人は、3,192 デシャティーナ[117]（3479.3 ヘクタル）の土地を占有していた。そのうち、329 人の朝鮮人はクロウノフカ村、490 人はプツィロフカ村[118]、280 人はコルサコフカ村、150 人はポクロフカ村、127 人はコンスタンチノフスキー村、147 人はカザケヴィテフカ村、93 人はシネリニコヴォ村に居住し、合計 330 世帯の 1,616 人の朝鮮人が居住し、さらに、朝鮮人の一部は、ウラジオストク市にも来ており、1870 年頃には、朝鮮人が定住

---

[114] A.T.クージン、岡奈津子、前掲書、23 頁.

[115] Насекин Н.（N. ナセーキン）、前掲書、2 頁.

[116] Аносов С.Д.（S.D.アノーソフ）、前掲書、6 頁.

[117] ГравеВ. В.（V.V.グラーヴェ）、前掲書、128 頁.

[118] Ким Сын Хва（金承化）、前掲書、33 頁.

していたウラジオストク市の一地区は、「新韓村」と呼ばれるようになり、また、1871年には、朝露国境の近くにファタシ村をも築いていた。

ここで、沿海州スイフン地区のプツィロフカ村を取り上げて、ロシアに定住した朝鮮人がどのように村を築いて、安定した生活を求めたかについて述べる。

朝鮮人がプツィロフカ村を築いた場所は以前は森林であった。最初に定住した10世帯の朝鮮人は、簡単な家を建て、木製・鉄製等の簡単な農具を用いて、播種のために土地を開墾し、定住の年には、彼らは3デシャチーナ（3.27ヘクタル）の土地にアワ、ジャガイモ、とうもろこしを蒔き、翌年、ロシア政府から牛二頭を貰い、土地を耕し、元の3倍余の土地にアワ、ジャガイモ、とうもろこし、野菜、穀物を蒔いた。この二年間朝鮮人はロシア政府からアワなどの種の購入のために補助を受けていた。例えば、二年目に、プツィロフカ村の住民はあらためてロシア政府から30銀ドルの融資を受け、清国の三岔口（サンチャゴウ）市で収穫物の一部を清国人に売却し、種、牛、馬を購入し、三、四年目には、プツィロフカ村の朝鮮人の生活が安定した。プツィロフカ村に定住した朝鮮人が朝鮮の親戚にロシアでの成功が伝えたこともあり、ロシアへ出稼ぎに行く朝鮮人が増え、その一部はプツィロフカ村に定住した[119]。このように、ロシア政府の補助を受けながら、朝鮮人は農業に従事することによって生活を安定させた。

さらに、アムール州にもロシア政府によって唯一の朝鮮人村ーブラゴスラヴェンノエ村ーが築かれた。1870年、N.P.シデーリニコフ（Н.П.Сидельников）東シベリア総督は、多くの朝鮮人が沿海州南部へ移住したことを知り、アムール州を訪問し、アムール・コサック歩兵部隊に穀物、野菜などを供給するために、朝鮮人の500人をアムール州へ移住させるように沿海州軍事知事に提案した。彼は、パダシェンコ（Падашенко）アムール州軍事知事に、朝鮮人の移住者用住宅の建設、1872年の収穫時までの食料品、穀物などの播種用種子、役畜、農具の供与を命じた[120]。これにより、ロシア政府は住宅建設

---

[119] Насекин Н. (N. ナセーキン)、前掲書、12-13頁.

[120] Кириллов А.В. Корейцы села Благословенного. Приамурские ведомости, 1895. № 58（A.V.キリーロフ「ブラゴスラヴェンノエ村の朝鮮人」『沿アムール報知』1895年、58号）.

に 2,759 ルーブル、15 ヶ月間の食料品の供与に 7,700 ルーブル、播種用種子の供与に 1,192 ルーブル、衣服の供与に 1,620 ルーブル、独身男性の就職手当てに 1,620 ルーブル、合計 13,651 ルーブルの支出を決定したが、実際には、予算を超える 15,300 ルーブルを支出し[121]、ロシア当局は朝鮮人に 32,760 キログラムの穀物、16,380 キログラムの穀粉、播種用種子、衣服、役畜、農具などを供与し、さらにブラゴスラヴェンノエ村に 80 戸の住宅、公衆浴場の建物、学校、教会を建設した。

1872 年には、沿海州軍事知事の命令により、103 世帯の朝鮮人（男子 246 人と女子 135 人）が沿海州のポシエット地区からアムール州へ送られ、ブラゴヴェシテェンスク市から 584 キロメートル離れたサマルカ河口にブラゴスラヴェノエと呼ばれた村を築き、世帯毎にロシア政府から 100 デシャチーナ（109 ヘクタール）の土地が分与された。また、アムール州当局は、ブラゴスラヴェンノエ村の朝鮮人に、極東ロシアへ移住したロシア人と同様に、1861 年 4 月 27 日の元老院の勅令により、人頭税は 20 年間、土地税は無期限に免除した[122]。こうして、ロシア政府はアムール・コサック軍に食料品を供給する目的もあって、ロシア人農民がほとんどいない土地へ朝鮮人を移住させ、農業を始めさせたが、1872 年には、水害のために作柄が悪く、アムール州軍務知事はブラゴスラヴェンノエ村の村人に食料品を供与している。

翌 1873 年は豊作のため、ブラゴスラヴェンノエ村の朝鮮人の生活は安定し、自給自足が可能になり、ブラゴヴェシテェンスク市民とアムール・コサック軍にも野菜、穀物などを供給していた。

1872 年以降に朝鮮人移住者が築いた村は、主として朝露国境近くに多数位置しており、例えば、1875 年に築かれたクラスノエ＝セロは、朝露国境から 2 キロメートルの距離にあり、さらに、1880 年、チジンヘ村とヤンチヘ村に住んでいた朝鮮人の一部は、新規移住者

---

[121] Кириллов A.B.（A.V.キリーロフ）、上掲書、2-5 頁；V.V.グラーヴェによれば、ブラゴスラヴェノエ村へ朝鮮人を移住するための予算は、16,570 ルーブルであった。Граве В. В.（V.V.グラーヴェ）、前掲書、129 頁.

[122] Кириллов A.B.（A.V.キリーロフ）、上掲書、2,4 頁；Граве В. В.（V.V.グラーヴェ）、上掲書、129 頁.

とともに、朝露国境から 10 キロメートル以東の鴨緑江川沿いにザレチエ村を築き、一方、1879 年にはアンバンビ村、1880 年にはリャザノフカ村が国境から 70 キロメートルに離れて築かれた。さらに、1884 年にはペスチャナヤ村とクレルキ村、1885 年にはモングガイ村、1890 年にはスチャーン川沿いにタウデミ村、1890 年にはアンドレエフカ村とモングガイ村が朝鮮人によって開かれた[123]。

4-3-2　1884～1898 年の朝鮮人移民

第一章で考察したように、1888 年にロシアと朝鮮は陸上貿易協定を締結した。それにより、朝鮮人移民のロシアへの入国が制限され、従来より厳しく管理されるようになり、ロシアに入国した朝鮮人は新たに村が築かれることはなかった。従って、朝鮮人村は、1890 年以降に増加することなく、35 に止まったままであった（図 4-13 参照）。

表 4-13　沿海州とアムール州における朝鮮人村と朝鮮人人口

開基年	新しく築かれた村の名前	村数
1864	チジンヘ、下ヤンチヘ、下シジミ、クラッベ、下アジミ、フダワイ	6
1867	上ヤンチヘ、ケドロヴァヤ・パーディ（ツィムヘ）	8
1868	ニコラエフカ	9
1869	コルサコフスコエ、クロウノフカ、プツィロフカ	12
1870	クロウノフカ、プツィロフカ、バラノフカ、ポクロフカ、コンスタンチノフスキー、カザケヴィテフカ、シネリニコヴォ	19
1871	ファタシ	20
1872	ブラゴスラヴェンノエ、上アジミ、上シジミ	23
1875	ペシシャナヤ=セーヴェルナヤ（プクサホン），ナゴールノエ（ニブルミ）、クラースノエ=セロー	26
1878	チュリヘ、ブルシエ	28
1879	アンバンビ	29
1880	リャザノフカ、ザレチエ	31
1884	クレルキ	32
1889	タウデミ	33
1890	アンドレエフカ、モングガイ	35

出典：Песоцкий В. Д. Корейский вопрос в Приамурье. Труды Амурской экспедиции. Выпуск 11а. Хабаровск, 1913. С. 17-19.（V. D. ペソーツキー『沿アムール地方の朝鮮人問題：アムール探検隊の論文集』、1913 年、13 頁）；Унтербергер П. Ф. Приамурский край в 1906-1910 гг. СПб., 1912. С.105-106. Владивосток（ウラジオストク）、1895 年、第 21-36 号.

[123] Ким Сын Хва（金承化）、前掲書、33 頁.

このうち、ヤンチヘ村、アジミ村、シジミ村には「上」と「下」[124]がつく二つの村に分かれ、これを勘案した一部の資料では沿海州の朝鮮人村数を32と記しているが、ブラゴスロヴェンノエ村を除いて、全ての村は沿海州にあった。

さらに、P.F.ウンテルベルゲル総督によれば、朝鮮人は沿海州とアムール州の69のロシア人町村に居住していた[125]。

1890年以降も朝鮮からの移住者がロシアへ渡っており、例えば、1894年には、朝鮮からは、3,995人がウラジオストク、5,985人がアムール州、合計9,980人の移住者が渡航した[126]。とくに、1895年の春以降は朝鮮からの移住者が沿海州へ毎年入っていた。その多くは、沿海州の南だけではなく、800キロメートル北のハバロフスク市とハバロフスク郡へも渡っていた。沿海州の朝鮮人の総数は、1898年1月1日には23,000人、1899年には27,000人、1902年には32,298人になっていた[127]。

第三章で述べたように、1892年以降は外国人による土地の購入が禁止されたために、朝鮮人の多くは、ロシア人農家、朝鮮人の漁船、木材の伐採・製材所などで、非熟練季節労働者として仕事を探していた。チェルニャエフ（Черняев）七等文官の調査では、1893～1894年には、117人の朝鮮人が朝鮮人村で、336人がコサック人村で、1,350人がロシア人の土地で、650人は森林事務所の企業の土地に居住していた[128]。

さらに、1891年後半、朝鮮人は、はじめて金鉱山「ヴェルヘネ・アムルサカヤ・コムパニヤ」（Верхне-Амурская компания）に姿を現した。第三章で考察したように、鉱業法の第667条により朝鮮人の金鉱山への雇用は許可されていなかったが、アムール州の金鉱山においては、1891～1892年には470人、1892～1893年には1,050人が

---

[124] この「上」と「下」にわけられた理由は、村が川の両岸に築かれ、自然に二つの部分からなっていたからである。

[125] Унтенбергер П.Ф. Приамурский край в 1906-1910 гг. СПб., 1910. С.105-106.（P.F.ウンテルベルゲル『1906～1910年の沿アムール地方』サンクト・ペテルブルグ、1910年、105-106頁）.

[126] РГИА ДВ（極東ロシア地域歴史国立公文書館）、1-2-1502、56頁.

[127] Песоцкий В.Д.（V.D.ペソーツキー）、前掲書、6頁.

[128] РГИА ДВ（極東ロシア地域歴史公文書館）、1-2-1502、56頁.

従事しており[129]、1903 年の鉱業法の第 661 条第 5.2 項が改正され、朝鮮人の雇用が正式に許可されたが、金鉱山の朝鮮人の割合は 25%に制限された。

朝鮮人はアムール河で漁業に、或いは金の採掘所で従事した 1 から 2 年の間の貯金で土地を借り、賃借料として収穫の 50%を土地所有者に支払い、数年後には朝鮮から家族や親戚を呼び寄せた[130]。

ロシア国籍を持った朝鮮人も、国境から離れた地域でのロシア国有地の耕作が許可され、ホール川沿のアレクサンドロ・ミハイロフカ村、イマン川沿のルキヤノフカ村やアヴグストフカ村を築き、1898 年までにはホル川、キイ川などの沿岸にも朝鮮人が分散して住みついた[131]。

4-3-3　1898～1916 年の朝鮮人移民社会の「変容期」

朝鮮人の分布を見ると、1910 年 9 月 1 日の時点では、極東ロシアに居住していた 53,373 人の朝鮮人のうち、96%に当たる 51,454 人が沿海州に[132]、2.8%に当たる 1,538 人がアムール州に[133]、さらに 0.71%に当たる 381 人がザバイカル州に[134]居住していたことから、朝鮮人の圧倒的多数が沿海州に集中していたことが明らかである。

さらに、沿海州に定住した朝鮮人のうち、およそ 5 万人以上が沿海州の最南部である南ウスリー地方に集中しており[135]、そのうち、32,984 人（6,706 世帯）が六つの警察管区に居住していた（表 4-14 参照）。例えば、1910 年の統計によれば、極東ロシアの朝鮮人の 81%以上は、沿海州のニコリスク・ウスリースク郡、オリガ郡、イマン郡に集中していた。

---

129 ГравеВ. В.（V.V.グラーヴェ）、前掲書、145 頁.

130 Ким Сын Хва（金承化）、前掲書、33 頁.

131 上掲書、40 頁.

132 Песоцкий В. Д.（V.D.ペソーツキー）、前掲書、6 頁.

133 ГравеВ. В.（V.V.グラーヴェ）、前掲書、416 頁.

134 前掲書、415 頁. Песоцкий В. Д.（V. D. ペソーツキー）によると、378 人.

135 Унтербергер П. Ф.（P.F.ウンテルベルゲル）、前掲書、105-106 頁.

表 4-14　1910 年の沿海州における朝鮮人人口分配

市と郡	戸数	人数
ウラジオストク	88	3,465
ハバロフスク	-	529
ニコリスク	813	2,353
ニコラエフスク	-	1541
ニコリスク・ウスリースク郡	-	28,718
オリガ郡	-	10,512
イマン郡	-	2,716
ウドゥスコイ郡	-	1,204
ハバロフスク郡	-	1,160
合計	-	51,454

出典：Кюнер Н. В. Статистико-географический и экономический очерк Кореи. Ч.1. Владивосток, 1912. С.253.（N. V. キューネル『朝鮮の統計・地理・経済概説』第 1 巻、ウラジオストク，1912 年、253 頁）；Песоцкий В. Д.（V. D. ペソーツキー）、前掲書、153 頁.

表 4-15　1910 年の南ウスリー郡における朝鮮人人口分布

地区名	戸数	人数（人）
ポシエット警察分署	1708	10906
ラウドリノエ警察分署	1283	5214
スイフン警察分署	1307	76050
ハンカイスキー警察分署	48	294
ヴェルヘネ・ウスリー警察分署	245	1180
スチャーン警察分署	1797	7792
ポルタワ・コサック村の地区	195	923
グロデコヴォ・コサック村の地区	130	595
合計	6713	102,954

出典：Унтенбергер П.Ф.（P.F. ウンテルベルゲル）、『沿アムール地方』、前掲書、105-106 頁.

表 4-16　1910 年のアムール州における朝鮮人人口分布

地区名と郡名	男性	女性	合計
ブラゴヴェシチェンスク市	315	42	357
ゼヤ市	576	3	579
アムール郡	124	26	150
アムール・コサック地区	198	4	202
ゼヤ山地警察分署	150	-	150
ブレヤ山地区	50	5	55
アムール鉄道工事地区	45	-	45
合計	1,458	80	1538

出典：Песоцкий В. Д.（V. D. ペソーツキー）、前掲書、154 頁.

表 4-17　1910 年のザバイカル州における朝鮮人人口分布

地区名と郡名	人数（人）
チタ市	53
シルコ・アルグニ山地警察分署	28
ホロゴチンスキエ金採掘場	165
ウシチ・ナリイスク地区	14
バルグジン山地区	70
ネルチンスク郡	48
合計	378

出典：Песоцкий В. Д.（V.D.ペソーツキー）、前掲書、155 頁.

1910 年の日本の朝鮮併合による植民地化が進展したこともあり、朝鮮人のロシアへの移住は急増している。朝鮮半島の中部・南部から沿海州へ渡った移住者の多くは、元山港、咸興港、清津港からウラジオストク港へ渡ったが、一部は日本を経由した[136]。例えば、1910 年 1 月、チェンヂン（清津）港から「小倉丸」で神戸経由の 81 人、チェンヂン港から「深川丸」で朝鮮人の 416 人が直接到着した。客船を利用してウラジオストクに到着した朝鮮人の数は、1910 年 2 月には 331 人、3 月には 748 人、4 月には 842 人、5 月には、360 人、6 月には 96 人、8 月には 119 人、9 月には 225 人、10 月には 249 人、11 月には 327 人を数え、合計 2,004 人であった[137]。朝鮮人移住者の多くは、朝露国境を越え、沿海州に入ったが、20 世紀初頭になり、ロシアへの移住が増加した時期には、客船を利用した朝鮮人も少なくなく、いずれのルートを選択するにしてもそれを仲介する業者はなかった。例えば、ロシアの統計資料によれば、沿海州ウスリー地域だけで、1914 年には 64,309 人、1917 年には 81,825 人の朝鮮人が居住していた[138]。それ以降も、朝鮮人のロシアへの移住は、続いていおり、

---

[136] 例えば、1875 年にウラジオストクへ向かった瀬脇壽人日本貿易事務官は、同じ船で日本を経由した朝鮮人がいたと述べている。Като Кюдзо. Сибирь в сердце японца. М., 1992. С. 5.　（加藤九祚『日本人の心にある中のシベリア』モスクワ、1992 年、5 頁.）

[137] РГИА ДВ（極東地域国立ロシア歴史公文書館）、前掲書、1-12-703、4, 8, 14, 27, 41, 58, 59, 66, 77, 96, 118, 124, 131, 146 頁.

[138] Аносов С. Д.（S.D.アノーソフ）、前掲書、8 頁；РГИА ДВ（極東地域ロシア歴史史料館）、P-400-2, 32 頁.

とりわけ三・一独立運動（1919年3月1日）以後急増した[139]。

4-3-4 朝鮮人移民の経済活動－農業を中心に－

すでに述べたように、朝鮮人のおよそ80%は農業に従事した。ロシア地方当局が供与した100デシャチーナの（109.9ヘクタール）の土地は、沿海州の朝鮮人社会の生活の安定や繁栄のきっかけとなった。

1908年初頭には、南ウスリー郡の13区に、13,676人（2,290世帯）が居住しており[140]、ほぼ全員が農業に従事していた。ロシア国籍の朝鮮人が所有した土地の総面積は、9,127デシャチーナであり、非ロシア国籍の朝鮮人が16,470デシャチーナの土地を借地していた[141]。

朝鮮人の農業移民は、母国と同様の土壌や気候を農業に適切に利用し収穫をあげていた。つまり具体的に、朝鮮人は、沿海州の気候がモンスーン的であり、低地の平野の多いこの地域の湿地率を知り、丘の西南面の土地を利用したが、この気候や土壌の特徴に慣れていないヨーロッパ・ロシアからの農業移民[142]は、朝鮮人から農業のやり方を習得しない限り、収穫をあげることは不可能であった。

100デシャチーナの（109.9ヘクタール）の土地の約1割が穀物栽培に適しており、朝鮮人は毎年、土地を全て同時に使用してアワ、ヒエ、マメ、トウモロコシ、オートムギ、米の種を播いた[143]。米（1916年から）やアワは、朝鮮人がそれを栽培する以前には、栽培されておらず、朝鮮人によって新しく紹介されることになった(表4-18参照)。

---

[139] Бабичев И. Участие китайских и корейских трудящихся в гражданской войне на Дальнем Востоке. Ташкент, 1959, С.17. (I.バビチェーフ『極東ロシアの国内戦争時の中国人と朝鮮人労働者』タシケント、1959年、17頁).

[140] РГИА ДВ (極東ロシア地域国立歴史公文書館)、87-4-1593、13-26頁；Ким Сын Хва（金承化）、前掲書、45頁.

[141] 上掲書.

[142] 沿海州とアムール州へ移住したロシア人農民は、極東地域の気候と土壌になれていなかった. Аносов С. Д. (S.D.アノーソフ)、前掲書、7頁.

[143] Песоцкий В. Д. (V.D.ペソーツキー)、前掲書、85頁.

表 4-18　朝鮮人農民の作り付け面積（ニコリスク・ウスリースク区、スチャーン区、オリガ区）1914～1917 年

栽培植物名	1914	1914	1915	1915	1916	1916	1917	1917
	作り付け面積	朝鮮人農民の作り付け全面積の割合（%）	作り付け面積	朝鮮人の作り付け全面積の割合(%)	作り付け面積	朝鮮人の作り付け全面積の割合(%)	作り付け面積	朝鮮人の作り付け全面積の割合(%)
アワ	6500	63	7800	55	9300	40	9400	43
マメ	1500	13	2300	16	3000	15	3800	18
コメ	-	-	-	-	1600	8,6	1600	7,5
トウモロコシ	1300	11,5	2300	16	2950	14,7	2980	13
オートムギ	1200	10,5	1500	10	2500	12	2500	12
コムギ	300	2	400	3	1400	7	1300	6,5
ソバ	100	-	100	-	500	-	300	-
ライムギ	-	-	-	-	-	-	200	-
アマ	-	-	-	-	-	-	100	-

出典：Ким Сын Хва（金承化）、前掲書、46 頁.

表4 - 19に示すように、朝鮮人農民は、1913年には、沿海州の農業地の0.2%に当たる43,095デシャティーナを利用したが、彼らが収穫した穀物や野菜は、沿海州の農産物の大きな割合を占めていた。

表 4 - 19　階層による土地の分配 1913 年

(単位：デシャティーナ)

階層	アムール州	沿海州	沿アムール総督管区全体
1901 年以前に 100 デシャティーナが分与された農民の土地面積	1,042,661	1,336,500	2,379,161
1901 年以降に 15 デシャティーナが分与された農民の土地面積	3,416,770	1,503,038	4,919,808
朝鮮人農民の土地面積	-	43,095	43,095
コサックの土地面積	5,800,000	9,000,000	14,800,000
合計	9,216,770	11,882,633	22,142,064

出典：Сборник материалов по политическому и экономическому состоянию Дальнего Востока. Чита, 1923. С. 131.（『極東地域の政治と経済状況に関する資料集』、チタ、1923 年、131 頁）；Ким Сын Хва（金承化）、前掲書、45 頁.

1892 年以前にロシアに入国した朝鮮人には、16.35 ヘクタールの土地が供与されており、収穫があがるようになった後、雇農を利用し始めた。この雇農の多くは土地を買うことが出来なかった朝鮮人であった。

富農の朝鮮人は、雇農を利用して、農業の以外に薪と干草の調達、狩、畜産、アヘン栽

培、貿易などの経済活動を開始し始めた。例えば、ポルタフカ村及びニコリスク・ウスリースキー市の朝鮮人は、スチャーン川沿いでアヘンを栽培し、ポシエット地区では薪を調達し、薪、干草などをポシエット地区内で販売しており、次いで、スイフン地区のニコリスク・ウスリースキー市、さらに、ウラジオストク市、ハバロフスク市にも商店を開いた[144]。1910年、ウラジオストク市には210人、ハバロフスク市には80人、ニコリスク・ウスリースキー市には90人の朝鮮人商人がいた[145]。ウラジオストク市の朝鮮人の商店は、主に朝鮮から輸入した家畜と肉（年に2万～3万ルーブル）をロシア軍に販売していた[146]。

1892年の土地購入禁止法と1894～1899年の朝鮮人の帰化により朝鮮人社会に階層分化が生じた。1900年以降にロシアに移住した朝鮮人はロシア国籍取得後も1901年からは供与基準となった15デシャチーナの土地しか与えられず、更に、土地を所有する資格がなかった朝鮮人が急増し、ロシア国籍の朝鮮人の雇農となった。また、季節出稼ぎ労働者も増え、金鉱山、鉄道工事などで低賃金で働いた。

ウラジオストクからポシエットまでに至る各地の村に定住し農業に従事した朝鮮人は、この地域の開拓に大きな役割を果たし、沿海州に形成された民族社会の重要な要素であったと考えられる。

4-3-5　第4－3節の結論

極東ロシアの朝鮮人社会は、他の民族グループより早く形成され、1860年代の「生成期」から1905～1910年の朝鮮半島の植民地化まで農業移民の社会であった。第三章で考察したように、ロシア政府が朝鮮人移民に土地を供与したことにより、朝鮮人移民は豊かな安定した生活を築くことができた。また、A.N.コールフ総督を初め地方当局が領土保全を懸念し、朝鮮人の帰化を奨励したため、朝鮮人移民はロシア国籍を取得するとともに、ロシア文化を受け入れ、ロシア人との同化が進んだ。

しかし、1905～1910 年以降の朝鮮半島の植民地化によって、政治亡命者、季節出稼ぎ者

---

[144] 上掲書、85-89頁.

[145] Ким Сын Хва（金承化）、前掲書、38頁.

[146] Песоцкий В. Д.（V.D.ペソーツキー）、前掲書、90頁.

がロシアに流入し、朝鮮人社会を大きく動揺させた。朝鮮人社会は、同化した朝鮮人富農と商人や、新しく朝鮮から流入した貧困な出稼ぎ者という二つの大きな階層に分かれ、1905～1910年以前まであった安定感を失ったと言えよう。

4-4 極東ロシアにおける日本人社会の生成と発展

本節では、極東ロシアの日本人社会の生成と発展の過程を通事的に辿る。

カムチャツカからバイカル湖に至る極東ロシア地域には、サハリン島(樺太)やアムール河口の日本人漁師のコミュニティとウラジオストクなどの都市部の日本人商業移民のコミュニティという二つのそれぞれに性格が異なるコミュニティがあり、この二つのコミュニティを対象として考察を進めることをあらかじめ断わっておく。

まず、日本人社会へ大きなインパクトを与えた歴史的事件を考慮し、その歴史を区分した。その節目とした1861年は都市部の日本人社会の成立の年であるが、日本人漁師は、1875年の樺太・千島交換条約以前の日露国境がまだ画定されていない19世紀初頭にサハリン(樺太）南部においてすでに漁業に従事しており[147]、早くもコミュニティを形成していたという事実を紹介しておく。

4-4-1 生成期（1861～1891年）

日本人が北の大陸を目指して沿海州に渡ったのは幕末期から明治初期のころであった。その端緒を開いたのは、ロシア海軍の太平洋艦隊が長崎で越冬したことによると考えられる。長崎に入港するロシア艦船は1860年代に増加し、長崎奉行は、乗組員のために休憩所を作り、彼らを通じて沿海州を知った長崎の人々は、1860～1870 年代にニコラエフスク、ウラジオストクなどの町に渡りはじめた。

日本人移民通史をはじめて概観した入江寅次は、日本人がウラジオストクに最初に渡航

---

147 1804年に南サハリンを訪れた露米株式会社社長N.P.レザノフは、日本人漁師がその南部のアニワ（亜庭）湾にすでに居住しいたことをロシア政府に報告している。

したのは、1874～1875 年のことであるとしている[148]が、実際には、熊本県天草、長崎県稲左村などからの小さな集団を作って 1860 年代からロシアの沿海州へ渡っている。そのうち、初めて極東ロシアに現れた日本人商人は、1861 年にニコラエフスクまで品物を運んだ函館出身の武田某であった[149]。

最初に沿海州に定住した日本人は、1862 年にロシアの汽船「マンシュリヤ」号から下船した稲左の若い男であったという[150]。1863 年から 1867 年にかけてのロシアへの日本人渡航者数は不明であるが、1868 年には政吉（出身地不明）と能登の久蔵がウラジオストクに住みつき、政吉は木材伐採に従事したが、その後事故死し、能登の久蔵は 1868 年に、また武藤平学定直（出身地不明）は 1870 年にドイツ籍捕鯨船に水夫として雇われたものの、労働環境が劣悪であったために船がサハリン沖に停泊中に脱船し、ウラジオストクに着いた[151]。さらに、初期の定住者の中には長崎出身の吉田利八や山本豊吉、佐賀出身の中島弥三郎がいたことが知られているように、初期のロシアへの移民は小人数であり、その移住は自発的性格を持っていた。

1870 年代初頭にウラジオストクに定住した少数日本人は、ヨーロッパ・ロシアから食料品などの供給が困難という状況を背景に、商業取引に着手した。笠野某や武藤平学定直は、最初に商店を開業し、原田茂吉や有田伊之助と更に 2 人の日本人を雇ったが、従業員を含め全員で力を合わせて 3,000 円でロシアの小型船を購入し、日本から極東ロシアへ野菜、白米、塩、漆塗りの飾り物、傘、扇子、陶器などの日用品を運搬して販売を始めた[152]。

また同じ 1870 年代初頭には、異なるタイプの出稼ぎ者も出現した。それは長崎県の稲佐や島原出身の女性であった。ロシアの太平洋艦隊の越冬地であった長崎近郊の稲佐には、「稲佐女郎衆」と呼ばれる女性達がロシア人水兵を相手にしていた[153]。その女性の多くは

---

148 入江寅次『邦人海外発展史』、原書房、1943年、431-432頁.

149 Stephan, John, op. cit., p. 76.

150 大庭柯公『露国及露国人研究』朝日新聞社、1951 年.

151 加藤九祚『シベリア日記』潮出版社、1980 年、43－45 頁.

152 前掲書；Като Кюдзо. Сибирь в сердце японца. М., 1992. С. 5-7.（加藤九祚『日本人の心にあるシベリア』モスクワ、1992 年、5-7 頁）.

153 倉橋正直『北のからゆきさん』,共栄書房, 1989；倉橋正直『からゆきさんの唄』,共栄書房,1990、18 頁.

貧困の漁師の娘で、とくに、長崎県に隣接の熊本県天草出身の女性であった[154]。誰が初めてウラジオストクに姿を見せたのかは不明であるが、「唐行きさん」と呼ばれるこの女性達は、長崎港で商船に乗りウラジオストクに渡っている。1870 年代半ばには、日本人経営の女郎屋がウラジオストクに登場した。日本人女性のウラジオストクへの出稼ぎの背景には、軍人と商人が市民の過半数を占めたウラジオストクの人口構成の特質があり、漸時女性の出稼ぎ者が増え、男女バランスのよい日本人社会がウラジオストク市で形成されるようになった。

多くの日本人の出稼ぎ者は、沿海州の主要な港ウラジオストクとニコラエフスクにとどまり、ロシア政府の整備計画により建設などの分野の専門家を求めたことをきっかけになり、商業を中心に様々な経済活動を積極的に行い始めた。

ウラジオストク在留の日本人の総数は、1875 年の『日本統計年鑑』によれば、およそ 50 人であった。その職業別の構成は明らかになっておらず、推測ではあるが、おそらく貿易事務館の職員や数名の留学生を除いて、原田茂吉、有田伊之助をはじめとする 10 人は商業に携わっており、他の 10 人は様々な非熟練労働に従事し、残りの 20～25 人が「唐行きさん」あり、数人が女郎屋の経営者と考えられる。これらの初期移住の自発的性格が日本人社会の多様化の原因となったと言い得る。日本人社会においては、この多様性は 1920 年代の日本人社会の崩壊までの重要な特徴であったが、上記の商業や売春、加えて手工業という三つの職業が支配的であった。

さらに、極東ロシアへの日本人移民を出身地別に見れば、正確な統計は存在していないが、圧倒的多数が長崎、熊本、佐賀の 3 県の出身者であったことが 19 世紀後半の調査から明らかである。

第一章において述べたように、1875 年 4 月、サハリン・千島列島交換条約が締結され、同年 7 月在浦潮貿易事務官として瀬脇壽人[155]がウラジオストクに赴任した。瀬脇貿易事務

---

154 例えば、その一人の女性が語るエピソードは、Ichioka, Yuji. *Issei. The World of the First Generation Immigrants. 1885-1924,* New York: Free Press, 1988, p.31に引用されている.

155 瀬脇壽人は、幕末には手塚律蔵と呼ばれていた。1822 年 6 月 6 日、周防国熊毛郡小周防に生まれ、父は手塚寿仙という医師で、母は瀬脇氏の娘であった。1839 年、17 歳の時、長崎で蘭学、洋医、造船術を学

官は文字通り、貿易奨励の任務が与えられたが、それ以外に在留日本人の登録、ビザの発給業務も行っていた。

貿易事務官の協力を得て、商業取引を行った在留日本人は、建設業にも携わるようになり、最初に長崎出身のウラジオストク在住の有田伊之助は、貿易事務館舎建築の依頼を受け[156]、さらに、定住日本人のほかにも日本の業者が進出し、東京貿易商会（本社横浜）は瀬脇壽人の仲介によりロシア政府から、ロシア軍兵舎や風車の建設の依頼を受けた。

一方、1855 年の日露和親条約では所属が明確に確定しなかったサハリン島（樺太）南部では、ロシア人と日本人が雑居していた。1875 年にサンクト・ペテルブルグで調印された樺太・千島列島交換条約により、サハリンはロシア領土とされたが、日本人漁民は、「露西亜再懇親ノ國民同様ナル権利及特典」を得たことにより、ロシア領海域内で漁業を行うことが許可され、これにより、1876 年から 1883 年にかけて、日本人漁民は 5 月から 10 月までの暖かい季節に自由にサハリン南部で漁業を行ったが、1883 年、ロシア政府は乱獲の懸念もあり、魚獲保護を目的に、漁業禁止区域を設けた[157]が、日本人漁民の数は徐々に増加した（表 4 - 20 参照）。こうして、19 世紀初頭からサハリンの南部の日本人の漁業活動は海外出稼ぎという形で続いた。

表 4－20　サハリンにおける日本人漁民の増加

年	人数（人）	年	人数（人）	年	人数（人）
1886	635	1890	1357	1894	1837
1887	970	1891	1417	1895	2064
1888	1134	1892	1400	1896	2913
1889	1237	1893	1573	1897	4856

出典：Новомберский Н. Остров Сахалин. СПб., 1903. С. 78.（N. ノヴォムベルスキー『サハリン島』サンクト・ペテルブルグ、1903 年、78 頁.）

1903 年、サハリン南部沖に出漁した漁業企業は 30 社、漁場数は 99、雇用漁夫は 3,931 人であった。さらに、ロシア人の名義で、35 ヶ所の漁場を営み、ロシア人漁場でも 3,351 人の日本人が漁業に従事していた[158]。

び、吉田松陰や藤田東潮から西洋学を学んでから、藩所調所の頭取になり、蘭学者として有名であった.

156『黒龍』、1901 年.

157 高倉新一郎『北海道史』北海道出版企画センター、1995 年、280 頁.

158 上掲書.

ウラジオストクに市制が導入された1880年からは、日本人の総数は年毎に増加し、日本企業の規模も大きくなり、1880 年に先陣を切ったのは、先に述べた横浜に本社を置いていた東京貿易商会であり、これまで主にアメリカ合衆国の企業と商業取引を行っていたが、ウラジオストクへの進出は、瀬脇壽人の仲介があった[159]。

1880年10月10日にウラジオストクに着いた東京貿易商会の前田又平は、英船アーヘン号でウラジオストクに最初の商品を運び、上陸直後、瀬脇壽人貿易事務官を訪れた。2ヶ月後の 1880 年 12 月 22 日、 東京貿易商会は、フォンタンナヤ通りに面する土地をクーパー商人から購入し[160]、支店を設立し、さらに、1881 年 2 月、前田又平と有田伊之助は、取引網の拡張を狙ってハバロフスクへ向かっていた。当時、ウラジオストクからハバロフスクまでの道路は未整備であり、途中まで松平太郎貿易事務官や次席寺見機一事務官補佐が同行した。

さらに、日本郵船会社が 1881 年にウラジオストクと長崎との間に定期航路を開いたことによって、商人や手工業者の活動が活発化し、ウラジオストクの日本人人口は 81 人から 364 人の 4 倍強に増加した[161]。

ウラジオストクの日本企業の数も年々増加し、1880 年代前半に入ると、日本人経営の洗濯屋 5 軒、料理店 5 軒が立ち並び、松本喜平商会、三菱汽船会社支店などの企業も活動を開始し[162]、早期に定住した日本人がこの新規参入の企業を支え、たとえば、三菱汽船会社は、東京貿易商会が賃借していた建物の一部を借り受け事務所を開いた[163]。

1885 年、横浜の東京貿易商会本社が倒産し、ウラジオストク支店の職員杉浦利太はその財産を買い取り、杉浦商会を創設した[164]。

長崎出身の島田元太郎[165]は、1886 年にニコラエフスク市で商店を開業し、ウラジオスト

---

159 杉山公子「浦潮に住んでいた人びと：日本人商人店の登場」『Ｃｅｖｅｐ』第2号、1996年、1頁.

160 Ｍａｔｖｅｅｖ Ｈ. Ｐ. (N.P.マトヴェーエフ) 、前掲書、132頁.

161 『日本統計年鑑』、東京、1882年.

162 杉山公子「日本人商人店の登場」、前掲書.

163 上掲書、3頁.

164 『哈爾賓の概念』1926年、杉山公子「日本人商人店の登場」『Ｃｅｖｅｐ』第2号、3頁.

165 入江寅次、前掲書、431-432頁.

クの商店と同様に雑貨品、果物、野菜、茶を取り扱っていた。1889 年にはウラジオストクの日本人商店は 7 件を数えた。

1875 年にロシア領となったサハリン島への日本人漁師の出稼ぎは国境画定以後もその規模は拡大していた。

ウラジオストクの日本人社会は、1862 年から 1875 年にかけての小数の日本人出稼ぎ民から 1875 年から 1880 年にかけては雑貨店を営む商人のコミュニティにかわり、1881 年から 1891 年にかけては一等商店を含め商店街を営む商業移民社会に変容した。その変容過程に決定的なインパクトを与えたのは、1872 年のウラジオストクへの軍港の移動、貿易事務館の開設を定めた 1875 年の千島・樺太交換条約、1880 年のウラジオストクへの市制導入、1881 年の長崎・ウラジオストク定期航路開設、1891 年のシベリア鉄道の着工と思われる。

日本人商業移民の成功には、日本政府が派遣した貿易事務官の協力という重要な要因があり、日本人商人が極東ロシアとの貿易拡大を目指した貿易事務官と自力で商取引を始めた商人の利害は一致していたのである。

4-4-2 極東ロシアの日本人社会の形成期 (1891～1904 年)

1891 年のウラジオストク・敦賀直行航路の開設や、シベリア鉄道工事は、日本人出稼ぎ者の増加を招き、シベリア鉄道の一環であったウスリー鉄道工事には、清国人と朝鮮人と並び、日本人も従事し、とくに、1894～1896 年にはその数は著しく増加した。

ロシア側資料によれば、1891 年に、日本の外務省からロシア政府に宛ててシベリア鉄道工事への日本人契約労働者の雇用の可能性に関しての問い合わせがあった[166]が、その提案の経緯及びその細目についての史料は未発見のため、両国政府間でこれに関して協約成立至るまでなかったと考えられる。駐函館ロシア領事の報告書によれば、極東ロシアへのビザ申請の日本人は、仲介業者を経ることなく個人意志で渡っていた[167]。

---

[166] Россия и Япония на заре столетия. Под ред. Золотарёва В. А. Москва, 1994. С. 33. (『20 世紀初頭のロシアと日本』V.A.ゾロタリョーフ編、モスクワ、1994 年、33 頁).

[167] Отчет вице-консула в Хакодатэ, Вестник финансов,

しかし、ウスリー鉄道工事の労働力不足の問題が極めて深刻になった1895年にはロシア人の経営者が労働者募集に際して、日本人業者の仲介に頼ったことが知られており、『日本外交文書』に3通の契約書を見ることができる。その一つは、佐賀県出身者の西嘉次郎と、N.F.ジュラーフキン（Н.Ф.Журавкин）貿易商の代理人、陸軍大尉 A.L.メエステル（А.Л.Мейстер）との間に結ばれ、50人をウスリー鉄道工事に従事させたという契約書であり、他の1通は、ウラジオストク在住の一等商店主杉浦利太が2,000人の労働者を鉄道工事に送り出すという契約を同市のスキデルスキー一等商店主と結んでいるものである[168]。この集団入国が1895年に許可されたことが、S.M.ドゥホフスコーイ沿アムール総督の報告書の中に述べられている[169]。しかし、松浦充美『浦潮斯徳』によると、1895年夏には日本人700人がウスリー鉄道工事に従事しただけである[170]とされており、上述の2通の契約書の人数は満たされなかったと考えられる。

1896年、北米或いは南米へ日本人の契約労働者集団を送った大手の広島移民会社はロシアへの契約労働者の送出にも携わり、1,500人の大工、石工、土木人夫などをウスリー鉄道工事へ送ったが、1890年代の移民会社の活動によくみられるように賃金などの労働条件は事前に明確に決められておらず、「現地到着後、一悶着が起こり、露国軍隊によって鎮圧されるという有様であった」[171]。この事件が他の移民会社にロシアへの移民送出を躊躇させた理由の一つと考えられる。ウスリー鉄道工事の以外にも日本人労働者をロシア企業で就業させる計画があった。例えば、1892年11月、スチャーン炭鉱の経営者ゴルロフ（Горлов）技師が日本の破産した炭鉱の労働者を募集するために、日本に向かったと

промышленности и торговли, no. 6, 1903, Санкт-Петербург.（駐函館副領事館長の報告書『財政、産業、商業紀要』6号、1903年、サンクト・ペテルブルグ）.

168 「露領島蘇利地方（鉄道工事）へ本邦人出稼ぎ一件」外務省外交史料館所蔵、3-8-2-47.

169 Всеподданнейший отчёт Приамурского генерал-губернатора генерал-лейтенанта Духовского（「ロシア皇帝に対する『沿アムール地方』総督陸軍中将ドゥホフスコーイ報告書」）、前掲書、93頁.

170 日本人の他に1,600人の朝鮮人や、4,500人の清国人も従事していた。松浦充美、『浦潮斯徳』東京、1897年、231頁；Владивосток（ウラジオストク）、1895年8月27日、第35号、6-7頁.

171 入江寅次、前掲書、433頁.

いうニュースがあったが、これが実現されたかどうかは不明である[172]。

契約労働者の雇用期間は4月から10月までとされており、さらに、10月に労働者全員が日本に帰国することも条件の一つであった。このため、彼らは都市部から離れた鉄道工事現場に定着し、契約完了になると、ロシアの都市に留まることはなく、直接日本に帰国したため、都市部の日本人社会の構成員の増減には影響を及ばなかったと考えられる[173]。

以下のグラフ 1 から明らかなように、1890 年代初頭には、日本人定住者（グラフでは residents と表記）や季節出稼ぎ者（同じく sojourners と表記）の数[174]は、それぞれ徐々に増加を示しているが、季節出稼ぎ者数は、ウスリー鉄道工事が完了した 1897 年にピークを迎え、翌年激減し、定住者の数をも下回っていた。

グラフ 1．極東ロシア地域における日本人

Graph 1. Number of Japanese in Russia.

出典：『日本帝国統計年鑑』、1881-1916 年、東京、1882-1917 年.

1890 年代には、定住者の数は飛躍的に増加し、1900 年には 3,000 人を超えており(表 4-21 参照)、その理由について以下に考察する。

---

172 『ウラジオストク』、1892 年 11 月 15 日、第 46 号、6 頁.

173 「露領烏蘇利地方（鉄道工事）へ本邦人出稼ぎ一件」：外務省外交史料館所蔵、3-8-2-47.

174 日本人定住者（グラフ 1 ではに residents と表記）や季節出稼ぎ者（同じく sojourners と表記）の人数は、『日本帝国統計年鑑』の数字を使用し、『日本帝国統計年鑑』の「在外日本人」の数字を定住者として、「旅券返却の総数」を季節出稼ぎ者と計算した。「旅券返却の総数」の中には契約期間以上に長く滞在した者も含まれているために、この数字は多少ずれがあることに留意すべきである.

表 4-21 極東ロシアにおける日本人定住者の人口増減、1884～1895 年

年	人口	人口増加	年	人口	人口増加
1884	671	−	1890	589	−224
1885	667	−4	1891	734	145
1886	700	+33	1892	988	254
1887	700	−	1893	1,399	411
1888	700	−	1894	1,383	−16
1889	813	113	1895	1,937	554

出典：『日本帝国統計年鑑』、1881-1916 年、東京、1882-1917 年.

鉄道工事が他の経済分野の発展を促したために、極東ロシアの人口は増加し、様々な技術とサービスが求められるようになった。それゆえに、日本人商店は徐々にサービスや取り扱い製品の種類を増やし、売上げもあり、新規に開業する商店も増加した。

この時期、日本人社会の職業分野別は、「生成期」より多様化しており、日本とロシアの史料から在留日本人の従事していた職業、或いは独占していた職業が明らかである（表 4-22 参照）。

表 4-22　ウラジオストクの日本人居留民の職業分野別表、1902 年

業務	戸数	男	女	計
官吏	1	6	1	7
留学生	8	23	7	30
医師	5	27	8	35
商店主	38	187	46	233
洗濯業	40	195	69	264
大工	17	182	48	230
洋服裁縫業	7	77	15	92
写真業	4	29	3	32
時計師	11	32	9	41
彫刻師	3	10	3	13
鍛冶業	13	75	28	103
飲食店料理店	19	93	40	133
女郎屋亭主	19	74	384	458
他	100	521	736	1257
計	300	1586	1410	2997

出典：角田他十郎『浦潮案内』東京、1902 年、32-33 頁；Васкевич П. Ю. Очерк быта японцев в Приамурском крае, Известия Восточного института. 1905-1906. Том 15. Вып.1. Влд., 1906. (P.Iu.ワスケーヴィチ。「沿アムール地方における日本人の生活風習の概観」：『東洋学院紀要』第 15 巻第 1 号，1906 年、ウラジオストク).

表 4-22 は、ウラジオストクの日本人職業分野別戸数・人口を表しているが、ハバロフスク、ニコリスコエ、ブラゴヴェシチェンスクでも同様の傾向を示していると思われる。

日本人の商店数は、とくに 20 世紀初頭に飛躍的に増加し、1897 年には 11 軒の 2 等商店(表

4-23 参照)が、1902 年には、58 軒に増加し、そのうち、一等商店は 4 軒（杉浦商会、徳永商店、日本郵船支店、九州製茶会社支店)、二等商店は 22 軒、三等商店は 32 軒であった[175]。そのうち、上述の杉浦商店はとくに順調に商業取引を拡大し、日本人商店では初めて一等商店となり[176]、引き続き福岡県出身の徳永茂太郎が創立した徳永商店もウラジオストクの一等商店になっている。杉浦商会は日本の金融機関が極東ロシアに進出していなかったために、ウラジオストク在住日本人の送金業務をも行い始めた[177]。

表 4-23　ウラジオストクにおける日本人の商店、1897 年

商店名	店長の出身地	商店名	店長の出身地
日の出商店	長崎	西沢商店	大阪
石橋商店	長崎	岡部商店	大阪
小林商店	長崎	寺町商店	愛知
木村商店	長崎	奥村商店	滋賀
松下商店	長崎	川辺商店	茨城
向井商店	新潟		

出典：松浦充美『浦潮斯徳』、1897 年、74 頁.

極東ロシア在留の日本人が行った貿易額は、ウラジオストクの人口が急増し日露貿易の進展を背景に、表 4-24 に示すように、1899 年までに 451,687 円に達し、日露貿易の約 25% を占め、日露経済関係において重要な役割を果たした。しかし、日本の貿易事務官の報告書に記されているように、日本企業はドイツ系企業、特に「クンスト・アリベルスト」社との厳しい競争をしていた。例えば、米穀の輸入をめぐっての競争ではロシア陸海軍の供給は「クンスト・アリベルスト」社が受注したため、日本人企業は、ロシア在留の中国人、朝鮮人、日本人移民向けの小口の取引しかできなかった[178]。

---

175 角田他十郎『浦潮案内』東京、1902 年、39-43 頁；『哈爾賓の概念』、1926 年；杉山公子「日本人商人店の登場」、前掲書、6－7 頁.

176 角田他十郎、前掲書、130-142 頁.

177 高嶋雅明「ウラジオストク貿易と外国為替金融—浦潮斯徳松田銀行部（十八銀行支店）の析を中心として—」『土地制度史学』、第 56 号、1972 年、35-39 頁.

178 高嶋雅明「ウラジオストク貿易概観（続）—『通商彙纂』『通商広報』の分析を中心として—」『経済論理』、和歌山大学経済学会、第 134 号、1973 年、93 頁.

表 4-24　日本・ウラジオストク貿易における在留日本人の貿易推移、1889～1891 年

年	日本→ウラジオストク	うち在留日本人商人取り扱い	年	日本→ウラジオストク	うち在留日本人商人取り扱い
1889	□	151,743	1894	852,633	261,120
1890	□	140,399	1895	1,167,302	304,516
1891	□	157,519	1896	1,462,239	340,130
1892	466,966	184,704	1897	1,304,947	211,766
1893	557,625	210,736	1898	1,573,817	360,999
			1899	1,804,522	451,687

出典：高嶋雅明「ウラジオストク貿易概観（続）―『通商彙纂』『通商広報』の分析を中心として―」『経済論理』、和歌山大学経済学会、第 134 号、1973 年、92 頁.

1901 年、自由港ウラジオストクではロシア政府は輸入制限を目的として輸入品に重税を課したため、日露間貿易の低下をもたらした。

初期と同様に、商業移民また主として家具の製造、建物工事に従事していた手工芸者の以外に、売春婦が大きな割合を占めており、倉橋正直によれば、1902 年のニコリスコエの日本人コミュニティには、150～160 人の日本人の売春婦がいたとされている[179]。

従業員を増し、給料を上げる余裕もできた日本人商店も出現し、1900 年には、店の所有者と従業員を合わせ 242 人規模の商店もあった[180]。商店を営む日本人定住者と季節出稼ぎ者の収入を比較すると、例えば、鉄道工事の労働者の賃金は契約で定められており、4 月から 10 月までの約半年分で最高収入はおおよそ 96 ルーブルで[181]、また、アムール州やサハリン島の日本人漁師の収入も漁期の 6 ヶ月で 60～80 ルーブルであった[182]。一方、商業に携わった都市部の定住者の収入は、1902 年に在留日本人の調査を行った P.Iu.ワスケーヴィチによれば、3～4 年で 500～800 ルーブルつまり年に約 160～200 ルーブルであり[183]、従って、上述の鉄道工事の労働者や漁師の収入を上回ったことは間違いない。

---

179 倉橋正直『からゆきさんの唄』、前掲書、67 頁.

180 高嶋雅明「ウラジオストク貿易概観（続）」、前掲書、96 頁.

181 「露領烏蘇利地方（鉄道工事）へ本邦人出稼ぎ一件」外務省外交史料館所蔵、3-8-2-47.

182 Граве В. В.（V.V.グラーヴェ）、前掲書、224 頁.

183 当時の日本人農耕の平均収入を 10～15 倍上回った。Васкевич П. Ю. Очерк быта японцев в Приамурском крае.Известия Восточного института. 1905-1906. Т. 15, в.1. Влд., 1906.С.8.（P.Iu.ワスケーヴィチ、「沿アムール地方の日本人の生活風習の概観」：『東洋学院紀要』第 15 巻第 1 号，1906 年、ウラジオストク、8 頁）. 1899 年には、1 ルーブルが約 1.15 円であった。『通商彙纂、1899 年』、第 122 巻第 46 号、東京、1990 年、106 頁.

ウラジオストク、ニコリスコエ、ハバロフスクなどの都市在留の日本人は、集中して居住しており、生成期にはロシア人と雑居していたが、1890年代の街づくりの進展とともに、各地に、商業に有利な都市の中心部に日本人町を形成し、そこには、日本人の店舗が立ち並んだ。ウラジオストクでは、日本人商店街は中心部のアレウートスカヤ通、ポローガヤ通、フォンタンナヤ通、コソーイ通に囲まれた地区に置かれ、ここに定住した日本人の生活様式（服装、髪形、食事）は、日本国内とほとんど同様であった。

このように都市部の日本人居留民が徐々に増加し、第三章で考察したように、その組織化が進み、1892年に居留民によって結成された同盟会は、わずか10年ですべての日本人在住者を組織し、浦潮居留民会にまで発展した[184]。浦潮居留民会と駐ウラジオストク日本帝国貿易事務館を中心とした日本人社会には、浄土真宗の西本願寺の布教或いは伝道そして日本人子弟の教育も行われるようになり、柴田幹夫と小島勝によれば、西本願寺は中国よりもロシアに目をむけ、1886年に、ウラジオストク市に布教場を建て、初代布教師として多門速明を派遣した[185]。常駐の布教使がいる西本願寺布教場では、1894年から日本人居留民の子弟に日本語、算数などが教え始められ[186]、日本人の組織化とあわせこれらのことは、日本人のアイデンティティを維持してゆくのに重要な役割を果したと思われる。また、1902年におよそ4,300人を数えた日本人は、アムール・沿海両州の中国人や朝鮮人と比べて、エスニック集団である日本人社会への帰属意識も強く、集団の結束力も強かったと考えられる。

第二章で考察した通り、1904年2月の日露戦争の勃発に伴って、日本人はその資産を失い、母国に引き揚げた。

4-4-3 最盛期　（1906～1917年）

ロシアに在留した日本人の日記、回想記を調査した杉山公子によれば、戦争終結後、戦

---

184 上掲書.

185 柴田幹夫「大谷光瑞とウラジオストク」、小島勝「ウラジオストクの日本人関係略年表」『浦潮本願寺記念誌』浦潮本願寺記念碑建立を支援する会、2001年11月.

186「浦潮港日本小学校設立ノ件」外務省外交史料館所蔵、3-10-2-10-2.

前の夢を持ち続けたウラジオストクの元居留民の多くは、ロシアへの再渡航を期待していたという[187]。

1905年9月のポーツマス平和条約締結直後に、ウラジオストクに渡航しようとした日本人もいたが、同年10月には、日本人の上陸を拒否するという事件が生じ[188]、そのうち最大のものは、同月末、13人の日本人が上陸を拒否されたというものであった[189](資料2-4、2-5、2-6参照)。ロシア政府は、日本人上陸拒否の理由は日本が組借した旅順港へのロシア人の立入り禁止であった。実際は、日露戦争終結直後、旅順港を通じての貿易は、日本軍によって閉鎖されていた。これに対して、国際的な批判が高まり、ポーツマス条約締結からほぼ1年後にようやく自由貿易港になった[190]。

上述の事件をめぐる交渉は、日本帝国貿易事務官の活動が再開されるまでは、在ウラジオストックアメリカ合衆国貿易事務官を通して行われ、その結果翌11月には、ようやく日本人のウラジオストクへの渡航がロシア当局によって許可され、同月、谷源蔵経営の谷商店がウラジオストクで経営を再開した[191]。戦前に帰国した多くの日本人居留民は、福岡病院で病死した徳永茂太郎などの少数を除き、谷源蔵に次いでウラジオストクに戻り、その数は3,000人に達し、1906年末までに日本人商店は60軒を越し、同年には「松田銀行部」から日本への送金額は200万円に達した[192]。

終戦直後、日本人商人が商業活動を短期間に復活させ得たことには、次ぎの三つの理由が挙げられる。第一は、日露戦争直前の引揚げの際にウラジオストクに残された資産は、ロシア当局に接収されることなく、無事に日本人に引き渡され[193]、そのため、ウラジオストク到着後数日のうちに活動を再開し得た商人が多かったことである。

---

187 杉山公子「浦潮に生きた人びと：引き上げと再渡航」『Ｃｅｖｅｒ』第11号、1997年、33頁.

188 「浦潮港上陸拒絶被拒者集会ノ件」外務省外交史料館所蔵、3-8-8-12.

189 上掲書； Takahira to Root, November 10, 1905 : Papers Related to the Foreign Relations of the U.S., 1905, Wash., 1906, p. 629.

190 佐木逢三『伊藤博文と安重根』文藝春秋、1994年、30頁.

191 杉山公子、「浦潮に生きた人びと：引き揚げと再渡航」、前掲書、33頁.

192 「浦潮港三十九年貿易年報」『通商彙纂』第6号、1908年.

193 杉山公子、「浦潮に生きた人びと：引き揚げと再渡航」、前掲書、33頁.

第二は、ロシア政府は、戦時中の1904年に、物資の欠乏や大連港放棄のために、ウラジオストクを再び「無関税港」に復帰させており[194]、そのため、日本からの輸入が急増した。ウラジオストクにおける戦後の経済成長は、家賃などの値上がりをもたらし、日本人商人の出費はかさんだが[195]、日本人商人の多くはそれにもかかわらず利益を挙げた。

表4-25　極東ロシア地域及びシベリアにおける日本人の分布、1891-1910年

年/都市	ｳﾗｼﾞｵｽﾄｸ	ﾆｺﾘｽｺｴ	ｲﾏﾝ	ﾊﾊﾞﾛﾌｽｸ	ﾆｺﾗｴﾌｽｸ	ﾉｳﾞｫｷｴﾌｽｺｴ	ﾎﾞｼｴﾄ	ﾌﾞﾗｺﾞｳﾞｪｼﾁｪﾝｽｸ
1891	515	81	—	47	14	—	5	28
1892	668	86	—	56	25	—	8	33
1893	956	142	—	72	25	24	3	42
1894	856	90	—	94	46	36	9	118
1895	1284	189	—	160	47	27	7	132
1896	1422	195	—	232	116	35	7	217
1897	1607	248	83	203	162	88	1	140
1898	1670	279	66	229	155	75	1	97
1899	2185	346	95	228	192	67	1	227
1900	2226	329	48	236	233	75	4	187
1901	2898	430	35	222	197	77	1	211
1902	2996	545	—	201	254	42	?	187
1906	3330	—	38	332	187	48(ﾎﾞｼｴｯﾄを含む)	←	—
1907	2203	—	85	386	274	41		—
1908	1886	—	78	386	348	50	—	—
1909	1579	299	84	440	348	?	—	312
1910	2245	489	3	834	370	48	—	163
1915	1986	309	30	702	523(1912)	—	—	392

出典：Васкевич П. Ю.(P.Iu.ワスケーヴィチ)、前掲書；Граве В. В.(V.V.グラーヴェ)、前掲書、431-437頁；済軒学人『浦潮斯徳事情』、1916年、144-167頁；Спальвин Е. Г. Сведения об японских обществах во Владивостоке. 1909、Архив востоковедов. Санкт-Петербургское отделение Института востоковедения Российской Академии наук. Ф 1, оп. 4, д. 27.(E.G.スパルイン,「ウラジオストク日本人居留民会」、1909、東洋学者史料館、ロシア科学アカデミーサンクト・ペテルブルグ支部付属東洋学者公文書館、1-4 - 27)、116-156頁. 日露戦争期に関する統計はない。ゼヤ、ラズドーリノエ、トムスクにおける日本人に関する統計は、この表に含まれていない。

---

194 櫛谷圭司、前掲書、122頁.

195 例えば、一戸が入る約100平方メートルの土地は、1871年の土地競売において0.75ルーブルで売却されたが、1907年に、一年間の家賃が2万～3万ルーブルであった。同年に日本人居留民の語りを書きとめた小林存によれば、「地下室を借りるとしても（ウラジオストクは街路がやや高く、普通の民家は掛け出なので、地下室を住居にするものがある）、なお3,000ルーブル以上に及ぶ模様である。それに加えて、各商店は1等から5等に区別され、それぞれ莫大な鑑札料および税金を課せられるだけでなく、番頭や支配人に関しても同様に課税されるため、生活は容易ではない」のである。櫛谷圭司、上掲書、127-128頁；Матвеев Н. П.（N.P.マトヴェーエフ）、前掲書、74頁.

第三の理由として、日本帝国貿易事務官が領事館に格上げされ再開の後、日本人居留民の組織化に協力したことがあげられよう。ウラジオストク以外のアムール・沿海両州の市町村においても、表 4-25 で示したように、漸時日本人の数が増え、1907 年末までに戦前の水準を上回り、日本人企業の多くは、とくに、ハバロフスクとニコラエフスクにおいて商業取引を積極的に行っていた。そのうち、日本人がニコラエフスクで営んだ企業はアムール河口で漁業に従事した日本人漁師との関係が強く、魚の塩漬け加工や日本への輸出に取り組んでいた[196]。

すでに、戦前にある程度実績を挙げていた日本人の漁業[197]は、1907 年の日露漁業協約によってさらに拡大し、原暉之によれば、日本の漁業資本は 1907 年 12 月に郡司成忠を組合長として露領沿海州水産組合を結成し、小規模漁業者の統一に努め、日本人の租借漁区数は 1908 年の 119 漁区から 1917 年の 218 漁区へと約 2 倍、漁獲高は 1.34 万トンから 6.66 万トンへと約 5 倍増加した[198]。

1906 年から 1916 年に至る 10 年は、極東ロシア地域の日本人社会が、日露間の政治的・経済的関係の安定を背景に基本的に大きな発展を遂げた 10 年であった。しかし、ロシア経済の状況はそれほど安定しておらず、1906 年の好況は 1908 年には不況に変わり、いくつかの日本人の企業の倒産の原因となった。日本人社会の最大企業であった杉浦商店が倒産し[199]、その銀行部門は 1906 年 8 月に十八銀行支店に引き継がれ、高嶋雅明によれば、「ロシアの国内法が外国銀行支店の設置を許可しない方針のため、別法人として出資金 5 万ルーブルの浦潮斯徳松田銀行部を設け、杉浦商店銀行部の業務を継承して翌 1907 年 7 月 13 日

---

196 Нужды Николаевского района Приморской области. Труды Амурской экспедиции. СПб., 1911. (『沿海州ニコラエフスク区諸問題：アムール調査団報告書』サンクト・ペテルブルグ、1911 年).

197 ロシア海域で行われた日本人の漁業は、いわゆる「北洋漁業」の一環であった.

198 原暉之『シベリア出兵—革命と干渉、1917-1922—』、前掲書、22 頁；Saveliev, Igor, Pestushko, Yuri. Dangerous Rapprochment : Russia and Japan in the First World War, 1914-1916, *Acta Slavica Nipponica*, Hokkaidô University, no. 18, 2001, p. 31.

199 小島勝「ウラジオストクにおける日本人の教育と宗教」戸上宗賢『交錯する国家・民族・宗教』不二出版、2001 年、272 頁.

より営業開始した」[200]のである。

また、ロシア政府は極東地域の産業の発展を促すために、1909 年 1 月 16 日付で無関税港法[201]を施行し、無関税港を廃止した。これにより、日本人の企業は高嶋雅明の言葉を借りれば、「存立の基盤を失うに至った」[202]。表 4-26 に示すように、1914 年には日本製雑貨用品を取り扱う商店は、全般的な輸入外国商品の減少を反映し、50 軒から 6 軒に著しく減少したのに対し、ロシア製品を取り扱う日本人の商店が 9 軒登録されたことは、日本人商人の一部は商業活動の重点を輸入日本製品からロシア製品に移し、生き残ろうとしたのであろう。また、協信洋行、妹尾商店、迫間支店の三店は、朝鮮から無税の籾米を輸入し、ウラジオストクに精米業を発展させたが、日本人経営の精米所は 3 軒を越えることはなかった[203]。

表 4-26 ウラジオストク在留主要な日本人企業

1907 年	1907 年	1914 年
日本雑貨専門店	50 軒	6
ロシア雑貨専門店	—	4
日露両雑貨取り扱い店	—	5
果実野菜	10	8
石炭輸入	1	3
園芸業	—	1
銀行業	1	1
回漕業	2	2

出典：「極東露領に於ける自由港閉鎖の影響」『通商広報』第 136 号、1914 年、444 頁；高嶋雅明「ウラジオストク貿易概観（続）—『通商彙纂』『通商広報』の分析を中心として—」『経済論理』、和歌山大学経済学会、第 134 号、1973 年、92 頁.

しかし、商業活動を行っていた日本人の経営状態が苦しくなったにもかかわらず、日本

---

200 高嶋雅明「ウラジオストク貿易と外国為替金融—浦潮斯徳松田銀行部（十八銀行支店）の析を中心として—」、前掲書、41 頁.

201 Порто-франко на Дальнем Востоке. Сборник документов и материалов. Владивосток, 1998. С. 249-255.（『極東地域における無関税港—史資料集—』ウラジオストク、1998 年、249-255 頁）.

202 高嶋雅明「ウラジオストク貿易概観（続）」、前掲書、99 頁.

203 高嶋雅明「ウラジオストク貿易と外国為替金融—浦潮斯徳松田銀行部（十八銀行支店）の析を中心として—」、前掲書、39 頁； 杉山公子「浦潮に生きた人びと：引き上げと再渡航」、前掲書、34-35 頁.

人居留民の総数は減少することはなかった。南満州鉄道株式会社の調査によれば、1914 年末には、ウラジオストク在留日本人は、1,986 人（476 戸）を数え、そのうち、389 人（84 戸）は、石炭、野菜果実、雑貨を取り扱い、871 人（225 戸）は、裁縫業、理髪業、洗濯業、製靴業に従事し、また写真師、時計師、大工として働き、また、418 人（77 戸）は、旅店と料理屋を営んでいた[204]。これらの企業はウラジオストクでは大きな比重を占め、日本人は、ウラジオストクの洗濯業(36 の内 35)、理髪店（11 の内 7)、写真店（7 の内 5)、時計修理店（9 の内 8)、家具工場（25 の内 15)、裁縫場（34 の内 8）を営み[205]、サービス業の特定の分野を独占していたとも言えよう。

1907 年 7 月にウラジオストクを訪れた新潟県の官界・産業界の一員であった小林存によれば、日本人は、再度「浦潮居留民会」によって組織化されており[206]、互いに救済活動を行っていた。戦前と同様、日本人社会の主体は九州の出身者であり、原暉之によれば、1910 年 5 月の時点では、ウラジオストク日本帝国総領事館に届け出のあった 3,050 人のうち、上位を占めていたのは長崎県の 945 人、熊本県の 632 人、佐賀県の 219 人、福岡県の 108 人であり、以上四県の出身者が全体の 60%強を占めていた[207]。

第一次世界大戦の勃発は、ヨーロッパ各地の商港閉鎖を招き、ウラジオストク経由の通過貿易を活性化させ、特に満州通過貿易においてロシア在留の日本人がどのような役割を果たしたかは不明であるが、日本企業の商業取引を再度活発化させたのは間違いない。

4-4-4　第 4 - 4 節の結論

本節において考察したように、極東ロシアの日本人は、中国人と朝鮮人に比して数的に

---

204 南満州鉄道株式会社総務部事務局調査課『西伯利亜経済状態ト日露貿易資料』1917 年、814～816 頁；高嶋雅明「ウラジオストク貿易概観（続）」、前掲書、101 頁.

205 Галлямова Л.И. Японские предприниматели во Владивостоке (1900-1913). Россия и АТР. 1992. С. 32-35. (L.I.ガリャーモワ「ウラジオストクの日本人実業家」『ロシアとアジア・太平洋地域』、1992 年、第 2 号、32-35 頁）.

206 櫛谷圭司、前掲書、121 頁.

207 原暉之『シベリア出兵—革命と干渉、1917-1922—』、前掲書、11 頁.

は少なかったものの、組織化され、都市部に集中的に定住していた。日本人社会の形成期から、日本企業は、日本政府が派遣した貿易事務官(日露戦争後に領事、さらに総領事に昇任)の協力によって、ロシア政府とロシア企業から建設業務などの依頼を有利な条件で受注したり、また日本政府のあらゆる援助があったと考えられる。また、日本人社会の中核の日本人商人は、好況と不況の両者を経験したが、日本政府の援助もあり、相互救済活動を中断することはなく行い、1875年から1917年のロシア革命至るまで非常に安定した商業活動の基盤を築き、大きな成功を収めたと言えよう。

4-5 同化と民族帰属性保持：母語教育を中心に

前節では東アジア系移民社会の生成や発展の軌跡を辿ったが、本節では、ホスト社会において、東アジア系移民、とくに日本人が子弟教育問題を通じて、エスニック・アイデンティティをいかに保持したかを明らかにする。日本人の子弟教育を本節の分析の中心にした理由は、東アジア系移民のうち、日本人のみが母国教育の特色を有した学校設立に成功したからである。

4-5-1 19 世紀後半における極東ロシアの教育機関の状況、朝鮮人・中国人の学校

本節では、東アジア系移民を受け入れた極東ロシア地域の教育機関の発展について簡潔に述べ、中国人と朝鮮人の子弟教育について考察する。

極東ロシア地域の人口増加に伴い、ロシア人子弟のための教育を行う機関も登場した。松浦允美『浦潮斯徳』には、「未だ教育に向い其手腕を伸長するの暇なき浦港、官立に於ても見る可き学舎甚た少し、準中学校、女学校、市立小学校、職工学校、音楽学校、其中職工学校、音楽学校は鎮守府に属する職工及び楽隊の養成所、教育土地柄にあらさる程教育は進歩せさるも早晩尚は多くの進歩はあきぬべきなり」[208]と教育状況が描かれている。し

---

[208] 松浦允美『浦潮斯徳』1897年、264頁.

かしながら、1860 年にウラジオストク開港の 2 年後、海洋省の資金援助に、女学校が設立され、1872 年には、下級女子中学校に改編された。更に同年、下級男子中学校も設立された。この二校新築のために、1873～1874 年度には、当時のウラジオストク市の全商業の売上額に相当する 390,000 ルーブルのほぼ 3 分の 1 にあたる 135,000 ルーブル（当時のレートで、およそ 89,100 円）の予算が一年間支出され[209]、その後、ウラジオストク市の発展と人口増加に伴い、ニコラエフスク市から男子中学校が移され[210]、1876 年には小学校も設立された。その後、次々と学校が設立され、1897 年には、中学校には 1 校あたり 15 人の教師と 350 人の生徒、女子中学校には 1 校あたり 9 人の教師と 200 人以上の生徒を擁していた。2 年後の 1899 年には、極東ロシア地域では、初の高等教育機関である東洋学院がウラジオストク市に開校し、「日本・支那学科」、「支那・朝鮮学科」、「支那・蒙古学科」、「朝鮮・満州学科」の四つの学科で 100 人以上の学生が、主として東洋語と東洋文化を学習していた[211]。

上述のように、1860 年から 1900 年にかけて、極東ロシア地域の経済発展に伴い、教育機関も次第に整備されるようになり、ロシア人に限らず、極東ロシアに居住していた移民の子弟の多くがロシアの学校で勉強していた。沿海州、アムール州での薬草の採集、農業などに従事した中国人の出稼ぎ者は、主として単身の男性であり、家庭を中国においたまま出稼ぎにでていた。彼らには、ロシアで二番目の家族[212]を築く経済的余裕はなく、ロシアでの結婚、家庭生活を考えていなかったため、農村の学校では中国人の子供の姿が見られなかった。しかし、都市部の中国人商人多くは、商業に成功し、中国人或いは日本人女性と結婚し、その子弟はロシア人と同じ学校に通っていた。ニコラエフスク市では、中国人の子弟が全生徒の 10%を数え、そのため、学校の建築の際には中国人は 1 万ルーブルを集め、寄付したという[213]。

一方、V.K.アルセーニエフによれば、中国人の主要な出稼ぎ先で、原住民のオロッコ人と

---

209 Матвеев Н. П. (N.P.マトヴェーエフ)，前掲書、86-88 頁.

210 上掲載，91 頁.

211 『浦潮斯徳事情』1916 年、54-57 頁.

212 東南アジアへの中国人移民が移住先の国で二番目の妻か内縁の妻を見つけ、二番目の家族を築くことは一般的であった。*The Encyclopedia of the Chinese Overseas*, Curzon Press, 1999.

213 Матвеев Н. П. (N.P マトヴェーエフ)，前掲書、241 頁.

の交易がとくに盛んな聖オリガ湾周辺地の森林地帯には、中国人とオロッコ人との間に生まれた他子、ポトゥイザ、さらにオロッコ人に「中国語、中国文化を教える学校」があった[214]。V.K.アルセーニエフは、調査時にこのような4校の授業を参観する機会があり、その授業ではオロッコ人とその子弟に清国への忠誠を養育し、ロシアについてまったく言及していないと指摘している。しかし、他の史料はこのような学校について言及しておらず、中国人移民の流動性を考慮すれば、おそらく、V.K.アルセーニエフは目撃した授業が一時的な性格をもち、オロッコ人をある程度漢化したとしても整備された教育制度ではなかったと考えられる。

朝鮮人の子弟も、都市部の中国人と同様にロシア人の子弟と同じ学校に通った。朝鮮人の主体は、農民であり家族でロシアへ移住したために、子供も多く、「朝鮮人には、学校のない農村がなく、小さい子供のための朝鮮人学校を別にして、2つの学校を持つ農村もある。朝鮮人は教育が有益であることを理解してあり、それのために金を惜しまず、多額の資金を使っている。通常、募金から教師の給料に300から500ルーブルを追加していることから、充実した教師のスタッフを集めることができる。学校の建物には、ロシア政府や正教教会からも少額の補助があるが、主に朝鮮人会の募金で建てられている」[215]という情況であった。例えば、沿海州のポシエット地区のアジミ村に建築された教会学校の建築費は、16,000ルーブルであったが、ロシア政府からの補助金は2,500ルーブルにすぎなかった[216]。この学校の授業は、主に朝鮮語で行われたが、ロシア語の授業もあり、ロシア外務省全権V.V.グラーヴェは、「朝鮮人の学校教育は沿アムール地方のロシア人の住民よりよい」[217]と述べている。極東ロシアには、ロシア正教が援助を与えた日本人学校はなかったが、いくつかの朝鮮人の子弟が通った朝鮮人学校は正教教会の資金援助により建てられ、正教教会付属の小学校であった[218]。ロシア外務省全権V.V.グラーヴェによれば、アムール・沿海両州

---

214 Арсеньев В. К. (V.K.アルセーニエフ)、前掲書、90-91頁.

215 Граве В. В. (V.V.グラーヴェ)、前掲書、187頁.

216 上掲書.

217 上掲書.

218 Нам С. Г. Российские корейцы: история и культура (1860-1925 гг.). Москва, 1998. С. 155. (S.G.ナム『ロシアの朝鮮人—歴史と文化(1860-1925年)

における朝鮮人学校は、ロシア正教の主教管区が管理する20校及びロシア文部省が管理する3校であった。そのうち、前者では、男子生徒816名と女子生徒46名が在籍しており[219]、朝鮮語で学習した科目もあったが、科目の過半数がロシア語で教えられた。さらに、教師の多くがロシア人かロシア国籍の朝鮮人であったために、学校での学習を通じて、子供達は、ロシア語、ロシア正教、ロシア文化を身に付けたと考えられる。

都市部の朝鮮人子弟がロシア人と同じ学校で勉強していたことは、既述したように一般的なことであった。N.P.マトヴェーエフによれば、ウラジオストクの「朝鮮人自治団」は、1898年2月5日、朝鮮人とロシア人の子弟が一緒に勉強できる学校を設立するために、3,000ルーブルを寄付した[220]。

こうして、朝鮮人子弟の教育制度がロシア文部省やロシア正教によって整備されたのは、朝鮮人子弟にロシア文化を身に付けさせる目標があったと考えられる。つまり、朝鮮人子弟の学校教育がロシア化の主要な要素であると考えられたからである。

一方、ロシア社会からの孤立を強化する学校もあり、それについて次節において考察する。

4-5-2 ウラジオストクの日本人小学校の設立

本節では、ウラジオストクの日本人小学校の歴史と特徴を検討する。この小学校は1894年に設立され、1931年までウラジオストク市において日本人子弟の教育を行っていた。

まず、日本政府の在外日本人子弟の教育方針について簡単に述べておく。日本国内では、国民すべてを対象とする初等教育は、1872年の「学制」の導入をもって始まり、「わずか40年の間に、学齢児童の98%以上を収容する尋常小学校と同一年齢児童の37%を吸収する高等小学校とが制度として定着するに至った。」[221]とされている。このような初等教育の定

一』モスクワ、1998年，155頁).

[219] Граве В. В. (V.V.グラーヴェ)、前掲書、188頁.

[220] Матвеев Н. П. (N.Pマトヴェーエフ)，前掲書、261頁.

[221] 仲新、持田栄一編『教育学業書第六巻学校制度』第一法規出版、1967年、111頁.

着とともに、在外の日本人の数も増加したため[222]に、移民の子弟の教育問題も政府の注目を集めるようになった。「在外指定学校ニ関スル規定」(1905 年 11 月 8 日)、「在外居留民ニ対スル帝国政府ノ教育方針」(1906 年 10 月 9 日) が制定され、日本国外の学校の活動に関する文教施策が示された[223]。これにより、海外の学校に教員が派遣され、教材が作成され、政府の補助金もある程度交付された。日本政府は、在外の学校の教育を一元化するために、「在外帝国臣民ノ教育ニ付テハ日本国民タル精神ヲ失ハシメス、日本人ノ特徴ヲ益発達」[224]させるように指示し、北米、南米、中国、朝鮮などに、日本人学校が出現するようになった。志賀重昂、永田稠などによれば、西洋文化と接触した日本人移民の「東西文化融合」の中に、異文化環境での日本人子弟には日本語の学習の役割は非常に重要な位置を占めていたという[225]。

在外の日本人コミュニティには、太平洋を渡った北米・中南米の日本人移民と環日本海地域の日本人居留民という二つの大きく異なるタイプがあったと考えられ、第二世代の教育もそれぞれ異なった特徴を持っていた。ウラジオストクの小学校は、同じ環日本海地域の朝鮮や中国に設立された日本人学校と共通の特徴を多く持っていたと考えられる。

1905 年の「在外指定学校に関する規定」公布前の 1890 年代に設立された海外の日本人学校は、一般に宗教との関わりが深く、ウラジオストクの日本人小学校も、校舎が建設されるまでは西本願寺に置かれており、日本語を教える小さな学校であった。仏教寺院は、在外の日本人の中からも新しい信者を獲得する目的で、その子供の教育のため建物の一部を学校として使用させていた。

ウラジオストクの日本人小学校の歴史は、日本人居留民が 1,000 人ほどに達してから設立され、北米で現在に至るまで活動している日本語学校に比べて歴史は短いが、極東ロシアでは唯一のものであり、他の地域の日本人学校と比較しても興味深い研究対象である。表

---

222 1900 年、在外日本人の人口は、ハワイ 61,100 人、アメリカ合衆国本土 24,326 人、カナダ 4,700 人、ロシア 3,953 人であった。『日本帝国統計年鑑、1900 年』、東京、1901 年.

223 坂口満宏「二世の日本語教育をめぐる一世の彷徨」日本移民学会第 6 回年次大会予稿集、17 頁.

224 上掲書.

225 沖田行司『ハワイ日系移民の教育史』ミネルヴァ書房、1997 年、48-53 頁.

4-27 によると、極東ロシア、特にウラジオストク市における日本人の人口は、1890 年代半に入って、著しく増加し、1891 年の日本国外務省の調査によると、ロシアに在留する日本人は 734 人であったが、1892 年には 1,100 人を超え、1893 年には 1,414 人となっている[226]。

ウラジオストク市の日本人学校の歴史は、三つの時期に分けることができ、それぞれが日露関係の推移と密接に関わっている。第一期は、1894 年の開校から 1904-1905 年の日露戦争まで、第二期は、日露戦争から 1917 年のロシア革命まで、第三期は、ロシア革命から 1931 年の閉校までである。

ウラジオストク市には 1892 年に男性 568 人、女性 388 人の日本人が住んでおり[227]、男女の比率に余り差がなく[228]、結果として日本人同士の結婚の機会にも恵まれていた。さらに、1892 年には、ウラジオストク市に居住していたいた日本人の大部分は、職業組合を統合した「同盟会」という組織にまとめられており、この同盟会を通じて、祭典、葬儀などの活動を行っていた。

同盟会はその設立の翌年、西本願寺開基のためにとりあえずロシア人から一般住宅を購入することを決めた[229]が、同盟会の活動の中にはウラジオストク市在住の日本人子弟の教育問題もあった。当時、ウラジオストク市には日本人の子供は少なく、数十人を数えるにすぎなかったが、同盟会の会長はその教育、特に日本語の教育の必要性を感じていたた。

1893 年 12 月、ウラジオストク市の日本人有志は子供の教育のために集会を開き、東京外国語大学卒業生佐波武雄を教師として雇用するため寄付を募り、翌 1894 年日本人小学校が設立された。これについて、ウラジオストック市の在浦潮日本貿易事務官二橋謙は、外務次官林董宛の報告書の中で、次のように述べている。

> 当浦潮港ニ渡航スル本邦人ハ年々増加シ昨年十二月末日調査ニ據レハ在留本邦人男女相合シ幾ント千人ニ相達シ従而学校児童ノ数亦漸ク増加シ有志者ハ夙ニ小学

---

226 『日本帝国統計年鑑、1891～1900 年』、東京、1892～1901 年.

227 上掲書.

228 その原因の一つは、いわゆる唐行きさんの出稼ぎである。それについては、倉橋正直『北のからゆきさん』（共栄書房、1989）、倉橋正直『からゆきさんの唄』（共栄書房、1990）を参照されたい.

229 Владивосток（「ウラジオストク」）、1893 年 5 月 9 日、第 19 号.

校設立ノ必要ヲ認メ居候得共時機未タ熟セス苒荏打過来候処本年二月ニ至リ有志者協議ノ上各自毎月應分ノ金員ヲ義捐シ愈ニ小学校設立之事ニ確定致シ校名ハ日本小学校ト称シ校舎ハ假ニ本願寺出張所ノ一部ヲ借受ケ之ニ宛テ本年二月十一日紀元節ヲ期シテ開校式ヲ挙行致候依而前比申届書三通ニ添付此段報告為敬具

明治廿七年四月十日

開校式が紀元節（2 月 11 日）に行われたことは、ウラジオストクの日本人も日本国民であり、子供を日本国民として育てる熱意を示していると考えられるのに対し、既述したように、中国人や朝鮮人には、極東ロシアではこのような強い国民性を表すことはなかった。

上述の報告書には更に三通の「申届書」が添付されており、その内容は、日本人小学校監督川邉完より二橋謙に宛てられた開校式に関する「御届」と教員と生徒の名簿、「教程表」などである[230]。

御届

居留人民中有志者ノ寄付ヲ以テ日本小学校設置仕致尚教場ノ義ハ当分本願寺出張所ニ於テ授業尚致候条此段御届申上候也

明治廿七年二月十二日

日本語小学校

監督川邉完

帝国貿易事務官二橋謙殿

開校の時点では、学校監督川邉完の他に、教員が一人いた（表 4-27 参照）[231]。生徒の名簿（表 4-28 参照）によると、18 名の記載があるが、兄弟姉妹も含むため、戸数としては 12 戸が子供を学校に通わせていたことになる。しかし、当時、学齢期の子供はそれ以上いたと考えられ、この数は決して多くなく、開校以降生徒数が急速に増加したことによってもこのことは明らかである。1900 年には、ウラジオストク市の日本人は 2,000 人を超え、前

---

230 在浦潮貿易事務官二橋謙より外務次官村董殿、明治 27 年 4 月 10 日、「浦潮港日本小学校設立ノ件」：外務省外交史料館所蔵、3-10-2-10-2.

231 教員左波式雄及び二人の学務委員中川弥一と木村常次郎が働いていた.

述の同盟会は、「浦潮居留民会」と改名され、ほとんどの在留邦人を組織化しており[232]、それと共に学齢児童の数も増加し、生徒数も 1903 年には 78 人に達し、学校に通わない子供を含めて学齢期の全児童数は 150 人であった。

表 4-27　ウラジオストクの日本人小学校の教官名簿

氏名	就職年月日	退職年月日	卒業学校・資格	俸給額
佐波武雄	1893 年 12 月	1897 年 9 月	東京外国語学校	校長（？）￥30
長谷川吉次郎	1897 年 10 月	1898 年 6 月	中学校	訓導、￥30
井上亀六	1898 年 11 月	1901 年 4 月	早稲田専門学校	訓導￥30
油谷ぶん	1899 年 2 月	1903 年 1 月	検定試験尋常校 準教員資格	訓導 ￥35
稲垣便太郎	1901 年 5 月	1902 年 4 月	高等学校	訓導、￥50
與良松三郎	1902 年 4 月	1904 年 2 月	高等学校 本正教員資格	訓導 ￥60
山下清徳	1902 年 5 月	1904 年 2 月	検定試験	訓導、￥30
副田銓次	1903 年 1 月	1904 年 2 月	中学校	訓導、￥30
篠町榮友	1903 年 4 月	1904 年 2 月	検定試験	訓導、￥30
武内常男	1907 年 9 月	1912 年（？）		校長
江情禮三	1907 年 9 月（？）			訓導
中出郁三郎	1907 年（？）			訓導
武内モトエ	1907 年 9 月			訓導
木藤與之助	1907 年（？）			校医
管浪多利治	1912 年（？）			訓導
川島文伍	1917 年（？）	1922 年 10 月		校長
植村義一郎	1918 年（？）			訓導
柳田泰次郎	1918 年（？）	1922 年 10 月		訓導
川島育衛	1918 年（？）	1922 年 10 月		訓導
植村綾子	1918 年（？）	1922 年 10 月		訓導
吉田修	1918 年（？）			訓導

出典：在浦潮貿易事務官川上俊彦より外務大臣男爵小村寿太郎宛、1903 年 7 月 3 日、「在外本邦学校関係雑件。浦潮小学校」：日本外交史料館所蔵、3-10-2-10-2. ロシア人教師の名前はこの名簿に含まれていない。

教師の数は、1899 年 2 月にそれまで一人が二人に増え、1903 年には、四人になった[233]。生徒と教師の数が増えたため、1904 年の新年度からは、西本願寺から日本帝国貿易事務館

---

[232] 浦潮居留民会の発展及びその規約は、サヴェリエフ・イゴリ「ロシアと日本の極東政策における日本人移民、1860～1917 年」『国際学論集』第 7 巻第 2 号（1996 年 12 月、大阪学院大学）79-81 頁に詳しい.

[233] 生徒及び教師の統計は、次の史料に基づく。「学校の沿革」、「教科用書類」「浦潮港日本小学校設立ノ件」外務省外交史料館所蔵、3-10-2-10-2.

の建物に校舎を移動する計画があったが、一部の史料には、移転が 1902 年 4 月に完了したとしている[234]が、日露戦争勃発のためにこれは、実現されなかったようである。

表 4-28　1894 年 2 月の開校時点の生徒名簿

氏名	年齢	性別	氏名	年齢	性別
諸岡熊八	14 歳	男	松尾長之助	9 歳	男
増田林三郎	11 歳	男	名川要之助	10 歳	男
吉田金之助	10 歳	男	松尾新太郎	9 歳	男
増田金太郎	7 歳	男	鈴木もえ	12 歳	女
辻やす	11 歳	女	本田むふ	10 歳	女
本田由次郎	8 歳	男	嶋本たけ	10 歳	女
中村てつ	10 歳	女（？）	松尾つね	7 歳	女
吉田まる	6 歳	女	松尾八千代	6 歳	男
岩永岩太郎	6 歳	男	本田市次郎	6 歳	男

出典:「浦潮港日本小学校設立ノ件」外務省外交史料館所蔵、3-10-2-10-2.

4-5-3 日露戦争前の日本人小学校

1902 年度からは、学校の経費は浦潮居留民会の予算に組み込まれるようになり、例えば、1903 年度の居留民会の予算には、「支出」の項目に 1,980 ルーブルが学校の教員の給与として支出され、1,200 ルーブルが学校の家賃として計上されている[235]。学校の補助と管理を受け持っていた在浦潮日本人居留民会及び貿易事務館は、校舎の建設と教員の給与（表 4-27 参照）の補助のために、日本政府に助成金の請願を行った[236]。浦潮居留民会の規約の第 24 条第 10 項には、会長が「学齢児童を勤誘就学せしむる事」[237]という奨励の活動も入っていたからである。授業料は、尋常科は免除で、高等科補習科は 50 銭であった[238]。この学校は、「寺子屋式授業」から始まり[239]、その構造は、国内の小学校[240]に合わせて、尋常小学校と

---

234 これについては、「浦潮港日本小学校設立ノ件」外務省外交史料館所蔵、3-10-2-10-2 参照.

235 「浦潮港日本小学校設立ノ件」外務省外交史料館所蔵、3-10-2-10-2.

236 前掲書.

237 角田他十郎、前掲書、132-139 頁.

238 在浦潮貿易事務官川上俊彦より外務大臣男爵小村寿太郎宛、1903 年 7 月 3 日、「在外本邦学校関係雑件。浦潮小学校」日本外交史料館所蔵、3-10-2-10-2.

239 原暉之『ウラジオストク物語：ロシアとアジアが交わる街』東京：三省堂, 1998、259-261 頁.

高等小学校が併設されていた。それについて、ウラジオストク市の日本帝国貿易事務官川上俊彦は、報告書の中に次のように述べている。

> 本國ノ学校ハ高等ハ四ヶ年モシクハ三ヶ年尋常科ヲ四ヶ年トシ尋常科ヲ國民ノ義務教育ト定メタルコトハ己ニ法令ニ規定セリトモ本校ハ本國ノ義務教育年限四ヶ年ノモトヲ延長シテ六ヶ年トセリ然リトモ日本従来ノ習慣ニ基キ尋常科高等科ヲ設ケ尋常科ヲ三ヶ年高等科ヲ三ヶ年トス而シテ尚ホ進ンデ学業ヲ修メント欲スルモノノ為メニ補習科二ヶ年ノ学程ヲ設ケタリ之ヲ本國ノ中学校ト對照スルトキハ當校ノ尋常科第三学年ヲ卒業シタルモノハ本國ノ尋常科第四学年ト連絡シヌ高等科第三学年ヲ卒業シタルモノハ本國ノ高等科第三学年ト連絡シヌ補習科第弐学年ヲ卒業シタルモノハ本國ノ高等科第四学年ノ科程ヲ終ヘタルモノニ該當スヌ當校高等科第三学年ヲ卒業シタルモノハ本國ノ高等科第二学年修業セシモノト同等ノ資格ニ當ルヲ以テ尋常中学校入学資格ノ實力ヲ有スルモノトス
> 前陳ノ如クナルヲ以テ本校ニ於テ相當ノ科程ヲ終ヘタルモノハ本國ノ小学校ニ於テ相當ノ学年ニ編入セラレンフヲ希望ス[241]

これによれば、日本人小学校の生徒は日本国内の義務教育と同じ科目を学び、在学中に帰国後も勉強を続けることができた。ウラジオストク市の尋常小学校では「終身」、「國語」、「算術」、「体操」、「唱歌」の科目が教えられ、高等小学校では、上記の五科目以外に「地理」、「日本歴史」、「理科」、「図画」が加えられていた。女子生徒の為に裁縫の勉強もあり、女子教員油谷ぶん氏が配属されていた。学校の時間割（当時の「科程」）は、「長崎尋常小学校科程を標準斟酌したる者にして高等科に露語を加課したるは該地居留上の必要に出てたるものなり」[242]ということから、生徒は国内と同じ科目を同じ教科書で学び、加えてロシア語も勉強したことが分かる。「終身」という科目を通じて、ウラジオストク市の日本人の子供は、日本帝国の臣民であることを教えられ、ロシア人、中国人、朝鮮人にまじって生活しても、遠い祖国があることを理解していた。

---

[240] 浦潮在留日本臣民教育ニ関スル規約、「浦潮港日本小学校設立ノ件」 外務省外交史料館所蔵、3-10-2-10-2.

[241] 在浦潮貿易事務官川上俊彦より外務大臣男爵小村寿太郎宛、1903年7月3日、「在外本邦学校関係雑件。浦潮小学校」日本外交史料館所蔵、3-10-2-10-2.

[242] 松浦充美『ウラジオストク物語：ロシアとアジアが交わる街』、前掲書、253頁.

このように、浦潮居留民会と日本政府は、日本に地理的に近いウラジオストク市に在留する日本人の子弟が国内の学校と同じ教育を受けることができるように努力していたことは明らかである。

しかしながら、日露戦争の直前、日露間の外交関係が悪化すると、大多数の日本人はウラジオストク市から引き上げ、それと共に学校は1904年2月に閉鎖された。

4-5-4　1904～1905年の日露戦争から1917年のロシア革命まで

日露戦争終結後、日露関係が修復したことにより、ウラジオストク市から引き揚げていた日本人の多くが再びロシアに渡り、ウラジオストク市の日本人商店街も復活し、それに伴い、子供の数が戦争前より増加し（表4-29）、1907年9月には日本人小学校も再開され、浦潮居留民会の請願により武内常男が校長として文部省より派遣されている。

> 當地日本人居留民会ノ設立ニ係ル小学校ハ今般傭聘シタル教師武内常男去ル二日着任致シニ付愈ニ去ル十五日ヲ以テ開校式ヲ奉行シ翌十六日ヨリ授業ヲ開始致シト収容生徒目下廿二名ニシテ漸次増加ノ見込有之当分単級制度ニアリ授業ヲ継続シ人員ノ増加ヲ俟テ漸次拡張ノ方針ヲ受ル由ニ有之事
>
> 右及報告事　　敬具
>
> 明治四十年九月十七日
>
> 在浦潮斯徳
> 領事　野村基信
>
> 外務大臣子爵林董殿[243]

貿易事務館から昇格して日本総領事館は、1908年に小学校の正式な設立許可を受けるためロシア文部省に請願書を提出したが、認可には5年を要し、1913年に、正式に許可された。ロシア文部省の許可書には、学校の資格について次のように規定されている[244]。

> 沿黒竜江総督殿。浦潮斯徳ニ於日本児童教育ノ為中学校開設許可ニ関シ一九〇八年末在浦潮斯徳日本領事ノ願書ニ関シテハ内閣議長ノ同意ヲ得右ノ条件ヲ以テ之

---

[243] 在浦潮貿易事務官川上俊彦より外務大臣男爵小村寿太郎宛、1903年7月3日、「在外本邦学校関係雑件：浦潮小学校」日本外交史料館所蔵、3-10-2-10-2.

[244] 「在外本邦学校関係雑件：浦潮小学校」日本外交史料館所蔵、3-10-2-10-2.

カ許可差支無クモノト認定致候ニ付右様御承知ノ上可然御措置相成度此段申進候也

一、右校ニ於テハ一般学科ハ全部日本語ヲ以テ之ヲ教授スルコトヲ得但シ露西語並ニ露西語ヲ於テ露西地理及露西史ヲ教授セサルヘカラス

二、本校ハ次行露西私立学校令（法令全書第十一巻第一編一八九三年発布　一九〇六年及又一九〇八年ノ追加）ニ準拠スヘシ

三、本件許可ヲ以テ一般外国臣民ニ対シ特種学校開設ヲ許可スルノ為トナスコトヲ得ス

「外国人臣民」という表現は、ロシア政府がウラジオストク市の日本人を、たとえばロシア国籍を取得した朝鮮人とは異なり、ロシア帝国の臣民として見ていなかったことを示しており、そのため、この学校は外国居留民地の学校として認可されている。

表 4-29　1894～1922 年のウラジオストク市の日本人小学校の生徒人数

年	学齢児童人数	小学校生徒人数	在浦潮日本人男性人数	在浦潮日本人女性人数	在浦潮日本人合計
1894 年 2 月	-	18	474	382	856
1895 年	-	-	686	598	1,284
1896 年	-	-	803	619	1,422
1897 年	30	-	881	764	1,645
1898 年	50	-	807	837	1,644
1899 年	69	-	977	1,106	2,083
1900 年	80	-	1,186	1,267	2,453
1901 年	98	-	1,382	1,493	2,875
1902 年	110	-	1,586	1,410	2,996
1903 年 7 月	150	78	-	-	-
1904 年 2 月	日本人の	引き揚げの	ために閉校	-	-
1905 年	-	なし	-	-	2,000
1906 年	-	なし	2,266	1,064	3,330
1907 年 9 月	開校	40	1,275	873	2,184
1908 年	-	35	1,365	838	2,203
1909 年 6 月	-	88	1,095	791	1,886
1910 年 9 月	-	107	843	736	1,579
1911 年	-	114	-	-	-
1913 年	-	130	-	-	-
1914 年	-	130	-	-	-
1915 年	-	165	-	-	-
1916 年	-	213	-	-	-
1918 年	-	207	-	-	-
1919 年	-	238	-	-	-
1920 年	-	248	-	-	-
1921 年	-	269	-	-	-
1922 年	-	256	-	-	-

出典：「浦潮港日本小学校設立ノ件」外務省外交史料館所蔵、3-10-2-10-2；Граве В. В.（V.V.グラーヴェ）、前掲書；経軒学人『浦潮斯徳事情』東京、1915 年、180-181 頁.

1910 年、ロシア政府により沿アムール地方の外国人調査のために派遣された調査団の外

務省調査員 V.V.グラーヴェは、日本人小学校を訪問した。彼のロシア政府への報告書はこの学校を評価し、そこには校則のロシア語訳が添付されている[245]。その教育について、「愛国心の涵養は、終身の科目で行われている。あるいは、英雄内容の新聞記事、得に日本が最近戦った戦争での出来事や愛国的唱歌が利用されている」[246]と述べ、愛国的教育は外国居留民地の学校にとっては、当然なことという判断を示した。

表 4-30 ウラジオストクの日本人小学校関連年表（1894－1931 年）

1894 年 2 月 11 日	開校式
1902 年 4 月 1 日	浦潮居留民会は学校の経費を居留民会の予算で計上
1904 年 2 月	日露戦争のために日本人の引き揚げ、閉校
1907 年 9 月 15 日	活動再開
1908 年 9 月 19 日	日本総領事館がロシア文部省への正式な許可を請願（no.124）
1909 年 3 月 28 日	最初の卒業式（卒業生 6 人）
1910 年 12 月 1 日	五学年以上でロシア語教育開始
1911 年 5 月 27 日	日本の文部省、外務省が学校を公認
1913 年 6 月 27 日	ロシア文部省の許可（no.27196）
1913 年 8 月 10 日	ロシア語による歴史、地理の教育開始
1913 年 12 月 1 日	フォンタンナヤ街 19 番の新築校舎に移転
1916 年 11 月 21 日	天皇陛下御影拝戴式
1917 年 7 月 3 日	2 人の朝鮮児童入学
1918 年 9 月 3 日	向井海軍少将巡視
1920 年 4 月 1 日	補習学校開校式
1920 年 9 月 30 日	補習学校第一回卒業証明書授与式
1922 年 3 月 25 日	補習学校の生徒数減少のため閉校
1922 年 10 月	日本軍の撤退にともなう生徒数減少
1931 年 12 月	学校の閉校

1913 年 12 月 1 日、日本人小学校は、フォンタンナヤ街 19 番の新築校舎に移転した。その時、生徒数は百数十人で、アメリカのシアトルやサン・フランシスコの日本語小学校に比べても少なくなかった[247]。ウラジオストク市の日本人小学校の生徒の半分は長崎県の出身であり、生徒の多数は九州（長崎県の他に佐賀県、熊本県）の出身者であった。これは、ロシア在住日本人の出身地の構成の特徴をなしている。長崎県の出身者が半分を占めていた理由は、おそらく長崎市とウラジオストク市の 1860 年代に始まった貿易や他の交流にあ

---

245 Граве В. В. （V.V.グラーヴェ）、前掲書、213, 459-463 頁.

246 上掲書、213 頁.

247 『北米報知』、1992 年 10 年 26 日.

る。その生徒の 3 分の 1 がウラジオストク市に生まれであり[248]、残りは日本生れであるということは、多くの日本人が家族ぐるみでウラジオストクに定住したことを物語るものである。

4-5-5 在外日本人子弟の教育におけるウラジオストクの日本人小学校

ウラジオストック市の日本人小学校は、海外における日本人学校の歴史の一頁であるが、その位置と特徴は何であろうか。

ウラジオストク市の日本人小学校は、規約に「浦潮在留日本臣民ハ学齢児童教育ノ為ニ尋常小学校及び高等小学校ヲ設立ス」[249]（資料 4-4、276 頁参照）と述べられ、「日本帝国臣民」の児童の教育のために設立され、その「教程表」には、科目として「修身」があり、「日本帝国ノ国体忠存節義ノ要領」という教材が使われていた[250]。 従って、児童を日本の臣民として育て、彼らに日本人のアイデンティティを与えたと言える。ロシアでは、この日本人学校も、外国人民族グループの学校という資格を持ち、ロシア臣民を育てるための学校とはロシア政府は考えなかった。従って、ロシア国民にとって、日本人は「alien」（外国人）の段階にとどまり、日本から離れても祖国の文化を保持し続けたのである。

4-6 中国人、朝鮮人、日本人の極東ロシアへの移民の共通点・相違点

本節では、極東ロシア地域の東アジアの中国人、朝鮮人、日本人という三民族居留民社会の相互比較という視点から、移住の異質性と同質性を明らかにする。

これまで三民族の居留民社会を対照的に研究対象として取り上げたのは、原暉之[251]とジ

---

248 経軒学人『浦潮斯徳事情』東京、1915 年、180-181 頁.

249 浦潮在留日本臣民教育ニ関スル規約、「浦潮港日本小学校設立ノ件」外務省外交史料館所蔵、3-10-2-10-2.

250 在浦潮貿易事務官二橋謙より外務次官村薑殿、明治 27 年 4 月 10 日、御届、「浦潮港日本小学校設立ノ件」：外務省外交史料館所蔵、3-10-2-10-2.

251 原暉之『シベリア出兵：革命と干渉 1917-1922』、前掲書、14-24 頁.

ョーン・ステファン[252]だけであり、原暉之は、中国人の家族構成は明らかに非定着的・出稼ぎ的なタイプであるのに対し、朝鮮人は対照的に定着的農業移民のタイプ、日本人居留民については雑多な職業の都市住民と特徴づけられる、としている[253]。これらの先行研究を踏まえ、三民族のそれぞれの特徴を調査するためそれぞれの移民を職業別、居住分布、収入によって比較する。

表 4-31 で明らかなように、職業分野別にはそれぞれ大きな差がある。

表 4-31 日本人、中国人、朝鮮人の職業分野別一覧、1897 年（%）

業務\ 州名、民族名	沿海州				アムール州	
民族名	中国人	朝鮮人	日本人	中国人	朝鮮人	日本人
医師	-	-	1.2	-	-	0.05
農業・林業	33.1	79.6	0.8	11.5	42.5	-
非熟練労働者	13.7	1.5	-	28.9	8.5	-
漁業、狩猟、鉱山業、運搬業	4.5	15.4	-	16.5	10.0	0.05
建設業						0.06
大工、鍛冶業	1.3	-	11.1	4.3	1.6	
水夫、鉄道労働者	-	-	-	4.3	3.3	
商業、飲食店料理店	10.3	-	12.2	10.9	1.5	16
洗濯業	-	-	8.8	-	-	-
写真業、時計師、彫刻業、洋服裁縫業	-	-	6	-	-	0.12
売春	-	-	15.3	-	-	58
他	31.8	3.5	45.4	7.9	29.2	

出典：Панов А.А. Желтый вопрос в Приамурье. СПб., 1910. С. 5.（A.A.パノーフ『沿海州の黄禍論』サンクト・ペテルブルグ、1910 年、5 頁）；角田他十郎『浦潮案内』、東京、1902 年、32-33 頁；Васкевич П.Ю.（P.Iu.ワスケーヴィチ）、前掲書； 原暉之『シベリア出兵—革命と干渉 1917-1922—』東京：筑摩書房、1989 年、15 頁.

中国人は、商業従事者が沿海・アムール両州において 1 割を占めるに過ぎないが、数的には他を上回り、中国人社会の主要な部分を成していた。中国人の非熟練労働者は、アムール州では約 30%で、沿海州では 3 分の 2 である。中国人は、ロシアの国有企業や民間企業に雇用されたことが最も多く[254]、中国人や日本人の商店[255]に雇われたこともあり、各地

252 Stephan, John, *The Russian Far East: a History*, Stanford University Press, 1994, pp.71-80.

253 原暉之『シベリア出兵：革命と干渉、1917～1922』、前掲書、16 頁.

254 1875 年、中国人はウラジオストクとハバロフスクですでにロシア軍用の兵舎の工事で働いていた。工事は東京貿易会社によって行われた.

255 例えば、中国人はウラジオストクの大田商会で働いていた.

で商品の配達業務に携わっていた。

一方、日本人の小売商人の割合は、中国人商人の比重とほとんどかわらない 12.2%を占めていたが、自営業者であった手工業者、時計師などが 2 割、洗濯屋が 8.8%で、あわせて、日本人総数の 4 割余りを占めている。

朝鮮人は、沿海州では 79.6%、アムール州では 42.5%が農業に従事しており、原暉之が指摘するように、「定着的農業移民のタイプ」である。

商業については、表 4-32 に示すように、中国人と日本人は 19 世紀後半には支配的であったが、20 世紀初頭には、ロシア人商人との強い競争が始まったが、日本人と中国人の商人も、とくに紅茶の販売では互いに競争があり、日本の業者は対ロシア向け輸出において、中国産茶と競争関係にあり、色々と対策が立てられながらも十分な効果は得られなかったようである[256]。少数の朝鮮人商人の商業活動は食肉の売買のみであった。

表 4-32　極東ロシアにおける東アジア系移民とロシア人の商店数（単位：軒）

年	中国人	日本人	朝鮮人	ロシア人	合計
1878	127	2			
1881		2			
1889		7			
1893	127*	7*		23	157
1897		13*			
1900		26*			
1902		58 *			
1903		108			558
1909	447	60*	66	99	672 (?) *
1910	3,859		66	5,376	9,976
1917	1,131(*, ﾊﾊﾞﾛﾌｽｸ)	84* (1914)	26*		

*ウラジオストクのみの数字. 出典：Панов A.A.（A.A.パノーフ）、前掲書、26 頁； Граве B.B.（V.V.グラーヴェ）、前掲書、32-33, 362 頁；「浦潮港三十三年貿易年報」『通商彙纂』第 199 号、1901 年；「浦潮港三十九年貿易年報」『通商彙纂』第 6 号、1908 年.

さらに、非熟練労働では、表 4-33 に示すように、中国人が多数を占めたが、朝鮮人の労働者は交通省の企業と金鉱業に従事していた。一方、日本人は、漁業に携わっていた 312 人以外、非熟練労働に従事した者は皆無であった。

256 高嶋雅明「ウラジオストク貿易概観（続）」、106 頁.

表 4-33 アムール・沿海両州における労働者の総数、1911 年 (人)

企業 / 民族別	ロシア人	中国人	朝鮮人	ロシア国籍朝鮮人	日本人	合計
国営企業、内：陸相の企業	6,416	9,758	105	426	-	16,705
海軍省の企業	1,405	451	82	30	-	1,968
交通省の企業	37,839	905	1,766	214	-	40,724
内務省の企業	335	260	-	-	-	595
通産省の企業	1,344	315	70	99	-	1,828
農業庁	4,547	-	232	28	-	4,087
ウスリー鉄道	2,708	2,485	96	672	-	5,961
国営企業の合計	54,594	14,174	2,351	1,469	-	71,868
各市役所が行った工事	137	410	-	-	-	547
私営企業、内：金鉱業・鉱業	2,198	14,273	425	2,056	1	18,953
漁業の企業	2,529	56	1,131	169	312	4,197
林業省の企業	1,523	3,060	16	29	-	4,628
商船・荷下ろし業	1,780	1,304	93	149	-	3,326
風車	168	101	-	3	-	272
煉瓦工場	167	1,085	32	17	-	1,301
他の企業	938	1,778	2	53	37	2,808
市営企業の合計	9,307	21,657	1,699	2,476	350	36,032
総合計	64,038	36,241	4,050	3,945	360	107,900
%	58,8	33.5	3.72	3.64	0.34	100

出典：Рабочий рынок Приамурья в 1911. СПб.,1912. С.113, 116. (『1911 年の沿アムール地域労働力市場』、サンクト・ペテルブルグ、1911、113, 116 頁).

次に 19 世紀末の人口分布の視点から見れば、表 4-34 に示すように、その人口分布の特徴は明らかである。

表 4-34 東アジア系移民の都市居住者、1897 年

	沿海州	沿海州	沿海州	アムール州	アムール州	アムール州
民族別	中国人	朝鮮人	日本人	中国人	朝鮮人	日本人
総数	30,704	24,306	2,094	7,816	1,552	245
都市居住者	14,887	1,634	1,550	2,928	68	242
%	48.5	6.8	73	37.5	4.4	98

出典：原暉之『シベリア出兵：革命と干渉 1917-1922』東京：筑摩書房, 1989、15 頁.

中国人の約 5 割弱は、都市の居住者であるが、その分布は季節や主要な就職先によって大きく異なるため、表 4-34 の沿海州の 14,887 人の中国人がウラジオストク市とハバロフスク市に集中しているものの、夏季にその人数は著しく減少したと思われる。また、アムール州の 2,928 人はブラゴヴェシチェンスク市に主として居住していたが、1900 年 7 月の「アムール流血」事件の際、多様の中国人が殺害されたため、1900 年以降、アムール州の中国人はそれ以前と比して大きく下回っていると考えられる。

沿海・アムール両州の日本人は、沿海州のウラジオストク市とハバロフスク市、アムー

ル州のブラゴヴェシチェンスク市に集中し、日本人街を形成した。沿海州の日本人の非都市居住者（27%）は、主として、農業地帯を除き、ウスリー鉄道の駅を中心とした町々、大きな村々に定住し、上記の都市の日本人との同様な職業に携わっていた。

表 4-34（236 頁）の調査統計が行われた 1897 年には、朝鮮人の 9 割以上がロシア政府から土地を受け、農業地に散在しており、沿海州の 6.8%とアムール州の 4.4%（表 4-34）は、都市に居住していた商人と非熟練労働者を示している。しかし、1905～1910 年にかけて朝鮮半島の日本による植民地化が本格化するに従って、第 4 - 3 節で考察したように、朝鮮からの移住者は急増し、土地を有しない貧困な朝鮮人の比重は大きくなり、朝鮮人社会は多様化するようになった。

次いで、ロシア人、中国人、日本人の賃金を比較して見ると、表 4-35 に示すように、ロシア人と日本人の賃金はほぼ同等であるが、ペンキ師は、ロシア人より約 25%高い賃金を得ている。日本人には賃金差別が見られないのは、日本人が主にロシア人技術者が不足していた分野に進出し、相互に競争がなかったと考えられるのに対し、中国人は、ロシア人と同じ分野に入り、同じ仕事を行いながらも、ロシア人と比べて 3 割程安い賃金であった。この低賃金により、ロシア企業が費用を押さえて鉄道工事を終結し得た重要な条件であった。

表　4-35　ロシア人、中国人、日本人の賃金表（一日当たり）（単位：ルーブル）

職業	ロシア人	中国人	日本人
人足	0.8	0.5	—
大工	1.5	1.0	—
指物師	2.0	—	2.0
鉄物師	2.5	—	2.5
ペンキ師	1.5	0.8	2.0
暖炉師	3.0	0.2	—
石工	2.0	1.2	—
鍛冶職	1.0～5.0	0.8～2.5	—
土木作業員	1.84～2.35	1.28～1.75	—
雑役夫	1.64～2.16	1.08～1.29	—

出典：済軒学人『浦潮斯徳事情』、1916；Рабочий рынок Приамурья в 1911. В. 2-1. СПб, 1912（『1911 年の沿アムール地域労働力市場』第 2-1 号、サンクト・ペテルブルグ、1911 年）.

さらに、それぞれの民族のロシアへの移住に関しての興味深い特徴は移住者の地域性である。中国人移民については、ハバロフスク市ではその 95%、ニコリスク市ではその 88%、

ウラジオストク市では 75%が山東省の出身である[257]。さらに、本章 4-2 節で考察したように、山東省の商人は 1830 年代から 1860 年にロシアに併合された沿海州において、満州人を雇用し、海産物、朝鮮人参などの採集を行っており、沿海州はロシア人到来以前の山東省人の出稼ぎ先の一つである。

朝鮮人移民の主体はロシアの沿海州に隣接する咸鏡北道の出身者であり、その移住は自発的性格をもっていたことはすでに指摘した。

日本人の出身地については、本章 4-4-3 節で考察したように、ロシア領アムール州と沿海州に居住していた日本人の 60%強は九州、とくに長崎、佐賀両県の出身者であった。つまり、九州が昔から大陸との文化交流の要地であり、1860 年代初頭からロシア人との交流の場にもなっており、これが日本人のロシアへの出稼ぎの地域性を現す主要な理由である。

上述してきたように、本章においては、沿アムール総督管区の中国人社会、朝鮮人社会、日本人社会の生成と発展の歴史を辿り、この三つのエスニック・グループのロシアへの移住が定着のパータン、同化・帰化過程の特徴、規模によって、それぞれが異ったことを明らかにし、極東ロシア地域には、① 農業移民（朝鮮人）、② 非熟練労働者と商人が支配的である多元的移民（中国人）、③ 都市居住商業移民（日本人）、という三種類のかなり異質的なタイプの出稼ぎ移民が見られたことが判明した。

高度に定着性のある朝鮮人は、ロシア当局による同化・帰化政策によって文化・生活習慣の面でも著しい変容を受け、とくに、1890 年代後半までにロシアに移住した朝鮮人の多くは、ロシア国籍を取得し、ロシア正教に改宗し、その子弟は朝鮮人学校においてロシア語・ロシア文化を学習した。朝鮮人移民は母国との絆を切って、ロシアのホスト社会へ積極的に参加したために、自治権などの権利がロシア政府によって他の民族グループより広く認められ、豊富な生活基礎を築けたとも言えよう。

一方、流動性の激しい中国人はホスト社会から孤立する傾向があり、自らの伝統文化（服装、食文化、生活様式などの慣習）を保持し、中国の出身地との関係を保持し、ロシア内でも、「想像の共同体」たるエスニック・ネットワーク（ethnic networks）を保った。

---

257 徐万民「ロシア極東における中国山東商人」『環日本海研究年報』6 号 1999 年 3 月、53－55 頁.

最後に、特定都市・町の地区に定着した日本人は、多民族的環境に置かれても、日本総領事館（貿易事務官）を通して日本政府の保護と管理の両方を受容し、組織化され、教育、仏教伝道を行い、中国人と同様にロシア社会から孤立していた。

このように、ロシア文化の影響による生活様式の変容が見られる朝鮮人を除いて、中国人と日本人は、概ねロシア人の正統的・支配的な文化に同化することはなく、その社会内で価値基準を異にする東アジア系移民のサブ・カルチャーを築いたと言えよう。

第五章　結章

本章の目的は、各章のいわば小結論を総括の上、海外移住過程に関する要因をモデル化し、これまでの研究の成果を明らかにすることにある。

第一章では、移民を送り出す「移民送出国」の視点から、海外移住の必要性を生み出す要因、海外渡航者の取り締まりを検討し、イギリス、フランス、アメリカ合衆国などは、世界各地の植民地における労働力供給の安定化を目指して、清国や日本に圧力をかけ、条約港において、清国人、日本人の雇用を自由化させ、労働力不足を補うための清国人や日本人の海外出稼ぎを認めさせたが、ロシアは、清国、朝鮮、日本と接していることもあり、それらの国々と締結した条約の主要な目的も、領土割譲や東方国境の画定であり、東アジア系移民を労働力として使用する意図を有していなかったため、その条約においては移民の居住権を認可したという結論であった。

図1　移民の流れについての概念的な整理

ここでは、海外移住の過程に関する要因をモデル化することによって分析を進めるが、日本人移民史を概観した岡本光治[1]の提供したモデルを用いる（図1)。

岡本光治は、図1を次のように解説している。「受入国の母集団の形成と成長が、現地で働く移民から故国の郷里へ送金・呼び寄せを通じて、現地社会の情報が流れ、一方で現地での受入れが順調に進めば、それは現地政府当局・その他から日本の政府・移民会社などへさらなる移民の募集要請として情報が流れる。結果として、これは国内の送り出し母集団の地域的な形成と成長に繋がっていく。送りだし側の民間移民会社などは、一方で新規海外移住地の開拓に努めるが、それは同時に国内で移民募集の新たな地域的な核を造りだすことであって、これはやがて新しい送り出し母集団の形成と成長に繋がっていくという具合である。ただし、この経路は移民が順調に拡大していくケースである。逆に受容れ母集団の成長が止ったり、衰退するのは、戦前の歴史上必ず現地社会において移民の絶対数が地域社会の許容限度を超えて多くなり、それによって経済的・社会的摩擦が生じ、それが最終的に人種的な移民排斥運動として広がっていったケースである。」[2]

図1のモデルを細分化し、イギリス、フランス、スペイン、アメリカ合衆国などの植民地への大陸間移民（以下①とする）と極東ロシアへの大陸内移民（以下②とする）を分析する。図1の日本[以下、移民送出国政府とする]の政府・移民会社などの介入は、①の場合、移住地までの距離及び、渡航費用のために、必然的に不可欠なものであるが、②の場合、それはほとんど見られない。一方、②の場合、移民を直接に受入国の企業などに送り出す個人仲介者の役割は大きい（図2参照)。

「送出国政府・移民会社など」の役割をより詳しく明らかにするためには、移民と「送出国政府」、「移民会社」などとの関係を明らかにしなければならない。このため、図1のモデルを以下のように若干変更する。移民送出国については、図1の「日本」を図2のように「移民送出国」とし、また、「海外移住地」は、「移民受入国」とする。または、プル要因(pull factor)とプッシュ要因(push factor)との相互作用を考慮して、両要因もモデルに加

---

[1] 岡本光治「戦前の日本人移民史に関する調査・研究の整理方向について—労働移動の視点を中心にして—」『新潟産業大学経済学部紀要』1997年、第17号、28頁.

[2] 上掲書、27頁.

える。それは、例えば、西欧列強の海外植民地における深刻な労働力不足がプル要因(pull factor)であり、中国と日本の労働力過剰がプッシュ要因(push factor)と考えるからである。しかし、この二つの要因は相互に作用するとは限らず、移民送出国から移民受入国への移住、移民の法的地位は、送出国と受入国の政府間で締結される協定などの二国間条約（これを「国家間移民協定、移民の法的地域を規定する二国間条約」とし、図 2 参照）によって認められ、労働者の募集、輸送などは政府機関ないし民間業者、個人仲介者によって行われる。

図 2 移住過程に影響を与える諸要因

①の大陸間移民では、第一章で見たように、1860 年の英清北京条約、1886 年の「日布渡航条約」、1884 年の「日布移民渡航約定書」などの条約、協定書は、「移民送出国」と「移民受入国」との間に成立し、清国人、日本人が受入国家での仕事などの条件などを規定し、渡航費用などの移住に関わる費用の負担を決めるものであった。ハワイ政府は、東アジアの労働者導入のために、労働者の募集を奨励し、1868 年にハワイ移民局(Immigration Bureau)

を創設し、さらに、1884年に、日本人労働者の募集を実施する臨時委員会を設立した。

一方、極東ロシアへの大陸内移民②は、政府の介入なしに始まり、移民の渡航、労働条件を定める国家間移民協定が締結されることはなかったが、東アジア系移民の在留についての法的地位を規定する条項を持った二国間条約があった。

さらに、第二章において分析した国際環境の変化の東アジア系移民への影響に関する結論を考慮し、モデル2をさらに細分化すると、「国際環境の影響、とくに送出国と受入国との関係の変化の影響」としてモデル3にその影響が反映される。その最も重要な一例は、義和団の乱や日露戦争時に、敵性外国人の地位となった中国人、日本人が受入国家ロシアから引き揚げその移住が中断になったことである。

図3　移住過程に影響を与える諸要因のモデル

また、第三章でみたように、受入国であるロシアの政府機関は、東アジア系移民を受け

入れる政策を大きく変更し、人頭税の導入、外国人による土地売買禁止などの措置によって、東アジア系移民の受入れ制限を図った。すなわち、受入国政府は、企業、個人から労働者募集要請を受け、海外から労働力として移民を勧誘するが、「移民の絶対数が地域社会の許容限度を超えており」[3]、また、移民の経済活動が地域社会が求めた分野を超えると、「経済的・社会的摩擦が生じ」、地域社会は今度は政府に移民の増加ないし経済活動を抑制するように求める。政府の移民政策を「移民の管理」の破線で示す矢印として図 3 のモデルに追加する。さらに、「地域社会の影響」も点線の矢印で示した。

極東ロシアにおける東アジア系移民政策に関する研究を行った F.V.ソロヴィヨーフ、A.G.ラリーン、E.N.ネーステロワ、A.A.ヴォーロホワ、B.D.パク、A.I.ペートロフは、それぞれのエスニック・グループの移民に対する政策に関して重要な分析を行ったが、ここで考察した受入国の地域社会と移民との接触のメカニズムは明らかにしていないと考えられる。著者は、このメカニズムがロシアの東アジア系移民のみならず、世界のほとんどすべての地域の移民と受入国の地域社会との関係に当てはまると考える。このメカニズムを理解することが、移民の受入に関する様々な問題、摩擦を緩和させると考える。

人頭税の導入、移民の住民登録は、①国家間条約、②移民受入国の移民法、③移民と地方自治体との関係という三つのレベルにおいて、移民の管理や地域社会への組み込みを可能にし、受入国社会との諸関係を統括する重要な要因と言え、これにより、受入国政府は移民受入の管理を簡易化し得ることになる。

しかし、移民の受入れに関する摩擦を緩和させるためには、受入国政府は、移民の規模、経済活動などを定期的に調査し、それが「許容限度を超えた」場合、摩擦を避けるために、受入国の企業、個人の経済活動を調査し、労働力分布などを改善する措置を取り、さらに、受入国政府は、以前の移民の人権を保護する責任を果たし、摩擦が避けられない場合、移民送出国に移民送出の中断を求める交渉を行い、円滑に移民の再移住ないし帰国を行うべきであろう。

また、第四章では、① 農業移民（朝鮮人）② 非熟練労働者と商人が支配的である多元的移民（中国人）③ 都市居住商業移民（日本人）という三種類のかなり異質的なタイ

---

[3] 上掲書、27 頁.

プの差異を明らかにし、極東ロシア地域における東アジア系移民のサブ・カルチャーがいかに多様化したかを明らかにした。

こうして、移住過程は、プル要因・プッシュ要因の相互作用の枠組みの中で、発展しているが、移民送出国と移民受入国の移民政策、両国間関係、国際環境の変化、移住先までの距離、自然環境の差などの主観的要因によって、移住の規模、受入国における移民社会の形成、移民の同化の成否などは大きく異なると考える。

ここでは、各章のいわば小結論を総括の上、海外移住過程に関する要因をモデル化することを試みたが、本論文において対象としなかった事項について以下に簡単に触れる。

本論文では、中国人、朝鮮人、日本人の極東ロシアへの移民を、1860年から1917年のロシア革命までの時代に限り、分析したが、ロシア革命時及びそれ以降の三民族の状況については考察しなかったが、ここで、簡単に触れておく。

1917年のロシア革命とそれ以降の内戦においては、中国人移民、朝鮮人移民、日本人移民はそれぞれの道を歩んだ。

移動の激しい中国人は季節出稼ぎを続けたが、ロシア経済が大きく混乱したことによって、企業の多くが破綻し、就業の可能性がなくなり、厳しい状況の中で生き残るために赤軍のパルチザン部隊に入った者もいた。内戦期の中国人移民問題を取り扱った1950年代末のソヴィエト研究者[4]は、1918年から1922年にかけて中国人、さらに朝鮮人が赤軍に入隊

---

[4] Бабичев И. И. Коммунисты - вдохновители и организаторы участия корейских и китайских трудящихся в гражданской войне в борьбе против интервентов и белогвардейцев на Советском Дальнем Востоке (1918 - 1922). Автореферат канд. дисс., Москва, 1961. (I.I.バービチェフ『ソヴィエト極東地域の反白衛軍や干渉軍闘争及び国内戦へ朝鮮人・中国人労働者の参加を促した共産主義者、1918－1922年』博士候補論文要旨、モスクワ、1961年)；БабичевИ.И.Братство, скрепленное кровью. Дальний Восток, 1958, №. 2. С. 167-170. (I.I.バービチェフ「血で固めた友好」『極東地域』第2号、1958年、167－170頁；Бабичев И. И.Участие трудящихся Китая и Кореи в борьбе против интервентов и белогвардейцев на Дальнем Востоке (1918-1922). Труды Хабаровского мединститута. 1958, сборник 16. С. 3-12. (I.I.バービチェフ「極東地域の干渉軍や白衛軍との闘争における中国や朝鮮の労働者の役割」『ハバロフスク医科大学』第16号、1958年、3-12頁；Бабичев И.И.Участие китайских и корейских трудящихся в гражданской войне на Дальнем Востоке. Ташкент：Государственное издательство Узбекской ССР, 1959. (I.I.バービチェフ『極東ロシアの内戦における中国人と朝鮮人労働者』タシケント：ウズベクソビエト社会主義共和国国立出版社、1959年).

し、ロシア人と共に白衛軍と戦い、ソヴィエト政権の成立に大きな役割を果たしたと主張したが、実際は、傭兵のような扱いで赤軍に入隊した中国人が圧倒的に多く、日本人とロシア人ボリシェヴィキを無差別に虐殺した尼港事件(1920年)[5]にも中国人が関与していた。ソ連邦の内戦終結後の中国人は極東ロシア地域の企業が復興するにつれ、季節労働者として出稼ぎを続けたが、1937年のスターリン粛清の際に、国外に追放された[6]。

朝鮮人移民は増加し、1924 年に、120,703 人を数えた[7]。農民が主体であった朝鮮人移民は、帝政期に獲得した土地を確保し農業を継続するために、ソヴィエト政権樹立後ソヴィエト国籍を取得した。10 万以上の朝鮮人のほとんどが 1930 年代初頭の強制集団化を経て、1937 年 8～11 月に中央アジアへの強制移住をさせられた。

極東ロシアの日本人社会は、1918 年から 1922 年にかけて、シベリア出兵などの日本軍の出兵により経済分野でも文化活動の分野でも活性化した。例えば、帝政期に発行許可が得られなかった日本語新聞『浦潮日報』の創刊は、ソヴィエト地方政権により認可され、1917 年 12 月に第一号が出た[8]。その時期には、日本人居留民の数も 7,000 人まで達していた。しかし、1922 年 10 月の日本軍の引き揚げに際して、日本人居留民の殆どが帰国し、ロシアに残留した日本の総領事館と企業の職員のおおよそ 650 人も、ウラジオストク市が閉鎖され、スターリンの粛清がはじまった 1930 年代に日本に帰国し、日本人社会は歴史の幕を閉じた。

ソヴィエト時代にはソ連政府によって厳しく管理された極東地域の経済活動や対外貿易

---

[5] 尼港事件は、アムール河河口のニコラエフスク市に駐屯した日本軍守備隊が無政府主義者 Ia.I. トリャーピツィン（Я.И.Тряпицын）のパルチザン部隊によって攻撃された事件である。Ia.I. トリャーピツィンの部隊の主力は中国人であった。Hoover Institution of War, Stanford University, A. Bogdanov Collection; Stephan, John, op. cit, p.144.

[6] Khisamutdinov, Amir, *The Russian Far East. Historical Essays.* Honolulu, 1993, p.121.

[7] Кузин А. Т.Дальневосточные корейцы：жизнь и трагедия судьбы. Дальневосточное книжное издательство, Сахалинское отделение, 1993, С. 32.（A.T.クージン『極東ロシアの朝鮮人—その人生の悲劇—』、極東書籍出版社サハリン支部、1993 年、32 頁）；Кузин А. Т. Переход корейцев в дальневосточные пределы Российского государства (Поиски исследователя). Южно-Сахалинск, 2001. С. 53.（A.T.クージン『極東ロシアへの朝鮮人移住：研究者の探検』、ユジュノ・サハリンスク、2001 年、53 頁）.

[8] サヴェリエフ・イゴリ「日本語新聞『浦潮日報』とウラジオストクの日本人」『日本移民年報』第 2 号、1996 年 3 月、115～127 頁.

は、1990 年代に自由化され、極東ロシアに隣接の中華人民共和国、日本、韓国との経済関係が積極的に動き始めた。その例として、ソヴィエト時代にはほとんど見られなかった中国人の小売業者や出稼ぎ者の進出、日本人、韓国人ビジネスマンの活動が生じ、新たに、極東ロシア地域における中国人、韓国人、日本人の活動が注目されるようになった。

最後に、本論文では取り扱うことのなかった極東ロシアの中国人、朝鮮人、日本人それぞれの信仰問題、相互救済活動などについては今後の課題としたい。

資料

第一章の資料

資料　1-1

（出典：「露領烏蘇利地方（鉄道工事）へ本邦人出稼ぎ一件」、3-8-2-4-47）

千八百九十四年十月廿九日下ニ記名シタル日本臣民西嘉次郎及浦潮斯徳一等商「エン、エフ、ジュラフキン」代理人タル陸軍大尉「アレクサンドル、レイナルドヴィチ、メエステル」ハ左ノ條約ヲ締結セリ

一、拙者日本人西嘉次郎ハ千八百九十五年初春来航スヘキ汽船ノ一ヲ以テ日本ヨリ浦潮斯徳ニ日本土工人夫五拾名ヲ呼寄セ千八百九十五年十月下旬マテ全夏期烏蘇利鉄道ノ「グラフスコ・ハバロフスク」区鉄道線路土工事ニ従事セシメ而シテ人夫ノ配置ハ「メエステル」大尉若クハ同氏配下工事監督人ノ指揮ニ従フヘシ

二、日本人西嘉次郎ハ自費ヲ以テ日本ヨリ浦潮斯徳マテ人夫ヲ呼寄スヘシ浦潮斯徳到着ノ上ハ「メエステル」大尉ハ日本貿易事務官経由同大尉ニ於テ承知シタル身元確実ナル者ノ保護ヲ以テ人夫一名ニ付貳拾留宛ノ前金ヲ西嘉次郎ニ貸付シ而シテ工事着手後第一回受渡賃金中当リ右貸付金ヲ引去ルヘシ春期浦潮斯徳ヨリ工場ニ到ル人夫旅費及秋期帰国節工場ヨリ浦潮斯徳ニ到ル旅費ハ「メエステル」大尉ノ負担タルヘシ尤モ右負担ハ烏蘇利河航行汽船賃ノ並ニ鉄道汽車賃ノミニ限ルモノニシテ此等汽船汽車ノ便ナキ地ニ於テハ人夫ハ歩行スヘシ但人夫一名ニ付五「プード」以下ノ手荷物ハニ持主ニ於テ運搬スヘシ

三、従テ技術上ノ規定並ニ監督人ノ指揮ニ順ヒ竣了シタル工事ニ對シテハ拙者「メエステル」ハ若クハ拙者ノ部理代人ハ日本人西嘉次郎ニ通当地質各一「サージエン」立方ニ付貳留七拾哥ヲ支払フヘシ人夫ハ如何ナル地質タリトモ就業ヲ辞スルヲ得ス此然トモ中等及山厳石地ニ對シテハ其都度相互ノ協議ヲ以テ別ニ賃金ヲ定ムヘシ人夫予定ノ地ニ到着ノ上ハ「メエステル」大尉若クハ其工事監督人ハ直ニ人夫ニ就業セシムヘシ若シ工事ニ着手セシメス空ク時日ヲ費ス時ハ其間人夫食料ニ要スル実費ハ「メエステル」大尉若クハ同氏代理人ノ負担タルヘシ

四、工事上必要ノ器具即チ孤輸車、鶴嘴、鋤等ノ類ハ拙者ノ配下ヨリ下請負人タル日本人西嘉次郎ニ貸与シ工事竣成ニ至リ迄付セシム器具若シ紛失及毀損シタル時ハ自然ノ原因ヨリ生シタル場合シ除キ其代価ハ工事地ニ於テ西嘉次郎ヨリ弁償セシムベシ

五、拙者メエステル若クハ拙者ノ支配人ハ毎一ヶ月全ク竣成シタル工事ニ對シ総ノ計業ヲ為スヘシ若シ地均結了セサル部分アル時ハ之ヲ未成工ト認メ賃金ノ二倍ヲ引去ルヘシ

六、日本人西嘉次郎ハ人夫小屋ヲ清潔ニシ又食品ハ拙者及拙者支配人ノ倉庫ヨリ賃金抵当ニ購入シ得ヘキヲ以テ善良ナル食料ヲ人夫ニ供給スヘシ

七、病者アル時ハ鉄道付属病院ニ於テ治療ヲ受ルヲ得ヘシ之シカ為メ賃金ノ五厘シ徴収スヘシ

八、死者ノ埋葬ハ其宗教ノ儀式ニ従ヒ拙者西嘉次郎自費ヲ以テ之ヲ施行スヘシ

第二章の資料

資料 2-1

（出典：貿易事務官川上俊彦より外務大臣男爵小村寿太郎宛、明治 37 年 2 月 14 日、「露国官並義勇艦隊雇本邦人解雇一件」外務省外交史料館所蔵、3-8-4-28）

極東太守ノ命令ニ依リ露国官衙ニ解雇セラルル一切ノ本邦人ヲ解雇スルニ決シ義勇艦隊浦潮支店事務員戸田仁蔵ガ第一着ニ解雇セラレタル趣ニ関シテハ其後直ニ及び具報置候処其ノ後ニ於テモ浦潮警察署雇通弁仁科岩次郎及東洋語学校教師前田清嗣浦潮鎮守府雇時計師竹内仙次義勇艦隊雇陀手某ノ四名ハ依然勤続シ就中仁科岩次郎ノ如キハ仮令日露間ニ開戦ヲ見ルトモ旧地残留シテ露国ノ為ニ忠勤ヲ尽サントスルノ露国政府ニ於テモ勿論彼ヲ引留シテメントノ希望アリテ小官引揚ノ通諾発シタル後浦潮要塞司令官ハ日本人ノ人物性行ヲ小官ニ由問シ且ツ有事ノ場合露国残留セントスル総テノ本邦人ノ氏名等ヲ承知シタキ旨談話有之候ニ付小官ハ前記四名ト始メ数名ノ外残留者ナカルヘシト相答ヘ候、然ルニ旧司令官ハ本月十一日小官ト面語ノ節本邦人ハ男女ノ別ナク一人モ当地ニ残留セシムルノ必要ナキガ故悉ク引卒帰朝セラレタシ若シ帰国ヲ肯セザルモノアル時ハ露国ノ警察ヲシテ応授セシムルニ付悉ク引揚ケシメラルヘシト語リ、従来露国政府ノ為メ利益ナル本邦人ハ可成之ヲ引留メ置カントセシ旧司令官カ急ニ悉ク放還セントスルニ至リタルハ如何ナル事情ニ基クヤ判断不至候得共、兎ニ角前記ノ仁科外三名ヲ当国ニ取リ有利ナリトハ認メ難ク候ニ付、夫々厳論ヲ加ヘ帰朝ヲ促シ候処、前田清嗣ハ逐ニ小官ノ説論ニ応セズ、又義勇艦隊雇陀手某残留至候得共、他ノ二名ハ「バタヴィヤ」号ニテ帰朝至シ候、尚前田ハ悉ル　智ニ富メル人物ニシテ巧ニ所属教授ノ歓心ヲ買ヒ露国政府ノ為メ勤労不　為メニ本邦人ノ彼ヲ疾悪スル甚シカリシモノニ有之候、此段及報告候　敬具

明治三十七年二月十四日

独船「バタヴィヤ」号ニ於テ

貿易事務官川上俊彦

外務大臣小村寿太郎殿

資料 2-2

（出典：Telegram Received by the Japanese Minister from his Government on February 7, 1904. Handed to the Secretary of State. : Papers Relating to the Foreign Relations of U.S. 1904. Washington, 1905, p.430）

See the Secretary of State as soon as possible and ask him whether the United States Government, if Russia consents, will permit its embassy in St. Petersburg and its consulates in various places in

Russia to assume charge and protection of the Japanese subjects and interests in Russia.（可能な限り、速やかに国務長官と会談を行ってください。ロシア側が同意すれば、アメリカ合衆国政府が駐サンクト・ペテルブルグ大使館、およびロシア各地の領事館にロシアにおける日本臣民の利益と監督と保護を引き受けるかどうか尋ね下さい。）

資料 2-3

（出典：Takahira to Hay, March 24, 1904 : Papers Relating to the Foreign Relations of U.S. 1904. Washington, 1905, pp. 432-433.）

Sir: Under instructions from Baron Komura, His Imperial Majesty's [M]inister for [F]foreign [A]ffairs, I have the honor to request that, in order to enable the Japanese Government to bring back two members of consular staff and about 600 Japanese subjects who are still being detained by ice at Korsakov, Saghalien Island, and who are believed to be suffering from scarcity of food, the United States Government will have the goodness to instruct His Excellency Ambassador McCormick to take the following steps:

1. To obtain the consent of the Russian Government to the dispatch by the Japanese Government of a neutral ship to Korsakov, in order to bring back the Japanese subjects and officials above referred to.
2. Upon the consent being obtained from the Russian Government, to take proper steps to communicate the fact to the Japanese consulate at Korsakov, so that they may make necessary arrangements for the embarkation of the refugees, as well as for their own withdrawal.
3. To arrange with the Japanese consulate at Korsakov for apprising the Japanese Government, through the United States commercial agency at Vladivostok, as to the proper time for the dispatch of the relief steamer.

（日本政府が 2 名の領事館職員およびサハリン島で氷のためにいまだに引き留められている約 600 名の日本臣民を連れ戻すことが出来るよう、米国政府には、マコーミック大使が以下の措置を採られるように支持されるよう請願します。

1．上術の日本人居留民および官吏を帰国させるために日本政府が中立船を派遣することについて、ロシア政府から承諾を得ること。
2．ロシア政府から承諾を得た上で、在コルサコフ日本領事館がそれ自体の撤退および居留民の乗船に関して必要な措置を講ずることが出来るよう、事実を伝達する適当な手続きを行うこと。
3．在ウラジオストクのアメリカ合衆国貿易事務官を通して、在コルサコフ日本領事館とともに。救済船の適当な出港時間に関して、日本政府に通知する手配を整えること。）

資料 2-4

（出典：「浦潮港上陸拒絶被拒者集会ノ件」外務省外交史料館所蔵、3-8-8-12.）

客月二十四日長崎市梅香崎町原口高會ノ取扱汽船「ノルマ」号ニ便乗シテ当港出発浦塩港ニ赴キタル在留ヲ拒絶セラレ空シク帰朝シタル当地居住左記十三名ハ一昨七日市内中川郷「カルノス」温泉場ニ會シ今回被リタル損害金ノ要求ニ関シ協議スル所アリ結句次ノ如キ状況ヲ叙述シ主務省ニ對シ損害金ヲ要求スルコトニ帰着セリト云フ

諾威国汽船「ノルマ」号ハ客月二十四日早朝長崎港ヲ発シ同月二十八日午前九時浦塩ニ著シタルヲ以テ一同上陸ヲ為シ機敏ナルモノハ早ク家屋ノ借入ヲ為シ既ニ其ノ修繕ニ著手セル者モアリシニ翌二十九日午前五時巡査並ニ剣銃ヲ持セル兵卒各一人田川金吉ヲ訪ヒ即刻日本人一人同警察署ニ出願スルヘキ旨ヲ伝フルニ依リ其ノ要件ヲ尋ヌルモ知ラスト答ヘ立去リタルニ付詮方ナク田川ハ旨ヲ一同二通シ各自出頭セシニ午前九時ニ至り警察副長ハ一同二向ヒ日本人ハ一切上陸セシムヘカラサル旨今満州総司令官ヨリノ命アリタルニ付直ニ退去セラルヘシ今後来ルモノモ同様ナリト伝ヘ尚ホ其ノ理由トシテ日本カ露国人ヲ旅順ニ入ラシメサルニ基クモノニシテ旅順カ軍港タルノ故ナリトセハ我カ浦塩モ亦同様軍港ナル旨ヲ敷衍シ且ツ退去ニ付テハ一時間ノ猶予ヲ与フル由ヲ告ケタリ（同地一商會ニテ聞ク処ニ依レハ平和條約批准発表後露國人ニ三十人陸路旅順ニ赴キタルモ入ルコトヲ許サレス又海路ヨリセシモノモ同シク上陸スルヲ得サリシト）是ニ於テ田川ハ到底一時間ニテハ退去準備ノ出来セサル旨ヲ陳ヘタルニ副長ハ電話ニテ署長ニ具申シタル後漸ク同日正午十二時迄ノ延期ヲ諾シタルヲ以テ貨物ノ如キハ主トシテ田川ノ尽力ニテ之ヲ同地獨逸商會「ランキリチ」ニ寄託シ匆々帰国シタル次第ナルカ ニ予想外ナルハ同地ニ於テ開戦前日本人ノ有ナリシ土地家屋ノ悉ク他ノ所有ニ帰シ居ルコト是ナリ露國官憲ハ日本人既得ノ所有権ヲ認メサル趣ナルヨリ当事者ニ難スル所アリシモ修好条約ノ破棄セラレタルヲ理由トシテ頑乎応スル模様ナカリシ然ルニ提出シタル退去ニ就テノ損害計算ニハ此等土地家屋ノ見積ハ為シ居ラサルニ付之ニ對スル損害額ハ更ニ要求セサルヘカラサル結果ヲ発見セリ

今回ニ於ケル直接損害額ハ参萬円ニ過キサルモ商機ヲ逸シタル間接ノ損失ハ今一時ニ計算シ得ヘキニアラス同地物資ノ欠乏ハ殆ト其ノ極ニ達シ日本人ニシテ若シ無事滞留シ得タランニハ機先ヲ制シテ優ニ開戦当事ノ損失ヲシタルヘキモ今ヤ外国商人ノ同地ニ入込ムモノ実ニキヲ加ヘ十余隻ノ汽船ハ常二出入シツツアリテ商機ヲ失セルハ遺憾限ナシ云々

附記当事浦塩ニ於テハ外国人ヲシテ一切他地方トノ交通ヲ為サシメサリシ由右ハ同地方軍隊引揚中ナルカ故ニシテ表面本國ヘ輸送スルカノ如ク装ヒ其ノ実西比利亜地方枢要ノ箇所ニ駐屯セレムル計画ナルヲ以テ其ノ機密ノ漏ルルヲ防ク為ナラント云フ

資料 2-5

(Takahira to Root, November 10, 1905 : Papers Relating to the Foreign Relations of U.S. 1905. Wash., 1906, p. 623)

The reason assigned for the measure thus taken against the Japanese, as it understood, is that in much as Russians are not permitted to Port Arthur, however, no one, whether Japanese or foreigner is allowed for the present to enter into the port unless special permission be obtained in advance, thus no discrimination whatever is being made against Russians in this respect, and therefore it is in no way the case of discriminatory treatment intended against any particular nationals as in Vladivostok where, while other foreigners are being admitted, only Japanese have been excluded. (現在知られているように、このような排日的措置に対する理由は、ロシア人が旅順港への入港が許可されていないと同様のものであるが、しかしながら、現在のところ、前もって特別な許可が得られていない限り、日本人であれ、外国人であれ、誰も旅順港への入港は許されておらず、それ故、この点からロシアに対していかなる差別やそれに類する事も行われおらず、従ってウラジオストクのように、他の外国人は許可されているにもかかわらず、日本人のみが排除されているという、状況、つまり特定国に対して向けられた差別的な処置の例ではない。)

資料 2-6

(出典：Takahira to Root, November 10, 1905 : Papers Relating to the Foreign Relations of U.S. 1905. Wash., 1906, p. 623.)

With the circumstance in view, the Imperial Government instructs me to again request your good offices to issue necessary instructions by telegraph to the America commercial agent at Vladivostok directing him to communicate with the Russian authorities there to the end that no such discriminatory treatment against Japanese as above stated will be given here after, and to report the result of his action by telegraph. (目的とする状況を考慮し、帝国政府は私に、貴事務所からウラジオストクのアメリカ合衆国貿易事務官へ上記のような、日本人に対する差別的な扱いに今後一切許可を与えないよう当地のロシア当局と交渉し、その行動の結果を電報により報告するように、必要な指令を電報で発信するよう再度請願することを委任した。)

資料 2-7

（出典：尹炳奭『李相卨博』一潮閣、1984 年、136 頁、訂正なしそのまま引用。日本語への翻訳は、「大鳥より小村宛ての機密韓第 44 号」外務省日本外交史料館所蔵）

Vladivostok, 26 August 1910.

National Committee of Korea to the great powers of Europe and America and to China protest against the annexation of Korea by Japan if Japan shows itself towards us Koreans a relentless foe. It has repeatedly violated the concluded treaties; it has violated in a bloody fashion the law of nations and has ignored the law of justice. To prevent such proceedings we cannot find strong enough words. It is now preparing to notify the annexation of Korea to the powers which is in truth against the wish of the Koreans themselves.

It wants to impose it upon us by violence. To permit Japan to annex us by violence is in any event not only a violation of peace but is preparing for the future a continuation of the struggle without truce and without end. We dare hope that your Government respectful of the rights of nations and of the principles of justice will see fit to oppose the annexation of Korea by Japan if it will preserve general peace bearing in mind that we have always maintained excellent relations with all the powers of the world.

The President of the National Committee of Korea

Lu Insek

資料 2-8

（出典：ＲＧＩＡ ДＢ（国立ロシア歴史公文書館極東支部）、上掲書、1-11-73、61 頁.）

Его императорскому величеству благоугодно было назначить меня пограничным комиссаром границы Кандо. Поэтому имея сношение с Владивостокским губернатором, учредил везде корейское национальное общество под названием. Цель этого общества — возвратить потерянную корейскую независимость.

Обращаюсь всем нашим братьям, проживающим в Приморской области, придти на помощь в деле спасения своей родины. Помните, наши деды покоятся на корейских горах, наши братья также все выходцы из Кореи. Возможно ли забыть родину, хотя вы проживаете в

чужих государствах, где проживаете без нужды и печали.

Я назначаю Командиром Корейского партизанского отряда г. Хон-Помдо, а также поручаю ему собирать пожертвования как деньгами, так и ружьями. Предлагаю всем русскоподданным корейцам беспрекословно подчиняться г. Хон-Помдо в доставлении ему ружья и патроны. В случае, если кто-нибудь не исполнит его приказания, я немедленно донесу военному губернатору для наказания.

Призываю всех корейцев, проживающих в Приморской области, объединиться и во что бы то не было исполнить задуманную нами цель. По возвращении в Корею лица, оказавшие особенные услуги в деле спасения родины будут награждены.

Помните, что желтая раса всегда останется желтой расой, сколько лет не проживает в чужих государствах никогда Вы не будете белой расой.

4201 год 8 луна 20 числа Комиссар Ли-пом-юнъ

（国王陛下は、私を間島の管理使に委任して頂きました。私は、ウラジオストクの知事［沿海州軍務知事］と交渉をしながら、国民会という組織を設けました。この組織の目的は、我が国の独立を取り戻すことにあります。

沿海州に居住している兄弟たちは、我々の祖国を救う仕事に協力して下さい。我々の先祖が朝鮮の山に眠っていることを忘れないで下さい。祖国を離れた兄弟達よ。暮らしに困ることなく、外国に居住しているあなたがたは、祖国を忘れてもいいのだろうか。

私は洪範図を朝鮮人義兵隊長に任命し、彼洪範図に寄付を募金と銃で集めることを委託します。ロシア国籍を有する朝鮮人の全員に、銃と銃弾を彼に届ける時には、洪範図に絶対的に従うように要求します。その命令を遂行しない者については、処罰を与えるため、直ちに軍務知事に報告することにします。

沿海州に居住する朝鮮人の全員に団結し、必ず我々が企てた目的を実行することを祈る。朝鮮への帰国後、祖国の救出に特に協力した者は、表彰されよう。

黄色人種は、いつまでも黄色人種であり、外国に何年滞在しても白色人種にはなれないことを覚えておいてください。

4201年8月20日

李範允管理使）

資料 2-9

(出典：В.А.Сухомлинов П.А.Столыпину, 11.05.1910. РГИА ДВ（国立ロシア歴史公文書館極東支部）、1-11-73、81 頁)

Несомненное стремление Японии к расширению своих интересов на материке и весьма неясные и двусмысленные отношения ее с Китаем, явно враждебным нам, обязывают нас использовать все доступные нам средства в целях создания наиболее благоприятных для нас условий возможного столкновения с этим, наиболее опасным из наших дальневосточных соседей.

В ряду таковых средств, одним из наиболее действительных должно по справедливости почитаться использование современного положения в Корее. Выгоды таково использования как в мирное время (оттяжка сил и средств Японии на борьбу с повстанцами, наличие в нашем распоряжении почти неограниченных средств для поддержания нашей осведомленности о военных мероприятиях японцев в Корее на должной высоте и для борьбы со шпионажем японцев в наших пределах), так и в военное (поднятие в тылу японских армий всеобщего восстания в Корее) настолько очевидны, что доказыванием их я лишь злоупотребил бы вниманием Вашего Высокопревосходительства.

К сожалению, я вынужден констатировать тот факт, что в вышеуказанной области нами пока решительно ничего не сделано. Между тем, дальнейшее промедление и невнимание наше к этому вопросу способно навсегда лишить нас возможности использовать Корею в целях нашей государственной обороны, ибо под влиянием, с одной стороны, репрессий местной власти по отношению к корейскому населению Южно-Уссурийского края, а с другой — систематического и интенсивного внедрения в широкие круги корейцев враждебных нам течений, доверие к нам Страны Утреннего Солнца и престиж наш в ней, по общему отзыву осведомленных

лиц, быстро утрачиваются нами.

Ответственность за состояние государственной обороны России и обязывает меня... просить Вас не отказать, если то будет признано Вами возможным, в предподании Приамурскому Генерал-Губернатору указаний в смысле необходимости создания благоприятной почвы для использования Кореи в целях названной обороны, поскольку таковая цель достижима путем твердого, но благожелательного и внимательного отношения русской государственной власти к нуждам и интересам населяющих Южно-Уссурийский край корейцев, в рядах которых насчитывается немало влиятельных и преданных России политических эмигрантов.

（日本の＜アジア＞大陸での疑いのない利権拡大願望、及び我が国と敵対する中国との極めて不明瞭、かつ曖昧な関係が、極東の最も危険な隣国＜日本＞との予想される衝突に対して、我が国には好都合な条件設定のためにあらゆる可能な手段を採らせることになります。

この一連の手段のうち、最も効率的手段として考慮しなければならないのは、＜反日運動が起きた＞朝鮮の現況を利用することである。これを利用する利点は、平和時（蜂起軍との戦いに日本の軍隊と資金を＜日本に＞投入させること、朝鮮での日本人の軍事作戦の情報を高いレベルで我々が維持するため、また日本人の国境でのスパイ活動との戦いのための限りのない資金を保持していること）にも、また戦時（朝鮮において、日本軍の背後での前面的に蜂起すること）においても、それは明白であり、その説明によって、閣下の注意を私は過度にそらしたくありません。

確かに、上述のことでは、私達が何も決定的なことをしていないことを認めざるを得ません。しかし、私達がこの問題を今後、引き延ばし、かつ無関心であれば、国防という点で朝鮮を利用する機会を永遠に失うことにもなりかねません。というのは、一方では、南ウスリー地方の朝鮮人住民に対する地方当局の弾圧により、また他方では、体系的な、また集中的な我々に敵意ある動きを朝鮮人のなかに定着することにより、それは、消息筋によれば、我々への朝鮮国の信頼と朝鮮における我が国の権威が急速失われることになります。

ロシア国防の地位の責任にある私は、閣下が可能と考えになるなら、沿アムール総督に、国防に朝鮮を利用する絶好の立場を創りだす指示をだすことをお許しいただけるようお願いします。というのはこの目的が実現されるのは、ロシア政府と南ウスリー地方の朝鮮人住民の需要と要求の、確固たる、しかし友好的なそして慎重な関係によるのです。彼ら朝

鮮人の中には、少なからず、有力な、ロシアに献身的な政治亡命者がいるからです。)

＜＞は筆者が補った。

資料 2-10

（出典：Копия секретного письма министра иностранных дел от 17.06.1910 г. военному министру. РГИА ДВ（国立ロシア歴史公文書館極東支部）、702-1-640、220 頁）

Опасность от затрагивания болезненного для Японии корейского вопроса несоизмерима с той пользой, которую мы могли бы извлечь из волнений в Корее.

（<ロシア政府にとっては>、日本にとって有害な朝鮮問題に接する危険は、朝鮮の騒動から我々が得られる利益とは比較にならない。）

<>は筆者が補った。

第四章の資料

料 4-1「極東ロシアからの海産物と採集産品の輸出のルート、1900 年前後」

:Арсеньев В.К. Китайцы в Уссурийском крае. Хабаровск,
(V.K.アルセーニエフ『ウスリー地方における朝鮮人』ハバロフスク、1914 年).

資料 4-2　沿海州における中国人の最大企業、1911 年

企業名	店主	店主の出身地	従業員人数	営業年数	資本金（ﾙｰﾌﾞﾙ）	企業の所在地
新興永	孫福江	黄県省	14	20	15,000	ハバロフスク
東聚盛	丁継茂	黄県省	18	20	15,000	ハバロフスク
公順永	韓積厚	山東省	1	1	10,000	ハバロフスク
徳源祥	劉達徳	招遠省	10	5	30,000	ハバロフスク
義聚成	劉文進	山東省	12	4	10,000	ハバロフスク
同泰和	畢問清	山東省	14	23	20,000	ハバロフスク
永順福	鄭延信	黄県省	12	16	20,000	ハバロフスク
徳聚成	王澄岩	山東省	12	10	10,000	ハバロフスク
福鴻吉	孫会卿	山東省	15	2	10,000	ハバロフスク
謙益成	孫国儒	黄県省	12	8	15,000	ハバロフスク
徳増祥	王知祥	山東省	10	8	10,000	ハバロフスク
福泉永	王葆五	牟平省	9	22	25,000	ハバロフスク
徳増福	孫徳欽	山東省	15	10	15,000	ハバロフスク
東来興	梁理堂	山東省	11	5	30,000	ニコラエフスク
宝興東	霍秉敬	山東省	12	3	12,000	ニコラエフスク
宝興成	孫嘉信	山東省	10	16	20,000	ニコラエフスク
同順成	牟洪網	黄県省	10	4	10,000	ニコラエフスク
元只茂	姜殿魁	黄県省	15	3	20,000	ニコラエフスク
信奉源	九	山東省	15	11	30,000	ニコラエフスク
同発昌	李経綸	掖県省	9	9	10,000	-
東盛恒	孫鴻儒	山東省	14	23	10,000	スチャーン
東順祥	孫祥書	掖県省	15	17	18,000	-
慶祥泰	王　琨	山東省	11	8	10,000	-
徳聚永	劉長聚	山東省	16	11	10,000	-
慶発福	王煩煥	山東省	24	10	30,000	イマン
同義公	李守義	山東省	19	11	17,000	イマン
徳増盛	劉文嶼	山東省	18	23	10,000	イマン
祐興和	凌世綸	山東省	8	15	13,000	イマン
祐増和	劉子儒	山東省	16	8	12,000	イマン
東和盛	鮑登鯊	山東省	8	15	12,000	イマン
和豊泰	呉金釗	黄県省	12	8	10,000	イマン

出典：商人「在露中国人商人職業統計」駐ｳﾗｼﾞｵｽﾄｸ中華共和国総領事報告書『農商広報』第 45 号、1911 年、23－34 頁.

資料 4-3

沿海州における朝鮮人村の地図

日本外交史料館、3-8-2-267「朝鮮人ノ海外移住並移住者状態」)

資料 4-4

1902（明治 35）年の浦潮居留民會規則

（角田他十『浦潮案内』、1902 年，132-139 頁）

第一章　総　則

第一條　本會は浦潮港に居留する帝国臣民一般の共同利益を保護するを以て目的とす

第二條　浦潮港に居留する帝国臣民は本會の存在に依り生する一切の便利を享受するの權利を有し又本會の負担を分任する義務を有すべし

第三條　前條の理由に基き浦潮港に三ヶ月以上居留する帝国臣民は瘋癲白痴若くは公權剥奪又は停止中の者に非さる以上其職業の如何を問はず総會員たるべし

第四條　本會は浦潮居留會を名称し其事務所を浦潮港に設置す

第二章　會　員

第五條　會員を通常及び名誉特別の三種に分ち第三條に規定する在留臣民を通常會員とし浦潮外の地に居住し本會へ露貨五留以上五十留以下を寄付したる帝国臣民を特別會員とし五十留以下を寄付したる帝国臣民を名誉會員とす

第六條　會務の便宜上通常會員を左の十三部に大別す

第一部　商　　業　　第二部　留学（医師、僧侶外国商館員等を包含す）

第三部　写真時計師金銀細工　　第四部　総裁職

第五部　大工職　　第六部　鍛冶職

第七部　雑職（ペンキ塗、左官、壁張職等とす）　第二部　理髪

第九部　洗濯　　第十部　旅宿料理

第十一部 貸席　　第十二部 雑業

第十三部 奉公人等（外国人雇料理人子守小使等）

第三章　委　員

第七條　本會の委員は二十九名とし記名投票を以て各部より左記の如く選挙する者と

す

第一部	二　名	第二部	二　名
第三部	二　名	第四部	二　名
第五部	四　名	第六部	二　名
第七部	二　名	第八部	二　名
第九部	二　名	第十部	二　名
第十一部	三　名	第十二部	二　名

第八條　會員中委員の選挙權及被選挙權を有する者は男子の戸主に限る

第九條　委員は各部を代表して委員會を組織し在留臣民一般に関する諸般の事務を議定し処理するの外平素各自部員の風紀を取締り課金徴収、名簿調製、回文送達等の如き會務執行上本會事務所に對し相當の助勢と便宜を與ふるの義務を有する

第十條　委員の任期は満二ヶ年とす但し再選する事を得

第十一條 委員中欠員を生したる時は十日以内に補欠員の選挙を行ふ

第四章　會　議

第十二條 委員會は通常臨時の二種に分つ通常會は毎年一月之を開き臨時會は左の場合に於て開くものとす

一　貿易事務官の設問

二　本會総代及相談役の請求

三　委員五名以上の申立

第十三條 委員會に於て決議すへき事項の概目左の如し

一　居留民會々則並に之に基く一切の規則類に関する件

二　委員會議費、事務所費、教育費、衛生費、火葬場及墓地費、役員俸給及賞與等

三　會費予算外支出の件

四　決算報告の認定

五　會費の賦課及徴収方法

六　共有財産の管理及処分

七　其他在留臣民一般に関する事項一切

第十四條 委員會の決議は貿易事務官の認可を経て施行すへし

第十五條 委員會の議長及副議長は委員會の都度委員中より之を互選す

第十七條 通常會と臨時會を問はす其議案は総代より提出するものとす

但し出席委員中建議を為すものありて三名以上の賛成ある場合は此限にあらす

第十八條 委員過半数出席せされば會議を開くを得す

第十九條 會議は過半数に由り決し可否同数なるときは議長の決選に拠る

第五章　委　員

第二十條　本會に総代一名相談役五名助役一名書記一名通譯一名を置く

第二十一條　総代及助役は委員會に於て之を選挙し貿易事務官の認可を受くへし

但し総代及助役は其任期二ヶ年を有給とす

第二十二條　総代及助役たるを得へき者は委員たるの資格を有せさるへからす

第二十三條　総代は委員會の委任を受け各種事務を執行し我が官衛及其他に對し在留民全体を代表すするものとす

第二十四條　総代は本會一切の事務を監督整理し其當るへき事項の概目左の如し

一　公達類を在留民に頒布する事

二　委員の決議を執行する事

三　公共財産を管理若くは監督する事

四　本會の歳出入予算を調製し及決算報告をなす事

五　會費の収支を管理する事

六　在留民の戸口を調査し衛生を監視する事

七　共立学校及露語講習科を管理する事

八　委員會の決議を貿易事務官に届出る事

九　我官衛に提出する諸願何届書に加印する事

十　学齢児童を勤誘就学せしむる事

第二十五條　相談役は委員會に於て委員たるの資格を有する會員中より之を選挙するものとす

但し其任期は二ヶ年にして無給とす

第二十六條　相談役は庶務及会計事務一切を監督す

第二十七條　助役は総代を助け会計及庶務に従事するものとす

第二十八條　書記及通譯は総代及相談役之を選ふ

第六章　會　費

第二十九條　會費は人頭割及戸数割の二種に分つ

第三十条　人頭割課金は會員一名に付露貨二十五歌つゝ之を徴収す

第三十一条　戸数割金は左の六種に分ち毎月各戸主より徴収す

第一種　一等商

第二種　二等商科理店旅館医師

第三種　三等商時計師写真師鍛冶細工業

第四種　理髪業洗濯業大工業鍛冶業ペンキ職諸飲食店

第五種　貸席業

第六種　其他戸主

戸主の種別は委員會の決議に依り之を定む

但戸主は人頭割課金を納入するの義務なし

第七章　雑　則

第三十二條　會費滞納及會則違犯の者あるときは委員會の決議を以て相當の処置を取るへし

第三十三條　本會々員の外浦潮外の地に在留し若しくは三ヶ月以内滞在の帝国臣民にして諸官衛に對する交渉及願届等を依頼したる時は相當の手数料を徴収し其

需に応するものとす

第三十四條　本規則若くは本規則に基く一切の規則類は貿易事務官の認可を経て施行するものとす

前項の規定は改正の場合にも適用す

追加

本會々計報告を一月七月の二期とし事務所内に公示し各所に配布する事

(本年三月十五日委員に於て訂正確定)

(第三十條の人頭割課金は委員會の決議に依り二十五哥を十五哥に改めたりと云ふ)

資料 4-5　1902（明治 35）年の浦潮在留日本臣民教育ニ関する規約

(「浦潮港日本小学校設立ノ件」外務省外交史料館所蔵、3-10-2-10-2)

第一條 浦潮在留日本臣民ハ学齢児童教育ノ為ニ尋常小学校及び高等小学校ヲ設立ス

第二條 教育の目的ハ児童身体ノ発達ニ留意シ道徳教育及び国民教育ノ基礎並ニ其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ受クルヲ以テ本旨トス

第三條 小学校設置ニ関スル費用ハ居留民会ノ負担トス其概目左ノ如シ

一、設備及其維持ノ費用

二、職員ノ俸給其他ノ諸給與

三、校費

第四條 尋常小学校及び高等小学校ノ修業年限ハ各三ヶ年トス

第五條 尋常小学校ノ教科目ハ終身、國語、算術、体操、唱歌トス

第六條 高等小学校ノ教科目ハ終身、國語、算術、地理、日本歴史、理科、図画、体操、唱歌トシ女子ノ為ニハ裁縫ヲ加フ

第七條 高等小学校ニ修業年限二ヶ年ノ補習科ヲ設ク

補習科ノ教科目ハ國語、算術、地理、歴史及商業経済ニ関スル学科トス

補習科ニ於テハ随意科トシテ露語ヲ加スル事ヲ得

第八條 小学校用教科書ハ学校長及管理者合議ノ上之ヲ定ム

一旦定メタル教科用書ハ三年間之ヲ変更スル事ヲ得ズ

第九條 在留日本臣民ノ児童年齢満六歳ニ達シタル翌月ヨリ満十二歳ニ至る六ヶ年ヲ以テ学齢トス

学齢児童ノ学齢ニ達シタル月以ノ後ニ於ケル最初ノ学年ヲ以テ就学ノ始期トシ尋常小学校ノ教科ヲ修了シタル時ヲ以テ就学ノ終期トス

学齢児童保護者ハ就学ノ始期ヨリ其終期ニ至ルマデ学齢児童ヲ就学セシムルノ義務ヲ負ヲ但シ貧究又ハ児童身体上ノ故障ニヨルモノハ之ヲ免除ス

第十條 傳染病予防ノタメ必要アル時其他非常変災アルトキハ管理者ハ臨時小学校閉鎖ヲナス事ヲ得

第十一條 学校長ハ傳染病ニ罹リ若クハ其虞アル児童又ハ性行不良ニシテ他ノ児童ノ教育ニ妨アリト認メタル児童ノ学校ニ出席スルヲ停止スル事ヲ得

第十二條 小学校ハ居留民会総代之ヲ管理シ當校駐在日本貿易事務官之ヲ監督ス

第十三條 管理者が執行スル教育事務ヲ補助スル為メ学務委員五名ヲ置ク

学務委員撰定方ハ居留民会ノ定ムル所ニヨル

第十四條 教則 教員服務規律 俸給 旅費支給法教員進退ニ関シテハ総代及相談役之ヲ定ム

第十五條 休業日ハ日曜日ヲ除ク外毎年九十日超エル事ヲ得ズ

第十六條 補習科ニ関スル規程ハ本規約ヲ適用ス

第十七條 小学校ハ基本財産ヲ設クル事ヲ得

附則

第十八條本規約ハ明治三十五年四月一日ヨリ之ヲ實施ス

資料 4-6

1902（明治 35）年の日本小学校設立規約細則

第一條 本校ニ於テ教授スル各学科ノ教授ノ要旨ハ本國現行小学校令施行規則中ニ示ス所ニ準拠ス

第二條 随意科トシテ外國語ヲ課スルトキハ其時間ハ壹週間四時間以内トシ唱歌及体操ノ時間ノ割キ又適宜時間ヲ加ヘテ之ニ充ツ

第三條 尋常小学校及高等小学校各学年ノ教授程度及毎週教授時間ハ小学校令施行規則第十二号表ニヨリ相当学年ニ配当ス

第四條 学校長ハ修業年限ノ終リニ於テ尋常小学校若シクハ高等小学校ノ教科終了セシト認メタルモノニハ卒業證書ヲ授與スベシ

第五條 学校長ハ学校末ニ於テ各学年ノ課程ヲ修了セリト認メタルモノニハ修業證書ヲ授與スベシ

第六條 前二ヶ條ノ卒業若シクハ修業ノ認定ニハ試験ヲ用ト其成績ヲ考査スルモノトス

第七條 小学校ノ学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第八條 四月一日ヨリ七月三十一日マデヲ第一小期ソレヨリ十二月廿八日マデヲ第二小期ソレヨリ翌年三月三十一日マデヲ三小期トシ各小期ノ終ニ児童学業成績ヲ考査シ保護者ニ通知ス

第九條 毎日ノ教授時間ノ終始ハ管理者之ヲ定ムルコトス

第十條 日曜日ノ外学校休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、本國ニ於ケル大際祝日

一、露國皇帝皇后皇太后陛下ノ誕辰日及命名日

一、夏期休業日（八月八日ヨリ八月廿一日マデ）

一、冬季休業日（十二月廿九日ヨリ一月廿七日マデ）

一、臨時休業日（二十七日ヲ超エルコトヲ得ズ）

第十一條 学校長ハ管理者ノ承諾ヲ得テ夏季冬季休業日ノ前後各二十日以内ニ於テ毎日ノ教授時数ヲ減スルヲ得

但一日ノ時数二時ヲ下ルコトヲ得ズ

第十二條 四方拝紀元節天長節ニ職員及児童ハ学校ニ参集シテ式典ヲ行フベシ児童保護者ハ式典ニ参列スベシ

第十三條 学務委員ハ左ノ事項ニツキ居留民会総代ヲ補助スベシ

一、就学及出席ニ関スルコト

一、学齢児童調査ニ関スルコト

一、学校ヲ視察シ設備及衛生ニ注意スルコト

一、小学校費予算案編制ニ関スルコト

一、学校基本財産蓄積ニ関スルコト

第十四條 学校長ハ学務及教務ヲ整理シ所属員ヲ統督ス

第十五條 学校長及其他職員ノ進退ハ管理者之ヲ相談役ニ諮リテ決定スルモノトス

第十六條 学校長及其他職員ノ進退及俸給ノ辞令書ハ管理者之ヲ交付スベシ

第十七條 職員ヲ解職シ若クハ職員ニシテ辞職セントスルトキハ少クトモ一ヶ月以前ニ予メ其急ヲ通スベシ

第十八條 前條ニヨリ辞職シタルモノ又ハ解職シタルモノハ其日付ノ如何ニ係ハラズ當月分ノ俸給全額ヲ支給ス

第十九條 教員若シ在職中死亡シタル時ハ其在職最終ノ月俸三ヶ月分給與ス

第二十條 教員若シ疾病ニ罹リ欠勤スル件ハ其日教六十日至マデハ月俸全額ヲ給シ尚引続キ欠勤九十日ニ至ル時ハ六十日以後ハ月俸四分ノ一ノ割合ヲ以テ支給シ百日ヲ超エル時ハ第十七條ノ手続ヲ経ズシテ解職スベシ

第二十一條 教員若シ私事ノ故障ニヨリ欠勤スル時其ノ日教一ヶ月マデハ月俸全額ヲ給シ一ヶ月後ハ俸給ノ半額ヲ給シ尚引続キ欠勤六十日以上ニ至ル時ハ第十七條ノ手続ヲ経ズシテ解職スベシ

第二十二條 教員ノ勤務ニ怠慢ナリト認メラルベキ事実アルカ若クハ教育者トシテ不都合ノ行為アルアラザレバ解職セズ

附則

第二十三條 本細則ハ明治三十五年四月一日ヨリ之ヲ実施ス

資料 4-7

1909（明治 42）年の浦潮日本小学校規程

第一章　総　則

第一條 本校ハ本國現行小学校令ニ基キ道徳教育及ビ國民教育ノ基礎並ニ其生活ニ必須ナル普通ノ知識及ビ技能ヲ授クルヲ本旨トス

第二條 本校ハ在浦潮斯徳居留民会立日本小学校ト称ス

第三條 本校ハ尋常科ノ外高等科ニ学年課程ノ高等小学校ヲ併置ス

第四條 尋常小学校及ビ高等小学校各学年ノ教科目及ビ毎週教授時間ハ文部省令第四号表及ビ第五号表ニヨル高等小学校ニ更ニ修業年限一ヶ年ノ補習科ヲ置リコトアルベシ

補習教科目及ビ教授時数ハ居留民会ノ定ムル所ニヨル

第二章 学年 楽 器 休 業

第一條 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第二條 学期ヲ分ケル左ノ三種トス

第一学期　四月一日ヨリ七月三十日ニ至ル

第二学期　八月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三学期　一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第三條 休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、本國ニ於ケル大際祝日

二、露國皇帝、皇后、皇太后陛下並ニ皇太子殿下ノ誕生日及ビ命名式日

三、戴冠式日、即位日、クリスマス パーチ、露暦一月一日

四、日曜日

五、夏季休業日 八月一日ヨリ同十五日ニ至ル

六、冬季休業日 十二月廿七日ヨリ翌年二月九日ニ至ル

七、学年末休業日 三月廿五日ヨリ同三十一日ニ至ル

第三章　事務分掌規定

第一條　校務ヲ処理スル為メ教員中左ノ係員ヲ置ク

一	学籍係	一	庶務係
一	図書係	一	器具係
一	統計係	一	衛生係

第二條　学籍係ハ左ノ事務ヲ処理スベシ

一　学籍薄ノ調製及整理ニ関スルコト

二　入退学者及ビ異動調査ニ関スルコト

三　修了卒業者ノ帳薄整理保管ニ関スルコト

第三條　庶務係ハ左ノ事務ヲ処理スベシ

一　学事藷法令ノ整理保管ニ関スルコト

二　藷官廳トノ文書ノ交渉ニ関スルコト

三　文書ノ発達及ビ受理ニ関スルコト

第四條　図書係ハ左ノ事務ヲ処理スベシ

一　図書原薄ノ調製ニ関スルコト

二　図書ノ整理保管ニ関スルコト

第五條　器具係ハ左ノ事務ヲ処理スベシ

一　器具原薄ノ調製ニ関スルコト

二　器具 器械 標本ノ整理保管ニ関スルコト

三　使用ニ堪ヘザルモノノ処分ニ関スルコト

第六條　統計係ハ左ノ事務ヲ処理スベシ

一　日々出欠生一覧表ニ関スルコト

二　月末出欠児童統計調査ニ関スルコト

三　出欠薄ノ整理保管ニ関スルコト

四　其他一般統計ニ関スルコト

第七條　衛生係ハ左ノ事務ヲ処理スベシ

一　衛生法ノ實施及ビ監督ニ関スルコト

ニ　児童ノ学籍薄ノ調製及整理ニ関スルコト

三　児童学籍薄ノ調製及整理ニ関スルコト

第四章　職員心得

第一條　本校教員ハ始業時間約廿分前ニ上校シ出勤薄ニ捺印ノ上各自担任ノ教室ヲ巡視スベシ

第二條　教員ハ児童ヲシテ常ニ児童心得ヲ實行セシムルコトニ努ムベシ

第三條　教員ハ自己担任児童中無断欠席三日以上ニ歩ル者アルトキハ速ニ其理由ヲ保護者ニ照会シ尚ホ四日以上何等ノ通告ニ接セサルトキハ居留民会頭ニ督催方ヲ請求スベシ

第四條　教員ハ児童ニ不時ノ疾病若クハ負傷アリタル時ハ衛生係ト合議ノ上的宜ノ処置ヲ執ルベシ

其家族中ニ傳染病者アルコトヲ聞知ヒル時ハ学校医ト合議ノ上速ニ臨機ノ処置ヲ執ルベシ

第五條　教員ハ終業後児童ヲ留置キ訓式ヒシ時ハ其旨通知薄ニヨリ保護者ニ通告スベシ

第六條　自己ノ使用セル一般ノ教具ハ授業後既定ノ場所ニ整理シ置クベシ

第七條　児童ノ身体検査ヲ行フトキハ適宜学校医ヲ補助スベシ

第八條　学校医ヨリ廻布サレタル児童身体検査標ハ先ヅ学薄ニ轉シ更ニ通知薄ニヨリ保護者ニ通告スベシ

第九條　教員疾病事故等ノ為メ遅刻欠勤早引等ヲナサントスル場合ニハ予メ校長ニ届出ヅベシ

但シ全日欠勤ノ場合ニハ校長ヨリ其都度居留民会会頭ニ通告スベキモノトス

第五章　児童心得

第一條　本校児童ハ教育勅語ノ主旨ヲ奉医シ校規校訓ヲ導守スベシ

第二條　上校時間ハ始業時間前約十五分タルベシ

第三條　上級生ハ常ニ下級生ヲ愛撫シ下級生ハ上級生ヲ敬ヒ互ニ親睦ヲ旨トスベシ

第四條 校ノ内外ヲ問ハズ本校生徒タル面目ヲ汚損スルノ行為アルベカラズ

第五條 途中通行ノ際ハ常ニ見若シカラザル態度ヲ保チ道路ノ左側若クハ右側ヲ歩行スベシ

第六條 當日入用ノ物品ハ忘レ来ラザル様注意スベシ

第七條 学用品ノ外ハ素リテ持参スベカラズ

第八條 携帯品ニハ必ズ学年及ビ氏名ヲ記入スベシ

第九條 登校シタル時ハ教員ニハ勿論同輩ニモ挨拶スベシ

第十條 途上其他ノ場所ニ於テ尊長若クハ同輩ニ遇ヒタル時ハ相當ノ礼ヲナスベキ

第十一條 物品ヲ失ヒ又ハ捨ヒタル時ハ直ニ届出ズベシ

第十二條 登校後ハ許可ヲ得ズシテ校外ニ出ズベカラズ

第十三條 教員ノ許可ヲ得ズシテ金銭貸借又ハ遺取ヲナスベカラズ

第十四條 教室出入ノ際ハ列ヲ正ウシ静粛ヲ旨トスベシ

第十五條 受業時間中ハ専心一意其課業ヲ励ムベシ

第十六條 机ノ内ハ毎時整須シ机腰掛ハ正シキ位置ニ整理スベシ

第十七條 故アリテ教授時間ニ遅レタル者ハ教室ニ入リ黙礼シテ教員ノ指図ヲ待ツベシ

第十八條 欠席又ハ遅刻早引セントスル時ハ其事由ヲ通知薄ニテ通知スベシ

第十九條 痰唾ハ必ズ所定ノ唾壺ニ之ヲ吐クベシ

第二十條 上校下校ノ際途中ニテ無益ノ時ヲ費シスハ危険ノ場所ニ立寄ルベカラズ

第二十一條 休息時間中ハ互ニ親睦ヲ旨トシ活発ニ遊戯スベシ

但シ舎内ニ舎内ニ於テ休息スルトキハ静粛ヲ旨トスベシ

第二十二條 休息時間中柵屋根等ニ挙登シ又ハ之ヲ傷リベカラズ

第二十三條 隣族ハ勿論通行入ニ對シ不都合ノ所為アルベカラズ

第二十四條 落書ヲナシ又ハ互礫ヲ擲ツ等ノ所為アルベカラズ

第二十五條 常ニ公徳ヲ重ンジ外國人ヲ侮ル等ノ所為アルベカラズ

第二十六條 下校ノ際ハ教員ニ挨拶スベシ

第六章　児童監護規定

第一條 教員ハ毎休息時間ニ於テ児童運動遊戯ヲ監護スルモノトス

第二條 監護當番ハ上席訓導ニヨリ毎時訓番ニ之ヲ務ムルモノトス

第三條 監護中ハ児童ノ長幼相親ニ愉快ニ運動遊戯スルコトヲ補助奨励スベシ

第四條 監護中ニ起リシ事故ハ総テ監督日誌ニ記入スベシ

第五條 校長ハ運動場ノ状況又ハ風雪等ヲ見計ヲヒ入口ニ舎外舎内ノ礼ヲ掲ケテ一般児童ノ出場不出場ヲ予告スベシ

第六條 監護當番ハ左ノ事項ニ留意スベシ

一 風紀上不都合ト認メ事項ハ直ニ差止ムルコト

二 危険ト認メシ遊戯ハサルシメザルコト

三 猥リニ運動場外ニ出デシメサルコト

四 他生ノ遊戯ヲ妨害セシメサルコト

五 互礫ヲ擲ツコトヲサイ最禁スルコト

第七章　出席薄取扱規定

第一條 受持教員ハ毎月末日ニ於テ翌月分ノ児童出席薄ヲ調整スベシ

第二條 児童ノ出欠ハ毎日第二時ヨリ第三時マデ間ニ於テ点検シ出席欠席数ヲ相當欄内ニ記入シ其出席欠席ヲ一日瞭然タラシム

第三條 児童ノ遅刻早引ノ記号ハ出席ノ上ニ重記スベシ

第四條 受持教員欠勤セル場合ニハ補欠教員臨機前二ヶ条ノ手続ヲナスベキ

第五條 新ニ入学シタル児童アルトキハ左ノ方法ニヨルベシ

校長若クハ代理者ノ認メタル傳票アルニアラサレバ出席薄ニ記入スルコトヲ得ズ

該児童ノ席順ハ従来ノ児童ノ最尾ニ記入スベシ

三　入学ノ日ヨリ在籍者ノ手続ヲナシ学籍薄ニ登録スベシ

第六條 退学児童アル時ハ左ノ方法ニヨルベシ

一 校長若クハ代理者ノ認メタル傳票アルニアラサレバ

二 退学児童ハ退学届受理ノ翌日ヨリ之ヲ除籍スルモントス

但シ月末日ニ退学シタル者ハ其當日之ヲ除籍スベシ

第八章　学業成績考査規定

第一條 各受持教員ハ毎学期平素教授ノ際児童ノ学業ノ唱熟進歩ノ度ヲ計リ各教科目ニツキ其成績ヲ考査スルモノトス

第二條 各受持教員ハ左ノ学科ニツキ毎学期一回特別考査ヲ行フモノトス修身、書取、算術 歴史 地理 理科 商業　英語

第三條 平素成績並ニ特別考査成績ハ評点ニテ之ヲ表シ成績考査手帳ニ記入スベシ

第四條 毎学期ノ終リニハ平素ノ成績ト特別考査ノ成績トヲ平均シタルモノヲ以テ最後ノ成績点トス

第五條 学年終リニハ各教科目毎ニ学期間ノ成績ヲ合計シタルモノヲ三分シテ各教科目最後ノ成績点トス

但シ四捨五入法ヲ用フ

第六條 学校長ハ一学年間各教科目ノ成績点四点以上平均点六点以上ヲ得タル者ヲ標準トシ平素ノ操行ト勤急ノ状況トヲ斟酌シ修業若クハ卒業ヲ認定スルモノトス

第七條 学業成ヲ児童並ニ續保護者ニ報告スルトキハ評語ヲ用スベシ

第八條 評語評点ヲ對照規定スルコト左ノ如シ

評語	評点
上々	十点
上	九点
中上	八点
中	七点
中下	六点
下上	五点
下	四点

第九條 児童学業成績ハ学期末学年末ニ於テ通信薄ヲ以テ保護者ニ報告スベシ

第十條 特別考査ヲ経タル答案ハ校長ノ検閲ニ供スベシ

史料・参考文献

未公刊公文書

1. Российский государственный исторический архив＝РГИА, Санкт-Петербург.（国立ロシア歴史公文書館，サンクト・ペテルブルグ）、第1263号、第1273号、第323号フォーンド.
2. Государственный архив Иркутской области（イルクーツク州国立公文書館）、第24-11/3-24号フォーンド.
3. Российский государственный исторический архив Дальнего Востока（極東地域国立ロシア歴史公文書館）

   Приморское областное управление（沿海州当局部）、第1号フォード、1-3－1160、1-10-327 、1-11－73、1-12－317、226-2－31、第226号フォーンド、ファイル226-1-339;

   Канцелярия военного губернатора Приморской области（沿海州軍務知事事務所）、第87号フォーンド、ファイル1－1617、87-1－1026、87-4－1593、87－1－99、87－1－1083;

   Канцелярия приамурского генерал-губернатора（沿アムール総督事務所）、第702号フォーンド、ファイル702-3－479、702-5－143、702-5－51、702-1－137、702-1－640.
4. Архив внешней политики Российской империи（ロシア帝国外交史料館）

   Тихоокеанский стол・фонд 148 Опись 487（太平洋部、第148号フォーンド第487号オーピシ（分類））；

   Японский стол・фонд 150（日本部、第150号フォーンド）；

   Китайский стол －143（中国部、第143号フォーンド）；

   Миссия в Пекине・фонд 188（在北京ロシア正教使節団、第188号フォーンド）.
5. 日本外務省、日本外交史料館、東京.

   「浦潮港日本小学校設立ノ件」、3-10-2-10-2.

   「浦潮港上陸拒絶被拒者集会ノ件」、3-8-8-12.

   「移民保護規則」、3-8-2-30.

   「移民保護法」、3-8-2-30.

「露領烏蘇利地方（鉄道工事）へ本邦人出稼ぎ一件」、3-8-2-47.
「在外各地ニ於ケル居留民会ノ組織会則並其成立ニ関スル法律的関係取調一件」、3-8-2-257.
「朝鮮人ノ海外移住並移住者情態取調一件」、3-8-2-267.
「朝鮮人ノ海外移住関係雑件」、3-8-2-270.

6. Спальвин Е. Г. Сведения об японских обществах во Владивостоке. 1909. Архив востоковедов. Санкт-Петербургское отделение Института востоковедения Российской Академии наук. Ф 1, оп. 4, д. 27. (E.G.スパルイン,「ウラジオストク日本人居留民会」、1909、東洋学者史料館、ロシア科学アカデミーサンクト・ペテルブルグ支部付属東洋学者公文書館、1-4-27).

7. Рудаков А. В. Китайцы в Уссурийском крае. Архив востоковедов, Санкт-Петербургское отделение Российской Академии Наук.Ф 96, оп. 1, д. 101. (A.V.ルダコ-フ「ウスリー地方の中国人」、東洋学者史料館、ロシア科学アカデミーサンクト・ペテルブルグ支部付属東洋学者公文書館、96-1-101).

8. Российский Государственный Архив Военно-Морского Флота. Ф. 32. Оп. 1. Д. 73. Всеподданнейший отчёт Приамурского генерал-губернатора генерал- лейтенанта Унтербергера. 1910. (「ロシア皇帝に対する沿アムール地方総督陸軍中将ウンテルベルゲル報告書,1910年」ロシア国立海軍公文書館、サンクト・ペテルブルグ、32-1-73).

9. Hoover Institution of War, Stanford University, A. Bogdanov Collection; N.V.Bogoiavlenski Collection.

10. カリフォルニア州立大学ロサンゼレス校ヨーング研究図書館日系アメリカ人研究プロジェクト・コレクション（UCLA, Young Research Library, JARP Collection）.

11. 遼寧省档案館
「露領沿海地方及北樺太」第1輯；
「露領沿海州ノ米作ニ関スル調査」.

公刊された史料

12. Документы по главнейшим мероприятиям, совершившимся в Приамурском крае.Сборник

главнейших официальных документов по управлению Восточной Сибирью. Т. 8. Вып. 1, 2. Иркутск, 1884.（『東シベリア統治に関する主要公文書総覧』第8巻第1·2号、イルクーツク、1884年）.

13. Сборник главнейших официальных документов по управлению Восточной Сибирью. Т. 4. Вып. 2. Иркутск, 1884.（『東シベリア統治に関する主要公文書総覧』第4巻第2号、イルクーツク、1884年）.

14. 『日本帝国統計年鑑』、1885, 1886、1902-1905, 1906-1911, 1912-1917年、東京.

15. 『日本外交文書』、第9巻、東京、1940、351-359頁；第29巻、東京、1954、978-994、1899頁；第27巻、650頁；第34巻、951-952頁.

日本語の参考文献

16. 李愛俐俄『中央アジア少数民族社会の変貌：カザフスタンの朝鮮人を中心に』、昭和堂、2002年.

17. 石川友紀「日本出移民史における移民会社と契約移民について」『琉球大学法文学部紀要』14号1970年.

18. 入江寅次『邦人海外発展史』、原書房、1943年.

19. 沖田行司『ハワイ日系移民の教育史』ミネルヴァ書房、1997年.

20. 大津定美「ロシア極東への中国人労働力の流入は脅威か—北東アジア国際労働力移動の一側面—」『国際協力論集』第8巻第2号、2000年11月、67-87頁.

21. 大橋與一『帝政ロシアのシベリア開発と東方進出過程』東海大学出版会、1974.

22. 韓碩青著、金容権訳『安重根』、第2部、作品社、1995年.

23. 櫛谷圭司「小林存『鵬程日乗』にみる今世紀初めのロシア沿海州—『新潟新聞』明治40年7～9月の連載記事の現代語訳—」「東アジア周辺ネット・ワーク過去・現在・未来」『環日本海論業』第2号、新潟大学環日本海研究会、1993年.

24. A.T.クージン著、岡奈津子訳、田中水絵訳『沿海州・サハリン：近い昔の話（翻弄された朝鮮人の歴史）の統計・地理・経済概説』凱風社、1998年.

25. 倉橋正直『北のからゆきさん』共栄書房、1989年.

26. 倉橋正直『からゆきさんの唄』共栄書房、1990年.

27. 小峰和夫『満洲－起源・殖民・覇権』御茶ノ水書房、1992年.

28. 小島勝「ウラジオストクにおける日本人の教育と宗教」戸上宗賢『交錯する国家・民族・宗教』不二出版、2001年、243－278頁.

29. 済軒学人『浦潮斯徳事情』、1916年.

30. サヴェリエフ・イゴリ「日本語新聞『浦潮日報』とウラジオストクの日本人」『日本移民年報』第2号、1996年3月、115－127頁.
31. サヴェリエフ・イゴリ「ロシアと日本の極東政策における日本人移民. 1860-1917」,『国際学論集』7:2, 大阪学院大学国際学学会, 1996年12月, 57－84頁.
32. サヴェリエフ・イゴリ「極東ロシア地域における東アジア移民対策の変容過程（1860～1884）—自由移住から移民統制への道程—」、2001年3月、『人文科学研究』第105号、新潟大学人文学部、37－52頁.
33. サヴェリエフ・イゴリ「極東ロシア地域における中国人・日本人—1884～1903年の移民受入政策—」、『ロシア史研究』第69号、2001年10月、44－60頁.
34. サヴェリエフ・イゴリ「20世紀初頭のロシア政府の対東アジア系移民政策について」『人文科学研究』108号、2002年3月、67－98頁.
35. 坂口満宏「二世の日本語教育をめぐる一世の彷徨」日本移民学会第6回年次大会予稿集.
36. 柴田幹夫「大谷光瑞とウラジオストク」、小島勝「ウラジオストクの日本人関係略年表」『浦潮本願寺記念誌』浦潮本願寺記念碑建立を支援する会、2001年11月.
37. 杉山公子『ハルピン物語』原書房, 1985年.
38. 杉山公子『ウラジオストックの旅行ー海のむこうにあった日本人町』原書房, 1989年.
39. 杉山公子「日本人商人店の登場」『Ｃｅｖｅｐ』第2号、1-7頁.
40. 杉山公子「浦潮に生きた人びと：引き上げと再渡航」『Ｃｅｖｅｐ』第11号、1997年.
41. 高嶋雅明「ウラジオストク貿易と外国為替金融—浦潮斯徳松田銀行部（十八銀行支店）の析を中心として—」『土地制度史学』、第56号、1972年10月、35-50頁.
42. 高嶋雅明「ウラジオストク貿易概観—『通商彙纂』・『通商広報』の分析を中心として—『経済論理』、和歌山大学経済学会、第133号、1973年5月、19-39頁.
43. 高嶋雅明「ウラジオストク貿易概観—『通商彙纂』・『通商広報』の分析を中心として—（続）」『経済論理』、和歌山大学経済学会、第134号、1973年7月、85-110頁.
44. 戸泉米子『リラの花と戦争』、1998年.
45. 原暉之『シベリア出兵：革命と干渉1917-1922』筑摩書房, 1989.
46. 原暉之『ウラジオストク物語：ロシアとアジアが交わる街』三省堂, 1998.
47. 檜山邦祐『和泉良の助：浦潮日報創立者』サンケイ新聞生活情報センター, 1981年.
48. 藤本和貴夫『ヴェールを脱いた国際都市ウラジオストック』タクトグラフィック社, 1992.
49. 堀江満智『遥かなる浦潮—明治時代の日本人居留民の足跡を追って—』新風書房、2002年.
50. 松浦充美『浦潮斯徳』1897年.
51. 南満州鉄道株式会社総務部事務局調査課『西伯利亜経済状態ト日露貿易資料』1917年.
52. Z.F.モルグン「内戦と干渉戦争期ウラジオストクの日本人（1918年－1922年）『ロシア

史研究』第66号、ロシア史研究会、2000年、27-32頁.
53. 李尚根『韓人露領移住史研究』探求堂、1996年（韓国語）.
54. 劉李鐘「極東ロシアにおける朝鮮民族運動―「韓国併合」から第一次世界大戦の勃発まで―」『朝鮮史研究会論文集』朝鮮史研究会、1985年3号, №22.
55. 徐万民「ロシア極東における中国山東商人」『環日本海研究年報』6号 1999年3月新潟大学大学院現代社会文化研究科、53-64頁.
56. 和田春樹「ロシア領極東の朝鮮人」『社会科学研究』東京大学社会科学研究所紀要第40巻第6号、235-286頁.
57. 角田十太郎『浦潮案内』東京、1902年.

ロシア語の参考文献

58. Адаптация этнических мигрантов в Приморье в 20 в. Владивосток, 2000.（『20世紀の沿海州における諸民族移民の定着』ウラジオストク、2000年）.
59. Алексеев А. И., Морозов Б. Н. Освоение русского Дальнего Востока. Конец 19 в. - 1917 г. Москва, 1983.（A.I.アレクセーエフ, B.N.モローゾフ『極東ロシア地域の開拓史、19世紀後半～1917年』モスクワ、1983年）.
60. Алепко А. В. Китайцы в Амурской тайге. Отходничество в золотопромышленности Приамурья в конце 19-начале 20 в. Россия и АТР. 1996. №. 1. С. 79-86.（A.V.アレープコ「アムールの森林の中国人―19世紀末～20世紀初頭の沿アムール地方の採金業における出稼ぎ労働者」『ロシアとアジア・太平洋地域』第1号1996年、79-86頁）.
61. Али Закир. За ленинскую национальную политику в колхозном движении среди корейцев ДВК. Революция и национальности. 1931. №.2-3. С. 76-81.（アリ・ザキル「共同集団運動における極東地域の朝鮮人のレーニン主義的民族政策のために」『革命と民族』1931年、第2·3号、76-81頁）.
62. Аносов С. Д. Корейцы в Уссурийском крае. Хабаровск-Владивосток, 1928.（S.D.アノーソフ『ウスリー地方の朝鮮人』ハバロフスク・ウラジオストク、1928年）.
63. Аркадьев А. Корейцы и их значение в экономике Дальневосточного края. Северная

Азия, 1929. №. 1. С. 41-48. (A.アルカーディエフ「朝鮮人と極東地域のその位置付け」『北アジア』1929年、第1号、41-48頁).

64. Арсеньев В. К. Китайцы в Уссурийском крае. Хабаровск, 1914. (V.K.アルセーニエフ『ウスリー地方の中国人』ハバロフスク、1914年.)

65. Арсеньев В. К.Доклад Дальневосточному краевому комитету Всесоюзной Коммунистической партии, Желтая опасность, 1996. С. 96-117. (V.K.アルセーニエフ「全ソ連共産党極東地域委員会への報告書」『黄禍論』ウラジオストク、1996年、96－117頁).

66. Бабичев И. И. Коммунисты - вдохновители и организаторы участия корейских и китайских трудящихся в гражданской войне в борьбе против интервентов и белогвардейцев на Советском Дальнем Востоке (1918 - 1922). Автореферат канд. дисс., Москва, 1961. (I.I.バービチェフ『ソヴィエト極東地域における反白衛軍や干渉軍闘争及び国内戦へ朝鮮人・中国人労働者の参加を促した共産主義者、1918－1922年』博士候補論文要旨、モスクワ、1961年).

67. Бабичев И. И. Братство, скрепленное кровью. Дальний Восток, 1958, №. 2. С. 167-170. (I.I.バービチェフ「血で固めた友好」『極東地域』第2号、1958年、167－170頁).

68. Бабичев И. И. Участие трудящихся Китая и Кореи в борьбе против интервентов и белогвардейцев на Дальнем Востоке (1918-1922). Труды Хабаровского мединститута. 1958, сборник 16. С. 3-12. (I.I.バービチェフ「極東地域の干渉軍や白衛軍との闘争における中国や朝鮮の労働者の役割」『ハバロフスク医科大学』第16号、1958年、3-12頁).

69. Бабичев И.И.Участие китайских и корейских трудящихся в гражданской войне на Дальнем Востоке. Ташкент : Государственное издательство Узбекской ССР, 1959. (I.I.バービチェフ『極東ロシアの内戦時の中国人と朝鮮人労働者』タシケント：ユズベクソビエト社会主義共和国国立出版社、1959年).

70. Беспрозванных Е. Л. Приамурье в системе русско-китайских отношений. Хабаровское

книжное издательство, 1986. (E.L.ベスプロズワーニフ『露清関係における沿アムール地方』ハバロフスク書房、1986年).

71. Богословский Л. А. Устав общества японцев, проживающих во Владивостоке. Вестник Азии. 1911. №. 9. Харбин. С. 70-75. (L.A.ボゴスローフスキー「ウラジオストクの日本人居留民会の規約」『アジア通報』1911年第9号、ハルビン、70−75頁).

72. Богословский Л. А. Крепость-город Владивосток и китайцы. Вестник Азии. 1913, № 13. С. 20-33. (L.A.ボゴスローフスキー「要塞都市ウラジオストクと中国人」『アジア通報』、1913年、第13号、ハルビン、20−33頁).

73. Бок Зи Коу. Корейцы на Сахалине. Южно-Сахалинск, 1993. (朴寿鎬『サハリンの朝鮮人』ユーズノ・サハリンスク、1993年).

74. Болховитинов Л. Желтый вопрос на русском Дальнем Востоке, Военный сборник, 1910, №. 2. С. 161-174. (L.ボルホヴィチーノフ「極東地域の『黄禍論』」『軍事紀要』第2号、1910年、161-174頁).

75. Бугай Н.Ф. Российские корейцы: новый поворот истории, 90-е годы, Москва, 2000. (N.F.ブガーイ『ロシアの朝鮮人—歴史の新転換、1990年代—』モスクワ、2000年).

76. Бурачек Е.С. Воспоминания заамурского моряка. Владивосток, 1999. (E.S.ブラーチェク『アムール河以南地方の船乗りの回想記』、ウラジオストク、1999年).

77. Вагин В. Корейцы на Амуре. Сборник историко-статистических сведений о Сибири и сопредельных ей странах. Том 1, вып. 1-3. СПб, 1875-1876.С.1-29. (V.ワーギン「アムール河の朝鮮人」『シベリアと隣国についての歴史・統計集』第1巻第1-3号、サンクト・ペテルブルグ、1875-1876年、1-29頁).

78. Васкевич П. Ю. Очерк быта японцев в Приамурском крае. Известия Восточного института. 1905-1906. Том 15. Вып.1. Влд., 1906. (P.Iu.ワスケーヴィチ「沿アムール地方の日本人の生活風習の概観」:『東洋学院紀要』第15巻第1号, 1906年、ウラジオストク).

79. Владивосток. Сборник исторических документов (1860-1907). Владивосток, 1960. (『ウラジオストク：公文書集、1860□1907年』ウラジオストク、1960年).

80. Володин В. И. Доходность рисосеющих хозяйств корейцев. Труды опытных учреждений Дальнего Востока. Владивосток, 1931. Вып. 2. С. 89-130. (V.I.ヴォローディン「朝鮮人農家の米作の収益性」『極東地域の実験施設紀要』ウラジオストク、第2号、1931年、89－130頁).

81. Волохова А. А. Попытки принятия закона о регулировании китайской и корейской иммиграции на российский Дальний Восток в начале 20 в. Тезисы научной конференции "Общество и государство в Китае". М., 1995. С. 81-85. (A.A.ヴォーロホワ「20世紀初頭の極東ロシアにおける中国人・朝鮮人移民の管理に関する法律を採択する試み」『中国の社会と国家』報告集、モスクワ、1995年、81-85頁).

82. Волохова А. А. Китайская и корейская иммиграция на российский Дальний Восток в конце 19 — начале 20 в. Проблемы Дальнего Востока. No. 6, Москва, 1996. С. 105-114. (A.A.ヴォーロホワ「19世紀末～20世紀初頭の極東ロシアの中国人・朝鮮人移民」『極東諸問題』第6号、モスクワ、1996年、105-114頁).

83. Выпасов А. Корейцы в сельском хозяйстве Хабаровского края. Статообозрение "Дальний Восток". Хабаровск, 1929. №. 2. (A.ヴィパソーフ「ハバロフスク地方の農業の朝鮮人」『極東』統計集、第2号、1929年).

84. Галлямова Л. И. Японские предприниматели во Владивостоке (1900-1913 гг.) Россия и АТР, № 2, 1992. С.32-36. (L.I.ガリャーモワ「ウラジオストクの日本人実業家、1900～1913年」『ロシアとアジア・太平洋地域』第2号1992年、32-36頁).

85. Гоженский И. Участие корейской эмиграции в революционном движении на Дальнем Востоке. Революция на Дальнем Востоке. Москва, 1923. С. 357-374. (I.ゴゼーンスキ「極東地域の革命運動の朝鮮人移民」『極東地域における革命』モスクワ、1923年、357－374頁).

86. Граве В. В. Китайцы, корейцы и японцы в Приамурье. Труды командированной по высочайшему повелению Амурской экспедиции. Выпуск 11. Санкт-Петербург, 1912. (V.V. グラーヴェ

「『沿アムール地方』における中国人、朝鮮人及び日本人」『勅令により派遣されたアムール調査隊の報告』 第11巻，サンクト・ペテルブルグ，1912年).

87. Гримм Э. Д. Сборник договоров и других документов по истории международных отношений на Дальнем Востоке (1842-1925). Москва, 1925. (E.D.グリム『極東地域の国際関係史に関する条約公文書集（1842~1925)』モスクワ、1925年).

88. Губельман М. И. Борьба за советский Дальний Восток. 1918-1922. М：Военное изд-во, 1915. (M.I.グベリマーン『ソヴィエト極東地域をめぐる闘争、1918－1922年』モスクワ、軍事出版社、1915年).

89. Дальний Восток. Военно-стратегический обзор. Т.3. СПб., 1911. (『極東地域—軍事·戦術概説—』第3巻、サンクト・ペテルブルグ、1911年).

90. Дятлов В.И. Миграция китайцев и дискуссия о "желтой опасности" в дореволюционной России. Вестник Евразии, №. 1(8), Москва, 2000. С. 63-89. (V.I.ヂャートロフ「中国人の移住と帝政ロシアの『黄禍論』」『ユーラシア通報』第1(8)号、モスクワ、2000年、63－89頁).

91. Ильюхов Н., Титов М. Партизанское движение в Приморье (1918-1920 гг.). Л, 1928. (N.イリューホフ、M.チトーフ『沿海州のゲリラ運動、1918~1920年』、レニングラード、1928年).

92. Интернационалистские уроки Октября и современные проблемы национальных отношений. Политобразование, 1987, №. 10. (「十月革命のインターナショナリズムの実績と民族間関係の現代諸問題」『政治教育』、1987年、第10号).

93. История Северо-Восточного Китая в 17－20 в. Владивосток, 1987. (『17～20世紀の東北中国史』、ウラジオストク、1987年).

94. Загорулько А. И. Корейцы на российском Дальнем Востоке (1863-1938 гг.). - в кн.: Народы Сибири. Книга 3. Сибирский этнографический сборник. М., 1997. С. 57-117. (A.I.ザゴルリコ「極東ロシア地域における朝鮮人（1863-1938年)」『シベリアの諸民族』第3巻モスクワ、1997年).

95. Калинии В. И., Аюшин Н.Б. Губернатор инженер-генерал П.Ф.Унтербергер. Россия и АТР, №. 2, 2000.

C. 112 - 121. (V.I.カリニン、N.B.アユーシン「軍務知事：技師将軍 P.F.ウンテルベルゲル」『ロシアとアジア・太平洋地域』第 2 号、2000 年、112－121 頁).

96. Кан Г. В. История корейцев Казахстана. Алматы, 1995 (G.V.カン『カザフスタン朝鮮人の歴史』、アルマアティ、1995 年).

97. Кан Г. В. Корейцы Казахстана. Алматы, 1994 (G.V.カン『カザフスタンの朝鮮人』、アルマティ、1994 年).

98. Като Кюдзо. Сибирь в сердце японца. М., 1992. (加藤九祚『日本人の心にあるシベリア』モスクワ、1992 年).

99. Ким Б. Ветры наших судеб: Советские корейцы. История и современность. Ташкент, 1991 (B.キム『ソ連の朝鮮人—歴史と現状—』タシケント、1991 年).

100. Ким Г. Н., Мен Д. В. История и культура корейцев Казахстана. Алматы, 1995 (G.N.キム『カザフスタンの朝鮮人の歴史と文化』、アルマティ、1995 年).

101. Ким Г. Н. Корейцы за рубежом: прошлое, настоящее и будущее: историография и библиография. Алматы, 1995 (G.N.キム『海外の朝鮮人：過去、現在、未来—研究と参考文献—』、アルアティ、1995 年).

102. Ким Г.Н. Социально-культурное развитие корейцев Казахстана. Алма-Ата, 1989 (G.N.キム『カザフスタンの朝鮮人の社会的・文化的発展』、アルマ・アタ、1989 年).

103. Ким М. Т. Корейские интернационалисты в борьбе за власть Советов на Дальнем Востоке. М., 1979. (M.T.キム『極東地域のソヴィエト政権のために闘う朝鮮人』モスクワ、1979 年).

104. Ким П. Г. Корейцы Республики Узбекистан (история и современность). Ташкент, 1993 (P.G.キム『ウズベキスタン共和国の朝鮮人（歴史と現状）』タシケント、1993 年).

105. Ким Сын Хва. Очерки по истории советских корейцев. Алма-Ата, 1965. (金承化『ソヴィエトの朝鮮人史の概要』アルマ・アタ、1965 年).

106. Кириллов А. В. Корейцы села Благословенного. Приамурские ведомости. Хабаровск, 1895. №. 58. (A.V.キリーロフ「ブラゴスラヴェンノエ村の朝鮮人」『沿アムール報知』、1895 年、58 号).

107. Коковцов В. Н. Из моего прошлого. Воспоми-

нания. 1903-1919 гг. Книга 1. Москва, Наука, 1992 (V.N.ココフツォフ『私の過去から—回想記、1903～1919 年』第一巻、モスクワ、ナウカ、1992 年).

108. Корейцы в судьбе России, СССР и СНГ, Москва, 2000. (『ロシア、ソ連、独立国家共同体の歩みと朝鮮人』、モスクワ、2000 年).

109. Корейцы Приамурского края. Труды Приамурского отдела императорского русского географического общества. Хабаровск, 1895. (「沿アムール地方の朝鮮人」『ロシア帝国地理学協会沿アムール支部紀要』ハバロフスク、1895 年).

110. Ку С. Корейцы: жертвы политических репрессий в СССР 1934-1938 гг. Москва, 2000 (S.ク『朝鮮人：1934～1938 年のソ連の粛清の犠牲者』、モスクワ、2000 年).

111. Кузин А. Т. Дальневосточные корейцы：жизнь и трагедия судьбы. Дальневосточное книжное издательство, Сахалинское отделение, 1993. (A.T.クージン『極東ロシアの朝鮮人：その人生の悲劇』、極東書籍出版社サハリン支部、1993 年).

112. Кузин А. Т. Переход корейцев в дальневосточные пределы Российского государства (Поиски исследователя). Южно-Сахалинск, 2001. (A.T.クージン『極東ロシアへの朝鮮人移住—研究者の探検—』、ユズノ・サハリンスク、2001 年).

113. Кутаков Л. Н. Россия и Япония. М., 1982. (L.N.クタコーフ『ロシアと日本』モスクワ、1982).

114. Кюнер Н. В. Статистико-географический и экономический очерк Кореи. Ч. 1. Владивосток, 1912. (N.V.キューネル『朝鮮の統計・地理・経済概説』第 1 巻、ウラジオストク、1912 年).

115. Кюнер Н. В. Японская эмиграция. СПб, 1914 (N.V.キューネル『日本人移民』サンクト・ペテルブルグ、1914 年).

116. Ларин А. Г. Китайцы в России. Москва, 2000. (A.G. ラーリン『ロシアの中国人』モスクワ、2000 年).

117. Ларин В.Л. Китай и Дальний Восток России. Владивосток, 1998. (V.L.ラーリン『中国と極東ロシア』ウラジオストク、1998 年).

118. Левитов И. Желтая раса. СПб, 1909. (I. レヴィートフ『黄色人種』、サンクト・ペテルブルグ、1909年).

119. Ли Квангю. Корейская диаспора в мировом контексте. Этнографическое обозрение. №3. 1993. С. 28. (リ・クワン・キュ「世界中の朝鮮人移民」『民族学評論』3号1993年、モスクワ、28頁).

120. Ли У Хе., Ким Е. У. Белая книга о депортации корейского населения России в 30-40 годах. Книга первая. М., 1992 (リ・ウ・ヘ、E.U.キム『1930～1940年代のロシアの朝鮮人の強制移住の白書』第1巻、モスクワ、1992年).

121. Лигин М. На Дальнем Востоке. М., 1913. (Iu.リギン『極東地域において』モスクワ、1913年).

122. Лыкова Е. А., Проскурина, Людмила И. Третья волна иммиграции. Корейский вопрос в Приморской деревне в 20-е - 30-е годы XX в. Россия и АТР. №. 2. 1996. Владивосток. С. 82-87 (E.A.ルイコーワ、L.Iu.プロスクーリナ「移住の第三次の波—1920～1930年代の沿海州の農村の朝鮮人問題—」『ロシアとアジア太平洋地域』第2号、ウラジオウトク、1996、82-87頁).

123. Матвеев Н. П. Китайцы на Карийских промыслах. Русское богатство. 1911. № 12. С. 29-43. (N.P.マトヴェーエフ「カリーイスクの金産地」『ロシアの富』、1911年、第12号、29-43頁).

124. Матвеев Н. П. Краткий исторический очерк г. Владивостока. Владивосток, издательство "Уссури", 1990. (N.P.マトヴェーエフ『ウラジオストック市の歴史的概要』ウラジオストク、「ウスリー」社、1990年).

125. Менгден О. Ф. Желтая опасность или иммиграция китайцев и ее влияние на белую и желтую расы. СПб., 1906. (O.F.メングデン『黄禍論即ち中国人移民と白色人種と黄色人種への影響』サンクト・ペテルブルグ、1906年).

126. МеркуловС.Д. Русское дело на Дальнем Востоке. Доклад С. Д. Меркулова Его Императорскому Высочеству Великому Князю Александру Михайловичу 10 марта 1912 г. Желтая опасность. Владивосток, Ворон, 1996. С. 12-89. (S.D.メルクーロフ「極東地域のロシア人の努力. アレクサンドル・ミハイロヴィチ大公への

1912 年 3 月 10 日付けの報告書」『黄禍論』ウラジオストク：「ヴォーロン」社、1996 年、12～89 頁).

127. Моргун З.Ф. Владивосток и японцы. Россия и АТР №. 2, 1993. (Z.F.モルグン「ウラジオストクと日本人」『ロシアとアジア・太平洋地域』第 2 号 1993 年).

128. Моргун З. Ф. Японская диаспора во Владивостоке: страницы истории. (Z.F.モルグン「ウラジオストクの日本人社会—その歴史—」)、Acta Slavica Iaponica. Tomus 14, 1996. Hokkaido University, pp. 136-156.

129. Надаров И. П. Второй Съезд губернаторов и других представителей в г. Хабаровске. 1886. Владивосток, 1886. (I.P.ナダーロフ『知事等の全権のハバロフスク第二次集会、1886 年』ウラジオストク、1886 年).

130. Надаров И. П. Материалы по изучению Уссурийского края. СПб., 1887. (I.P.ナダーロフ『ウスリー地方の調査資料』サンクト・ペテルブルグ、1887 年).

131. Надаров И. П. Материалы к изучению Уссурийского края.Владивосток, 1886. (I.P.ナダーロフ『ウスリー地方の調査資料』ウラジオストク、1886 年).

132. НадаровИ.П. Материалы к изучению Уссурийского края. СПб., 1887. (I.P.ナダーロフ『ウスリー地方の調査資料』サンクト・ペテルブルグ、1887 年).

133. Надаров И. П. Северо-Уссурийский край. Сборник географических, топографических и статистических материалов по Азии. СПб., 1887. (I.P.ナダーロフ「東北ウスリー地方」『アジアに関する地理・地形・統計の資料の論集』、サンクト・ペテルブルグ、1887 年).

134. Надаров И. П. Хунхузы в Южно-Уссурийском крае. Военный сборник. СПб., 1896. №. 9. С.183-204. (I.P.ナダーロフ「南ウスリー地方の匪賊」『軍事紀要』サンクト・ペテルブルグ、1896 年第 9 号、183-204 頁).

135. Накамура Синтаро. Японцы и русские. М., 1983 (中村新太郎『日本人とロシア人』、モスクワ、1983 年、大月書店のロシア語翻訳である).

136. Нам С. Г. Российские корейцы: история и культура. Москва, 1998. С. 22-27. (S.G.ナム『ロシアの朝鮮人：歴

史と文化、1860～1925年』モスクワ：ロシア科学アカデミー東洋学研究所、1998年.

137. Насекин Н. Корейцы Приамурского края. Журнал Министерства народного просвещения. 1904. №. 3. （N. ナセーキン「沿アムール地方の朝鮮人」『文部省の雑誌』第3号、1904年）.

138. Нестерова Е. И. Система управления иммигрантами на Дальнем Востоке (1860-1884), Россия и АТР, №. 2, 2000. С. 58-67. (E.N.ネーステロワ「極東地域の移民対策（1860－1884）」『ロシアとアジア・太平洋地域』第2号、2000年、58－67頁.）

139. Нестерова Е. И. Управление китайским населением в Приамурском генерал-губернаторстве (1884-1897 гг.) Вестник Дальневосточного отделения Российской Академии наук. №. 2, 2000. С. 40-50. (E.N.ネーステロワ「沿アムール総督管区の清国人移民対策（1884－1897年）」『ロシア科学アカデミー極東支部紀要』第2号、2000年、40-50頁).

140. Новомберский Н. Остров Сахалин. СПб., 1903. С.78. (N. ノヴォムベルスキー『サハリン島』、サンクト・ペテルブルグ、1903年).

141. Нужды Николаевского района Приморской области. Труды Амурской экспедиции. СПб., 1911. (『沿海州ニコラエフスク区諸問題：アムール調査団報告書』サンクト・ペテルブルグ、1911年).

142. Описание Кореи. 1900. Москва, 1960. (『朝鮮の現況』1900年、モスクワ、1960年，復刻版).

143. Очерки по истории освободительной борьбы корейского народа. Перевод с корейского. Москва-Ленинград, 1953. (『朝鮮国民の独立運動史概説』ロシア語版、モスクワ・レニングラード、1953年).

144. Пак Б.Д. Корейцы в Российской империи. М., 1993 (B.D.パク『ロシア帝国の朝鮮人』モスクワ、1993年).

145. Пак Б.Д. Корейцы в Советской России: 1917-конец 30-х годов. М., 1995. (B.D.パク『ソヴィエト・ロシアの朝鮮人—1917年～1930年代—』モスクワ、1995年).

146. Пак Б. Д. Освободительная борьба корейского народа накануне первой мировой войны. М., 1967. (B.D.パク『第一次世界大戦直前の朝鮮国民の解放運動』モスクワ、1967年).

147. Пак Б. Д. Россия и Корея. М., 1979. (B.D.パク『ロシアと朝鮮』、

モスクワ、1979年).

148. Пак И.Т. Корейцы в науке Казахстана. Казахстан, 1997. (I.T. パク『カザフスタンの科学の朝鮮人』、カザフスタン、1997年).

149. Пак Шун Дин. Корейская эмиграция в России. Жизнь национальностей, 1920, № 11. (パク・シュン・ディン「ロシアの朝鮮人移民」『民族共存』1920年、第11号).

150. Патканов С. Статистические данные, показывающие племенной состав населения Сибири, язык и роды инородцев. Санкт-Петербург, 1912. Т.3. Ч.3. С.437, 641, 687, 847, 867, 988; ч.7. С.843-862. (S.パトカーノフ『シベリアの民族構成、原住民の言語、出生に関する統計集』サンクト・ペテルブルグ、1912年、第3巻、第3部、437、641、687、847、867、988、第7部、843-862頁).

151. Песоцкий В.Д. Корейский вопрос в Приамурье. Труды Амурской экспедиции. Выпуск 11а. Хабаровск, 1913. (V.D.ペソーツキー『沿アムール地方における朝鮮人問題—アムール探検隊の論文集—』第11a号、ハバロフスク、1913年).

152. Петелин И.И. Китайское общество "Гун и хуй" (Общество единомышленников). Владивосток, 1909. (I.I.ペテーリン『中国人の組織「公意会」』ウラジオストク、1909年).

153. Петров А.И. Когда же началась корейская иммиграция в Россию? Россия и АТР, № 2, 2000. С. 93-104. (A.I.ペトローフ「」『ロシアとアジア・太平洋地域』第2号2000年、93-104頁).

154. Петров А.И. Корейская диаспора на Дальнем Востоке России. 60-90-е годы 19 в. Владивосток, 2000. (A.I.ペトローフ『極東ロシアの朝鮮人移民、1860～1890年代』、ウラジオストク、2000年).

155. Петров А.И. Корейская диаспора в России. 1897-1917. Владивосток, 2001. (A.I.ペトローフ『ロシアの朝鮮人移民、1897～1917年』ウラジオストク、2001年).

156. Пуришкевич В.М. Послесловие. Ухтубужский П. Русский народ в Азии: Переселение в Сибирь. Желтая опасность. СПб, 1913. (V.M.プリシケーヴィチ「後書き」P.ウフトゥブージシキ『アジアのロシア人—シベリアへの移住、黄禍論—』サンクト・ペテルブルグ、1913年).

157. Рабочий рынок Приамурья в1911. СПб., 1912. (『1911 年の沿アムール地域労働力市場』、サンクト・ペテルブルグ、1912 年).

158. Рабочий рынок Приамурья. СПб., 1912. (『沿アムール地方の労働力市場』、サンクト・ペテルブルグ、1912 年).

159. Рагоза А. Краткий исторический очерк переселения корейцев в наши пределы. Военный сборник. №6, 1903. С. 206-222. (A.ラゴーザ「わが国への朝鮮人移住が概説」『軍事通報』第 6 号、1903 年、206-222 頁).

160. Риттих А. А. Переселенческое и крестьянское дело в Южно-Уссурийском крае. СПб., 1899. (A.A.リッチヒ『南ウスリー地方の移住と農業の諸問題』、サンクト・ペテルブルグ、1899 年).

161. Россия и Япония на заре столетия. Под ред. Золотарёва В. А. Москва, 1994. (『20 世紀初頭におけるロシアと日本』V. A. ゾロタリョーフ編、モスクワ、1994 年).

162. Савельев И. Р. Японцы на Дальнем Востоке России: особенности иммиграции. Кунсткамера. Этнографические тетради. Вып. 11. Музей антропологии и этнографии имени Петра Великого РАН, Санкт-Петербург, 1997. С. 68-81. (「極東ロシアにおける日本人—移住の特徴—」『クンストカーメラ：民族誌学ノート』弟 11 号、ロシア科学アカデミーピョートル大帝名称人類学・民俗学研究所、ペテルブルグ東洋学センター出版社、1997 年 11 月、 68－81 頁).

163. Сборник договоров России с другими государствами. 1856-1917. Москва, 1952. (『ロシアの他国との条約集(1856~1917 年)』モスクワ、1952 年).

164. Сборник историко-статистических сведений о Сибири и сопредельных с ней стран. Т. 1, вып. 2. СПб., 1876. С. 13. (『シベリアとその隣国に関する歴史・地理的資料集』第1巻第 2 号、サンクト・ペテルブルグ'、1876 年、13 頁).

165. Смургис Ю. Желтый труд. Забайкальский рабочий. 17 и 21. 07. 1917. (Iu.スムールギス「黄色人の労働」『ザバイカルの労働者』1917 年 7 月 17 日・21 日).

166. Соколов Б. Содружество народов Дальнего Востока. Тихий океан. 1937. №. 1. С. 51-58. (B.ソコローフ「極東地域の諸民族和解」『太平洋』第 1 号、1937 年、51-58 頁).

167. СоловьевФ.В. Китайские отходники и их географические названия в Приморье. Влд., 1973. (F.V.ソロヴィヨーフ『沿海州の中国人移民とその地名』ウラジオストク、1973年).

168. Соловьев Ф. В. Словарь китайских топонимов на территории советского Дальнего Востока. Владивосток, 1975. (F.V.ソロヴィヨーフ『ソヴィエト極東地域の中国語地名辞典』ウラジオストク、1975年).

169. Соловьёв Ф. В. Китайское отходничество на Дальнем Востоке России вэпоху капитализма (1861-1917 гг.). М., 1989. (F.V.ソロヴィヨーフ『資本主義時代における極東ロシアへの中国人の出稼ぎ(1861-1917年)』モスクワ、1989年).

170. Тавокин С.Н. К вопросу о "желтой опасности". Санкт-Петербург-Киев, 1913. (S.N.タヴォーキン『「黄禍論」の諸問題について』サンクト・ペテルブルグ・キエフ、1913年).

171. Таежные походы. Москва, 1935. (『森林での遠征』モスクワ、1935年).

172. Тен Я. Корейцы Советского Союза. Революция и национальности. 1935. №7. С. 44-48. (Ia.テン「ソ連の朝鮮人」『革命と諸民族』第7号、1935年、44－48頁).

173. Унтенбергер П.Ф. Приморская область. СПб., 1900. (P.F.ウンテルベルゲル『沿海州、1855～1900年』サンクト・ペテルブルグ、1900年).

174. Унтенбергер П.Ф. Приамурский край. СПб., 1910 (P.F.ウンテルベルゲル『沿アムール地方』サンクト・ペテルブルグ、1910年).

175. Ухтубужский П. Русский народ в Азии : Переселение в Сибирь. Желтая опасность. СПб, 1913. (P.ウフトゥブージシキ『アジアのロシア人—シベリアへの移住、黄禍論—』サンクト・ペテルブルグ、1913年.

176. Цыпкин С. А. Участие корейских трудящихся в борьбе против интервентов на русском Дальнем Востоке. Вопросы истории, 1957. №. 11. С. 171-175. (S.A.ツィープキン「極東ロシア地域の反干渉軍闘争における朝鮮人労働者」『歴史諸問題』第11号、1957年、171-175頁).

177. Хан С. А. Участие корейских трудящихся в гражданской войне на русском Дальнем Востоке (1919-1922). Корея : история и экономика. М.,

1958. C. 52-65. (S.A.ハン「極東ロシア地域の内戦時の朝鮮人労働者、1919－1922年」『朝鮮—歴史と経済—』モスクワ、1958年、52-65頁）.

178. Хан С. А. Корейские партизаны в борьбе за власть Советов на Дальнем Востоке. Военно-исторический журнал. 1963. № 5. С. 109-114. (S.A.ハン「極東地域のソヴィエト政権確立への闘争における朝鮮人パルチザン」『軍事·歴史雑誌』第5号、1963年、109－114頁）.

179. Хан С. А., Ким В. В. Корейские интернационалисты в борьбе за власть Советов на Дальнем Востоке (1918-1922). Ученые записки Кемеровского пединститута, 1970. Вып. 25. С. 37-56. (S.A.ハン、V.V.キム「極東地域のソヴィエト政権確立への闘争にける朝鮮人、1918－1922年」『ケメロヴォ教育大学紀要』第25号、1970年、37－56頁).

180. Хаскина С. Ш. Документы об участии корейских трудящихся в борьбе за власть Советов на Дальнем Востоке. Труды Центрального государственного архива РСФСР ДВ. Томск, 1960. Т. 1. С. 65-72. (S.S.ハースキナ「極東地域のソヴィエト政権確立への闘争における朝鮮人労働者に関する公文書」『極東地域ロシアソヴィエト連邦社会主義共和国中央国立公文書館紀要』トムスク、1960年、65－72頁).

181. Ювачев И. П. Борьба с хунхузами на маньчжурской границе. Исторический вестник. 1900. Том 82. № 10, с. 177-206; № 11, с. 538 – 564. (I.P.ユーヴァチェフ「満州との国境における匪賊との戦い」『歴史学紀要』第82巻、1900年、第10号、177-206；第11号、538-564頁).

西洋語の参考文献

182. Aubert, L. *Americains e Japonais*. Paris, 1908.

183. Grunfeld E. *Die japanische Auswanderung*. Tokyo, 1913.

184. Brass, Paul R. *Ethnicity and Nationalism : Theory and Comparison*. New Daily, Newbury Park, London : Sage Publications, 1991.

185. *The Cambridge History of China*. Vol. 10. Part 1. Cambridge University Press, 1978.

186. *The Cambridge History of Japan*. Vol. 5. Cambridge University Press, 1996.

187. Ching Young Choe, *The Rule of the Taewongun, 1864-1873, Restoration in Yi Korea*, Harvard

University Press, 1972.

188. Clark G. *The Japanese Tribe : Origins of a Nation's Uniqueness.* New York, 1977.

189. Coman, Katherine, *The History of Contract Labor in the Hawaiian Islands.* N. Y. : Arno Press, 1978.

190. Conroy Hilary. *The Japanese Frontier in Hawaii, 1868-1898.* Berkeley and Los Angeles, 1953.

191. Conroy H., Miyakawa S. *East Across Pacific: Historical and sociological studies of Japanese immigration & assimilation.* New York, 1972.

192. Coolidge M. *Chinese Immigration.* New York, 1909.

193. Daniels Roger. *Politics of Prejudice: the Anti-Japanese Movement in California and the Struggle for Japanese Exclusion.* Berkeley and Los Angeles : University of California Publications in History, 1962.

194. Daniels Roger. *Asian America. Chinese and Japanese in the United States since 1850.* Seattle & London, 1988.

195. Daniels Roger. *Concentration Camps USA : Japanese Americans and World War II.* New York, 1971.

196. Duara, Prasenjit, Nationalists Among Transnationals: Overseas Chinese and the Idea of China, 1900-1911, Aihwa Ong and Donald Nonini, *Ungrounded Empires: the Cultural Politics of Modern Chinese Transnationalism*, Routledge, New York, London, 1997, pp.39-60.

197. *Ethnic Identity: Creation, Conflict, and Accomodation.* Ed. by Romanucci-Ross L. & De Vos G. Third Edition. Walnut Greek, London, New Delhi: Altamira Press, 1995.

198. Forthis, James, *A History of the Peoples of Siberia: Russia's North Asian Colony, 1581-1990*, Cambridge University Press, 1994.

199. Gibson R.O. *The Chinese in America.* New York, 1877.

200. Glazer Nathan & Daniel P. Moinihan. *Ethnicity: Theories and Experiences.* Harvard University Press, 1975.

201. Hyer, Eric. Drems and Nightmares : Chinese Trade and Immigration in the Russian Far East, The Journal of East Asian Affairs, Summer/Fall 1996, Vol. 10, no. 2, pp. 289-308.

202. Joseph Heco. *The Narrative of a Japanese.* Ed. by James Murdoch. Tokyo, 1895.

203. Ichihashi Yamato. *Japanese Immigration. Its Status in California.* San Francisco, 1915.

204. Ichihashi Yamato. *Japanese in the United States: A Critical Study of the Problems of the Japanese Immigrants and their Children.* Stanford, 1932.

205. Ichihashi Yamato. International Migration of the Japanese. Walter F. Willcox, ed. *International Migrations.* Vol. II. Interpretations. National Bureau of Economic Research Inc., New York, 1931, pp. 633-634.

206. Ichioka. Yuji. *The Issei: The World of the First Generation Japanese Immigrants. 1885-1924.* New York, Free Press, 1988.

207. Ichioka Yuji, Sakata Yasuo, Tsuchida Nobuya, Yasuhara Eri. *A Buried Past: An Annotated Bibliography of the Japanese American Research Project Collection*. Berkeley and Los Angeles, 1974.

208. Ichioka Yuji. Japanese Immigrant Nationalism: The Issei and the Sino-Japanese War, 1937-1941. *California History*. Vol. 49. № 3. San Francisco: The California Historical Society, 1990, pp. 260-311.

209. Iriye Akira. *After Imperialism: A Search for a New Order in Far East. 1921-1931*. New York, 1969.

210. Iriye Akira. Imperialism in East Asia, *Modern East Asia*. Ed. by James B. Crowley. New York, Chicago, San Francisco, Atlanta, 1970.

211. Iriye Akira. The Failure of Economic Expansionism: 1918-1931, *Japan in Crisis : Essays on Taisho Democracy*. Ed. by Bernard S. Silberman and Harootunian H. D. Princeton, 1974.

212. Kawakami, Kiyoshi Karl. *American- Japanese Relations*. New York, 1912.

213. Kawakami, Kiyoshi Karl. *The Real Japanese Question*. New York, 1921.

214. Kawakami, Kiyoshi Karl. *Japan Speaks on the Sino-Japanese Crisis*. New York, McMillan Company, 1932.

215. Khisamutdinov, Amir, *The Russian Far East. Historical Essays*. Honolulu, 1993.

216. Kho Songmoo. *Koreans in Soviet Central Asia*. Helsinki, 1987.

217. Kim, Hyung-chan and Patterson, Wayne, ed. *The Koreans in America, 1882-1974. A Chronology and Fact Book*. New York : Oceana Publications, Inc., 1974.

218. Kinney W. Henry. *Modern Manchuria and South Manchuria Railway Company*. Dairen, 1928.

219. Kitano Harry H. L. *Japanese Americans: the Evolution of a Subculture*. New Jersey, 1969.

220. Kolarz, Walter. *The People of the Soviet Far East* .New York, 1954.

221. Kuykendall, Ralph S. *The Earliest Japanese Labor Immigration to Hawaii*, Occasional Papers of University of Hawaii Press, no. 25. Honolulu, 1935.

222. Löwe, Heinz-Dietrich (1992). Russian Nationalism and Tsarist Nationalities Policies in Semi-Constitutional Russia, 1905-1914 in Robert B. McKean (ed.) *New perspectives in modern Russian history : selected papers from the Fourth World Congress for Soviet and East European Studies, Harrogate, 1990*. World Congress for Soviet and East European Studies Basingstoke: Macmillan Academic and Professional in association with the International Council for Soviet and East European Studies, 1992.

223. Malozemoff, Andrew, *Russian Far Eastern Policy in 1881-1904 with Special Emphasis on the Causes of the Russo-Japanese War*, University of California Press, Berkeley and Los Angeles, 1958.

224. Patterson, Wayne, *The Ilse: First-Generation Korean Immigrants in Hawai'i, 1903-1973*, Honolulu: University of Hawaii Press, 2000.

225. Patterson, Wayne, *The Korean Frontier in America: Immigration to Hawaii, 1896-1910*, Honolulu: University of Hawaii Press, 1988.

226. Sakata Yasuo. *Fading Footsteps of the Issei. An Annotated Check List of the Manuscript Holdings of the Japanese American Research Collection*. Asian American Studies Center, Center for Japanese Studies of University of California at Los Angeles, Japanese American National Museum, Los Angeles, 1992.

227. Saveliev, Igor R. Japanese across the Sea: Features of Japanese Emigration to the Russian Far East, 1875 and 1916, *Amerasia Journal"*, Vol. 23, no. 3, winter 1997/1998, UCLA Asian American Studies Center, Los Angeles, pp. 103-122.

228. Saveliev, Igor R. Japoneses al sur del Rio Grande, *La America Latina*. 1991. no. 4. Moscu, pp. 44-47.

229. Saveliev, Igor R., Pestushko, Yuri S. Dangerous Rapprochment : Russia and Japan in the First World War, 1914-1916, *Acta Slavica Nipponica*, Hokkaidô University, no. 18, 2001, pp. 19-41.

230. Saveliev, Igor, Rescuing the Prisoners of the MARIA LUZ : The Meiji Government and the Coolie Trade, 1868-1875, in Edstrom, Bert (ed.) *Turning Points in Japanese History*, Curzon Press, U.K., 2002.

231. Saveliev, Igor, Chinese Migration to Russia in Time and Space, in Pál Nyíri, Igor Saveliev (eds), *Globalising Chinese Migration: Trends in Europe and Asia*, Ashgate Press, U.K., 2002, pp 35-73.

232. Siegelbaum, Lewis H. Another 'Yellow Peril': Chinese Migrants in the Russian Far East and the Russian Reaction before 1917, *Modern Asian Studies*, no. 12, 2, 1978, pp. 307-330.

233. Stephan, John J. *The Russian Far East: a History*. Stanford University Press, 1994.

234. Suh Dae-sook, ed. *Koreans in the Soviet Union*. Honolulu: Center for Korean Studies, 1987.

235. Ta Chen A. M. *Chinese Migrations, with Special Reference to Labor Conditions*. Wash., 1923. Reprinted. Taipei, 1967.

236. Takeda, Junichi. *History of Hiroshima Emigrants in the United States*. Los Angeles, 1929.

237. Taeuber, Irene. *The Population of Japan*. New Jersey, 1958.

238. Treat, Payson J. *Japan and the United States. 1853-1921*. Stanford, 1928.

239. Treat, Payson J. *Diplomatic Relations between the United States and Japan. 1895-1905*. London, 1985.

240. Wakatsuki, Yasuo. Japanese Emigration to the United States, 1866-1924. *Perspectives in American History*. Vol.12. Cambridge, 1982.

241. Wakatsuki Y., Kunimoto I. *La inmigracion japonesa en Bolivia*. Tokyo, 1985.

242. *International Migrations*. Ed. by Walter F. Willcox. Vol. 7. Gordon & Breach Science Publ., 1969.

243. Yamanaka Keiko. New Immigration Policy and Unskilled Foreign Workers in Japan, *Pacific*

Affairs. Vol. 66. no. 1. University of British Columbia, Vancouver, 1993.

244. Yen Ching-hwang, *Coolies and Mandarins: China's Protection of Overseas Chinese during the Late Ch'ing Period (1851-1911)*. Singapore University Press, 1985.

245. *Yokohama. Past and Present*. Yokohama, 1990.

246. Yoshimura, Toshio. *George Shima - Potato King and Lover of Chinese Classics*. Fukushima, Japan, 1981.

新聞・雑誌

247. Амурская газета (『アムール新聞』).

248. Вестник Азии (『アジア通報』).

249. Владивосток (『ウラジオストク』).

250. Далекая окраина (『遠い辺境』).

251. Известия Восточного института (『東洋学院紀要』).

252. Записки Приамурского отдела императорского общества востоковедения, вып. 3. Хабаровск, 1916. С. 186. (『帝政ロシア地理学協会沿アムール支部紀要』1916年第3号).

253. Китай и Япония, Хабаровск, 1910-1916 (『中国と日本』ハバロフスク、№№ 3 (1910), 18, 20, 26, 37, 48 (1911), 86, 100, 109 (1912), 122, 124, 137, 140, 156-157, 159 (1913), 183, 185, 188, 204 (1914), 233 (1915), 237, 239, 242, 247 (1916).

254. Правда (『プラヴダ』)、1937年4月23日、7月9日.

255. Рабочий путь (『労働者の道』)、 1929年10月28日.

256. Советская Россия (『ソヴィエト・ロシア』), 1957年1月11日、О Северном полке на ДВ (「極東地域における『北の部隊』」).

257. Уссурийская окраина (『ウスリー辺境』)、1910年.

258. 『浦潮日報』、1917~1930年.

259. 『新韓民報』、1909~1914年.